

平成20年第5回

香美市議会定例会会議録

平成20年12月 3日 開 会
平成20年12月16日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 0 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 0 年 1 2 月 3 日 水曜日

平成20年第5回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成20年12月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月3日水曜日（会期第1日） 午前9時02分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	業務管理課長	西村 博之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長補佐 吉 本 浩 二

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

議案第 96号 平成20年度香美市一般会計補正予算「第4号」

議案第 97号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」

議案第 98号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」

議案第 99号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」

議案第100号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」

議案第101号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第2号」

議案第102号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）

議案第103号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）

議案第104号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第106号 香美市児童クラブ設置条例の制定について

議案第107号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第108号 香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について

議案第109号 住宅新築資金等貸付事業に係る和解について

認定第 1号 平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 認定第 4号 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8号 平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 認定第 9号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 認定第 10号 平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成20年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成20年12月3日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告
4. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第17号 専決処分事項の報告について

窓口証明システムに係るファックス回線使用料の遅延利息の支払について

報告第18号 専決処分事項の報告について

「香美市立(仮称)A保育園建設工事(建築主体工事)」工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第19号 専決処分事項の報告について

平成19年度農業集落排水事業特別会計消費税過少申告
による過少申告加算税の支払について

報告第20号 専決処分事項の報告について

「平成20年度市営黒土2号団地Cブロック建設工事
(建築主体工事)」工事請負契約の一部を変更契約の締
結について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第4 | 議案第96号 | 平成20年度香美市一般会計補正予算「第4号」 |
| 日程第5 | 議案第97号 | 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算「第2号」 |
| 日程第6 | 議案第98号 | 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2
号」 |
| 日程第7 | 議案第99号 | 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第
2号」 |
| 日程第8 | 議案第100号 | 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算「第2号」 |
| 日程第9 | 議案第101号 | 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算
「第2号」 |
| 日程第10 | 議案第102号 | 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3
号」(事業勘定) |
| 日程第11 | 議案第103号 | 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」
(保険事業勘定) |
| 日程第12 | 議案第104号 | 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第105号 | 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第106号 | 香美市児童クラブ設置条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第107号 | 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第108号 | 香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第109号 | 住宅新築資金等貸付事業に係る和解について |
| 日程第18 | 認定第1号 | 平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第2号 | 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第3号 | 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について |
| 日程第21 | 認定第4号 | 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 |

			の認定について
日程第22	認定第	5号	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23	認定第	6号	平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24	認定第	7号	平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第	8号	平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
日程第26	認定第	9号	平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
日程第27	認定第	10号	平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時02分)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成20年第5回香美市議会定例会を開会をいたします。

これから日程に入りますが、その前に平成20年第5回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走の月を迎え、今年も残すところ1カ月を切りました。議員の皆様方には何かと多忙な中ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。9月議会以降、国際的にも国内的にも大きな情勢の変化が見られます。原油の高騰などインフレが進行していましたが、ここにきてインフレ傾向もようやくとまり、原油も徐々に値下がりしつつあります。しかし、アメリカのサブプライムローンを契機として、世界的なバブル崩壊による厳しい経済不況の影響や、円高の影響が私たちの生活にも暗い影を落としてまいりました。これはアメリカ型の金融資本主義の崩壊とともに、連鎖的な損失が世界じゅうに広がったものと言われております。世界は未曾有の難局を乗り切るために英知を結集し、協力していかなければなりません。来年度以降の税収の落ち込みなど地方自治体運営にも大きな影響は避けられません。政府はいろいろの経済対策、生活対策を考えておりますが、日本の強みはものづくりであり、技術立国として今日まで世界に貢献しながら発展をしてまいりました。今、まさに100年に一度の世界同時不況と言われておりますが、今こそ生産や雇用を生み出す可能性、より大きな技術をふやす技術プログラムを策定し、積極的な施策を推進することが求められております。我が香美市も生産や雇用拡大のための産業振興への取り組みが不可欠であります。

本議会には、継続審査となっておりました決算の認定案件10件、専決処分事項の報告案件4件、議案第96号から議案第109号までの14議案と、最終日に追加議案が予定をされております。それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君の両君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、12月1日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成20年第5回香美市議会定例会の運営につきましては、去る12月1日に開催しました議会運営委員会の協議の結果でご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしました会期及び会議審査の予定表のとおり、本日から12月16日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由までとします。ただし、議案第96号は、新庁舎建設用材としての市有林の伐採や第2北庁舎改修工事の12月中の発注など急を要するため、議案第109号については、住宅新築資金等貸付事業に係る和解議案であり、裁判所は議会の議決待ちとなっており、今後の速やかな法的手続きのため早期議決を必要とします。この2つの案件につきましては本日本会議方式で採決を行います。また、過日の第4回定例議会において継続審査となっておりました平成19年度一般会計並びに特別会計の決算の認定については、本日各常任委員会の審査報告から採決まで行います。

会期2日目、4日から、会期6日目、8日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期7日目、9日から、会期9日目の11日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期第10日目、12日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会へ付託となります。付託となります案件は常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたします。

会期11日目から13日目までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日、16日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

追加案件ですが、執行部から財産の取得に係る議案が1件提案される予定と聞いております。

次に、高知県林活議連等から要請の意見書案第14号と議員から提出の意見書案第15号から意見書案第17号まで、4件の取り扱いについて協議をいたしました。審議の結果、書式を整え、最終日に追加案件として上程される予定です。また、会期中、執行部から上程要請の意見書案が1件予定されております。

次に、一般質問の通告は会期2日目、4日の木曜日、午前10時までをお願いをいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告します。

11日、本会議終了後、庁舎建設特別委員会、議員協議会を開催することになりましたのでご報告をします。

その他の議会運営につきましては、従来どおりでございますので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月16日までの14日間としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月16日までの14日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会議及び会期の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、報告第17号から報告第20号までの専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出をされています。その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。3番、山崎龍太郎でございます。

9月議会以降、閉会中に行財政改革推進特別委員会の審査及び協議を2回、10月22日と11月25日に行いましたので、その経過及び結果を報告します。

10月22日開催における審査事件及び議題は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、3点目、保育料及び給食費の滞納整理等の状況について、4点目、市税滞納整理の状況についてを議題とし、審査いたしました。順次報告を行います。

1点目の住新の滞納整理については、全体的な質疑で「分納誓約後の履行状況の確認では、ほとんどの方が履行できている。」とのことでした。また「物件のない債務者への対応はケース・バイ・ケースになっており、今後の課題である。」との見解でありました。「回収率は前年同月比マイナス15.3%、背景には返済のピークが過ぎ、滞納分については困難な部分もある。」との報告がございました。個別のケースの審査においては、和解案受け入れの妥当性についての説明、強制執行に係る準備等、今後の展開についての質疑がございました。

2点目に、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況についてであります。実績では滞

納額を減少させております。困難を抱えつつも前進させている点評価できると考えます。また、他課との連携も前進しつつあると思います。委員から出された意見としては、「専門家の意見を聞きつつも対応が遅いのでは。」。住宅退去者への追求について、住宅使用料の減免の周知について、分納誓約が確実に履行されず、個別に見ると過年度分滞納が減っていない現実について話があり、説明を受けました。連帯保証人については、「一定の改善は見られたものの、その後話はするものの進捗していない。」との報告がございました。水道料金の滞納では、「黒土C棟で件数が増加したが、流れに沿って対応している。」とのこととございました。

3点目に、保育料及び給食費の滞納整理等の状況についてを審査いたしました。前段で収納管理課長より「9月より1係、2係の事務分担を発展的に解消し、滞納額及び滞納者の状況に応じて班編成をしくことになった。」との説明がございました。まず、保育料、給食費滞納分の徴収実績及び督促状発送件数の対比が示されました。法的措置は順次とっていく。他の滞納との関連、新たな分納誓約の必要性、内容証明送付予定等説明を受け審査を行いました。委員の意見としては、現年分滞納に対して、原課の取り組み等について質疑がなされました。「取り組み強化のため、事務規程の変更も視野に入れながら今後具体化していきたい。」との答弁がございました。

4点目に、市税滞納整理の状況についてを審査いたしました。平成19年度徴収実績では、税源移譲等による市県民税の負担増にて収納率が低下している。口座振替は加入促進の手だては進めている。反面、残高不足にて引き落とし不能のケースがある。滞納整理では、催告書を4月に現年分滞納者940人に、12月に全滞納者3,224人に送付した。分納誓約は810人と締結しているが、履行状況は芳しくない。滞納処分では、財産調査の実施187人、差し押さえ予告を30件、差し押さえ17件、交付要求22件との報告がございました。高額滞納者への対応について、さまざまな手だてをとっているが滞納額は減少していない。また、不納欠損及び執行停止の説明を受けました。平成20年度については、催告書を4月に857名に送付。7月に10万円以下の滞納者1,343名に送付。財産調査、差し押さえは月25件のペース。ただし10月は100件行った。あわせて交付要求との説明を受け、若干の質疑を行いました。全体的な議論では、介護保険料の徴収悪化の背景には制度に対しての不満があり、相続放棄された資産をどうするかについては今後の検討課題である。未申告者への指導は行っている。差し押さえの状況等について個々の答弁がございました。具体的質疑は、詳細を各自、委員が検討するため次回への継続といたしました。

続きまして、11月25日開催の委員会について報告をいたします。

審査事件及び議題は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、3点目、市税滞納整理の状況についてであります。

1点目、住新の滞納整理の状況について担当より説明の要旨は、「収納率は前年同月

比マイナス32.2%であるが、前年より一括償還の減少によるもので、月々の通常返済は300万円で推移している。本年度完成は10件、件数は200件を切った。」との報告がございました。その後、各事案について詳細の報告を受け質疑を行いました。

事案1については、競売にて300万円で落札されたがその実態は。また、経過について、残債務の取り扱いについて。事案2では、元金及び2年分の遅延損害金について、一括納付の身内より申し入れについて。事案3では、係争の内容、連帯保証人の有効性、事項について。また貸し付け当時のずさんな事務を指摘する意見もございました。

以上、多岐にわたる質疑がなされました。

2点目に、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況については、退去後の滞納に対しての手だてが不足している。駐車料金滞納に対しても明け渡し請求は行っている。水道料金滞納は、条例改正を受け閉栓も視野に入れて取り組む。また、連帯保証人1名での滞納者が、黒土A、C棟で合計3名とのこととあります。「現在、滞納者本人に最終催告書を送付と同時に連帯保証人に催告書を送っているが、分納誓約も履行されないなど滞納が改善されない方には厳しく対応を。」との意見もございました。

3点目に、市税滞納整理の状況についてを審査いたしました。補足説明では、「前回会議以降、差し押さえ予告9件、差し押さえ4件、給与照会17件、うち4件完納。」等の報告を受け質疑を行いました。「県巡回支援相談員が2名、月2回程度応援してくれているが、今後もお願いしていく。」とのこと。詳細についての質疑では、「古い滞納もあるが、換価価値がないものが多いので執行停止も考えねばならない。高額滞納者は税目では固定資産税がほとんどである。また、家族で滞納に陥っているケースも多く見受けられる。生命保険の差し押さえは、現在保険を担保にして交渉を行っている。住新も税も滞納の方、結構多い現状があるが住新を優先している。差し押さえ経験者には対応を考えていく。多重債務者へは、商工観光課を紹介するなどの手だてを打っている。転出した方の場合、近隣市町村は訪宅をする。また、居住市町村に照会をかけるなど対応している。」等々質疑を深め、審査を終了いたしました。

その他の件で、本特別委員会において審査を行った社会体育施設使用料について審議会の結果がまとまったとのこととありましたので、今議会で文書において報告を受けることといたしました。

次回会議は1月とし、日時、協議事項は今定例会中に決定することとしております。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

続いて、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を行います。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君）

おはようございます。23番、坂本

節でございます。

まちづくり推進特別委員会の協議の経過と結果について報告いたします。

10月30日、出席委員9名で定足数に達していましたので、開会、協議を進行しました。協議事項は、まちづくり推進特別委員会が協議してきたまちづくりについて、各項目別の政策としての取りまとめ案についての審査、協議であります。取りまとめ案の内容については、これまでの議会定例会において報告してきました大項目の4項目、1項目の人口の定住策、2項目の産業の振興策、3項目、福祉の充実策、4項目、基盤整備について。中項目、小項目に細目化して、具体的に政策としての各委員の意見を集約したものを取りまとめ案として作成したものでありますが、第1回目の取りまとめ案については、人口の定住策、産業の振興策の大部分についての取りまとめ案について審査、協議を行いました。結果、一部修正を要する箇所もありましたが、大よそその方向でということではありますが、「重要な政策実現のためには効果の見える具体策を打ち出すべき。」との意見もありました。その1つ、人口の定住策では、「第一には子育て支援策、若者が子育てを不安なくできる、若者対策をしっかりと、目に見える施策を打ち出すべき。」との意見であります。「保育料も無料にする。」などの意見、「子育てに思い切った支援策」という意見もありました。産業振興策では、農業について、特にゆず生産に関しては、将来的に考えて加工場設置は必須の条件整備ではないか。香美市中山間農業の中心的な位置にあるゆず生産に関して、後継者の問題などもろもろの状況と見通しについて意見、発言があり、その後次回の委員会を11月21日に決定し、閉会しました。

以上が10月30日開催のまちづくり推進特別委員会の会議の結果のあらましと経過でございます。

次に、11月21日に開催のまちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告いたします。

11月21日午前9時、出席委員9名、定足数に達していましたので、開会、協議を行いました。

協議事項は、本委員会が協議してきたまちづくりの各項目別の政策としての取りまとめ案について、10月30日の委員会で協議してなかった項目の3項目、福祉の充実策、4項目の基盤整備についてが主体であります。前回協議した文案についても見直し、協議もいたしまして、一部修正、訂正することと、意見集約、調整しまして、現在作成中であります。

今回の協議内容の取りまとめは、まちづくり推進特別委員会として、第一には市民の立場に立ち行政遂行を目指した意見が主体であったと思いますが、妥当性を欠くことや不当と思われる意見、発言は感じられなかったと思います。

次回委員会開催については、今期議会定例会中に協議して決定する予定であります。

内容の正式報告までは、関係の方面へのご照会も経た上では考えております。

以上、まちづくり推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第96号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第4号」から日程第27、認定第10号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定についてまで、以上24件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第96号から議案第109号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。本日、ここに平成20年第5回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄大変お忙しい中ご参集いただき、まことにありがとうございます。また、議員各位におかれましては、日ごろから市民福祉の向上と市政発展のために常にご努力を賜っておりますことを衷心より敬意感謝を表する次第であります。

さて、異常なまでに高騰いたしておりましたガソリンの店頭価格も、原油相場の低迷を受けここにきてようやく下落傾向にあります。産業界を中心とする金融不安と不況の風は世界じゅうを包んでおり、全く不安定な状況にあります。また、我が国の政治もねじれ現象の中で緊迫した状況にあり、政局中心の政策は混乱に拍車をかけており、一向に先の読めない不透明な時代の中で、地方自治の果たす役割は今後一層重要になってきたと言えると思います。

それでは、以下諸般の報告と今期定例会に付します議案と提案理由の説明を申し上げます。お手元にお配りをさせていただいておりますので、ご参照をいただきたいというふうに思います。

まず、諸般の報告でございますが、総務課からは市長会議について報告をいたします。

10月7日、土佐市におきまして第114回高知県市長会議が開催され、27議案が提出、採択をされました。うち地方分権と権限委譲について、高知県森の腕たち育成事業について、学校施設の耐震化推進に関する財政的支援についての3議案を香美市より提案をいたしました。そして、10月15日には徳島県美馬市にて第125回四国市長会議が開催をされ、地方行財政の充実強化について、福祉行政などの充実強化について、保健・医療行政の充実強化について、山村・過疎地域の振興について、都市基盤整備の充実強化及び防災・災害対策について、以上5つの議案が提出、採択をされました。特に、先ほど申し上げました地方分権と権限委譲につきましてでございますが、先に発表されました地方分権1次勧告では物部川の整備、管理委譲が対象になっておりました。今後の整備、管理上に問題があるとして、第1次勧告発表後から議会とともに強く

反対の意思を示してきた結果、本日の新聞報道にもございましたが、移管対象から外れることが決定をいたしました。

次に、市民賞についてでございますが、11月3日、文化の日に第3回香美市民賞の表彰式を行い、濱田溪禪氏、秋友偉嗣氏、依光好墨氏、加来正幸氏、そして紅白歌合戦実行委員会の4人と1団体の表彰を行いました。

新庁舎建設につきましては、実施計画では各課の机や事務機器の配置等も決まり、構造計算や電気設備設計の進捗率が上がってきております。IT設計では、実施計画と緊密な関係にあります議会中継システムの概要設計がほぼかたまりました。また、実施設計の基礎データを収集するために、9月下旬から10月上旬までにかけて免震構造用の地質調査及び音波測定を行いました。ボーリングは地下57メートルまで行いましたが、50メートル過ぎで堅固な支持地盤にまで到達したことを確認しました。調査員による速報では、新庁舎建設敷地及びこの周辺は大変地盤が固く免震構造に適した地盤とのことでございます。関連事業であります第2北庁舎の改修計画設計も11月末に完了し、今議会に改修工事の補正予算を計上いたしております。電算室の仮移転を来年5月の連休に設定いたしまして、12月に入札、来年1月着工、3月末竣工、4月にネットワーク工事という計画で鋭意作業を進めてまいります。また、新庁舎では香美市木材を積極的に活用することとしており、杉材は物部町の市有林から、ヒノキ材は香北町の市有林から調達する方針としました。伐採は冬季が適していることから、今議会に伐採の経費を補正計上いたしております。今年度伐採すれば建材として使用する平成22年の秋までには自然乾燥の期間も一定得られ、高品位な材が醸成できるものと期待をいたしております。なお、一連の作業には香美、物部両森林組合の全面的な協力を得ることといたしております。

企画課からは、地域間交流でございますが、（北海道積丹郡）積丹町が刃物まつりへ参加をいただきました。10月17日から20日までの間、松井町長を団長とする総勢7人の訪問団においでをいただき、第27回刃物まつりに参加をいただきました。出店の北海道物産展でもたくさんの市民との交流をしていただきました。また、10月17日の歓迎会には60人を超える参加をいただきまして、また翌日の18日には、（積丹町立）余別小学校と縁のございました土佐山田町平山地区で交流会が開かれました。

第2回物部川川祭りについてであります。11月9日に物部川河川敷におきまして物部川川祭りが開催をされました。いざなぎ流神事執行の後、いざなぎ流の御幣切り教室や紙すき、あるいは環境に関するパネル展示、鹿肉や鮎などの試食や販売などさまざまなコーナーが構えられました。また、ステージでは出展者によりまして物部川に感謝する発表が行われるなど、大勢の人で賑わうことができました。

また、県主催の対話と実行座談会についてでございますが、11月13日に中央公民館におきまして住民と尾崎県知事によりまして対話と実行座談会が開催をされました。座談会は参加者11人と傍聴者約110人が参加して行われました。知事から県政方針な

どの説明があった後、農業、林業、教育、福祉、地域づくりなどについて参加者から多様な意見が出されました。また、傍聴者からも意見が出されました。それぞれに知事から丁寧な説明や回答がされました。予定の時間を大きく過ぎるなど、最後に住民の意見を知事がコメントとしてまとめられ座談会は終わりました。

商工観光課からは、消費生活対策についてでございますが、多重債務問題が深刻な社会問題となっていることから、11月26日に香美市消費者生活講座を行いました。高知弁護士会の大塚 丈弁護士による、身近に起こるクレジット、サラ金被害の現状についてをテーマに講演をいただきました。多重債務に巻き込まれない方法、問題解決の糸口をつかめたというふうに思っております。本年4月から多重債務の相談窓口が市町村に設置され、現在まで9件の相談がございました。来年3月14日には、高知弁護士会及び高知県司法書士会によりまして無料相談もプラザ八王子にて実施をいたします。今後も振り込み詐欺防止など消費生活における被害防止の啓発に努めます。

雇用対策につきましては、香美市地域創造計画に基づき来年度の地域雇用創造推進事業に向けて雇用戦略チーム委員会が開催され、地域資源を雇用につなげることの検討を行いました。来年2月までに国へ申請できるよう審議をしております。

建設都計課から、都市計画街路高知山田線でございますが、高知県が施工しています都市計画街路高知山田線、通称あけぼの街道でございますが、平成21年度の完成を目指して事業を進めておりましたが、楠目地区での立体交差部についてJRとの協議がおくれて、完成年度が平成23年度になります。高知県は平成21年度完成が難しいと判断し、本年8月6日に国土交通省へ事業期間などの事業認可変更申請を行いました。9月に承認されまして、この変更によりまして事業期間は平成24年3月31日まで延長されました。

市営住宅につきましては、黒土2号団地の建築工事は躯体のコンクリート打設が完了に近づき、1階部分から内装工事に取りかかっております。年度内完了予定でございます。

土木工事につきましては、辺地事業で取り組んでおります市道後入線は75%、有谷線は90%、谷相線は50%の進捗状況で、過疎事業の市道大平線は進捗率が80%となっております。猪野々西線の用地測量委託業務につきましても順調に進んでおり、いずれも年度内完了の予定でございます。

災害復旧事業につきましては、道路、河川合わせて8件の災害復旧事業のうち6件が発注済で、残り2件は隣接する耕作者との調整が整い次第発注をします。がけ崩れ住家防災対策事業は7件が発注済で、2件が完成し、残り5件も順調に進んでおります。

下水道課からは、管渠築造工事につきましては、公共下水道2件、特定環境保全下水道1件、農業集落排水事業2件の計5カ所で管渠築造工事を行っております。地元の皆さん方の協力をいただきまして、年度内完成に向け順調に工事は進捗をいたしております。

個人排水設備申請につきましては、10月末現在におきましては個人排水設備申請数

は公共下水道が101件、特環下水道が33件となっております。昨年度の申請数は1年間を通じて公共が110件、特環が37件でございまして、既に昨年度に匹敵する申請件数となっております。これは市民の皆さん方の下水に対するご理解のあらわれと思われまます。今後も共用区域内におきましては水洗化の工事を図ってまいります。

ふれあい交流センターからは、香美市民の人権意識調査の実施についてでございます。人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画策定の基礎資料とするため、20歳以上の市民3,000人を無作為に選びアンケートに答えていただく方法で香美市民の人権意識調査を実施いたします。構成としましては人権啓発、人権教育、人権尊重の社会実現について、人権問題に関する意見及び要望の記入の37問となっております。調査期間は11月19日から12月3日まででございます、本日までとなっております。なお、調査票の集計、分析などには専門的な知見と技術を必要とするため、調査の一部を株式会社くろしお地域研究所に委託をいたしました。

林政課からは、第2四半期の間伐実施各事業につきまして保育間伐が26.68ヘクタール、搬出間伐3,090立法が完了し、現在第3四半期の分を実施中であります。作業道の開設につきましては32路線中8路線を完了し、引き続き施工中です。昨年パートナーズ協定を締結しました株式会社ルネサステクノロジとの協働の森づくり事業を11月8日に開催をいたしました。当日はあいにくの雨でございましたので間伐体験と植樹を中止し、吉野青少年の家、香北体育センターで森林についての講話と木工クラブなどを行いました。また、高知工科大学との協働の森づくりにつきましては、11月16日に物部町矢筈山の遊歩道整備を行う予定でございましたが、これも雨のため中止となりました。今後も引き続き植栽や間伐など森林整備を進め、物部川の濁水や濁水などの環境保全活動に取り組んでいきたいと考えております。

有害鳥獣被害対策につきましては、有害鳥獣捕獲につきましては7月から10月にかけて予察捕獲を行いまして、ニホンジカが548頭捕獲いたしてしております。4月から11月までの累計捕獲頭数は1,028頭となっております。平成20年度の有害鳥獣による被害面積は10.48ヘクタール、被害金額は1,575万円に上がっております。算定方法の変更によりまして昨年同時期と比べると減少しているものの、農林業被害が収まる気配はございません。被害防止対策につきましては、11月までにネット牧柵20件、電気牧柵9件、猿落くん1件の申請がございました。総延長7,330メートル、防除面積5.4ヘクタールとなっております。主に対象作物はゆずでございます。また、国指定の剣山山系鳥獣保護区が来年で20年の期限切れを迎えます。環境省より更新及び区域の拡大案が示されております。拡大案は香美市における四国山地、これ（お手元の資料）は森（の回廊）になっておりますが、（正しくは）緑の回廊の大部分を国指定鳥獣保護区にするというものであります。現在、周辺の別府地区、久保地区を中心としてニホンジカ、猿を中心とした農林業被害が拡大しており、その対策としての有害鳥獣捕獲を進めていく上で大きな障壁になる可能性も考えられます。各関係機関と

調整を行いながら市としての考えを醸成したいと考えております。なお、県によります鹿の駆除も、今、白髪山周辺と三嶺山系で行われる予定となっております。

次に、森林土木事業でございますが、林道岡ノ内別府線の災害復旧工事は、施工途中の一部法面崩壊のため工期を延長しました。10月末に完了いたしました。また、林道白尾線の災害復旧工事は、11月中旬に着工し年度内完了の予定でございます。林道影仙頭線は、平成20年度工事を11月下旬に発注しましたが、事業規模が大きいため平成21年度へ繰り越し施工となります。御在所線につきましては、平成20年度工事は来年2月末に完了予定でございます。

学校教育課からは、学力の向上に向けてでございますが、平成20年度全国・学力学習状況調査の結果は、昨年度と同様に中学生の学力は全国と比べて平均正答率が低く、学力の定着状況が大きな問題となっております。学習状況調査からも家庭学習が十分でないことが1つの要因と考えられることから、家庭学習の手引きの作成と活用を図る。2つ目に学年数掛ける10分間の家庭学習時間を確保する。3つ目に家庭学習の内容と授業を関連づけ、魅力ある事業を実施する。4つ目に学校だより、学級だよりなどを活用し、保護者への啓発と協力をお願いする。このようなことを中心に香美市全小・中学校が連携し、学習、生活両面の課題克服の取り組みを進めてまいります。

生涯学習課から芸術祭、体育大会についてであります。第3回香美市芸術祭につきましては、短歌会、俳句会を皮切りに物部町、土佐山田町地区で芸能大会、中央公民館での文化展、社交ダンス発表会などが催されます。多くの方が芸術の秋を満喫をいたしました。なお、11月1日、2日の文化展には、本年度初めて高校生の作品を展示するなど幅広い展示にも努めました。

社会体育関係では、香美市体育大会が9月から11月にかけて開催をされました。ソフトテニスやバドミントン卓球など8種目が実施をされました。全地域から450人余りの方に参加をいただきました。

幼保支援課からは、保育園の建設でございますが、平成21年4月開園予定のなかよし保育園の建設工事は9月上旬に着工しまして、工期は平成21年2月末を予定をいたしております。現時点では基礎工事が終了し園舎の建築に取りかかっております。約40%の進捗率となっております。

中央公民館からは、市民大学が8月26日から9月12日まで行われました。以下、書いてありますように大変盛況な市民大学が行われました。

美術館からは、香美市立美術館第20回企画展についてでございますが、古仏との対話―井上芳明と土佐の仏像展におきまして、青木 淳多摩美術大学准教授監修のもと県内9つの寺の協力を得まして、重要文化財6体を含む25体の仏像と仏像写真とのコラボレーション展を開催いたしました。38日間の会期中1万3,824人、1日平均363.8人と多くの来館がございました。1回の企画展としましては過去最高の動員数となりました。本展には特にリピーターが多く、中には6回も見えられたという方など、

県内のみならず本州からの来場も多く見られました。また、会期中は高知新聞社などと連携で報道関係も多く注目をされましたことにより多大な宣伝効果を生み、県内外における当館の認知度も上がったように思われます。

消防課からは、平成20年1月1日から10月31日までの火災救急及び救助出動件数を表に載せておりますので、ご高覧いただきたいというふうに思います。

高知県中央地区消防操法大会につきましては、10月19日に開催をされました。自動車ポンプの部に香北消防団永野分団、小型ポンプの部に土佐山田消防団植分団が出場しました。それぞれ立派な操法を行いました。

防災体験コーナーの実施につきましては、10月18日、19日に高知工科大学で実施をいたしました。スモークマシンでの煙体験、水消火器を使用した消火体験、AEDの取り扱い、住宅の火災警報器の説明などを実施をいたしました。2日間で約1,000人の方々に体験をしていただきました。

秋季全国火災予防運動期間中の防火宣伝などの実施についてでございますが、11月9日から15日までの秋季全国火災予防運動期間中に、9日には土佐山田消防団、香北消防団、14日に物部消防団がそれぞれ管轄区域で防火宣伝を実施し、火災予防や住宅用火災警報器の早期設置などを呼びかけました。また、11日には消防署前で土佐山田幼稚園児によるマーチングを行い、火災予防を呼びかける防火宣伝を行いました。

次に、今期定例回に提出いたしております、議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第17号から報告第20号は専決処分事項の報告でございます。

続きまして、議案第96号、平成20年度一般会計補正予算「第4号」は、歳入歳出予算の総額に7,961万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ156億8,537万3,000円といたしました。

歳入では普通交付税の追加、障害者自立支援給付費負担金の追加、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の追加、庁舎建設事業債の追加、財政調整基金繰入金の減額、臨時財政対策債の減額などが主なものとなっております。

歳出では、職員人件費の組みかえ、第2北庁舎改修費の追加、障害者自立支援介護給付の追加、鏡野中学校耐震診断等委託料の減額などが主なものでございます。

議案第97号から議案第103号は、平成20年度の各特別会計補正予算となっております。

議案第104号から議案第108号は、各条例の制定であります。

議案第109号は、住宅新築資金等貸付事業に係る和解についてであります。

以上、平成20年度香美市一般会計補正予算「第4号」など報告4件、議案14件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

す。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）　　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第17号から報告第20号までの専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君）　　10番、山崎です。

報告第17号ですけれども、これ引き落としとかにしてるんじゃないでしょうか。どうしてこういったミスがあったのかご説明をお願いします。

それから、報告第19号ですけれども、過少申告ということですが、どうして過少申告になったのか。また、そのどこから、この農業集落排水事業特別会計から出ると思うんですけれども、この金額がどこから出るのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君）　　住民課長、山崎綾子君。

○住民課長（山崎綾子君）　　議員のおっしゃるとおり自動振替にすべきところでしたけれども、その手続きが抜かっておりました。大変申しわけございません。現在は自動振替の手続きをしております。

○議長（中澤愛水君）　　下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君）　　はい。山崎議員の報告第19号についてご説明いたします。

本特別会計におきましては、一般会計より繰入金を受けて会計が成り立っております。通常は消費税に関しましては還付金が発生するという形がとられております。平成19年度の還付金が約120万円というふうな形で申請しておりました。その中で、本来賃金といたしまして非課税として申告すべきところを課税という形で申告いたしまして、誤って申告いたしまして、消費税の確定申告を行ったということで、いわゆる消費税が120万円程度還付されるものが、今回この賃金として行ったために約5万7,000円程度減額されるということで、過少申告であるという判断をいただきました。この過少申告に対しまして加算税ということで、10%のいわゆる懲罰的な意味合いである加算税という形で税が課せられますので、今回、加算税5,000円を予備費から充当いたしまして、22節、補償、補てんのほうから支払いを専決処分により行いました。

以上です。

○議長（中澤愛水君）　　22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君）　　報告第18号と報告第20号についてちょっとお伺いしたいのですが、変更の理由ですが、やっぱり1、2、3、4と挙げてございますけれども、これは当初からこういったことについては考えられることであると。こういったことがどうして変更し、当初に考えられなかったのか。特に強化ガラスの変更とか工法の追

加とか、こういったことは当然最初から考えられことだというふうに思うわけですが、どうして最初にこういったことが設計に入ってこなかったのか、それをお聞きしたいことと、その同額の財源内訳、それをお聞かせいただきたい。

それから、報告第20号も同じことでありますので、その当初の設計、こういったことが、金額がどうして変更になったのか。妙に疑問に思うわけでありますので、この点についても財源内訳をお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、西村議員のご質問にお答えをいたします。

変更の理由につきましてですけれども、具体的な理由はそこに書いてあります4点でございますが、例えば先ほど申されました強化ガラスに変更した理由につきまして言いますと、当初は飛散防止フィルムを設置して対応していく予定でありました。ところが、後で協議をかけていく中で飛散防止フィルムの耐震性は強化ガラスよりは劣るということが発覚したということがありまして、強化ガラスの変更をしました。

それから、一部石膏ボード追加につきましては、予定よりも、石膏ボードをやることによって当初防音が大丈夫という認識を持っておったんですが、やはりGL鋼板ですと雨天時なんかの音がかなり響くということでボードを追加をいたしました。そういったことでございます。

それから、財源につきましては、入札減の余剰金といいますか残った分を充てさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 報告第20号の市営住宅の建築に関しましてお答えを申し上げます。

この外壁の塗装の材料でございますが、本来は、本来といいますか最初からこのものを使いたいという思いではおったのでありますけれども、予算の制限がありまして若干耐久性の落ちる部分で採用をしてございました。

財源につきましては入札減がありました関係で当初のものとしたいと、耐久性を考えて当初のものとしたいとすることで今回変更をさせていただきました。

以上であります。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 思ってたとおりのお答えですけれどもね、議会の答弁です。やはり最近こういう請負契約の変更がたびたびあるわけですね。やっぱりこの報告第18号にしてもしかりですが、やはり安全性は当然でありますし、騒音も同じでありますし、そういった点は要するに当初の設計のときで審議をしてきちっと設計をすることをしておいてほしいわけです。安易に追加でこういったことで専決処分でやられるということは、専決処分は報告でありますので、問題ないわけですので、そういったこと

を安易にやられることは議会としても疑問でありますので。そういった点はやはり、当初の設計図にきちっとしたことをやっぱりやっていただくことを執行部としては、これから心がけていただきたいと思います。

それから、報告第20号も同じでありますので、最初、耐久性のことを考えておったということですので、そういうことであればやはりこういった建物については長期的な使用をするわけですので、耐久性のあるもの、安全性のあるもの、そういったものをきちっと設計の段階でやっていただくということを、今後はやはりそういったことが、こういったように頻繁に起こらない。当初から少々お金が要っても、最初から耐久性、安全性は特にありますので、そういったことを心得た、執行部としての取り組みをお願いいたしますので、それについて担当助役（副市長）のほうからお返事をいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） おっしゃるとおりでございます。特に、経費節減等々も考えて、担当のほうでも設計のほうでも十分そういうことを検討されておると思うんですが、そこで、今特にこの変更の予算がどこから出るか、財源は何かということの答えの中で、入札減を使用するということについては、現実的には当初からやるべきことをやっておたら当然この入札減そのものも使わずに済んでおったかもわからんということもございます。そんなことも含めて、素人ながらもいわゆる専門の業者に設計を委託しておりますのでそれを信じるところで進んでおりますけれども、なお決裁のところでも再度声をかけて、いわゆるそういう状況のないような方向に進めてまいりたい。ここに出てきておるような変更の内容であれば当初にできたんではないかなというように自分も考えますので、反省してまいりたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。

この報告第20号なんですが、変更理由の中で「耐久性の向上のため」とありますけれども、約600万円ぐらいの変更で前より予算がふえておりますけれども、これによりましてどれぐらいの耐久性があるということはお考えでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 材料の変更によります耐久性の向上につきましては、ちょっと調査が足りておりませんので、担当から聞きましてまたお返事をさせていただきます。よろしくお願ひします。（後に補足説明あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

報告第19号について、先ほどの説明でわかったわけですけど、ただちょっと中身で賃金分がということでしたわね。賃金分を外注費か何が計上しよったんか。普通賃金ら

いうたら非課税ですのでね、消費税、わかりきっていること。どういう、こういう単純なミスが起きたのかということと、専門家にも目を通してもらってるとは思いますけど、そこら辺の一連の流れをちょっとお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、この非課税の欄と課税の欄とを一段間違えて記入してしまったという単純なミスでございます。通常ですと、税務署のほうで申告、協議をしたときに税務署のほうも「あ、ここ違ってますよ。」ということによってくださるんですが、ちょうど立て込んでおいた関係で、それがなされないままそのまま確定申告と取り扱われてしまったということで、9月末が期限になっておりまして9月25日に提出したんですけれども、10月に入ってからの確定分として記入が間違っていましたということで税務署から電話が、連絡がありまして、訂正をということでお願いしたんですが、もう一たん9月を過ぎた分につきましては訂正はききませんということで、過少申告ですというふうな形での加算税となりました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 副市長さんは、当然もう最終的な答弁をされたんですけど、ちょっと私はその流れについて疑問に思います。そこをお願いしたいんですけど、この報告第18号のこういう資材や鋼材を入れかえるということは、設計者がこれは、実は1枚貼じゃいかん2枚貼に変えないかとか、いろんなことを言うてきてこういう変更が出てくるのか。それとも発注者である行政のほうからこれは弱いではないかと、ガラスはこれはおかしいんじゃないかということ指摘した上でこういう変更が出てきゆうのかどうか。その点をお願いしたいのと、こういう工事の追加予算を組んでそういう品目を変えていくと、工事そのものの内容は変えずに使っている資材を変えていくということは、この請負者にとっては棚ぼた的な要素を持ってるんじゃないか。その2点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 片岡議員のご質問にお答えをしたいと思います。

建築工事をしていく上で、進捗によりまして現場の請負者、それから設計者、それから私どもと協議を毎週しております。その中で、当初実施設計の中にあつた品目で気がつかなかつた点であるとか、よりここはこうしたらいいかというような協議がされてきたところです。その中で、より長く使われていく施設ですので、そういったよりいい分に変更をかけていくというような手法をとっておりますので、ものによって、協議をかけてしていくというのが実態でございます。

それから、そのことによって請負者に有利ではないかというご質問ですが、そういったことはない。その協議の中でできるだけ安価な方法でやるというような形をとって

おりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 報告第18号につきまして、ちょっと私も若干お聞きしたいと思います。

変更の理由というところで、屋根の騒音防止のためのGL鋼板下への石膏ボードの追加ということですが、これはたるきの上に多分ボードを張っておると思うんですが、ボードの上にまた石膏ボードを追加ということでもいいですかね。

それと1点ですが、3番目のビニールシート床ところに強度対策のためコンパネを1重貼から2重貼ということですが、この床というのは、コンパネというのは、長く使う施設ですので余りよくないんです、はっきり言って。コンパネというのは非常に腐食しやすいと、特に湿気のあるところは傷みやすいというのがありますので余り、長く使用するという施設には余り好まないと思うんですが、その点はどういうふうに設計者は言っていますか。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） まず、石膏ボードの件はお見込みのとおりでございます。

それと、コンパネの部分ですが、そういったことも含めて協議の中でやっておりますので、できるだけそういったことのないような施工をするということで協議をしておりますので、一定大丈夫だというふうな認識は持っております。この2重貼にする部分については強度を要するところがございますので、なおよい、加重に耐えるような方法に切りかえるというところにきています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山本君、いいですかね。

ほかに。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、報告に対する質疑を終わります。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時24分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 矢野議員さんの先ほどのご質問にお答えを申し上げます。

耐久性の向上はどれぐらいかというお話でございます。設計に載せておりました吹きつけ塗装の場合は、通常5年から10年で吹きかえをしなければならないというものでございますが、変更によりまして耐久性が向上したことによりまして、この製品につきましては10年保証があるということでございます。この、もともと周りのA棟、C棟が本材質を使っておりまして関係で当初からこの材質を使いたいということで予定をしてございましたけれども、鉄骨等骨材の材料の急な高騰によりまして、外壁の材質を落として設計しなければ予算内に収まらないという状況ができました関係でそのような対処をさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） お諮りをします。

先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第96号、議案第109号は、急を要する案件等でありますので、本日他の案件と分離し会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議方式により審議、採決にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

これから、議案第96号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第4号」を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） おはようございます。

議案第96号、平成20年度香美市一般会計補正予算「第4号」を提案及び説明させていただきます。

平成20年度香美市一般会計補正予算（第4号）

平成20年度香美市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,961万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億8,537万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成20年12月3日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、人事異動に伴う職員人件費の組み替え及び第2北庁舎改修費の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表 歳入歳出予算補正」及び歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳は、議案96-69ページの提案説明書を朗読して説明にかえさせていただきます。

平成20年度香美市一般会計補正予算（第4号）提案説明書

今回の補正の予算の規模は、歳入歳出予算の総額に7,961万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ156億8,537万3,000円としました。

概要は、歳入では普通交付税の追加、障害者自立支援給付費負担金の追加、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の追加、財政調整基金繰入金の減額、庁舎建設事業債の追加、臨時財政対策債の減額等が主なもので、歳出では職員人件費の組み替え、第2北庁舎改修費の追加、障害者自立支援介護給付の追加、鏡野中学校耐震診断等委託料の減額等が主なものになっております。下記に歳入歳出それぞれの大まかな概要を説明しておりますのでごらんください。

続きまして、議案96-10ページの「第2表 繰越明許費補正」について説明いたします。

今回の補正は、表にありますとおり4件の繰り越し事業について、翌年度に繰り越して使用できる金額をそれぞれ補正後の金額のとおりとし、計1億3,271万5,000円としました。中身につきましては、農林水産業費の中で林道御在所線開設事業、林道押谷線開設事業、林道影仙頭線開設事業、林道整備事業県工事負担金というふうになっております。

次に、同じく議案96-10ページの「第3表 債務負担行為」につきましては、電算室仮移転に伴う通信回線移設業務につきまして、期間を平成21年度、限度額を記載のとおりとして債務負担行為を起こすものでございます。なお、調書につきましては議案96-68ページにございますのでご参照ください。なお、この件については、210万円を本補正予算で平成20年度予算として組んでおります。

次に、議案96-11ページの「第4章、地方債補正」につきましてご説明いたします。

庁舎建設事業債は、全増で限度額6,040万円に。農業施設整備事業債は、160万円追加して限度額3,050万円に。社会教育施設整備事業債は、全増で限度額260万円に。農林水産業施設災害復旧事業債は、180万円追加して限度額1,680万円に。公共土木施設災害復旧事業債は、410万円を追加して限度額1,870万円にしました。補正総額7,050万円を追加して、限度額25億6,230万円となりました。

た。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

歳入歳出一括で行います。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） まず、1点お聞きしたいのですが、議案第96-10ページです。

繰越明許費でこのように林業費が4つ明許として上げられてますが、これ工事の進捗状況と今後の工事計画についてお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） この報告で申し上げたとおりでございます。今現在資料を持ってきておりませんので、後ほど報告させていただきます。（後に補足説明あり）

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） まず、先1点、議案96-11ページの地方債補正で、社会教育施設整備事業ということで新たに260万円、地方債補正したわけですけれども、議案96-61ページの上のほうで、公民館費で地方債を使うということですが、実際施設の起債でありながらそういう施設の何か、建築とか修繕とかそういうほうじゃなくて、こういうふうに一般財源を減らして地方債でやると。一財でもいいんじゃないかというふうな思いもするんですけど、そこら辺のちょっとわかりませんりで教えていただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんの質問にお答えします。

議案96-11と議案96-61は、この表の見方が違うだけで、地方債260万円につきましては中央公民館の耐震実施設計に充てるものでございますので。ただ議案96-61のほうは改修の合計の中での起債となっておりますので、そういうことになります。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番。片岡です。

議案96-35ページ、この13節の委託料の中で健康センター管理運営委託料、これは当初、こういう補正で組むということはどういう内容を持っているかということが1点。

それから、その次の委託料の市有林伐採、これは市の庁舎建設ということですが、このことについては、この市有林の木材だけに使うというように限定しているのか、それ以外にもやはり庁舎の建物には民間からも香美市の木材を使うのか。そこな点はどの

ような考えか、お答えをお願いします。

それから、この15節の工事請負費の第2北庁舎改修費、これ3,500万円ですが、大まかに言ってどういうことをこの工事の内容は持っているのか。

それから、その次のページの13節の委託料、滞納管理システム、こういうことが出てきてるんですけど、この中身はどんなことをするのかをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 片岡守春議員さんのご質問にお答えをいたします。

この委託料の増額は、健康センターセレネの重油の高騰によるものでございまして、指定管理をしておりますけれどもこういう外的な要因がある場合には指定管理料を見直すという項目がございますので、重油の高騰による委託料の増額でございます。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 片岡議員さんのご質問にお答えします。

まず、香美市材の使用につきましては、ご質問のとおりこの伐採費は市有林のみでございまして、香美市材の積極的な利用をするという、構想の中でそううたわれておりますけれども、それでは具体的にどのように活用していくかという中で協議をしまして、それはやはり香美市民の財産である市有林、先人が残してくれたその市有林を新庁舎に有効に取り入れて使うことによって先人の思いをまた未来へつなげていこう、そういう思いの中で市有林、諸般の報告にもありましたけれども市有林のみの使用を想定しております。

それから、第2北庁舎の改修でございますけれども、第2北庁舎の改修は主に外壁の塗装とか、それから内装の変更、これに約半分ぐらい。それから電気工事とか、それから機械設備にも、使えるものは使うという方針のもとでやっておりますけれども新規の機械設備を入れないといけないとか、それから電気工事なんかにしましたら単純に、第2北庁舎は新庁舎が建つまでの2年間は仮事務所として使いますけれども、新庁舎完成後は水道課の事務所として使います。ですから、今のこの時期に水道課が来ることも想定した設計とか、それから設備の配線とか準備ですね。そういうことも含めて工事をするというようなことを主体にしまして、この3,500万円の設計費（後に「工事請負費」と訂正あり）になってしまったということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

議案96-36ページですが、賦課徴収費の委託料でございますが、平成20年3月31日付で143件の滞納処分の執行停止を行っておりますが、現在の滞納管理システムではそれが対応ができない状況であります。また、預貯金の事由コード、理由コードなんですけど、はありますけど事項管理ができていない、できない。それと、現在保険と

か給与、検索による差し押さえに至っては入力コードも現在ありませんのでそのコードも新しく設定して、現在の滞納管理システムの改修が必要となりましたので今回計上させてもらっております。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 関連ですけど、すみません。

その議案96-35ページの市有林伐採委託料というのの関連ですが、委託するがはどんな委託です？伐採する費用とか、その中身について、すみません。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 伐採につきましては、市有林は森林組合に管理いただいておりますけれども、森林組合に伐採を委託する予定でございますが、管理をいただいている市有林、物部（森林組合）それから香北森林組合ですけれども、その中で今回の庁舎で必要とする材がございますけれども、その中で一番適切な材を間伐搬出というような形で、全伐ではなくって、間伐をするという中で調達をしようと、そういうような計画で現在進めております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 質問ではありませんけど、ちょっと議案96-35で、先ほど前田庁舎建設担当参事が工事請負費の15節を先ほど設計費ということで言いましたので、これは違うと思います。訂正しちょかんといかんと思います。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 設計と答弁しまして、気がつきませんでした、申しわけありません。3,500万円以内の設計をしまして、工事請負費としましてはこの金額を予算化、要求をさせていただいている、こういうことでございます。すみません、訂正します。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。入のほうで幾つか聞きます。

まずは、議案96-25ページの公立学校の耐震診断の補助金が県から778万2,000円ということですが、これは前倒しでやっていく分なのか。出のほうでは中学校費、小学校費で減額でということに対応されてるけど、あと前倒しでやる部分の県からの助成の分なのか。それをまず伺います。

それと、議案96-30ページ、受託事業収入の民生費受託事業収入のこの保育園広域入所受託事業収入、それと、中身とそれから対象は何人なのかということ。

それと、議案96-31ページの雑入の51節、市町村振興協会交付金1,865万2,000円、額が大きいんですけども、どこからということと、それからこれは何か基準があって入ってきているのか。その点をお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

これ（公立学校施設耐震診断支援事業費補助金）については仰せのとおり前倒しの分です。8月臨時議会でお願した分と、ただもう1点香北中学校の分もありますので、2つ合わせたこととなります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の雑入のうちの市町村振興協会交付金、51節にかかる分についてご説明いたします。

この分につきましては、宝くじの売り上げに対する配分金として、毎年確定、当初の段階で確定するものではございませんので補正でやらせていただいているということで、なお具体を説明いたしますと、1,865万2,000円のうち本年度配分になりますのは、サマージャンボ宝くじ分が1,685万2,000円、それからオータムジャンボのほうで180万円ちょうどということになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 山崎議員のご質問にお答えします。

議案96-30ページの保育園広域入所の中身と対象人員ということでございますが、これは他の自治体の園児を一定期間、広域入所といたしましてその自治体と協定を結んで受け入れ、契約を結ぶというふうな形になっておりまして、今回については千葉県浦安市、出産のために子どもさんを伴って里帰りしている方になりますけれども、この方が5カ月間本市の保育園を利用するというので1名ですけど、これは1歳児が1名ということで受け入れをするようになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

議案96-23ページの1目の3節、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金というのは初めての交付金ですけど、こういった事業か教えてください。

それと、議案96-25ページの4目の14節と21節、それぞれもう補正でこれでゼロ円になってる、事業がやまったのか、その経過がわかれば教えてください。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 依光議員のご質問にお答えいたします。

地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金ですけども、これはサブプライムローン問題に端を発する今日の状況に対応して、国が景気対策として交付をされるものでございます。これは事業としましては8月以降の事業でないと対象にならんというくくりがございますけれども、そういったことでこの金額については8事業に割り振って、財源の組み替えをしているような状況でございます。事業名を幾つかご紹介いたしますと、

建設都計課の分で言いますと市道東川東ノ谷1号線改良工事であるとか、農政課では岩次地区用排水路改修工事とかいったことで農政関係3つ。それから物部町では大栃地区排水路改修工事とかいうところ。それから林政課では林道亀ヶ峠線舗装工事とかいった合計8事業に財源を組み替えて割り振っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） お答えします。

生き生きこうちの森づくり推進事業費補助金でございますが、これにつきましては当初事業計画をしておったわけでございますが、いろんな事情によりまして事業実施の見込がなくなったため減額しております。

そして、みどりの環境整備支援交付金事業でございますが、これにつきましても当初市のほうで事業計画をしておりましたが、県のほうの事業になりまして今回減額をしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連しますが、先ほど依光議員の（質問）中の議案96-23ページの地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金というやつですが、これは先ほど企画課長の話ではハードの部分ばかりを話されたけど、ソフト部門で何かそういう。これは2分の1助成ですかね。2分の1、国の景気対策でやられた、2分の1なのか、そのところ。ソフト部門で、私の認識では景気対策の部分でソフト部門らで使っても2分の1の国からの交付金として出てくるやつじゃなかったろうかと思いますが、ちょっとそこら辺のところの中身を聞きます。

それと議案96-17ページになりますが、これも初めてだと思いますけど、地方税等減収補てん臨時交付金というやつですが、どんなんですかということの説明をお願いします。

それと議案96-18ページの地方交付税の普通交付税ですが、これで確定なのか、お願いします。

それから、議案96-21ページのごみ袋ですけれども、ごめんなさい、廃棄物処理手数料ちゅうがは、これはごみ袋の減収というふうにとっていいのか。その点お願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

この地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金につきましては、一応使い道についてはこうでなければならないというくくりはございません。市といたしましては、今回は先ほど言いました8事業、これはハード事業がすべてでございます。財源の振り方ですけれども最も有効な使い方ができるような形でやっておりまして、例えば、今言いまし

たうちで言うと一財を多く充てておるような事業に今回は重点的に振り回せということで、例えば、市道東川東ノ谷1号線改良工事なんかですと一般財源として928万4,000円を入れておりましたけれども、これは総事業費も同じ額です。言いますと、全部この額を今度交付金に充当していくと。ほんで、一般財源からこの交付金を使った事業に振り替えるということにしております。そういった形で言いますと、もともと県費の補助とかいうものがある、今回これに財源を振り回しておるのが4つ、ちょっと半分ぐらいになりましようか、8事業のうち半分が補助裏に充てておるということで、あと4つの事業が一般財源だったものをこれの交付金をもって充当したというような状況でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんの質問でございます。

議案96-17ページの地方税等減収補てん臨時交付金というものでございますが、これは道路特定財源の暫定税率執行期間中の地方譲与税や自動車取得税の減の補てんの分で、4月執行分を上げさせていただいております。

それと議案96-18ページの普通交付税の分で確定でございます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 議案96-21ページですが、廃棄物処理手数料はごみ袋の販売代金に当たります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

まず、議案96-34ページですけれども、5目の財産管理費の中の15節、工事請負費、転落防護柵設置工事というのが出てますけど、これはどこの工事を、どこをするのか教えてください。

それから、議案96-43ページですが、この保育園費の中の15節、遊具撤去工事ですけど、これはどこの保育園の遊具を撤去するのか。それか今度新しくできたなかよし保育園のほうに持っていくのか、その遊具ですね、そのことについて教えてください。

それから、その下の23節ですけれども、保育園保護者負担金還付金というのは、これはどういった内容のものなのかということと、それから議案96-46ページの7目、保健事業費の中の保健事業費負担金返還金、これもどういった内容のものなのか教えてください。

それから、議案96-62ページの吉井勇記念館、これは修繕をされるということですから、どういった修繕なのか。また、この財源についても教えてください。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんの質問にお答えいたします。

議案96-34ページ、財産管理費の工事請負費、転落防止柵設置工事でございますが、これは、場所は山田高等学校の南側になります、山田高校の教員宿舎があります。その向こう側に昔、道路の建設予定地がありました。れその部分がもう雑木林で草いっぱいになってまして、それをいろいろ問題がありまして処理した結果、ご存じの幼稚園との間が物すごい段差がございます。その分が非常に危険であったということで、急遽転落防止の柵をするという工事でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 議案96-62ページでございます。吉井勇記念館の修繕費100万円でございますが、この財源につきましては寄附でございます。修繕内容は野外ステージの雨どい、これが17万8,000円。それから展示場内の改修が82万2,000円で、これは展示ケースであります。寄附者のほうからこのスペースを有効に、展示ケースを設置してはということございました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 山崎議員のご質問にお答えします。

議案96-43ページの保育園費のうちの15節、工事請負費の遊具撤去工事の内訳でございますが、これは大柘保育園の木製コンビネーション遊具の、土との、埋めちゅうといいますか、そこが腐食しまして危険であるという判断に立ちましたので、本年度撤去して今後改修の予算を要求していきたいというふうに思っております。

それから、23節の償還金、利子及び割引料のところでございますが、これは保護者負担金の見直しといいますか、確定申告等によりまして、本人申請により各負担金の割合が減額になって、過去2年間にわたりまして、1人の方が対象なんですけど2年分の還付金が見直しによりできたということで、これでやっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

議案96-46ページ、償還金、利子及び割引料の17万7,000円ですが、平成19年度の保健事業費負担金の過交付による還付金でございます。実数が17万6,982円です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 24番、石川彰宏君。

○24番（石川彰宏君） （議案第96-35）庁舎建設費、委託料で、市有林伐採委託料についてお聞きしたいのですが、これは伐採しますと搬出までしなくてはならないわけですが、搬出は葉枯らし材で乾燥するから搬出費は後の来年度予算にのせ

るかという点と、それから香美森林組合と物部森林組合と両方に委託するということが、その金額はどちらがどうかお聞きしたいですが。

○議長（中澤愛水君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） はい。石川議員さんのご質問にお答えします。

おっしゃいましたとおり、杉に関しましては葉枯らし乾燥で、山で切り倒してそのまま乾燥させますので、搬出につきましては来年度の5月ぐらいを予定しております。ですから、物部（森林組合）のほうに委託します杉に関しましては伐採のみと。それから、ヒノキに関しましては香美森林組合にお願いするようになっておりますけれども、「ヒノキの場合は葉枯らし乾燥よりも搬出して製材をした後に乾燥したほうがよりいい材になる。」というお話でしたので、そのような計画を立てておまして、一応見積もりをいただいた時点では、詳細な見積もりではなくて概算の見積もりなんですけれども、物部（森林組合）のほうで約80万円で、搬出までは香美（森林組合）のほうが一応50万円というような、一応その予算枠はいただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。20番です。

わずかなことですが、議案96-45ページの3目の3節、特殊勤務手当（犬・猫）ですが、わかるような、ちょっとわかりづらいような、どういうことで特殊なのかどうか。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 議案96-45ページにつきましてお答えいたします。

これは職員が出て、犬、猫の死体処理にかかる費用でございます。1回1,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっきの質疑の、犬、猫のことではないんですが先の質疑の関連でお聞きしたいですが、議案96-23ページの（地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金）サブプライムローンの金融危機に対する対応で2,600数十万円のご説明があったんですが、これの金額の積算というようなものは国から示されてますか。それと、単発かどうか。何か今後もまだ収まりそうにないんですけどこういうものもありそうかどうか。

それと、（議案96-62）修繕費の中で教育次長がお答えになりました吉井勇記念館の修繕費ですが、この入のほうでふるさと納税寄附金が100万円というのがありますが、これを充てられるのか、それとも教育費の寄附金で充てられるのか。それと、この寄附金は何件か、個人か企業かあると思うんですが、その内訳をお聞きしたいと思います。

それと、議案 96-38 ページですが、選挙管理委員会費の中の委託料で裁判員等予定者異動リスト出力プログラム云々というのがありますが、新しく始まった裁判員制度の対応かと思うんですが、香美市で大体対象が何人ぐらいおられるのか。

それと、議案 96-53 ページの土木費、がけ崩れ住家防災対策費で財源区分が、これ一般会計を充てておったところが国庫のほうで出ておりますが、このがけ崩れ住家防災でやっておったところが国の災害対応の工事に認められたということでしょうか。それをお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 地域活性化に関する交付金についてお答えをいたします。

算定根拠については交付金ですから何らかのものはあると思いますけれども、その部分についてちょっと私は承知をいたして、こちらの手元に資料を持っておりますが承知いたしておりません。ただ、やはり交付金ですので一定の根拠があって算定はされておるだろうということは、およそ推測がされます。

これが単発であるかというご質問ですけれども、表題として「緊急」という名が冠されておることからいたしますと常態的にあるものではないだろうと。単発であるということをご想定しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 議案 96-38 ページの裁判員制度に関する対象者の数でありますけれども、そこはちょっと想定しておりませんでしたので、この後少し調べて報告させていただきます。数は聞いておったんですけどちょっと記憶に残ってませんので。（後に「82名」と追加説明あり）

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 吉井勇記念館の改修費の寄附の内訳が、議案 96-28 ページで教育費寄付金、この 100 万円はこの教育費寄付金の中にございます。

それから、ここの 129 万円の教育費寄付金につきましては、そのほかの 20 万円、これは片地小学校の図書購入へということ。それからあとの 9 万円につきましては、物部町の小・中学校の図書購入ということで、これは香典返しということをございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案 96-53 ページのがけ崩れ住家防災対策費でございますが、これの財源区分につきましては貴重な、先ほどからいろいろ出ております地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を使わせていただいております。

○議長（中澤愛水君） 15 番、依光美代子君。

○15 番（依光美代子君） 議案 96-31 ページの 47 節の雑入ですが、ここ 9 月補正では 21 万円が増額されたと思うんですが、今回また減額になっているのでそれをち

よつと聞かせてください。

それと、議案96-47ページの(2目、塵芥処理費)委託料がここで大きく減額をされております。以前ひよつと聞いたかもわかりませんが、すいませんが教えてください。この可燃ごみの収集量、今回減額が同額になってますよね、香北町、物部町。けど、下のペットボトルについては違いますよね、中間処理の減額。ほんで、この収集量というのは、最初の約束、香北町、物部町は量に関係せずこれだけだよというような取り決めがあるんですか。今回のこの減額の理由を聞かせてください。

それともう1点、議案96-61ページの美術館のことですけれど、今回報償費が減額、それから備品購入費が減額になってますけれども、今回もやっぱりいいものを買ったらあれだけのたくさんの人が香美市に来てくれるということがよくわかったんだと思いますが、今回この減額することで今年の備品購入費というのは昨年からいうたら2分の1になってますよね、50万円。これ15万円削減することで35万円になるんですけど、35万円ではものは買えないんじゃないかなと。今年は辛抱していただいて来年にもっとまとまって大きくするために減額なのか、そこの辺のことをちょっと教えてください。

○議長(中澤愛水君) 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長(片岡芳恵君) 依光議員さんのご質問にお答えします。

議案96-31ページの47節の雑入についてですけれども、いろんなこれは雑入ですけれども、今回の30万2,000円は狂犬病予防注射による、実績による雑入です。狂犬病だけでは雑入がマイナスですけれども、いろんな雑入が含まれておりますので、そういうことです。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長(鍵山仁志君) 議案96-61ページの美術館の減額のことなんですが、まず8節の報償費の謝金の6万円の減額、これは7つの企画展の講師及び協力者の謝金、ギャラリートークとかがございます。これに対して支出する分で、今後の見込みでいきますと6万円は減額できるということでございます。

それから、18節の備品購入費、これは当初35万1,700円ということ、いや当初50万円で35万1,700円と。現実的にこの絵画購入の予定もございましたが、最初、5月17日から6月15日に行いました大坪美穂展、これは東京の作家でございまして、展示用のスタンドで専門のスタンドがどうしても必要だということでございまして、それが約15万円。それから仏像展で国のほうからやっぱり天井から光が入るとということでございまして、そこを覆う防火カーテン、これが4万7,000円ということで使用をいたしまして、その残りが15万円でございますが、これで作品は買えないということで、もうこの時点で減額をさせていただくということでございます。それから、当初の話もございましたが、今の予定でいきますと平成21年度当初予算の要求の

中には備品購入費はございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 議案96-47ページの（2目、塵芥処理費）委託料についてでございますが、これにつきましては事業費の確定による補正でございます。当初予算額より低い額で契約できましたのでこの額を減額いたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 額が、収集というか今回も額が同じですよ、（物部町と）香北町も。そこには何か理由があるかなということも。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） お答えします。

これ見積もりを徴収しておりますので、見積額で同額になりました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 依光議員、よろしいですか。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） すみません。ちょっとそこの辺が納得（いかない）。香北町と物部町で収集量って違いますよね。だけど、収集量は違うけど、それは関係なく収集費用というか委託料っていうのは同じというような約束事か何かがあるんですかね。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） これは、あくまで見積りを徴収しまして、物部町につきましては遠方でもあると。香北町につきましては量も多いということで、たまたま今回同額ということでございます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

その議案96-47ページですけれども、19節の小型車両系建設機械特別教育受講料というのは、これは特別にそういった受講が必要ということかと思いますが、何人の方がこれ受講されたのか。

それと3目のし尿処理費ですけれども、これは増額になってますが、これ一定の基準があつて順に増額をされていくか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思ます。

それと、議案96-67ページですけれどもまちづくり応援基金費。これ新たなものじゃないかと思ます、これの説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） お答えいたします。

議案 96-47 ページの 19 節、負担金、補助及び交付金につきましては、処理場に置いてあります 3 トン未満の建設機械を使用する、（それに）従事する運転手の免許を取らすための受講料に充てます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 議案 96-67 ページのまちづくり応援基金費に関するご質問にお答えいたします。

これは平成 20 年度から始まっておりますふるさと納税に関する寄附金をこちらの基金に積み立てていくということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 議案 96-47 ページで、すいません、抜かっておりました。19 節の香南香美衛生組合負担金でございますが、これは事業費の確定によりまず補正でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13 番、竹平豊久君。

○13 番（竹平豊久君） 13 番です。

議案 96-54 ページ、議案 96-55 ページも関係しますが、議案 96-54 ページでお聞きします。都市計画費の中で公共下水道費で 402 万 7,000 円と特別会計へ繰り出しがあります。これ内容を見てみますと、この金額のうち 241 万 8,000 円というのが消費税となっておるわけですね。かなり消費税が太いわけですが、原資になる分が概算で約 4,800 万円ぐらいというように、内容と思うんですが、これは先ほどの報告事項の、報告第 19 号にあったようなことと関連をするのか、あるいは消費税だけをここに載せて、原資の部分がちょっと見えづらいのですがその辺のところを含めての説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

この分につきましては、議案 99-8 ページをお開けいただけますでしょうか。そちらのほうに、公共下水道特別会計の中で、歳出の中で下水道総務費の 27 節、公課費、消費税及び地方消費税ということで、来年、平成 21 年 3 月 31 日で中間納付をしなくてはならないですが、それに係る分としまして消費税 4% 及び地方消費税 1% の計 5% の現時点での見込み分ということでこの分の金額を入れまして、それを下水道事業の特別会計へ（一般会計）8 款の土木費から支出をしていただくという形をとっておりますので、この分は特別会計へ繰り入れる金額が（一般会計）8 款の土木費から出ているというふうにご理解いただけたらと思います。その 420 万 7,000 円につきましては、この公課費及び工事請負費が若干ありますので、それをトータルした金額となっております。

ます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 内容はわかりました。ということは、平口で言うと年度末にこれ支払わんといかんで早目に補正でこれを上げておくということによろしいですかね。

それと、この原資はやはりこの4,800万円という、僕の計算の概算ですが、そのあたりの事業料といいますか、事業費といいますか、内容についてわかればご説明願いたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） お見込みのとおりでございます。現在時点での概算でございますので、一たん3月に中間納付という形で支払いをしまして、先ほど報告第19号で報告させていただきましたけれども還付というやつを秋に受けるというふうな形で、年間を動いているというふうな形でご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案96-41ページをお開けください。社会福祉総務費のこの災害援護資金貸付金利子補給ですけれども、これ予定より、これ県に返すわけですかね？その差額の部分を。ちょっとそこら辺の説明と、ほんで新たに補正が10万1,000円出たということは当初予定よりどうであったのか。そこら辺のところを詳しく説明していただけますか。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

これは負担している本人に負担（支給）する分ながですけど、まず本人から金利分の3%を負担してもらっております。その中から、3分の2の額を納めてもらった方に利子補給報償金として支給しております。その際に支給額の2分の1の額を県から補助金としてもらっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 議案96-48ページです。農林水産業費の農業費の中の農地費で繰出金101万7,000円と。農業集落排水事業特別会計へ繰り出しということになっておりますが、これも87万3,000円、これが一応農地の購入というような関係かと思いますが、これの場所とそれから購入する面積ですね、ここのあたりをお示し願いたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

こちら先ほどの公共下水道（事業特別会計）と同じで、これにつきましては土佐山田町逆川地区でやっております農業集落排水事業、いわゆる農集排という下水道事業に係る分の繰出金として補正をお願いしているところでございます。それにつきましては議案第101号のほうで計上しております、そのうちで事業費等の追加によりましてこの金額、101万7,000円を追加という形をお願いしております。面積的には逆川地区のいわゆる集落のありますところがすべて対象になっておるといふうな形でご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） すいません、関連して。

今、下水道課長の説明の、金額はそのとおりです。ただそのうち87万3,000円、これがいわゆる終末処理のというふうに自分は理解したものですから、いわゆる終末処理場やったらその施設ということで、ある程度面積も限られてくるんじゃないかというふうなことで思ったわけですが、そのこのところをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 議案101-8ページの、歳出で17節に公有財産購入費87万3,000円、こちらにつきまして、終末処理場といたしまして現在の逆川公民館の下で県道ぶちの農地を買収する予定でございまして、当初来年度ということで計画しておりましたけれども急遽県道のほうが買収に入るといふ形が、補正で県のほうもやりたいという形で申し入れがございまして、うちのほうもそれに引き続き一緒にやっていくということで今回用地購入を計上させていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 先ほど大岸議員からご質問いただきました裁判員制度に関しての説明ができておりませんでしたので、その部分を説明させていただきます。

（裁判員）候補者予定者と、こういうふうと呼ぶんですけれども、香美市では82名というふうになっております。この後裁判所のほうでふさわしいかどうか、できるのかどうかということを調査をいたしまして、これより絞られまして、さらにその裁判の件数によりまして実際に行っていただく方というのは少し少ない数になると。ただ、裁判所で数を絞りますけれども、この候補になった方につきましても異動がございまして、今回計上しました予算によりまして、異動者につきましてもきちんと名簿として出せれるようにするためのプログラムをつくると、こういうことで計上させていただいております。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） すいません、先ほどの竹平議員のご質問で抜かりが

ありまして、面積をとということだったんで、面積のほうは1,080.12平方メートル。平方メートル当たりの単価は5,900円となっております。当初に予定しておりました用地購入にプラスアルファを今回させていただくという形で補正という形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第96号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第109号、住宅新築資金等貸付事業に係る和解についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 後ろの端です。1枚目と2枚目をごらんください。そしたら提案させていただきます。

議案第109号、住宅新築資金等貸付事業に係る和解について

次の和解を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成20年12月3日提出。香美市長、門脇楨夫。

事件番号からこの対象土地までにつきましては、6月議会で議決をいただきました議案第72号の内容のとおりですので目を通しておいてください。

和解条項（案）を読み上げます。

- 1 被告及び利害関係人は、原告に対し、上記対象土地（以下「本件土地」という。）につき、利害関係人を売主、被告を買主とする平成20年1月25日付け売買契約が原告への詐害行為として平成20年10月1日に取り消されたことを確認する。
- 2 被告は、利害関係人の代位権者である原告に対し、本件土地につきなされた高知地方法務局香美支局平成20年2月13日受付第1208号所有権移転登記の、平成20年10月1日詐害行為取消を原因とする抹消登記手続をする。ただし、登記手続費用は、原告の負担とする。
- 3 原告は、被告に対する当庁平成20年（ト）第24号不動産処分禁止仮処分命令申立事件を取り下げる。
- 4 被告は、原告に対し、原告が当庁平成20年（ト）第24号不動産処分禁止仮処

分命令申立事件について供託した担保（高知地方法務局平成20年度金第240号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。

5 原告はその余の請求を放棄する。

6 当事者双方及び利害関係人は、原告と被告との間及び原告と利害関係人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

7 訴訟費用及び和解費用は、各自の負担とする。

提案理由、平成20年7月15日付けで訴訟申立を行った上記事件に関し、平成20年10月1日、高知簡易裁判所から上記和解条項（案）が示されました。この内容が、ほぼ香美市の主張どおりとなっていることから、受け入れることに同意するために議会の議決を求めるものです。

少し補足させていただきます。この和解条項（案）は、平成20年6月議会で議決をいただきました議案第72号の訴訟後の経過の中で提案されたものです。この案件につきましては、6月議会で議決後、7月15日に高知簡易裁判所に提訴しました。口頭弁論は9月3日と10月1日の2回行われ、10月1日に裁判所から提案されたものでございます。この和解条項（案）では、ほとんどが香美市の主張どおりとなっておりますが、和解条項（案）2番の「登記手続費用は、原告の負担とする。」の1点だけが主張と異なるところです。通常は被告負担となるところですが、次のような、これから述べます理由でこの案を受け入れることにしました。和解条項（案）の1で、被告の詐害行為が認められ、抹消登記ができる点では香美市の訴えどおりの和解条項（案）です。第2点として、口頭弁論で互いに譲歩し和解する条件を話し合う中で裁判所から出されたことであり、ここで費用負担にこだわるより香美市が費用を負担し抹消登記手続をしたほうが、後々の強制執行などの手続きがスムーズに行えるというものでございます。ちなみに抹消登記手続費用は、1筆につき登記印紙代1,000円です。今回の場合は議案書にありますとおり1筆だけですので1,000円です。

この和解が成立しますと、高知地方法務局香美支局で平成20年2月13日に受け付けされた所有権移転登記以前の状態に戻すことができますので、他の土地建物と一緒に強制執行というか強制競売ができることとなります。今回の和解条項（案）は香美市長の専決処分事項に指定されておりませんので、議会の議決を求めるものでございます。議会で議決を受けましたら原告側はその旨を裁判所に報告、そして裁判所が被告側に書類を送付し、署名、捺印により和解が成立することとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

- 11番（片岡守春君）　　ここの土地については何か塀が絡んじょったというけど、
そういう、建物とかそういうものを撤去とかそういうことはないんですか。
- 議長（中澤愛水君）　　住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。
- 住宅新築資金担当参事（奥宮政水君）　　お見込みのとおりこの塀部分でございます。
この塀部分がかかっている関係で名前が変わったという関係で、例えば強制執行とか
そういうものに対して支障がございましたので今回訴訟となったものでございます。
- 議長（中澤愛水君）　　11番、片岡守春君。
- 11番（片岡守春君）　　それは土地を戻すということになれば、それは向こうの負
担で塀はのけるということですか。
- 議長（中澤愛水君）　　住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。
- 住宅新築資金担当参事（奥宮政水君）　　塀をのけるというものではございません。
もともと塀の土地というのは今回別に訴訟をしておりました者の、所有となつた者が
全然違う、家族とか子どもなんですけれども、その方に移転登記された関係で、全
然今回の訴訟の相手方とは違つた関係で強制執行ができなくなりましたので、もとの
この利害関係人といいますか、（その）方に名前を戻すだけのことでございます。ほん
で、いわゆるその塀の部分は、もとは強制執行できる方の部分に含まれてた分ござい
ますので撤去でも何でもございません。
- 議長（中澤愛水君）　　ほかに質疑はありませんか。
3番、山崎龍太郎君。
- 3番（山崎龍太郎君）　　すいません、後学のために教えてください。訴訟費用は、
一連この和解に至るまででお幾らかかったのか。
- 議長（中澤愛水君）　　住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。
- 住宅新築資金担当参事（奥宮政水君）　　すいません、すべて弁護士のほうに委託し
ておりますので、またわかり次第報告させていただきます。すいません。
- 議長（中澤愛水君）　　ほかに質疑はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君）　　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
- 議長（中澤愛水君）　　討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、議案第109号採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成
の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（中澤愛水君）　　はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よっ
て、議案第109号は、原案のとおり可決されました。
昼食のため（午後）1時まで休憩をいたします。1時から継続審査となっております
た平成19年度決算につき審査を行いますので、1時にご集合いただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

(午前 11 時 41 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長（中澤愛水君） 休憩前に引き続き会議を行います。

林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 先ほど繰越明許費、議案 96-10 ページですけど、繰越明許費の林道御在所線開設事業でございますが、これにつきましては平成 8 年から平成 25 年度までの開設期間を計画しておりまして、幅員が 4 メートル、延長が 8,258 メートルで、平成 19 年度までが 6,366 メートルを開設しております。平成 20 年度につきましては延長で 367 メートルを計画しておりまして、現在 72% の進捗状況となっております。

そして、林道押谷線開設事業でございますが、平成 4 年度から平成 25 年度までを計画しておりまして、現在までに、全体計画は 1 万 550 メートルで、平成 19 年度までの実績しましては延長で 8,495 メートルを開設しております。平成 20 年度計画は延長が 70 メートルで、現在はまだ開設は 0% でございます。

そして、林道影仙頭線でございますが、平成 13 年度から平成 22 年度までを計画しておりまして、延長が 3,500 メートルで、平成 19 年度までは 1,484 メートルを開設しております。平成 20 年度につきましては 260 メートルを計画しておりまして、現在はまだ 0% でございます。

そして、県営林道でございますが、川口落合線ですが、平成 2 年度から平成 25 年度までを計画をしておりまして、延長が 3 万 1,100 メートル、平成 19 年度までが 1 万 5,549 メートルを開設しております。平成 20 年度は 380 メートルを計画しております。

そして、岡ノ内別府線でございますが、昭和 47 年から平成 25 年度までを計画しておりまして、延長が 1 万 2,092 メートルでございます。平成 19 年度まで 1 万 412 メートルを開設いたしまして、平成 20 年度計画は 250 メートルを計画しております。

そして、立花南池線でございますが、昭和 55 年から平成 25 年度までを計画しておりまして、延長が 9,400 メートルで、平成 19 年度まで 8,142 メートルを開設しております。平成 20 年度の計画は 100 メートルでございます。この 3 線合わせまして進捗率は 22% となっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） それでは、平成 20 年第 4 回議会定例会で継続審査に付してありました、日程第 18、認定第 1 号、平成 19 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 27、認定第 10 号、平成 19 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定についてまで、以上 10 件を一括議題とします。

これから、総務常任委員会、教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員長（黒岩 徹君） 16番、黒岩。

総務常任委員会が平成20年度第4回定例会において付託を受け、継続審査となっておりました平成19年度会計の決算、認定第1号と認定第2号につきまして、平成20年11月10日審査を行いましたので、その経過と結果の報告をいたします。

まず、認定第1号、平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この案件は既に連合審査会におきまして質疑が終わっており、直ちに採決を行い、賛成多数をもって本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第2号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とし、質疑を行いました。

まず、「県補助金の内訳について。」との質問に対し、特定助成事業費補助金及び償還推進助成事業補助金の金額を挙げての内容説明の答弁がありました。続いて、「遅延損害金の、これからの入金される予定はあるか。」との質問に対し、「支払督促や訴訟提訴、抵当権の実行など、法的処置に移行した場合にはすべて請求しており、入金されることは今後もあります。」との答弁がありました。「司法書士の現在の取り組みは。」との質問に対し、「債権回収部会が、司法書士5名の方に依頼し毎月1回開催しています。法的措置を行う場合、書類作成等は分担してお願いしています。」との答弁がありました。また、「弁護士の現在の取り組みは。」との質問に対し、「香美市では1人の弁護士の方に顧問弁護士になっていただいております。相談等を行っています。訴訟については平成19年度は6件を依頼しました。」と答弁がありました。「住宅新築資金等貸付制度改善対策全国協議会参加費の、平成18年度と平成19年度の金額について。」との質問に対し、「平成18年度は1名の参加で資料代があり、平成19年度は担当職員の参加料は無料で、他に2名の分の参加費を負担。資料代はありませんでした。」との答弁がありました。続いて、「起債の繰上償還は今後行うか。また、その場合県補助金の取り扱いは。」との質問に対し、「平成20年度、平成21年度に保証金免除繰上償還を行います。繰上償還を行うと、以後の県補助金は申請できなくなります。平成20年度からの補助金申請はこの繰上償還を加味して申請を行います。」との答弁。

これらの質疑応答の後、採決を行い、認定第2号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） 6番、比与森です。

教育厚生常任委員会が付託を受けた、継続審査になっておりました案件についてのご

報告をいたします。

平成20年度第4回定例会において教育厚生常任委員会が付託を受け、継続審査となっておりました案件は、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、以上4件でございます。去る11月10日、4件につきまして審査を行いましたので、その経過と結果をご報告いたします。

まず、認定第7号、平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「老人保健特別会計は後期高齢者医療制度が始まったことにより移行されたと思うが、事務処理が残る間は続けるのか。」との問いに対して、「後期高齢者医療制度に移行はしましたが、平成22年度までは会計が残ると考える。」との答弁。「65歳から74歳の方にも老人保健の対象がいたと思うが、その方たちはどうなっているのか。」との問いに、「65歳から74歳の老人保健対象者は障害認定された方で、後期高齢者医療制度に移行している。」との答弁がございました。「65歳から74歳の老人保健対象者の場合、選択制であったと思うが、全員が後期高齢者医療制度に移行したのか。」との問いに、「全員ではない。」との答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「財政調整交付金が計上されているが、以前国の算定ミスで香美市に対し交付金が少なく交付されたが、再度交付金で調整すると聞いたが本決算書に反映されているのか。」との問いに、「算定ミスによる交付金については、財政調整交付金の中に入っている。」との答弁。「金額に対し内訳は示されているか。」との問いに、「金額は明らかになっている。」との答弁がございました。「算定ミスについては平成19年度で終わりなのか、平成20年度も継続されるのか。」との問いに、「今回で終わり。」との答弁であります。「保健衛生普及費の健康づくり補助金を受けた団体はどこか。そして平成18年度と同じ団体か。」との問いに、「平成18年度は香北の吹き矢と健康クラブ貴船、平成19年度は香北ヨガと健康クラブ貴船の2団体となっている。」との答弁がございました。「退職被保険者と国民健康保険税の不納欠損額が前年度よりも増加しているが、今後も増加する傾向にあるのか。」との問いに、「年々退職被保険者は増加していることから、滞納者もふえるのではないかと。そのため不納欠損額も若干増加するのではないかとと思われる。」との答弁がございました。また、「国保税の滞納世帯が増加していることにより無保険の子どももふえているが、保険のない世帯の子どもに対する本市の対応と滞納世帯に対する保険課の相談業務はどうなっているか。」との問いに、「保険証の発行は基本的に世帯単位と考えている。ただ、申し出により対応はしている。滞納世帯対策は収納管理課にお願いしている。電話や訪宅は行っていない。」との答弁

がございました。「滞納世帯の子どもに対してはきめ細かな相談体制が必要ではないか。分納誓約の場合、1回の分納金はどのように決めているか。」との問いに、「子どものいる滞納世帯への国の調査もありましたが、基本的には世帯で考えている。子どもへの保険証発行はおかしいと思う。分納金については、まず現年を納めていただくことを基本とした上で、滞納金額、現年額を考慮した上で金額を決めている。」との答弁でございました。「滞納世帯の子どもの保険に関して国から通達があったと思うが。」との問いに、「保険証発行に関しては世帯単位で考えていることから、子どもに普通の被保険者証、親に被保険者資格証明書はおかしいとの通知があった。」と答弁がございました。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第9号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「介護保険普通徴収者の滞納がふえているが、徴収率はどうなっているのか。」との問いに、「普通徴収は年々下がっている状態。」との答弁。「介護保険普通徴収率が落ちてくると、次回の保険料にはね返るのではないか。」との問いに、「介護保険料はほとんどが特別徴収で、普通徴収はわずかなことからさほど影響は受けないと考えている。」との答弁であります。「介護保険の場合の第三者納付金はどのような場合に発生するのか。」との問いに、「国保などと同じように、交通事故等第三者の行為により保険給付を受ける状態となり、介護給付を行った場合にその費用を第三者に請求し納付してもらう。」との答弁がございました。「療養病床の削減によって病床が新老健施設対応に移行すると、介護保険料を押し上げるのではないかと議論もされるが、香美市の医療機関の場合、今後の方向性はどのようになっているのか。」との問いに、「香美市では療養病床を持っている医療機関は5つあり、今後の方向性は決まっている。平成23年末で介護病床は廃止となるので少なくともはなるが、入っている人の数は上回っているため、全体として若干病床数は減少するが行き場がなくなるという心配はしていない。」との答弁がございました。「第4期介護保険（事業計画）の策定計画が進んでいるが、保険料の見直しは議論されていないのか。」との問いに、「今月中に開催予定の第3回目の策定委員会に保険料の提案を予定している。第3期末に9,000万円の基金ができるので基金を一部取り崩し、第3期並みの保険料を考えている。」との答弁があり、「第4期保険料は上げなくて済むのか。」との確認に対し、「はい。」との答弁がございました。「包括的支援事業における嘱託職員は何名で、すべてが専門職か。」との問いに、「包括支援センターの嘱託職員は5名で、すべて専門職。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は賛成多数（後に「全員賛成」と訂正あり）をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第10号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス

事業勘定)の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

「専門の嘱託職員は3名で十分に足りているのか。」との問いに、「9カ所ある事業所にもお願いをしているので、現在は足りている。」と答弁がございました。「包括支援センターから事業所をお願いすることもあるのか。」との問いに、「数多く受け持っていていただいている。」との答弁。「香美市の場合、国からの調整交付金は何%か。」との問いに、「介護保険給付費は国から25%、うち5%が調整交付金。」との答弁がございました。「介護保険の場合、自治体の財政状況により財政調整交付金の枠が広げられるのではないかと。5%でしょうか？」との問いに、「基本的には5%だが、実績では平成18年度8.99%、平成19年度8.87%が交付されている。」との答弁がございました。「平成21年度から、包括支援の場合40.5%から40%になるのですが、差の0.5%はどこへどのように振り分けられるのか。」との問いに「被保険者の方の割合がふえる。」との答弁があり、「被保険者の負担割合は利用料負担となるのか。」との問いに、「第一被保険者の出す割合が20%であり、個人個人の負担ではない。」と答弁。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(中澤愛水君) 次に、産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員長(竹内俊夫君) はい。17番、竹内です。産業建設常任委員会の委員長の報告を行います。

産業建設常任委員会では、平成20年第4回定例会におきまして付託を受けました事件のうち、継続審査となっていた認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の4件の各会計の平成19年度決算の認定について、11月10日、審査を行いました。順次、審査の結果について報告いたします。

まず、認定第3号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑はなく、採決を行った結果、全員賛成をもって認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第4号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第5号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑として、「水道料、下水道使用料、給水原価、供給単価はどれくらいなのか。」という問いに、「1立方メートル処理をするのに500円強要っている。現在徴収して

いる金額が1立方メートル100円で、400円持ち出しである。」との答弁。また、「下水道推進活動商品代と加入促進奨励金とは何か。」との問いに、「9月10日、下水道デーの日に各小学校に毛筆、絵画を展示してもらい、金、銀、銅賞それに参加賞の形で小学生に商品を出す分で、普及活動の一環として商品代を計上して支出となっている。」との答弁。また、「加入促進奨励金は、供用開始後、特環下水道でしたら3年以内に接続をされた家庭につきまして、条例で定められた受益者分担金を一括でいただいております、それぞれの分、3年以内に接続された方に返す奨励金。香北町の場合、13万円をいただいておりますので、1年以内であったら5万円返す。実質8万円の負担で下水道へ加入ができる制度であって、その奨励金の合計金額である。」との答弁。次に、「事務負担金200万円、農業集落排水事業のほうへ回しているようだが、公共下水道のほうから出してよいのではないかと思うが、認定第6号から出しているが特別の理由があるのか。」という問いに対し、「職員、職務に関して農業集落排水のほうでは職員（の経費）を計上しておらず、特に公共下水道と特定環境（保全公共）下水道と比べると公共下水道のほうが枠が大きいのですので、給料の大きい職員は公共下水道のほうへもっていき、給料の安い職員を特環下水道のほうへ回しておりますが、その給料の一番安い職員が技術職員でしたのでこの農業集落排水事業も兼務しており、農業集落排水のほうから特環下水のほうに事務負担金として200万円、職員の給料の一部を負担してもらっている形になっておりまして、こちらの歳入になるが事務負担金として、農業集落排水事業特別会計（からの）負担金として200万円をいただいております形で計上しております。」との答弁。次に、「設計と工事の結果がよくなかったということからカメラ調査などが行われているようだが、工事の引き取り（完成）のときに完全な工事の結果でなかったのではないか。」との問いに、「これは旧香北町の時代の工事になるが、検査の時点でカメラを入れて幹線の中の状況及び排水状況を確認した上で受け取るようにしているが、当時の旧香北町の時代にはそのような検査を行っていなかったということで、特に香北町内で路面の陥没しているところが見受けられる。そこを中心にカメラ調査を行っている。現在までの状況では、幹線本体のクラック、亀裂、土圧により幹線が楕円形になっている。このまま置いておくと管の破損が起きる場所が数カ所あります。そこを順次、維持管理のほうで、100%の単費になるけれども直していきたい。とりあえず平成21年度の予算でもカメラでの調査であるとか修繕とか、一気に直せませんが、また（下水道を）使いながらにもなるし、単価的にも高いものになるので、どうしてもぐあいの悪い場所を直していきたい。この部分については検査の時点でオーケーということで受け取っているの、業者への担保には当たらない。」との答弁。次に、「かなりの修理が必要と思うが、これがこれからどれくらいかかりそうなのか。」という問いに対し、「約5,000万円くらい必要と思う。現在200万円から300万円ぐらいの年間の予算であるので、約20年近くかかるのではないかと思う。下野尻で陥没がとまらず補修した工事費180万円で1.5メートル、メーター当たり100万円

くらいかかる。内容は、使用している下水道管ですので（下水道を）とめるわけにもいかず、キャップを打ちバイパスで送り、そのキャップの間を工事をして直す。また、その上を通っている水道管の撤去、仮設工事、舗装、産業廃棄物の処理料などでメーター当たり100万円はかかる。今の状況では最小限5,000万円は要と見ている。」との答弁。次に、「公共工事の検査の受け取りは重要なことである。課長会でも、この工事に限らず厳しい検査をして受け取ることが大事なことだと思う。今後どのようにしていくのか。」という問いに、「事業課としては、工事監督職員、技術職が工事期間中、現場の確認等で業者と取り組むわけですが、そのあたりの技術の向上を大事にし、工事の監督時点でクオリティを上げていく、それが検査の時点で高い基準での受け取りになるので現在進めている。これからも技術職員の研修及び現地での技術の伝承、伝達も含めて行っていきたい。」との答弁。次に、「公共下水道と特定環境保全公共下水道、どこが違うか。」との問いに、「国土交通省のメニューの違いで、人口の多いところが公共下水道、人口の少ないところが、香北町のように3,000人ぐらいのところは特定環境保全公共下水道である。」との答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、認定第5号は全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第6号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑として、「逆川地区の中に有谷地区は入っていないのか。」という問いに「農林水産省の事業の中で1カ所5戸以上の規定があり枠から外れているが、同じ逆川地区の中であるので、有谷地区については工事の承諾書ももらい、単独になるが幹線を入れて処理をしたい。」との答弁。次に、「この事業の負担金に対して住民の意見はなかったか。」との問いに、「農業集落排水は、受益者負担金は20万円である。負担金は供用開始前に納入してもらおう。この事業は地元からの要望により発生しているもので、高齢者、空き家等あるので100%にはならないが、現在住まわれている方は接続する方向で進めたい。地元説明会で1年目に接続すると10万円、2年目に8万円、3年目に6万円奨励金を出すと説明したところ、1年目に接続するが大半でしたので、負担金、接続状況については現在の進め方でいきたい。」との答弁。次に「龍河洞、商業の方も一律か。」と。「終末処理場の処理の仕方はどうか。香美市以外で例はあるのか。」との問いに、「龍河洞の商業の方も1戸当たりの負担金は同じ。また終末処理については香北町の処理場と違い膜処理、いわゆるフィルターを通すという形である。このような処理場は（高岡郡）梶原町にある。」という答弁。次に、「汚泥処理はどのようにするのか。」という問いに、「汚泥については以前から問題があったが、最近ではレンガのような形にし公園等で使用していた。今、本市の汚泥はセメント工場へ持っていき燃料として使っている。逆川地区から出る汚泥も同じようにしたい。」との答弁。次に、「事業負担金、供用開始前に払うのは、国、県段階でそうになっているのか。」という問いに、

「受益者負担金及び分担金については各自治体で定めることができる。全国の動向も調べて、今回逆川地区については地元からの強い要望があった事業ですので、事前に分担金をいただきたい。」との答弁。次に、「セメント工場で燃料として使っているが、持っていく費用、運搬費もかかる。燃料として使えるのに処理費用は要るのか、またもらえるのか。」との問いに、「現在、香北町の下水道処理場から出ていくときは水を切った状態で、それを許可業者が運んでいる。乾燥して炉の中に入れていくのはセメント工場の負担になる。売れるかどうか難しいと思うが、今までの加工したり埋め立てをしたり、環境汚染を引き起こすとか考えると、経済的にもすぐれていると判断している。」との答弁。次に、「今回、20万円の受益者負担金の根拠は。」との問いに、「公共下水道は、幹線については自治体が負担する。末端環境整備費相当額、面整備に必要な費用、その何分の1かを受益者に負担してもらう方法が一般的。今回、農業集落排水事業、小さい集落へいくまでの幹線については自治体で負担。それから先、面整備にかかる費用を5分の1で計算した金額が1戸当たり20万円となっている。今回の事業の総事業費は5億6,000万円程度の計画であり、地区の戸数で割るのではなく末端管渠整備費相当額を戸数で割った金額で、なおかつカットして20万円という金額を出した。」との答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成をもちまして認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 教育厚生常任委員長にお聞きをいたします。認定第9号、これが「採決の結果、委員会では賛成多数」という報告でございました。この賛成多数、反対が何名かは承知しておりませんが、この認定をしないということであれば、例えば2名以上であれば少数意見の理由とか、あるいは1名でも、要はこれを認定しないという意見表明というものは出されたのか。出されないままにこういった採決になったのかお聞きしたいと思います。

○教育厚生常任委員（比与森光俊君） 報告を間違えたかもしれません。「全員賛成」というふうに言いませんでしたか。

○13番（竹平豊久君） いや、賛成多数と言うた。

○教育厚生常任委員（比与森光俊君） 「多数」言うた？すいません、全員賛成です。

○議長（中澤愛水君） 認定第9号は、先ほど委員長の報告。

○教育厚生常任委員（比与森光俊君） 今の訂正をお願いしたいです。

○議長（中澤愛水君） 先ほどの報告では、認定第9号につきましては「賛成多数」ということでありましたが、「全員賛成で認定することに決しておる」ということであ

りますので、訂正をお願いをいたします。

委員長、そしたらここで訂正をしてください。

○教育厚生常任委員（比与森光俊君） 大変失礼しました。自分発言ミスで、認定第9号ですが、認定第9号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、訂正をお願いします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成19年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定をされました。

これから、認定第2号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第3号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第4号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第4号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第5号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第5号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第6号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第7号、平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第7号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第8号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第8号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第9号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、

て、認定第9号は、原案のとおり認定されました。

これから、認定第10号、平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第10号は、原案のとおり認定をされました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は12月9日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

（午後1時45分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 0 年 1 2 月 9 日 火曜日

平成20年第5回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成20年12月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月9日火曜日（会期第7日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環 境 課 長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成20年12月9日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 15番 依 光 美代子 君
- ② 10番 山 崎 晃 子 君
- ③ 19番 前 田 泰 祐 君
- ④ 5番 織 田 秀 幸 君
- ⑤ 11番 片 岡 守 春 君
- ⑥ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑦ 23番 坂 本 節 君
- ⑧ 12番 久 保 信 彦 君
- ⑨ 20番 大 石 綏 子 君
- ⑩ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑪ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑫ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑬ 18番 山 本 芳 男 君
- ⑭ 2番 矢 野 公 昭 君
- ⑮ 7番 千 頭 洋 一 君

⑩ 4 番 大 岸 眞 弓 君

⑪ 1 番 山 岡 義 一 君

会議録署名議員

1 番、山岡義一君、2 番、矢野公昭君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番。おはようございます。今年最後の議会にトップバッターとして務めさせていただきます。久々の1番のくじを引くことができました。どうぞよろしく願いいたします。通告に従いまして、6点についてお尋ねをいたします。

最初に学力向上についてお尋ねをいたします。

先日の知事と県民との対話集会で、今年4月に実施した全国学力・学習状況調査の結果、高知県の子どもの学力の低さは全国でなんと下から2番目、それも全国平均から大きくかけ離れて低い数値の46番目です。知事は、「この学力の現状は深刻で何とかしないと子どもたちがかわいそう。最低限の基礎学力をつけ、最低レベルからの脱却をせねば。」と、「支援策に力を入れる。」と言われました。早速ゆうべのニュースで言われていましたが、中学向けに単元テストが配付をされたというようなニュースが出ておりました。高知県の平均値がこれほど低いことに驚きました。

さて、香美市の子どもたちはどうでしょうか。今年4月に小学6年生258人、中学生191人を対象に（全国学力・学習状況調査を）実施をしました。その結果は、香美市の小学生は国語、算数ともに全国平均正答率とほぼ同じでしたが、中学生においては国語、算数は全国平均に比べ低く、学力の定着状況に大きな課題があることがわかりました。小・中学校ともに学校によりばらつきがあり、特に小学校2校では全国平均以上で、中学校1校はほぼ全国平均に近いと聞きました。その他の学校はそれぞれどこに課題があると分析をしておりますか。

そして、この学力テストの結果は、毎年実施する学力到達状況把握調査の結果と昨年と同じと言われておりましたが、今年もほぼ同じ傾向でしたか。学力到達状況把握調査の結果は、昨年は平成18年度と比較すると少し低いですが、今年の結果は昨年よりも、平成18年度よりも上がっておりますね。それは学力向上の取り組みの効果が出始めたのでしょうか。それとも今回の学力テストの結果がよかった3校が点数の底上げにつながったのでしょうか、聞かせてください。本来、学力テストは、実施するとその結果を分析し、課題を見つけ、その課題を克服するためにはどのような授業改善を行い、今後の指導に生かすためのものです。いわゆるPDCAサイクルの確立、このことが全校で確実にできていましたか。教育長はどのように受けとめておられますか。今回の課題克服に向け全小・中学校が連携して取り組むとありますが、どのような取り組みをします

か。また、学力向上の目標設定はどのくらいと考えておられますか。この子どもたちの学力低下の原因の1つに生活習慣や規範意識が大きく影響していますね。特に家庭学習ができておらず、小学生より中学生が学習の時間が少なく、家庭学習の仕方がわからないという子どもが多く見られ、今回は特にここに力を入れ取り組みが始まっております。ある学校では、家庭、保護者の協力がなければ家庭学習の定着はできないということで、参観日の後、保護者とこのことをテーマに全学年で話し合いを行いました。家庭との協力のもとに取り組むことで子どもたちに変化が出てきており、家庭学習をするようになった、学習時間も長くなるという結果が生活実態調査アンケートにも出てきております。このように家庭学習の取り組みは、学校だけでなく家庭、保護者との連携が必要と考えます。学校だよりや学級だよりも必要ですが、家庭と連携し、やはり直接話し合いをすべきと考えますが、いかがですか。また、校長会では課題克服に向けどのような取り組みをして、どのような変化があったかなどの話し合いはないですか。よい取り組みをしている学校が幾つかありますね。それを参考にされ、独自性を出していけばより効果が出るのではないですか。以上、学力向上について教育長にお尋ねをいたします。

2つ目に、空き施設の利用についてお尋ねをいたします。

なかよし保育園の建設が、来春の開設に向け着々と進んでおります。来年4月になかよし保育園がオープンすると、旧保育園はそれぞれ空き施設になります。その後の利用はどのように考えておられますか。空き施設利用検討委員会などを立ち上げてはどうでしょうか。一部では既に決まっているとの話も聞きますが、それが事実であればどのような経過で決定したのかもあわせて聞かせてください。

3つ目に、はしかの予防ワクチンについてお尋ねをいたします。

昨年、全国的に若者、特に10代から20代の若者のはしかの流行がありましたね。このはしかは麻しんウイルス感染した患者のくしゃみやせきで広がります。感染力が極めて高く、免疫のない人が感染するとほぼ100%発病します。感染した人の中には急性脳炎を引き起こすなど重症化する人もあります。予防はワクチンが有効で、2回の摂取が効果的とされています。この若者の免疫強化を目的に、5年間の時限措置として今年4月より13歳と18歳全員を対象にワクチンの追加接種が始まりました。厚労省は2012年度までに国内からはしかの排除を目指しており、流行を抑えるためにも接種率95%を目標にしていますが、全国的に接種率は低いと聞いております。本市の接種状況はいかがでしょう。それぞれの対象者数と現時点での接種率はどのくらいでしょうか。中学生は集団接種で実施しておりますか。あわせてお聞きをいたします。

4つ目、生ごみの減量についてお尋ねをいたします。

香美市の可燃ごみの状況は、合併前では、平成13年の13分別に取り組んだ年は前年比約1,000トン減量ができましたが、翌年はその反動か増加し、その後は減少傾向にあります。しかし、その減量は人口も減少しており、1人当たりの排出量から換算してみますと減少ではなく増量になっております。香南清掃組合の一般廃棄物処理基本

計画には、可燃ごみの減量は平成15年度には7%、それ以降は5%ずつ拡大していくとなっております。現状ではこの目標に届きません。このことは香南清掃組合議会では議論をされておられませんか、お尋ねをいたします。この件のみ市長にご答弁をお願いいたします。

香美市では、生ごみの減量につなげたいと生ごみ処理機やコンポストなど購入助成をしています。しかし、近年利用者が少ないように感じます。平成20年度の購入助成の利用者はそれぞれ何名ですか。金額は幾らですか。金額は、ちょっと教えてもらいたいのは、人数が決まれば金額はそれぞれわかってるんですけど、ボカシ容器を1個しか利用されない方もいるんじゃないか、その辺もちょっと知りたいと思ひましてお尋ねをいたします。

引き続き4点についてお聞きをいたします。

ごみを減らしていくためには、さらに行政、市民、事業者の意識的なごみ減量の取り組みが必要だと感じます。生ごみの堆肥化をもっと積極的に推進すべきやないでしょうか。広報で生ごみ処理機やコンポストなどの購入助成のみをピーアールするのではなく、それを利用しての堆肥のつくり方や活用方法もあわせてピーアールすれば利用促進につながるのではないのでしょうか。

2、購入助成により利用者が増加すれば確実に生ごみの減量につながり、行政から歳出するごみ処理経費も軽減されます。その軽減できた費用は何らかの形で市民のために活用できます。このことも、高知市のごみのことでゆうべの夕刊のコラムに載っておりましたね。この購入助成は費用対効果が大きいです。しかし、何年も容器を使用していると壊れます。一度この助成を利用すると終わりではなく、継続する人への支援としてある一定期間を経過すれば再助成ができないのでしょうか。容器が壊れたのをきっかけに取り組みをやめていく人も結構多くあり、また、わざわざ新しく購入してまで続けなくてもと収集に出し始めた人もおります。コンポストなどの継続利用者をふやすほうが得策だと考えますが、環境課長はどのようにお考えでしょうか。

3、生ごみ減量が地域に根づくためには行政だけの啓発活動では限界があります。地域にごみ減量や生ごみの堆肥化に熟知した人をふやすべきです。行政だけで対応するのは大変です。以前に取り組みをしていた人も高齢化のためやめた方も多いです。ぜひ推進してくれる人材の養成が必要ではないかと考えます。そして、人材ができれば体制、仕組みをつくると、行政と住民との協働でのごみ削減が実現します。また、生ごみの減量、堆肥化を推進している団体があるが、これらの団体を活用しごみ減量につなげてはどうでしょうか。以前のことで、平成13年の新たな分別の説明会時に、町内（旧土佐山田町）32カ所で生ごみの堆肥化の、つくり方には3つの方法があるということと啓発活動が行われました。その年には生ごみの減量に取り組む人がたくさんふえておりましたので、ご参考にお伝えをいたします。

4、生ごみの堆肥化も選択肢が幾つかあれば取り組みやすいのではないですか。新し

い方法として、ダンボールを利用して手軽で労力が要らずに安価に堆肥ができるダンボールコンポストを取り入れてはどうでしょうか。実は、こういうものでして、ダンボール箱を利用します。ダンボール箱の中にピートモスともみがらくん炭。もみがらくん炭、もみがらがお家にある方もたくさんいらっしゃいますよね、それを燃やして炭にしたものとまぜまして、それを触媒としてこれに入れ、それで生ごみが出たら毎日これへ入れてもらうという、それで堆肥化ができます。本当に簡単で安価にできます。それからにおいもないということでも簡単にできる、つくりやすいというメリットがありますので、ちょっとお伝えします。中の触媒のみでは650円です。手軽にできるということで福岡県を初め九州、中国地方では利用者が多くふえてます。四国ではまだ普及が少なく、高知県でも今、一部の団体がこれを使おうやないかということで利用が始まっております。ぜひ取り入れてはどうかということで、以上、生ごみの減量についてお尋ねをいたします。

5つ目に、放置自動車についてお尋ねをいたします。

市民グラウンド駐車場に、以前より議会でたびたび言われている放置自動車が、警告の期限を過ぎているのにそのままの状態です。現在どのような対応をしているのでしょうか。所有者はわかっていますか。また、このような状況がほかにも市内にありますか、お尋ねをいたします。

最後に、健康センターセレネについてお伺いをいたします。健康センターセレネを健康づくりの拠点として活用してはどうかということで質問をさせていただきます。

我が町（市）もどこも同じく高齢化が進んでおります。この方々をいかに健康に支援するかが求められております。1つの課だけでなく、連携することで効果も上がります。尾崎知事はこの高知県の高齢化の高いことをマイナスに考えるのではなく、生かし、日本一の健康長寿県づくりを全国に先駆け目指しております。香美市もぜひ県下一の健康長寿市を目指してはどうでしょうか。せっかくの施設ですのに活用し切れていないと思います。確かに健康センターセレネの施設の管理運営は指定管理者が行うが、その管理委託料は市の負担です。施設では、利用者が少なくともプールの加温は一定必要です。今年のように原油の高騰が続けば光熱費などの維持経費は増加します。原油もこのところ下がってはきておりますが、安心できるものではありません。施設も年数が経過すれば老朽化による修繕も必要で、利用者が少なくとも維持経費などの市の負担は比例して増加傾向となります。委託料については、平成19年度は昨年度比約130万円の増、平成20年度の現時点では前年比約342万円の増となっております。去年は改修工事などもあり、総額は約4,270万円でした。今年は修繕費などは去年に比べ少なく、総額では約2,900万円です。せっかくこれだけの費用をかけるのであれば、もっと活用方法を考えるべきではないでしょうか。市からの負担をこれ以上ふやさず、なおかつ市民の健康増進になるように健康づくり推進課、保険課、地域包括支援センター、生涯学習課などが連携して、健康増進のための仕組みをつくり、活用すれば利用者もふえ

ます。水中歩行や軽い運動などをすることで生活習慣病やメタボの予防となり、介護予防や体力づくりなどにも効果を上げ、市民からも喜ばれます。健康長寿の市民がふえれば医療費の削減にも効果を上げ、市からの財源負担を軽減でき、費用対効果は大であると考えますが、市長の見解をお聞きをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） おはようございます。依光議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

学力の向上についてのご質問でありました。依光議員さんのご指摘のとおり、全国学力・学習状況調査の結果は、小学生はほぼ全国水準の定着率であるということでありましたが、中学生については学力の定着状況に課題があるということが明らかになりました。また、小・中学校とも学校によってその学力の状況は違いがあります。ただ、そのことがすぐその学校の位置づけであるというふうにはおられません。児童・生徒の人数も違いますし、また児童の実態も違っています。そういう中で単純に学校ごとの学力を比較することはできないと考えております。しかしながら、それぞれの学校でその結果をしっかりと分析、検討し、それぞれの学校の独自の課題解決に向けて、今取り組みを続けているところであります。

また、市全体としましても校長会や研究主任の会で取り組みの成果、あるいは問題点等を出し合って、よいところはしっかり取り入れていき、問題点につきましてはみんなで研究しながら解決の道を探っていこうとしているところであります。そうした取り組みをしているところでありますが、全体的な状況の把握としては、計算であるとか漢字であるとか、基本的な技能についてはまず全国平均並みであると。あるいは学校によってはもう少し成果の出ているところもあるわけですが、共通して言えることは、算数あるいは数学においてもその問題の意味を十分に把握できていないために設問の答えが導き出せないというふうなことが見られました。また、共通して言えることではありますが、高知県だけではなくて、自分の考えをしっかりと持って、そしてその考えを表現をしていく、あるいは深めていくというふうなことに課題があるということが見えてきております。そういう課題を克服するためにそれぞれの学校での取り組みも進めているところでありますが、共通してその原因であるとか理由を考える。子どもたちが発言をしたときに、なぜそういう考えを出しているのかという、なぜ、どうしてということ絶えず子どもたちに返しながらか、その考えの原因であるとか、深めていくという授業の構成を考えているところであります。

また、家庭学習のことにつきましては、これは大きな課題があると。このことが学力に結びつく1つの大きなかぎではないかと考えておきまして、香美市共通の目標として、諸般の報告にも書かせていただきましたように、1点目はそれぞれの学校で家庭学習の手引きを作成し、子どもたちや保護者にその中身をしっかりと理解してもらるように説

明もしていこうということで取り組みをしております。

2点目は、目標を、学年数掛ける10ということで家庭学習の時間を確保するべく、その家庭学習の大切さを子どもたちや保護者にわかってもらえるように説明をするとともに、適切にチェック、それができていっているのか、どこに問題があるのかということをチェックし、そして評価を入れていく。ただ、その目標に通達していないからということですべてバツということではなくて、家庭の状況であるとか子どもの状況の中では、例えば1時間の学習ということとはとても難しい状況の子どもたちや家庭があったりします。そのことをすべて目標に到達していないからだめなんだということではなくて、子どもたちの努力をしているその過程も大切に見ながら、たとえ10分であっても頑張ったところは頑張ったと評価を入れて、そして10分が20分になり30分になっていくような手だてを一緒に探っていくということをしていきたいと考えています。

また、家庭学習が次の授業に結びついていくように、授業との関連をしっかりと図りながら家庭学習の質と量、これを工夫、また努力を続けていくということで取り組みをしているところであります。

そして、4点目として、保護者や家庭への啓発、学校だけで学力の向上を図ることはできないと考えています。家庭や保護者の方、地域の方、たくさんの方々の協力をいただいて、巻き込んで取り組んでいくことによって学力の向上にもつながっていくと考えて、学校だよりであるとか、あるいは学年だより、学級だより等で絶えず保護者や家庭に呼びかけて、協力をしていただけるように働きかけていきたいと考えています。

また、P D C Aサイクルにつきましては、これは香美市は数年前からこの学校評価の事業の中で、このP D C Aサイクルがしっかり機能するようにしていくということが大きなねらいでもありましたし、そういった取り組みを続けてきておりまして、確実にと言われれば、学校やあるいはそれぞれの地域によって取り組みの差はあるかもしれませんが、このP D C Aサイクルが生きてくるようにということで取り組みを続けておりまして、着実にできてきているというふうに私は把握をしているところであります。今後いろんなことで皆様方のご協力をいただきながら、学校が努力をすると同時に保護者や地域、家庭、すべてが一つになって学力の向上を目指していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いをします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、依光議員の空き施設の利用についてお答え申し上げます。

平成21年4月、なかよし保育園の開園に伴いまして、山田、明治、楠目の3つの保育園が廃園になり空き施設となります。現在は跡施設の利用については庁舎内での利用を優先的に考え、希望を募りながら検討しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） おはようございます。依光美代子議員さんの
はしか予防接種の接種率についてお答えいたします。

はしかの対象者が3期と4期ということで、中学1年生に相当する年齢の方の対象者が216名、接種者が107名、これは11月末現在です。11月末現在ということは8月分までしか返ってきてないということです。その時点で50%。高校3年生に相当する年齢の方で対象者が232人、接種者が123人で58%の接種率です。なお、全国的、県下の接種率ですけれども、9月末現在ということで6月分までの平均で言いますと、全国の接種率が38.8%、高知県が28.5%、香美市が31.2%、これが中学1年生です。高校3年生が9月末現在、6月分までで、全国で22.6%、高知県で22.6%、香美市で19.8%の受診率ということになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） おはようございます。15番、依光美代子議員さんの生ごみの減量についてのご質問で、平成20年度の購入助成の実績についてであります。

本市におきましては、香美市生ごみ処理容器設置事業費補助金交付要綱に基づき、市内の各家庭から排出される生ごみの減量対策として、生ごみ処理容器を設置した場合は予算の範囲内でその購入にかかる費用に対して補助金を交付いたしております。今回お尋ねの平成20年度の現時点での実績は、予算額88万8,000円に対し、土佐山田町内では電気式処理容器は6名で12万300円、EMサポート、コンポスターは8名で1万6,000円。香北町内は実績ゼロであります。物部町内は電気式処理容器は1名で2万2,600円、EMサポート、コンポスターは2名で4,900円となっております。

次に、生ごみの堆肥化をもっと積極的に推進すべきではないかというご質問ですが、家庭から出る燃えるごみには約30%の生ごみが含まれています。その生ごみは燃えるごみとして大半処理されていますが、80%以上も水分を含むため焼却時にむだなエネルギーを消費しています。また、生ごみの収集運搬から焼却にかかる費用は相当なものになり、市の財政を圧迫しています。生ごみを堆肥などにして有効利用すれば大幅な経費縮減につながると考えております。購入助成のピーアールにつきましては、現在本市では広報で購入助成を主体として、また健康まつりで容器の展示をして推進を図っております。今後は、議員ご指摘のように生ごみ堆肥のつくり方や堆肥の活用に関する情報を広報などで提供し、普及啓発を図りたいと考えております。

次に、補助金の再助成についてであります。香美市の現在の補助金交付要綱では、「補助対象基数は補助対象者の属する世帯につきEMサポートは2基、コンポスター、電気式処理容器1基」とうたわれております。本市といたしましても、生ごみの減量化の取り組みを推進するためには本事業は有効かつ不可欠な事業であると考えており、市内全域の住民に利用を呼びかけていきたいと思っております。再助成につきましては、

過去にこの補助制度をご利用された方々はごみの堆肥化を既に経験されておりますので、後で述べさせていただきます手軽で労力も要らず安価なダンボールコンポストでの普及を取り入れていただきたいと考えております。

次に、生ごみ減量を推進する人材の養成と団体への支援についてであります。香美市におきましては来年度以降に地球温暖化対策地域推進計画の策定を検討いたしております。その中で地域の皆さん方の参加していただける体制づくり、推進組織の立ち上げに向け取り組んでまいりたいと考えております。そのときは依光議員さんに積極的にご参加いただき、リーダーとしてご活躍を願えればと思っております。

最後に、ご質問のダンボールコンポストについてであります。議員さんもお指摘のようにダンボール箱を利用した簡単な生ごみ処理装置で、丈夫なダンボール箱とおがくずなどがあれば気軽に生ごみ処理に取り組めるということですので、市の財政に負担をかけずに生ごみの減量につながるのを、先進事例を参考にさせていただきながら今度取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） おはようございます。依光議員さんの市民グラウンドの放置自動車の問いにつきましてお答えいたします。

3月議会でもご指摘を受けましたとおり、市民グラウンド駐車場には3台の放置自動車がありました。大変処理が遅くはなっているところですが、軽自動車協会のほうにも照会を行いまして所有者を確認いたしました。そして、撤去催告の文書を所有者に送付いたしましたところ、1台につきましては「入院をしており留守をしていた。迷惑をかけて申しわけない。」ということで連絡がありまして、業者に撤去の依頼をしたということで、その後撤去がされております。もう1台につきましては所有者と現在の所有者が違ってありまして、その後現在の所有者から連絡がありまして、「年内には必ず撤去する。」ということで回答をいただいております。そして、3台目ですが、こちらは所有者が行方不明ということで、再度転出先を追わえまして撤去催告の文書を送付いたしました但返送されております。その後収納管理課のほうにも現在の状況を再度確認をいたしましたが変わらず行方不明ということでございますので、今後放置自動車として、廃物認定などの手続きに時間がかかると思いますが撤去の処理をしていきたいというふうに思っております。

なお、このような状況が市内のほかにもあるかということですが、生涯学習課の管理しています箇所につきましては、このほかにはございません。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。依光議員の、まず香南清掃組合のごみ減量化についての取り組みについてお答えをさせていただきます。

香南清掃組合は、南国市、香南市そして香美市の3市によって運営をされております。

そして、その議会を年数回行いましてごみの対応についての協議をしているわけであり
ます。特に焼却施設の維持管理、運営等についての協議もしておりますが、当然ごみの
減量についてのこと、特に分別のあり方など、そうした共通する部門について特に3市
の中で、この組合議会の中でも議論をしていかなければならない。また、してきた経過
もございますし、今後もそうしたことにも取り組んでいくことが大切であるというふう
に認識をいたしております。

次に、健康センターセレネの活用についてでございますが、健康センターセレネは旧
香北町時代に住民の健康増進を図ることにより病気予防対策につなげるために、先進的
な取り組みの中で建設をされたものでございます。特に保健医療のまちづくりへの拠点
として旧香北町時代利用されてきました。その活用効果からいたしましても、合併後も
市民の健康づくりの拠点であることに変わりはないわけでありまして、しかしながら、最
近利用者が減少をいたしております、運営には大変厳しいものがございます。利用者
につきましては合併前から減少傾向にあったとなっておりますが、特に最近の充実した
トレーニング施設などが各地に開設されるなどの中で、またあわせて燃料の重油等の高
騰によりまして大変運営の厳しさが増しております。議員の皆様方もご利用いただい
ております。依光議員もご利用いただいておりますが、今後もぜひ多くの皆様方に
ご利用いただきまして、ご指摘のようなメタボ対策、あるいはまた介護予防、また体力
づくりの一環として有効利用を図っていかなければならないというふうに考えておりま
すので、関係各課にも連携を図りまして努めてまいりたいというふうに思っております。

そうした中で、平成21年度からでございますが、特定健診受診者に対しまして、国
保の保健事業としましてセレネの利用券を配布するような計画をいたしております。被
保険者の自己負担率は300円ということで、それを200円の補助、助成になります
が、そうした形でいきたいというふうに思っております。特に香美市内の医師団からも
健康づくりのきっかけにしていくようにとのご指導もあっておりますので、広く市民の
皆さん方にご利用をお願いをしたいということを啓発をしてまいりたい、そのように考
えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。2回目の質問をさせ
ていただきます。

最初に学力向上についてでお尋ねをいたします。教育長さん、ご丁寧にご答弁ありが
とうございました。お話を聞かせていただいて少しずつ効果が出ているということが感
じられました。その中で、私ぜひこんなことはできないかなと思うのは、それぞれの学
校ですごくいい取り組みをしているところがありますよね。1回目の質問でも言ったけ
どそういう取り組み、去年学テをやって課題を見つけ、そのことによって授業改善、こ
こに課題がありそれに向けてどういう授業改善をしたらこんな効果があったとか、そう

いう話し合いは校長会のほうではなされんのやろうか。といいますのも、せっかくそういう取り組みをして効果のある学校があるがですよね。それを聞かれたらすごく参考になっていいんじゃないかなということ、私も今学校評価のほうをさせていただいて、いろんな学校を回っているときにそういうことを感じました。その点ちょっとお聞かせください。

それと、学校によって本当に、教育長さんのお考えに私も賛成です。その点数によって学校を差別をする、序列化する、それはもうとんでもないことやと思う。学校それぞれに事情があり、環境とかいろんな家庭の状況、もろもろの条件によって違ってくるというのは大変理解できます。ただ感じたのは、授業をやって、一生懸命先生がやっておいでなのに空回りしてる先生方もいらっしゃるんですよね。それぞれの学校は授業研をやってると思います。その授業研の後の、そのときにもPDCAサイクル、それができてるかな。やっぱりそこがきちっとできてるところは、その授業を次に見に行ったら改善ができてるがです。授業をするけれど後の検証、反省、改善までつながってないところはやっぱりそこで停滞、よくなってもよくなりようが少ない、何ぼか先生ももどかしい思いをされてるんじゃないかなっていうことを感じたことでした。それで、やっぱり授業研をやられたときにほかの先生方、参観の方のご意見を聞きます。そのときにある学校では子どもの意見も聞いてるんですよね、そのときに。子どもさんにあなたの意見を十分言えましたかとか、いろんな、子どもに対しても。そうしたときに、そこに違いが出てくるんです。先生方、参観に来ている先生それから地域の人であったり、その意見とまた子ども（の意見）が違ってる。やっぱり子どものための授業であるから、そういうことも取り入れたらすごく違うんじゃないかということを感じたところです。ぜひ、せっかくいい取り組みをやってるのでぜひその授業改善をして、それとよその授業を見に行く。その校舎内でも先生方やってると思うけど、やっぱりいい授業をしている、何も県外に行かなくてもこの香美市内でいろんないい取り組みをしている、それぞれの学校にいらっしゃいますよね。そういうことを情報交換というか共有をし、生かしていったらよりよくなるんじゃないか。それから、先生が本当に大変な思いをしているというのはよくわかるがです。けどそういういいことを取り組む、見らしていただくことで、そこですぐ改善の第一歩につながっていくんじゃないかと思いますが、ぜひその辺の見解をお願いをいたします。

それから、今聞くとPDCAサイクルが少しずつできているということで、本当にここにすべてがかかっているんじゃないかと思いますが、ぜひ時々そういう、校長会でも確認と言ったらおかしいけど、その投げかけをぜひ続けてお願いをしたいと思います、よろしくをお願いをいたします。

それと、家庭学習のことですが、本当に今回香美市のご家庭、それぞれこの家庭学習をどうするかということでお手紙を出されたり、いろんな努力をされてます。ぜひそのときにその後どうだったかということをやっていったら、また次へつながっていくんで

はないかと思います。また、今後それをどうつなげていくかとかいうようなことがありましたらお聞かせください。

それと、今来年度の予算配分をしていると思います。この課題解決をするためにもやっぱり支援の必要なところ、予算というと、ややもするといい取り組みをしているところにまたいくという部分がありますよね。そうでなくて、支援を必要なところへ重点配分する、そういうようなことをぜひすべきだと思いますが、いかが考えておられますでしょうか。

それと、先日テレビで学力向上で効果を上げたという取り組みが報道されておりました、日曜日でした。私もちょうどインターネットでそれを調べておりましたところ、東京都北区の神谷中学校の取り組みです。ここも学力が低いということと定着をなかなかしていない、それと子どもさんの不登校から非行、いろんな問題で学校が荒れておりました。それで、その中村校長先生が何とかせねばということで取り組みを始めました。その中で学力を上げるためパワーアップ授業というのを取り組んで、その中にはコースを4コース、基礎充実コース、基礎補修コースとかいう段階を追って4コースこしらえて、月に1回、土曜日にその授業をやる。「あとは夏休み、冬休みを利用して3日間ぐらい。」って言ってました。「7月、8月に3日間ぐらいやられた。」というようなお話がございました。それは数学、国語、英語、これを重点的にやると。ほんで、その担当はすべての先生がかかわるということでやってますけれども、なかなか人手が足りないということで、何とかせねばということで現役の高校生、近所の学校の高校生に来ていただいて、無償でボランティアで入っていただくと。それですごく効果を上げて、子どもたちもやっぱりお兄ちゃん、お姉さんという存在であり、そこからも学び取る。お互いがすごくいい相乗効果があって、それがきっかけでその学校とも交流をし、向こうへ行って高校の授業を見たり、高校に入るためにはどんな勉強をせにゃいかんか、そういうお話を聞かせてもらったりということですごく効果があり、今年の学力テストではその区でトップになったそうです。「そこへいくには5年かかった。」と言うてましたが、生徒も落ちつき、すごい効果が出始めてるということです。ぜひこういう手法も取り入れてはどうでしょうか、教育長のご見解をお尋ねをいたします。

はしかのワクチンについてお尋ねをいたします。

なかなか接種率が上がるのは大変だと思います。ちょうど例年、昨年もそうでしたけど年明けからこう爆発的に流行したというようなことがありますので、ぜひ今月に未接種の方に何らかの呼びかけなりしていったら効果があると思います。ぜひそういうことをやってもらいたいと思いますが、健康づくり推進課長はどのようにお考えでしょうか。

そして、中学生は集団接種で行ってます？（集団）ではない？ぜひ、茨城県の取り組みですが、茨城県では昨年に全国の流行の前にはしかの集団感染が相次いで、これはいけない、何とかせねばということで、今年はいち早く集団接種を取り入れたところ、全国でも一番接種率が高いです、中学生がね。中学生の場合は私立に行ってる方もいるか

らすべて集団接種ということはなかなか難しいかと思いますが、集団接種と個別接種の併用、来年ですけれど、ぜひそういうことをやられたらどうかということを思います。集団接種にすると個別接種に比べても費用もかからないというメリットがあるということ、その茨城県の報告の中で聞いております。

それから、生ごみの減量についてでございますが、組合議会のほうでもそういうことは議論していることで、これは組合議会の中ではその年度のチェック、検証というか、そういう部分はしているのでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、生ごみ容器の助成ですが、今までやっていた方はダンボールのほうでももらったらいということ、それも前向きに検討してくださるということですが、合併前に容器に補助金をいただいている方は、合併後はもうそこがスタートと考えていいですか。その辺お聞かせください。そのことをよく私も問われるんです。以前、もう10年ぐらい前にやってた。ほんで合併したから、それは新市になったんだから構わないよねということ聞かれます。ぜひこれは助成をするべきだと思います。これしてくださることでこの香美市のごみ処理経費が削減できるんですよ。そのごみ容器から比べたら随分費用対効果大きいと思うんです。だけど、新たに自分が買ってまでどうしてせないかんということ最近よく、やっぱりこの世の中がせちがらいというか厳しくなったからでしょうね。自分たちも努力してるんだと。だからやりゆうことは市にも負担軽減、私たちの大事な税金を使われてるんやから。「私たちも協力する、だけど私のほうにも協力をしてもらえないか。」というような声もありますが、いかがお考えでしょうか。

それから放置自動車ですが、廃物認定をしていくということです。これ廃物認定、この条例（第148号（香美市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例））第10条の2を見るとすぐ、もうできるんじゃないですかね。これをもう手だてをとってるから、「2、市長は香美市放置自動車廃物判定委員会が定める判定基準により当該放置自動車を明らかに廃物として判断できるものについては、前項の規定にかかわらず廃物として認定することができる。」とありますが。本当にこれ3月議会に出て、それまでも長いことあそこにあったんですよ。その警告書が張られたのは9月でしたよね。ぜひ早目早目にしていかな、あ、行政も構んなって感じでするいことをしようとか、する人はそういうところを意外と見ているから、やはり早くに公平にやるということが大事じゃないかと思います。それと、やっぱり市の財産をいつまでも所有しているということもありますので、その辺よろしくお願いします。

それからセレネについて、ぜひ市長のほうもいろいろそういうことを考えておられるんですが、今本当に健康にありたいと思う人がふえてるんですよ。ただ今年8月に総合スポーツクラブ、それを立ち上げるか立ち上げないかについてアンケート調査をしたときに、「あなたは身近にスポーツをするところがあればしますか。」と言ったら、6割の方が「したい。」という声が上がってます。それで「何のためにするんですか。」と

言ったら「健康増進」、もう1つは「健康増進もしくは健康維持のために。」、あとは「楽しむスポーツをしたい。」というような声もあります。やっぱり健康のために少し運動をすることでいろんな生活習慣病の予防から、それからメタボもそうです。メタボの方たちのために、特定健診の実施者にプール券が配布されるということですのでごくいい取り組みだと思います。ぜひセレネのほうでもその人たちが来たときに適切なアドバイスができるように、もしくはそこでメタボリック予防教室、予防対策のための運動教室というのを開く、そんなのをされたらそれを目的に行かれる人もあるかと思いますので、ぜひそういうこともお願いします。それから水中歩行、それをするだけでも、年を重ねるごとにお腰が痛い、ひざが痛いということが出てきますよね。それはそれから改善するというのはなかなか難しい、やっぱり筋力を強化することによって保護をする。そのことによって痛みを和らげることができることができます。水の中であることで体重への負荷はもう70%ぐらいまで軽減されます。消費のエネルギーというのは2.5倍から3倍ぐらい上がってくるということも言われておりますので、ぜひせっかくの施設ですのでこれを活用してもっともっと利用者がふえて、この町（市）に健康な人がたくさんふえ続けることを祈っておりますので、ぜひその施策を。やはり1つの課だけではその効果は生きてこないと思います。ぜひ横との連携をとることで効果も上がってくるかと思っておりますので、ぜひそういう取り組みをお願いしたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 依光議員さんの2回目のご質問に答えたいと思っております。

校長会や研究主任の会におきまして絶えず学力向上については、取り組んでいることの成果や課題を出し合い、いいところはぜひ1校でも2校でもふえていくようにということでの取り組みをしております。また、問題点については一緒に考えて解決の方向を探っていくということは、これは絶えず続けてきているところであります。また、先生方も一生懸命授業に取り組んでおりますけれども、おっしゃるように若干空回りしたりとかということもあろうかと思いますが、今香美市全体として見たときに、授業研につきましましてはすごく授業を公開することがふえてきております。例えば、ある学校では授業研ということではなくて日ごろから見てね、見せてねということで、時間が空いたらいつでも見に来てくださいというふうな形で授業を公開したり、また見せてもらいに行ったりということも日常的に行われている状況があります。また、授業公開についても自分たちの学校だけの公開ではなくて、東部教育事務所の指導主事の方に、もう今年に入って10回ぐらい来ていただいて授業を見ていただいて、指導もしてもらっているというふうな形の授業公開も多くなってきております。もちろん東部教育事務所だけでなく県教委の指導主事に来てもらっての授業公開もあります。

また、教職員だけでなく子どもたちの意見もということでの取り組みも、これも授業評価システムという県が取り組んでいる授業評価の体制の中でも、子どもたちの意見

も聞いていこうということでそういったことも、いつもではありませんけれどもポイントポイントで子どもたちの声も聞きながら、また子どもたちでなくて保護者の方、地域の方の声も聞きながら授業改善を進めているところであります。

それから、家庭学習について、いろんな取り組みを行っていますが、おっしゃるとおりその後どう変わったのかということをやっぱり発信をしていく、よくなったところもきちっと伝えていく、課題として残っているところもまた考えてもらえるようにという、そういう取り組み大事だと思いますので、今後そういう方向で進めていきたいと思っています。

また、成果の上がったところだけに支援員（予算）をとということではなくて、おっしゃるとおり支援を必要とするところへより手厚い支援をとすることは大事なポイントであると思いますので、教育委員会としてもしっかりそのことを頭に入れて考えていきたいと思っています。

また、東京都（北区）の（神谷中学校）中村校長先生を中心として教職員が一致してパワーアップの授業へ取り組んでいるテレビは私も見ました。おっしゃるとおりすごく素晴らしい取り組みだなと思いました。（東京都杉並区）和田（中学校）校長先生が塾の先生に来てもらっての取り組みもありましたけれども、学校が全体としてそういった取り組みを続けているということは大変素晴らしいと思いました。香美市においては、特に土曜日にその授業をとすることは行っておりませんが、例えばふだんの生活の中でいろんな行事が入ってくるわけですけれども、学級担任だけに任せるのではなくて級外の教員も、ある程度の規模の学校になりますと何人かいるわけですので担任だけでなく級外の教員であったり、あるいは校長や教頭、養護教諭等も加力や補習の中に入って子どもたちの学力向上に向けて取り組みをしている。学校の体制としてそういう体制を工夫していっていると。例えば、もう火曜日と金曜日だけはそういった行事はできるだけ入れないようにしようとかいうふうなこともやっております。また、夏休みなんかも、こういうときにしっかり支援の必要な子どもたちの支援をとということで、学校によって若干違いますが3日であるとか5日であるとか、あるいは2週間ぐらいやっている学校もあるわけですけれども、そういった支援の必要な子どもたちに学校に来てもらって加力や補習も行っているという状況もあります。また、いろんな行事の中で地域の保護者の方に学習ボランティアとして日々の学習の中に、必要なところへ依頼をして入ってもらったり、あるいは工科大生なんかに来ていただいてというふうなこともやっているとあります。よいところも香美市の取り組みの中にたくさんありますので、そこはぜひ生かしていきたいというふうに考えております。これからもしっかり取り組みをしていきたいと思っています。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

中学1年生の集団接種をしてはどうかということですが、高知県全体としまして高知県医師会と委託契約をしております、今のところ集団接種というようなことにはシステム上になっておりません。どこの市町村も、高知県全体的に接種率が低いというような傾向がありますので、今後の課題で高知県全体でどうするということの方がまた議題になると思いますので善処したいと思います。

それから、周知の仕方についてのご質問ですが、間もなく9月診療分までの報告がありますので、それを踏まえた上で12月と2月に個人通知をする予定にしております。今までも7月にも個人通知をしておりますし、8月にも広報へ載せてございます。それから中学・高等学校でもPTAだよりとか保健だより等に載せていただくようにいろいろしておりますけれども、接種率については現状のような状況になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光議員さんの2回目のご質問ですが、生ごみ処理容器的補助制度の開始が、旧土佐山田町内におきましては平成2年度から始まっております。旧香北町内におきましては平成14年度から、物部町内では平成18年度から始まっております、平成19年度現在で1,424基が設置されております。これを世帯にしますとまだ約11%、香美市全体でしますと11%という、大変低うございますので、今後普及に力を入れていきたいと考えております。

その合併前の条例は引き継いでいると考えておりますので、1回補助金を使用した方は先ほども申し述べましたが経験者ですので、ダンボールコンポストの低価格のがで対応をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、几内一秀君。

○生涯学習課長（几内一秀君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

条例のほうに「廃物認定判定委員会の判定を得ずに廃物として認定することができる」とございますので、この判断基準、まだこの車にはナンバーがついておりますので、この判断基準も参考にしながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

香南清掃組合でのごみ減量に対する取り組みであります、その中では、議会等の協議の中では前年度対比も含めたいわゆる組合への搬入量の報告、各市からの搬入量の報告、そうしたものも行っております。そして、減量化へ向けてやはり施設の維持管理とかいう面だけでなく、やはり減量へ向けて取り組むことが施設の延命化、そうしたものにもつながってまいりますし、また第一環境面でも大変大事なことでありますので、そうしたことにもやはり議会としての取り組みは必要であるということを感じてお

ります。

続きまして、健康センターセレネの活用でございますが、ご指摘のとおり大変、答弁でもさせていただきましたが利用の方々も少なくなってきておりまして、あわせて重油の高騰等によりまして大変厳しい運営内容になっております。合併前におきましては、旧香北町のほうで補助事業として健康運動教室としてセレネで事業も行ってきておりました。そうした中、合併後ちょうど介護保険事業の中で各地区でこの運動教室が行われるようになりましたので、現在セレネのほうでその補助による運動教室は行っておりませんが、しかしながらセレネ単独事業としまして送迎もいたしております。そうした中で運動教室を開催をいたしております。バスによります送迎もさせていただいております、やっておりますが、しかしながらそれでも参加者が少ないという現実がございます。先ほど議員も言われましたが、やはり自分の健康は自分で守るということの認識、そうしたものがやはり大変必要ではないかというふうに思います。特にあの健康センターセレネを建設してきた経緯というものは、先ほども述べましたがやはり市民の健康を保持する、そして長寿のまちづくりを進めていく、そうした旧香北町の大変、何と申しまししょうかすばらしい事業の中であの施設が建設をされたきたわけではありますが、そうしたことについてもう一度やはり再認識をし、そしてあのプールを有効にぜひ市民の方々に使っていただきたい。特に冬場でもございますが温水プールとして利用しておりますので、こうした時期には大変重油等が多く要るわけでございます。1人泳いでも100人泳いでも同じ温水用のプールで維持せにゃいけません。そうした意味でやはり多額の公費を指定管理の中で投入をいたしております。そういうことでぜひとも多くの皆さん方にプールの利用もお願いをしたいということで。私あそこの責任者もさせていただいておりますが、なかなか厳しい状況がございます。議員の皆さん方にもぜひよろしくをお願いをしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。最後に1点だけお尋ねをいたします。

嫌だなという顔をされたんですが、ダンボールコンポストのことですが、もう再び助成はできないと。早い人は平成2年から使っていると。その方はもうそのバケツはとっくに壊れてるし、やめてるかもわからないし続いているかもわかりません。だけど、そこをもう一步踏み出して来年度予算を組むとき考えてほしいと思います。というのも、これごみ堆肥をつくる、しきりにごみ堆肥の工場とかそういうのをつくれというお話もよく出てきますよね。そうでなくて、個人でやってくれて、少ない経費で大きな効果があるがですね、容器に助成をすることで。だからその辺を切りかえるとか、見直しはできないものか。やはりそういう人をふやすことでこの我が町（市）のごみは減る。ごみが減ると経費も減る。財政やこの大事な財源をまた有効に使えますよね。それ

から、今度は焼却場もやっぱり延命をさせていかないかん。やはりごみを減らすことで少しでも延命ができる、そういう利点もあるがですよ。そこでそういう人にはその安価なダンボールコンポストをやっていただいたらいいと。そしたら、ダンボールコンポストへどれぐらい助成を検討しておいでるんでしょうか。その辺と、それと、やはりこういう方法があるよという啓発活動をしないと市民の方には伝わっていきません。その辺もどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

ダンボールコンポストにつきましては、私も今現在調査研究中でして、この詳しい利用方法につきましては講師に依光議員さんをお迎えして講習会を開きたいと考えております。なお、その予算化につきましては、まだ今回は提案しておりませんので、今後前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いをまっすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明解な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに地域づくりについてお伺いいたします。

全国的に少子高齢化が進む中、農山村の過疎、高齢化が大きな社会問題となっております。65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、世帯のほとんどが老人夫婦世帯や独居老人世帯となり、冠婚葬祭を初め田役、道役、水番などの社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落を限界集落と呼んでいます。この限界集落は全国で3,000を超していると言われております。また、55歳以上の人口が集落人口の半数を超え、現在は集落の担い手が確保されているものの、近い将来その確保が難しくなると予測される集落を準限界集落と呼んでいます。本市は山間地に行くほど限界集落は多くなっていますが、限界集落の予備軍的存在である準限界集落も多く、このことは香美市の将来にとって見過ごすことができない大きな課題であり、集落、地域再生に向けて早急な対策を講じる必要があります。しかし、これらの対策は一向に進んでいないのが現状ではないでしょうか。地域再生について、私たち議員は先日、京都府綾部市と兵庫県朝来市の視察を行い地域再生などに創意工夫を凝らし実践している様子を研修してまいりましたが、両市の取り組みには深く考えさせられるものがありました。

ここで両市の取り組みを振り返ってみますと、京都府綾部市は「上流が下流を思い、下流は上流に感謝する」という理念のもと、水源の里の活性化に向けた「水源の里条

例」を制定していました。「水源の里条例」の制定に至る経過として、現在の市長が3期目の市長選挙の際、行政区域の隅々にまで行き届いていたのかと、全地域を回りみずから座談会を行ったそうです。そして、水源の里づくりを念頭に置いた集落再生を話し合う組織として「水源の里を考える会」を設置したそうです。「水源の里を考える会」はアンケート調査を実施したり現地に直接出向き実態調査をすることで、それらの集落がどのような現状に置かれ、どのような課題を抱えているのかを詳細に調査、把握し、それらの課題に対しどのような対策が必要か、集落再生のための最善の解決策を見出すために検討を重ねてきたそうです。この「水源の里条例」では4つの振興目標を定めています。それは「住宅整備の補助、定住支援の給付金や空き家の有効活用などによる定住対策の促進をすること」、「貸し農園やオーナー制度の実施、農林体験事業の開催などによる都市との交流の促進をすること」、「特産物などの開発、農作物の加工や販売などの所得確保のための地域産業の開発と育成をすること」、「トイレの水洗化を初め通信、除雪、保健、医療などの生活基盤の整備を促進し、地域のくらしの向上を図ること」の4点です。条例には山菜などの野生植物の採取を制限することや、事業を推進するために基金を設置することについても盛り込まれています。また、住民みずからの活動を支える組織として「水源の里連絡協議会」を設置し、80歳の住民に会長になっていただき、その会長を中心に30名のサポーターが全体の取りまとめを行っているとのことでした。この協議会の中には行政も入っています。また、このような水源の里の再生に取り組むために担当職員を配置するなどの人的支援を行うとともに、基金や補助金などの財政的支援も積極的に行い、住民主体の地域づくりが進められるよう地域密着型で進んだ取り組みが行われていました。

兵庫県朝来市は、少子高齢化による影響で農村では遊休農地が増加し、街中では空き家が増加。安全、安心の生活への不安や多様化する行政ニーズなどからこれまでの区単位の自治会運営が困難な状況となってきたため、今後は新しい地域自治システムの構築が必要との判断のもと、これまでの住民の要望に応じて行政が対応するという住民と行政の関係から地域協働の仕組みをつくり上げたと言いました。新しい仕組みづくりを進めるために分権型社会システム検討懇話会を設置し、全国一律のものではなく地域特性に応じた仕組みとして一定の地域範囲の中の住民自治を進めるための仕組みや、区単位ではできないことが可能となる組織を目指して検討を進めたそうです。そして、区が中心となってさまざまな地域課題を解決していける地域自治協議会を小学校区単位で設置し、それでも対応できない部分を行政が行うという補完性の原則をとっています。この新しい地域自治システムを構築するために、人的支援として地域支援職員を小学校区ごとに6名ずつ配置し、全小学校区で76名が配置されています。地域支援職員は地域自治協議会の運営のための助言や情報提供、地域課題と市の施策との調整などを行っています。財政的支援としては、地域自治協議会設立に当たって1小学校区当たり50万円の支援金と事務局運営費180万円が支給されます。また、地域自治協議会の自立支援

として地域自治包括交付金を交付し、地域の創意と工夫、判断と責任に基づいて協議会実施事業や地域づくり補助事業、地域づくり支援事業を行っています。さらに制度的支援として、平成20年3月には地域自治協議会を中心として、市民と行政の役割を分担しながら効率的で効果的な地域協働のまちづくりを進めるため、地域協働の原則を定めた地域協働の指針を作成しています。また、まちづくりを進める上での基本的なルールを定めた自治基本条例の制定を来年3月議会で上程予定とのことでした。これらのことをもとに質問をさせていただきます。

1点目に、地域再生のためということでお伺いします。私は、この（京都府）綾部市と（兵庫県）朝来市の取り組みは本市にも参考になり実行できる部分もあるのではないかと思います。集落、地域再生は多くの市町村が抱えている課題であり、いかに取り組むかが重要で、地域の実情を正確に把握しそれに見合った対策を素早く講じることが求められることから、行政の取り組み姿勢と実効力が問われるものであると思います。このような点も含めて両市の取り組みについての感想と、本市の地域再生のために今後どのような取り組みが必要かなどについて、一緒に視察研修に参加されました企画課長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目に、機構整備についてお伺いします。（京都府）綾部市では水源の里振興課が設置されています。また、朝来市では地域支援職員を配置するなど、両市ともそれぞれ積極的に集落、地域再生のための業務に当たっています。専門の課や職員を配置し地域再生のための取り組みを強化していくことは、今の香美市に最も必要な取り組みではないでしょうか。香美市には既に地域担当職員制度、物部町のほうでしてはいますけれども、地域担当職員制度というのがありますが、この制度は現在のところ物部町だけの取り組みにとどまっています。今後この制度を香美市全域の取り組みにして、地域再生のための活動に拡大していくと、あるいは現在の地域担当職員の活動を参考にして新たな専門の課を設け専門職員を配置することなど、集落、地域再生のためにさまざまな角度から検討していくべきではないでしょうか。今後の取り組み方針をお聞かせください。

3点目に、住民の主体の地域づくりについてお伺いします。物部町の地域の過疎化は深刻です。少子高齢化が進む中、町村合併がだめ押しとなり物部町は過疎化に歯どめがきかない状態となっています。また、平成22年3月末をもって大柝高校の廃校も決まっております。住民の多くが地域が寂れていくことに悲観的な思いや不安を感じながら暮らしています。住民の中には何とかして住みなれた地域を残していきたいと懸命に頑張っておられる方々もおられますが、それらの方々の力や思いが1つの力となり行動するまでには至っていないのが現状のように思います。地域を元気にしたいという住民の思いや活動を支え、そこに暮らす人たちが主体となる地域づくりを進めるために大切なことは、行政が積極的にかかわり、機敏に動き、財政的支援や人的支援も含めて精力的な仕掛けをしていくことではないかと思いますが、この点についてのお考えもお聞かせください。

次に、新型インフルエンザに対する危機管理についてお伺いいたします。

新型インフルエンザは鳥インフルエンザウイルスが変異し、人から人へ感染することによって大流行するおそれがあります。世界15カ国で2003年11月から今年9月10日までの5年間に強毒性のH5N1型ウイルスが人に感染し発症した事例が387人確認されており、そのうち約3分の2に当たる245人が死亡しています。新型インフルエンザの症状は、高熱、咽頭痛、せき、呼吸困難、筋肉痛、下痢などが挙げられますが、毎年流行するインフルエンザとは違いほとんどの人が免疫を持たないため発生すれば短期間に爆発的に流行する可能性が高く、専門家からは「いつ発生してもおかしくない。どこで起きてもすぐに世界じゅうに広がる。」と警告が出ており、世界的な大流行が懸念されています。潜伏期間は最大で10日とされていますが、感染すると死亡する確率が非常に高く、日本国内で感染が広がった場合、死者は64万人にもものぼると推定され、社会、経済機能が麻痺する恐れがあるとも指摘されています。このような被害を最小限に食いとめるためには迅速な対応で感染の広がりを最小限に抑えることが第一ですが、その対策はまさに時間との勝負になります。現在、大流行前にワクチンを2,000万人分確保し、検疫所職員や医療従事者など感染の危険が高い職種の方々が優先的に接種しており、安全性や免疫の有効性が確認されれば来年度以降対象者が拡大されることになっていますが、事前接種には優先順位があるとも聞いています。また、感染した患者に投与されるタミフルやリレンザなどの治療薬は約3,000万人分が貯えられているそうです。しかし、専門家の間では人工呼吸器の配備などを急ぐことや、治療薬やワクチンなどの備蓄量をさらにふやすべきだとしていますし、それらの治療薬やワクチン自体にも効果の限界があることも指摘しています。厚生労働省は、2007年3月に新型インフルエンザによる被害を最小限に食いとめるため国や自治体、企業、個人がとるべきガイドラインをまとめています。新聞報道などによれば「感染が広がった場合、企業や自治体などの職員の欠勤率は最大で40%にのぼると推定され、出勤者数などを想定して重要業務を維持するための対応を盛り込んだ事業継続計画など具体的な対策を策定しているのは上場企業でも1割程度と見られ、日本の企業や自治体の対策は進んでいない。」と指摘しています。これらのことに関し質問に移ります。

感染の広がりにはさまざまな要因があります。感染拡大を阻止するためには国レベルでの取り組みが重要ですが、地方自治体独自の取り組みや地域ごとの取り組みも重要であると考えます。そして、最も大切なことは住民一人一人が正しい知識を身につけることであると思います。地震などの災害は局地的な被害ですが、これらの場合と違いウイルスによる感染は一気に日本じゅうに広がってしまう恐ろしい被害です。ほかの自治体などからの救援は難しい場合も考えられます。このような事態も想定した場合、自分たちの身は自分で守ることも考えておかなければいけないでしょう。具体的に各家庭ではどのように対応したらよいのか。また、集落や地域単位ではどのような対策を講じたらよいかなど事前にきめ細かい計画を立てて、それを皆さんに認識していただき、ウイル

ス情報が入っても住民が慌てずに対応できるようにしておくことが重要ではないでしょうか。北海道小樽市では今年の春、市民向けの詳細な対策ガイドラインを作成して市内の書店などで無料配布したとのことでした。本市の場合は、住民への情報提供や発症時の対応についてどのような対策を考えておられるのか、その周知方法も含めてお聞かせください。

あわせて、大勢の子どもやお年寄りの方々が集まる小・中学校や高校、保育園、幼稚園、高齢者施設などでの集団感染に対する対策についても具体的計画をお聞かせください。

次に、薬害肝炎に関する国家賠償制度の周知についてお伺いたします。

出産や手術での大量出血などに際し輸血や血液凝固剤を投与されC型肝炎ウイルスに感染された方々に対して、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法が制定され、今年1月16日から施行されました。これは200人以上の原告団から薬害肝炎に関する提訴を受けて裁判で争った結果、裁判所が原告団の訴えを認め国や製薬会社に責任を果たすよう裁定が下ったことから、国はこれまでの争う姿勢を改め感染被害者の方々の早期一律救済に方向転換した結果です。対象となる方々は、手術での腱、骨折片などの接着の際にフィブリンのりを使用し感染した方や、妊娠中や出産時に手術での大量出血や新生児出血症などによりフィブリノゲン製剤や血液凝固剤の投与を受け感染され治療中の方、既に治癒した方、感染後死亡された方、母子感染等により二次感染された方などです。このような方々が薬害被害救済金の支給を受けるためには、まず国と製薬会社などを被告として訴訟を起こさなければいけません。そして、裁判の中で製剤投与の事実、因果関係、症状などが確認された場合、これを証明する和解調書等をもって独立行政法人医薬品医療機器総合機構に救済金の支給を請求することになります。救済金は、慢性C型肝炎の場合は2,000万円、C型肝炎の進行により肝硬変や肝臓がんになった場合と薬害肝炎が原因で死亡された場合については4,000万円となっています。また、それ以外の方々に、薬剤投与や因果関係は立証されているが現段階では症状は出ていない患者の方々については1,200万円となっています。これ以外に、救済金が支給された後10年以内に症状が進行した場合には、症状が進行したことがわかる医師の診断書を提出すれば追加支給を受けることができます。現在、この救済制度で支給されているのは今回集団提訴し和解した原告の方々だけですが、この原告団以外にも全国には約350万人の被害者がいると推計されています。この方たちの場合は、先ほども述べましたが新たに裁判を起こし因果関係を立証して初めて国家賠償されることになります。

そこで質問ですが、私の知っている方でも長い間治療している方や既にお亡くなりになった方もおいでます。私の周りだけでも数人の方がおいでますから、本市全体では多くの対象者がおられる可能性があります。このような救済制度ができたことはニュース

等で知っていても、それが自分の場合に当てはまることや救済手続きなどの詳しい方法についてはご存じない方が多いのではないのでしょうか。また、この救済制度は時限立法により今年1月から5年間に限られています。救済のための時間は限られておりますし、対象者が高齢になっている可能性がありますので広報などを有効に活用し1日も早くこの救済制度のことを市民に知らせる努力をすること。あわせて被害者や家族の方などが気軽に問い合わせや相談ができる窓口を設置して、積極的に対応することが住民に一番近い行政としての果たすべき役割ではないかと考えますがいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

最後に、国民年金収納業務の民間委託についてお伺いします。

広報香美10月号に委託業者からの国民年金保険料納付案内についてのお知らせが掲載されておりました。その内容は、高知社会保険事務局では国民年金収納業務について本年10月より株式会社トライアイ高知支店に民間委託したこと、これにより社会保険事務所のほか委託業者から住民の自宅に電話がかかることがあること、また土曜、日曜、夜間でも電話がかかることがあること、今後は戸別に訪問することや文書通知についても予定していることなどが掲載されておりました。また、委託業者は一般競争入札により決定し、委託を受けた事業者は国家公務員と同様の守秘義務を課すなど、情報の保護については行政機関の保有する個人情報保護に関する法律により万全の体制をとっている。保険料の納付案内は本人及び連帯納付義務者に行う。留守の場合は時間帯や曜日を変えて再度電話することなども書かれておりました。この記事を見られた住民の方から、「今全国で振り込め詐欺が横行している時期でもあり、委託事業者の名前をかたって詐欺等が発生することなども考えられるが、そのような事故を考えた上で決定されたことなのか。」と心配される声を聞きました。近年、振り込め詐欺や悪質商法などの被害が急増しており、テレビなどでも毎日のように報道されていますから住民の皆さんがこのような心配をされるのは当然のことだと思います。また、10月1日から実施されるものを広報10月号に掲載すること自体が遅いと思いますし、それまでは何ら知らされなかったことも問題だと思います。このことについて決定から周知までの経過と集金詐欺、振り込め詐欺等への対応策をどのように考えておられるのかお聞かせください。

また、問い合わせ先として保険課医療制度年金係と掲載されていますが、万が一事件、事故等が発生した場合には保険課にも責任が発生するのでしょうか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君）

山崎晃子議員の地域づくりについてというご質問について

お答えをいたしたいと思っておりますけれども、まず先ほどのご質問の中で、これはお互いに行政にかかわる者として私の感想を言わせていただきますけれども、「合併がだめ押しとなって物部町の衰退に拍車がかかった。」という一言につきましては、そんな一言で片付けられるのは大変残念に思っておりますので、私なりの感想として申し述べさせていただきます。

では、本来の地域づくりについてご答弁をさせていただきます。過半同行させていただきました視察研修に関してのご質問といたしまして、1つは地域再生のためにということで両市の取り組みについての感想と、それと本市の今後の取り組みについての考え方と。2点目といたしましては、機構整備をということでは専門の課を設置する等の取り組みの必要性を。また、そして3点目としましては、住民主体の地域づくりはということでは、財政的、人的支援も含めて行政が積極的に仕掛けていくべきではないかということでのご意見といたしまして、ご提言と受けとめておりますけれども、1点目から3点目まで感想も含めて、関連いたしますので合わせてお答えをいたします。

それぞれ両市におきましては、共通していることは新しい自治システムづくりをしなければ今後地域自治も行政自治も大変困難な状況になるということから、立場と関係というものを明確にしていることだと感じました。それは新しい自治システムというものを考える前提といたしまして、住民と行政それぞれが共同、これは「共にする共同」のほうです。それと協働、最近言われます「協力して働く協働」、それから自助、公助、互助のあり方を整理をしながら自分あるいは組織としてできることと、しなければならぬ役割を認識することであり、その認識をもとにみずからが役割や目標を定め、その成果とか実現に向けた取り組みを行い、その取り組みを支援するために自治体は必要な制度の創設とか財政あるいは人的支援を行うといったシステムが構築をされております。

（京都府）綾部市では水源の里条例が、（兵庫県）朝来市では地域自治システムがその基本となっております。しかし、いずれにおきましても、言われておりましたのが住民も職員もともに意識を変えなければ機能しないということであったと思います。特に（京都府）綾部市では、私、議長あての複命にも書かせていただきましたけれども、

（京都府）綾部市での地域振興の理念として定住促進対策、これは先ほど議員が4点挙げられました、説明がございましたけれども、そういったことが必要であり、そのためには、中でも小さな産業であっても仕事とか雇用とかいった所得を生み出すことへの取り組みが絶対要件であるということから、そのためにどう地域みずからが発案し、みずからが自立する取り組みがなされなければ、行政が幾ら旗を振っても成り立たないということ、5年間という時間の中で少なくとも地域の自立の道筋を立てなければならないという、見方によっては大変厳しい取り組みが求められておることでもありましたけれども。そういう立場に立ってある程度集中的に人も金も措置をするといった、地域もそのことを理解の上でその道を歩んでいるということ。そのことはまさに地

域の覚悟であり、住民の合意というものがなければ成り立たないということだと言えます。こうした取り組みと考え方に共感を私は覚えたところであります。また、（兵庫県）朝来市では職員が時間外勤務手当など一定の保障があるにいたしましても、先ほどお話がございましたように通常勤務の上乗せ業務でございます地域支援職員として、地域協議会設立まで、相当の時間をこれは要しているとのことでしたけれども、この立ち上げの間はもとより設立後もしっかりと支援をするとの努力にある種の感動を覚えてお話を聞かせていただきました。また、それぞれ新しい自治システムを機能させるためにはそれなりの条件整備が必要で、両市においては地域事情をしんしゃくしながら、行政は財政と人材で支援をし地域は汗をかくという共通した認識であったと思います。財政状況や地域独自の事情というものがあるにせよ、両市とも人口規模や職員数は本市と大きく変わらないという状況の中で、こうした実践ができていくということは学ぶべきことであると思われました。

そこで本市での取り組みにつきましては、お尋ねの2点目の機構整備とも関連をいたしますけれども、（京都府）綾部市や（兵庫県）朝来市のような専属的な課をつくるかどうかはともかくといたしましても、対症療法といいますか、いわゆる後追い行政ではなく予防行政へ転換すること。このことは医療のイメージとも相通することですけれども、行政依存型ではなく一定の行政支援を有しながらも、原則的には地域の自立によって地域自治を成り立たせることは、結果として、これは俗な言い方になりますけれども安上がり、これは住民負担の軽減にもつながると考えれば、特にこのことにつきましては（京都府）綾部市や（兵庫県）朝来市も合併自治体でありますから、同じような問題を抱えていることから今日のような取り組みをされているとされているのですけれども、本市といたしましても職員削減や財政規模の縮小によって反比例的に否が応でも自立による地域自治をお願いしなければならないといたしますれば、大きな政策課題としてこれを位置づけて施策を打たなければならないというふうに認識をいたしております。新しい自治システム、研修から学んだ手法で言いますと、役割を明確にして自立した住民が主体となって地域づくりを進めるための支援を専属的に所管する機能といいますか、体制を整える必要が本市にもあるというふうな認識をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの新型インフルエンザに対する危機管理はのご質問についてお答えをいたします。

新型インフルエンザとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人に感染し、体内でふえ変化し、人から人へ感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。鳥インフルエンザは主に東南アジア等で発生していますが、新型インフルエンザはまだ集団発生してないため対策の有効性については不確定要素が多く、複数の対策を総合的、効果的に組み合わせる必要があると考えます。厚生労働省や高知県の指導下、感染拡大を可

能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないようにするために高知県新型インフルエンザ対策マニュアルに従い対応していきます。仮に発生した場合、広報車で巡回してお知らせしたり、テレビ報道等あらゆる方法で広報しなければならないと考えています。小・中学校や高校、保育園、幼稚園、高齢者施設などで発生した場合は、関係機関の指導下、学校、保育園等の閉鎖をし、外出を控えていただき、感染拡大を阻止しなければならないと考えています。H5N1型鳥インフルエンザが人へ感染したときには致死率が60%を超えるというような強い毒性を示すということが言われております。特に10代、20代に感染者が多く致死率も高くなっているということです。これが、いかに子どもたちを守るかというのが最大の課題ですので、それを厚生労働省等の指導を仰ぎながら危機管理で今後対策していきたいと考えております。

なお、新型インフルエンザの一般的な予防は通常のインフルエンザ対策と同じです。うがい、手洗い、マスク着用、人ごみや混雑した場所への出入りを避ける、栄養に十分注意して体の抵抗力を低下させないということです。それから、感染した場合には特に外出をしないということが基本です。通学しない、無理に通勤しない、買物しない、いつもの病院に駆け込まない、電車をやめて徒歩か自転車で、そういうような対策をインフルエンザ対策として市民に今後お知らせしていきたいと考えております。

それから、肝炎救済について、国家賠償制度の周知をのご質問についてお答えいたします。現在、この窓口は高知県中央東福祉保健所です。住民からのご相談があれば当課が国や県の救済制度についての情報提供をしております。なお、ご指摘のように、広く住民の方々にお知らせするために直近の広報に薬害肝炎について掲載を予定をしております。また、肝炎治療を受けておられるの方々について、国・県が実施していますB型肝炎、C型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成も広報する予定をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の国民年金保険料納付案内の事業者委託についてお答えをさせていただきます。

まず、決定から周知までの経過についてですが、今年8月に業者の入札が行われ業者が決定し、8月15日付け文書で高知社会保険事務局年金課長から国民年金広報資料としての事務連絡があり、8月19日に香美市保険課に届きました。これを受けて、10月号の広報の締め切りの8月末に間に合うよう企画課へ原稿を回し10月号への掲載となりました。

次に、集金詐欺、振り込め詐欺等への対応策についてですが、詐欺についてはそれぞれ個人個人が気をつけていただきたいと思います。おかしいと思ったら問い合わせ先としての保険課医療年金係を掲載させていただいていますので、連絡していただきたいと思います。今後、機会をとらえて国民年金保険料納付案内と振り込め詐欺等と間違わな

いよう啓発をしていかなければならないと考えます。

また、事故発生時の責任についてですが、実際に起こった具体的な事件によってそれぞれ責任の所在が問われると思いますが、基本的には個人の責任の範囲だと考えます。振り込め詐欺等に遭わないよう個人個人の責任において対応していただきたいと考えます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

初めに地域づくりについてですけれども、先ほど企画課長のほうから合併がだめ押しとなってということでの発言で残念ということでお話がありましたけれども、合併して物部町のほうで取り組んでいた若者定住策とか在宅介護の支援策それから福祉タクシー制度なども後退してきてまして、地域から高校がなくなるとか、そういったことも出てきてまして確かに寂れてきている状況があります。若い人は定住しづらい状況になってきていますので、そういった形で発言をさせていただきました。

それから、先ほども述べましたけれども、（京都府）綾部市の市長は行政区域の隅々まで回って市長みずからが座談会が献立て、地域住民の声や実情を聞き、これをもとに水源の里を考える会を設置してさまざまな課題に対応する努力をしてきたとのことでした。いろんなシステムや条例をつくることも急がなければいけませんけれども、それ以前の問題として急ぐべきことは地域の方々の声をよく聞く、そして現地をつぶさに見て回るという基本的なことではないでしょうか。そのような活動の中から見えてきた課題に対し、住民と一緒に頑張って克服する方法を考え出していく。そして条例やシステムづくりにつなげていくっていうのが順序ではないでしょうか。この香美市の場合は、この話を聞く、現地を見るということを積極的に行っているのでしょうか。市長は大変多忙な職務ですので全地域をとお願いするのは無理かもしれませんが、市長をサポートしている職員の皆さんや私たち議員も巻き込んで、みんなが一丸となった取り組みを考えてみてはいかがでしょうか。そういう活動に対しては、私個人としては最大の協力をさせていただく考えです。また、職員の皆さんの中には一度も行ったことがない地域集落もあるのではないのでしょうか。そういう職員の皆さんも一緒に地域を回り一緒に考えてみませんか。そうして、手おくれにならないうちに最善の対策を見つける努力をしてみませんか。このことを提案をいたしまして、市長の見解を求めます。

それから、地域づくりの中で物部町の地域担当職員制度について少し触れましたけれども、せっかくあるこの制度をむだにせず地域づくりのために活用することが大切ではないでしょうか。物部支所は職員数も少ないのでほとんどの職員が地域担当職員となり、それぞれがローテーションを組んで地域を分担して回っています。その中で見えてきた課題にはいろんなものがあると思いますが、そのような課題を物部町の中だけにしまい込んでおくのではなく、せめて年に1回は現状をまとめたものを議会の場でも物部支所長のほうから報告していただき、香美市全体の課題として把握し、地域づくりの対策を

考える手だてとするべきではないでしょうか。（京都府）綾部市は、「上流が下流を思い、下流は上流に感謝する」という理念のもとに水源の里の取り組みをしていますが、香美市も山の暮らしがどういう状況か、町の暮らしがどういう状況か、まずはお互いの状況を共有し合い、地域づくりの対策を検討していくことが大切ではないでしょうか。そうしなければ山村地域の再生は難しいのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

それから、市民との協働ということですが、（兵庫県）朝来市のように地域自治や補完性の理念を幅広く市民に説明し、粘り強く協議された市側の努力は本当に大変なものがあったと思います。また（兵庫県）朝来市のほうでの総合計画策定に当たっては、中学生や高校生にもアンケート調査を行い、まちづくり市民会議にて住民と職員の合同のワークショップも開かれています。このように行政と住民がとても近い存在であるとともに、一緒にまちづくりを進めていこうとする姿勢が伺われますが、この本市での協働の仕組みについてどのように考えておられるのかお聞かせください。

それから、新型インフルエンザについてですが、香美市独自としてのマニュアルとかはつくられているのでしょうか。また、その学校ではどういった、具体的に発生した場合にはどうするのかという、そういった、この新型インフルエンザだけではなくのインフルエンザ、普通のそういった流行した場合にはどうなのかということにもかかわってくると思いますが、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

それから、肝炎救済のことについてですが、広報に掲載していただけるということですのでよろしくお願いします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員の、市長に聞くということでございましたので答弁をさせていただきます。

ご質問にございましたように、やはり地域に出向き地域の声を聞きそして現場を知るということは大変大事なことでありますし、私自身のモットーとしましてはやはり現場主義というものを唱えて今日まで来たつもりでございますが、ご指摘のようになかなか現場に出向くことが少ないのは、もうこれは認めざるを得ない結果だというふうに思います。ぜひそうした、議員のほうでも企画をしていただければ、私自身は出向くことはいといたしません。先日も鹿の駆除のことで白髪山の登山口から半時間ぐらい、まだ車で行った山の上というか下のほうへおりていきまして、1時間半ぐらい物部町からかかりましたが、そこまで担当の課長とも、また物部支所長とも一緒に行きましてお話を聞いたり現実を見たりをしてきました。そうしたことで私自身はいといたしませんけれども、なかなかそうした企画ができて、ついてよう行ってないというのが現実でございます。そのことはもうご指摘のとおりだというふうに認識をいたしております。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 山崎議員さんのほうから地域担当職員についてのご質問がございました。

現在、地域担当職員制度につきましては、支所の職員並びに林政課、教育委員会分室等のご協力をいただきまして3人一組で地域を回っておるわけですが、なかなか多忙の中で3人が回ることが不可能でございまして、約2人ぐらいで行っておる箇所もございます。そうした相談の中で一番多いのがやはり個人的な、どう言いましょうか個人情報に係るご質問等もございます。また、そうした中でふだんの日常会話といたしまししょうか、話し相手になる程度のことが大変多ございます。そうした情報等につきましては、物部町地区の福祉関係者によりまして福祉担当者的な民生・児童委員さんも含めて会をつくりまして情報の交換等も行っておるわけですが、なかなか前へ向いて進まないというのが現状ではございますが、その中でも各地域の要望等があった場合につきましては各担当課におつなぎをして対処していくというような現状でございまして、そうした中で議会の中への報告的なこともあったらどうかというようなこともございましたが、今後そういうことにつきましても中身を検討して、構わない範囲で、また報告もできるものがあれば報告もしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の2回目のご質問で、その協働の仕組みづくりについてどう考えるかということについてお答えをさせていただきます。

これは1回目の答弁でもお答えをさせていただきましたけれども、まさに言われるようにお互いの状況をまず知り、それからどうしていくかということを考えないかということとはもう当然のことであるというふうに思っております。実は、旧土佐山田町の時代に、この前（兵庫県）朝来市で説明をしていただきました副課長さんは、このまちづくりをこれからどうするかという観点でお招きして学習会と申しますか、自治会長さんを集めた場で一緒に学んだ経過があるわけですが、その段階からプロジェクトというものを、こういった地域づくりに向けてのプロジェクトというものを立ち上げて、そこでその長い時間をかけて専属的にやってきて今日に至っておるということもありますし、それから、（京都府）綾部市についてそこまで具体的にようお聞きもせんかったわけですが、今日の（京都府）綾部市の状況を見てみますと、例えば、市民環境部の中に市民協働課であるとか、それからこれは水源の里条例ができてくる前後の部分で多分立ち上げられたらと思うんですが、それから水源の里振興課といったもの、それから産業振興部の中では商工観光課の中に観光・農村都市交流担当係を置いたりとかいうような、さまざまな状況の中で今日の活動をしておるということです。先ほども答弁で申し上げましたとおり、うちの市としましてもやはり将来的には同じような課題を持っておりますので、これに向けてどう取り組むかという意味では、課を立ち上げるかどうかはともかくといたしましてもそういった専属的な担当を置いてやらんと、このことに

についてはしっかり向き合えんだろうと言う認識はしっかり持っております。じゃあ、それがいつの段階でということについては、ちょっと今の部分ではお答えをいたしかねますけれども、この間、先般勉強させていただいたことも踏まえて、新しい組織立てをする段階では、このことについては、先ほども言いましたように大きな政策課題だという認識を持っておりますので、組織機構の立ち上げについてはしっかりこのことについては取り組んでいきたいというふうに思っております。協働の仕組みづくりという部分では、まさに議員さんもおっしゃっていただきましたけれども、執行部も議員も住民もともにこのことについてはかかわって考えていかないかんとすることは、繰り返しての答弁になりますけれどもしっかり認識をしておりますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

香美市におけるインフルエンザ対策のマニュアルということですが、大変専門的な知識が要る関係で香美市で作成するという事は困難であると考えます。厚生労働省、高知県のマニュアル等を参考にしながら対策をしていきたいと考えております。なお、防災のほうの災害対策マニュアル、それに基づきまして、インフルエンザが発生したときにはそのマニュアルをもとに医師等の指導下で対策をしていく予定をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をします。

先ほどちょっと新型インフルエンザのところ、学校のほうでの状況をちょっとお聞きしたかったので、そのことをちょっと答弁をお願いします。

それと、地域づくりのことで、企画課長のほうも大きな施策として位置づける必要があるということで、重要課題であるということ認識されているということですが、これはもう大分、今何かをしなければ本当にもう遅い状況に、手おくれになってしまうということがありますので。いつからするとかは言えないということではございましたけれども、やはりもう来年なら来年度から取り組むんだと、そういった姿勢がないといつまでたっても進んでいかないと思っておりますのでそういったところを、もうそれを来年度の大きな施策として取り組むんだというふうな決意を、できれば、本当に重要な課題ですので、そういったところを再度お聞きして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 3回目の、山崎晃子議員からは質問と言うよりも決意を

述べよという趣旨のお話であったかと思えますけれども、ずっとこの2回にわたっての答弁をしておる中でお話しをしておりますように、まさにこの地域にとっても重要な課題、命題であるという認識はしておると。じゃあ来年からでも取りかかるというその決意を述べよと、こういうことですが、やっぱりこのことについては組織としてどう対応するかということをしつかり考えないかんということもあると思えます。ここで私が言葉として、「いや、頑張って来年からやるように努力をします。」という一言でそれこそ済ますというようなことじゃないというふうに思います。組織機構の問題、人事、財政とも絡むこともございますので、そのあたりについて市長ともどもしつかりこのことについて検討していきたいと思っております。特に新庁舎の改築を待って大きくその組織機構の部分については考えないかんということもありますので、タイミング的にはその段階なのかどうかということもありませんけれども、ずっとこの間言っておりますように、非常に重要な行政課題であるということを中心から離さずに向き合っていきたいというふうに思っておりますので、その点ご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 失礼します。山崎晃子議員の3回目のご質問にお答えをしたいと思います。

新型インフルエンザについての特別な対応マニュアルとかいうものは香美市としてつくっているわけではありませんけれども、一般的に危機管理ということについてさまざまな、子どもたちの生命や健康等にかかわる場合の危機管理ということで、地震であるとか火事であるとかそういったことも含めて危機管理マニュアルは検討をしているところであります。インフルエンザにつきましては、一般的にここへ書いてありますような予防法というふうなことは、日ごろ保健指導であるとか学校全体の子どもたちへの指導の中で適切に行っているところでもあります。ただ、新型インフルエンザのような場合、やはり県等の指導を受けながらしつかり子どもたち、学校全体の状況を把握して、学校やあるいは保育園等の学級閉鎖であるとか学年閉鎖であるとか学校全体、保育園全体の閉鎖ということも含めて、考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。通告に従いまして質問をさせていただきますが、最近の同僚の質問者の中には大変質の高いと申しますか国政レベルの質問をされる方が多い中でありまして、私のは非常に簡素であるのでちゅうちょしておりましたけれども、身近な足元の問題もまた必要なことではないかというふうに思い

直しまして質問をさせていただきますので、簡潔な答弁をいただければ幸いです。

さて、当市におきましては今庁舎建設問題、また保育所再編計画によりましてA園の新設、B園の建設へ向けて進行しているところであります、担当者は大変ご苦労されていることと思います。

まず、1点目の、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願って建設の進むA園、保育所関連の質問をさせていただきます。

なかよし保育園の統合に当たりましては、保護者の方々との度重なる懇談会もされ、一定の理解も得られているというふうに伺っており安心をしているところでありますけれども、私もこの件に対しましては何名かの方、物部町とか香北町内の方、土佐山田町内の方もありますけれども、伺っております。そんな中で気になることは、香北町のほうの方であります、「高知市内に通勤をされておる。」と仰っておりましたが、この方も「私も新しい園ができれば預けて行きたいけれども、どうも時間的に無理だろう。」ということで残念がっておられました。こういった方がほかにもおられるんじゃないかというふうに思われますので、今後この就労時間に対応できるような保育時間の見直しというものも図っていくべきではなかろうかというふうに考えますので、ここのあたり答弁いただければお願いしたいと思います。

「通告にない」という声あり

○19番（前田泰祐君） 次に、通告をしております安全対策の進入路の件でありますけれども、今のは通告がないというお話もありました。（答弁を）いただければいただきたいというふうに申しましたので、そこのあたりをよくお聞きいただきたいと思いますが。

安全対策の進入路の件でありますけれども、今までどこの園におきましても送迎の時間帯が重なりまして大変混雑をしており、付近を通行する車に大変ご迷惑もおかけしているこの状況があります。この、今度の新園は定員が多く180人ということでありまして、全員同じ時間に来るということはないといたしましても相当の混雑が予想される場所です。また、特に進入路となる県道付近では一般通行車両の妨げになると同時に事故等の心配もされる場所ではありますが、この件に対しましてはどのように対処されるお考えなのか、あればお願いをしたいと思います。

次に、砂場の安全についてであります、子どもたちにとっては人気のある遊び場であり、創造性をはぐくみ、また友達関係を深める必要不可欠な場所であると思われるわけでございます。私は合併前の平成17年3月議会だったと思いますが、「その楽しい砂場には猫回虫、トキソプラズマ、犬からはエキノコックスという寄生虫が、トイレがわりに使用した砂場中には潜んでおるぜよ。」というお話をいたしました。そのときには、神戸医大の宇賀昭二先生という方ではありますが、この方の研究をされたことを私も知りましてその質問をしたわけでありまして、そのときにある方が「うちにはそ

んな病気にかかったという事例がない。」という話も聞いたわけでありますけれども、この病原菌というのは10年とか20年とか、その体内に入ると潜んでおって発症するという大変恐ろしい病気、病原菌であるということもぜひとも皆様方にも知ってほしいというふうに思うところがございます。市内の園を私もずっと回らせていただきます。時折回らせていただきますが、職員の方々がマットをかぶせたり網をかぶせたりということで、大変ご苦勞をされておるように伺っております。この新園につきましては何か対策を考えておられるのかということもお聞きをしたいと思います。

次に、園内の駐車場の件でありますけれども、ずっと以前になるかと思いますが、この駐車場のことでは保護者懇談会の席で、まず32台分の、園内の駐車場のことでありますが、32台の予定であるという説明があったというふうにお聞きをしております。これは間違っていないと思うんですが、そのようにお聞きをいたしました、園というのはイベント等行事が頻繁にありまして32台分ではとても狭いように思うわけですが、この園内には広げられるようなスペースはないのか。広げてはどうだろうかというふうに思っておるわけでございますので、その点をお聞きもできたらと思います。

次に、土佐山田町には休園をしている園が3園あるわけですが、その園の管理、また今後統合され3園が追加をされるようになるか廃園になるか、私にはわかりませんが、その園の管理、また有効活用等について質問をいたします。

逆川はご存じのとおりボランティアの方々の管理のお世話になっておるというふう聞いておるわけございまして、ある一定きれいに保たれております。また、若藤においても近所の方が草の手入れ、草刈り等々をしていただいております。また、時々窓も開けるといふような話もお聞きをしておるわけでございます。もう1園の佐岡の件でありますけれども、ここは職員の方が合間を見て管理に出かけておるというふうなことでもありますけれども、草というのは後から後から生えて、伸びてまいりますし、大変ご苦勞されるんじゃないかと思うわけでありまして、私も何回も行きますがあのプールの状態、もうため池のようになってサイが付着し非常に、何と言いますかよくない状況であります。けど職員の方だけではとてもこら手が回らないというのは、これはもう当然であろうかというふうに思うわけでございます。この園の落成のときには立派な保育園が完成したものであるというふうに感心しながら、私ももち投げもさせていただきました。ここに私も愛着を持っておるわけでありまして、休園となりましてその草が茂っておる姿を見るたび残念でなりません。しかし、これも世情からか仕方がない現状であろうかというふうに思うわけでありまして、地域の住民からは「何とかこれはもったいないことか。」と、「まだ新しいのにもったいない。」ということで、「何とかならんかよ。」という話もたびたび聞かされるところであります。以前、「そこを使っただけ、あのままあいうふうに遊ばせて腐らすようであれば何とか売ってくれんろうか。」と。また「売ることがいかなのやったら先で貸していただけないかな。」と、「使わせていただけないかな。」というお話がございまして、そのときの担

当者の方にお話もいたしましたけれども、いろいろのこともあろうかと思いますが、ほかの使用はできないというような縛りがあると思うわけですが、「ほかの使用はできない。」というふうな返事でありました。何ともったいない、むだな縛りかなというふうに思ったものでありますけれども、それであれば、縛りの解けたとき活用のできるよう管理体制を見直して、むだとならないようにすべきと考えます。今は佐岡のことを申し上げておりますけれどもあとの、今度統合され休園になるのか廃園になるかわかりませんが、このこともわかっておれば楠目、明治、山田保育の分についてもあわせてお伺いできればと思います。

妙に質問状（通告書）の後先になりましたけれども、あと1点、新改保育所の件でありますけれども、外壁塗装も近代的な大変すばらしい色合いとなりまして、保護者も児童も大変喜んでおるところであります。以前から言われておりますように、この運動場の排水の悪さということがあります。ここも地形的に、大変すぐ解決するということは難しいというふうなお話も伺ったこともあります。が、もう一度考えてみてはいかがかなというふうに思うわけでございます。それと、部屋の中の引き戸なんかを見ますと、かなり傷んでおります。ベニヤとかコンパネみたいなドアですが、あれがもうかなりはげておりますが、ああいったものも何とか改修できないものかというふうに思うわけでございますので、その点もよろしくお願いします。

次に、大平、入野線（市道入野佐岡線）の市道の拡幅についてという点をお伺いします。

この市道につきましては、現執行部の方でいきさつについては詳しい方がおられますので明確な答弁もいただけるかなというふうに思います。当市におきましては緊急時であっても緊急車両等容易に進入のできない集落が各方面にございまして、アクセス道路の整備は重要な課題であります。そんな中ではありますが、この大平、入野線にありましては、平成7年に要望され進行していたにもかかわらずいまだに着工に至らないことに加えまして、近年では地震、災害等の心配も大変される中、また合併により香北町方面に向かう交通量も格段とふえたこともあります。ちなみに私が、この11月末でありましたけれども1日座ってみました。1日じゃない、ちょっと1時間ぐらいでありますけれども朝の7時から8時まであそこを調べてみましたところ、大法寺側からは24台、大平側からは7台と少なかったのでありますけれども通行車両がありました。地域の方々にお聞きをいたしますと、「時間帯によっては通らないときもあるけど、合併してからは極端にふえて、この時間帯は特に通行のときには気をつけなければいけない。」というふうなことも言っておられたのでございます。等々により、地域住民の方々からは再三にわたり強い要望の声が聞かれることから、この場での経過と今後の見通しについて伺います。

ちょっとご存じでない方もおられるかもわかりませんので、ここの道のことについて、市道についてちょっと説明をさせていただきますけれども、大平側の、森林総合センタ

一の東の下の集落でありますけれども、入口から部落（自治会）の頂上までは5メートルの車道があります。一方、大法寺側からも集落の上まで5メートル道路がありまして、この集落間の市道の拡幅についてお伺いをしているものであります。この集落間は400メートル強ぐらいであります。幅員は2メートル10から20であります。側溝とか縁石がないのでありまして打ちっぱなしの状況であります。アスファルト舗装となっておりますことから路肩は崩れ、乗用車の通行は非常に困難な状況であります。集落の市道の間地点には高架橋によってJR線が横切っており、「この折り合いが難しいこともあった。」という話を以前うかがったこともあります。橋脚間の幅は3メートル60の道となっております。通れないことはないんですがちょうどカーブとなっておりますので特に通行しにくくなっている箇所であります、わけであります。しかし、上の線路までの高さいうものは5メートル10から20ありますので、工法によればこの問題は難しく、JRには関係なくクリアできる問題であるというふうに思われます。いずれにいたしましても緊急車両が通行可能な道路整備が急がれるところであります。そうすることによって集落間の交流も深まり、山間地の住環境も改善されると考えます。この市道については、要望から長期にわたり着工できておらず、そのわけを地域住民の方に十分な説明をすべき時期であろうと思っておりますが、ご所見を伺いまして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、前田議員の保育所関連に関するご質問にお答えいたします。

最初に就労時間に対応した保育時間の見直しはどうかというご質問でございますが、香美市すこやか子育てプランでは次に建設を予定しておりますB園での保育サービスの中に長時間保育、これは12時間対応ということを考えております。これを予定しております。

次に、なかよし保育園の安全対策についてでございます。

まず、進入路につきましては、県道土佐山田野市線は朝夕の通勤時間帯に交通量が多く、送迎時にはご指摘のように混雑が予想されます。そのため、平成21年4月の開園に向けて保育園の県道入口に信号機を設置するよう香美警察署に要望しております。また、保育園西側隣接の市道と敷地の間に農業用水路がありますが、造成工事の際にV S側溝に改修し、水路上を通行可能としたため実質上の道路拡幅となっております。

砂場につきましては、なかよし保育園には2.5メートル四方の砂場を設置する予定ですが、衛生上の対策として定期的に水蒸気による熱消毒を行っていきたいと考えております。

また、園内の駐車場は送迎用及び来客用として32台分を整備するものであり、通常の送迎に関しては送迎の時間帯が保護者ごとに違うため支障はないものと考えています。なお、運動会等の行事の際は多数の来客が予想されるために、現在の明治保育園の駐車

場や近隣の公的機関の駐車場を借りて、臨時駐車場として対応したいと思います。現在のところ拡幅の予定はありません。

現在、香美市の休園中の保育園につきましては当課が管理しておりますが、十分にできておらないことがあります。草などが伸びた状態もままあるものとなっていることが現状でございます。周辺の市民の方々には草刈り等協力をいただいていることに改めて感謝を申し上げます。香美市すこやか子育てプランでは平成23年度までに休園中の保育園を閉じる計画で、平成21年4月から新たに廃園になる明治、楠目、山田の3保育園についても同様ですが、その後の利用については市全体として総合的に検討していかなければならないと考えております。新改保育園につきましては、プランでは今後残る園として位置づけられておりまして、順次改修と整備を行っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 前田議員のご質問にお答えを申し上げます。

お尋ねの市道入野佐岡線は、昭和の年代から改良が進められております。入野、大法寺側は辺地事業で、佐岡側は臨時地方道路整備事業等で改良され現在に至っております。いずれも大平、大法寺それぞれの集落の人家の途切れたところから少し奥の転回場まで拡幅改良がされてございます。JR四国の鉄橋下を中心にしまして未改良部分が、議員のご指摘では400メートルということですが未改良部分が残されております。当時本路線を整備するに当たりまして、JR四国の鉄橋をかけかえての道路改良につきましては膨大な事業費がかかることから見送りということになっておりまして、JR四国がみずから鉄橋を改良するのに合わせて道路改良をするということとしたようでございます。現在もその考え方に変わりはありませんで、当面の改良予定としてはございません。議員さんのご指摘の、JRに関係なくできるのではないかというようなご指摘でございますが、北側の橋脚のでっぱりがありまして、それからカーブが非常にきつうございまして、あそこが一番長尺の車の通りにくいところということになっておりますので鉄橋に関係なくということにはならないのではないかというふうに考えております。ちなみに、あけぼの道路の改良で県が来年度以降で伏原のところを半地下形式で鉄道の下を通る予定で、改良する予定でございますけれども、10メートルの改良費に5億円がかかるというような試算が出ておりますのでご報告申し上げます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） どうもありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、保育の件でありますけれども、安全対策には十分に対処していただけるというふうなことで安心をいたしました。

また、砂場の件でありますけれども猫とか、かなり広い砂場になろうかと思うわけで、

2.5メートルですか、ということになると、ペットの入ってこれないような状況にはするだろうとは思いますが、あとの対策として今は近代的な、近代的といいますか電気で追っ払う装置とかいろんなものがあるようでございますので、検討もしていただきたいなというふうに思うわけでございますが、よろしく願いいたします。

新改の件につきましては、順次改修の方向で進んでおるということでございますので大変うれしく思うところでありますけれども、新園と残される園が2園あるわけですが、余り差のないように、不平不満の出ないようにお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それとあと1点、大平の（市道）件でありますけれども、大体私もその鉄橋のことは聞いておりました。（聞いて）おりましたので非常にどうかなと思って、あそこに何度も何度も行ってはかりもしました。先ほど申しましたように橋脚の間3メートル60あります。3メートル60あるということは、ちょっと向こうが、北側といいますか、西側ですか、これは非常に高くってどうかなと思っておりますけれども、最近の工法によりましてあれを真っすぐつけると。あこはカーブになっているから非常に曲がりがいいんです。カーブでなく真っすぐ行けば3メートル60あれば4トン車もぐっと通りますよ、幅2メートル40しかありませんから。そういったことで、あそこの上も今言ったように5メートル10とか20とかありますので、真っすぐな道があそこへつけられることができれば、私はこの問題は今、建設都計課長が言われたこのことは、橋脚を、鉄道をやりかえてじゃいうそのときに対応するじゃいう話は、これはもうとてもあすあさっての話じゃないというふうに思うわけでございますので、先ほど言ったように緊急車両とかいろんなものが容易にできるように、通行できるようなことにすべきだというふうに考えますので、再度検討をお願いをいたしまして、これで終わります。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 前田議員の保育所関連に関する2回目の質問にお答えをいたします。

砂場への猫等の侵入対策はということでございますが、またいろいろな意見等を聞きながら検討していきたいと思っております。

また、残る園が新園と差がないようにということですが、そのことも心がけながら整備をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 前田議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

真っすぐに通れば緊急車も通れるんじゃないかというお話でございます。3.6メートルございましたらそれは可能だとは思いますが。ただ前後5メートルの改良がなされているということであれば、それ並みの改良が本来必要であろうというふうには考えます。それから、真っすぐにする場合には大法寺側が非常に深い谷になっております

関係で、橋を飛ばさないといけないだろうというふうに考えております。鉄橋をつついても非常にお金がかかりますし、橋脚、橋の設置ということになりましても結構な延長になると思いますので、これも何千万円単位の金額になってこようというふうに思いますので、当面といいますか今のところの考慮には入っておりませんということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 3回目の質問をします。

橋脚を動かしてやるということになると、今申しましたようにそら大変時間がかかるし、そらもうとてもできんと。できんというよりもそんな話じゃないわけで、あれを少し、お金がかかるとそらできんとかじゃなくて、この問題は平成7年に森林総合センターの設置当時に地域との約束、約束といいますか確約書というのも取り交されております。その中で「道路周辺整備について」という項目があるわけですが、ここの、ご存じやろうと思うけんど一番手に「大平、大法寺線の延長」と、「整備」ということがうたわれております。今、ちょうど見ちゃかざった、下のまだほかの項目もできてないところもありますし、未着工のところもありますし、15項目もありますのでそれを全部やるというわけにはいかないと思っておりますけれども、ぜひこういった生活道、必要なところについては、危険道路については、緊急道等々については、これはまずやるべきじゃないかなと。そして下の、今、建設都計課長が言われた何やろの、下の大平南岸道ですかね、あれは11月に完成ですか、あれで、あれで終わる。まだもうちょっと向こうに伸びるかと思いますが、一応できておりますが、順次できておりますけれども、タキヒラ線ですか、あそこなんかはまだ全然手がついてないようでありますけれども。私の言いたいのは、少しお金はかかるけどこんなん考えちゃせんでよという返事では、私も妙に納得がいかないわけでありまして。お金もかかるでしょうけれども何かの事業を取り入れるとか、何とかしてでもこの確約をされたこの事項についてはするべきでありますし、また今もうこの時期、そのことについてこれまで、どうしてできないのかということを経元住民に十分に理解のできる、納得のできるように説明をするということも必要であろうかと思うんです。これは住民が何度も私のところへ、「ひとつつも、約束しちゅうにひとつもできんがどういふもんぜよ。」というふうに私は言われるわけです。しかしながら、私は約束したわけではございませんですけども、確認書を見せられたりすると非常に、「そうかよ。」と、「そらどうしてできんろうね。」という話もある一定するわけやけんど、そここのところの説明を住民に十分にしていきたいというふうに思うわけですが、そここのところをお聞きをします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 3回目のご質問にお答え申し上げます。

森林総合センターを設置しましたときの地元との確認書は存じております。現在大平南岸線を整備してございまして、来年度で完了する予定で事業を進めてございます。そ

れが済みましてもまだ幾つかその残事業が残ってございます。ご質問のとおり入野大平線につきましても改良要望として残ってございます。ただ、大法寺側が辺地事業で改良を重ねておりましたけども、集落を過ぎて転回場までできた時点で水道事業のほうに着手しました関係で辺地度の点数が100点未満になりまして、辺地事業が導入できないという状況にはなっております。現在それぞれ事業をしてございます交付金事業でございますけれども、各地域からの要望もありまして、それとのランクの、順位の競合等もございます。覚書、確認書のことも念頭に入れながら改良事業というような、将来的には改良事業というようなことで心にとどめて進めていきたいというふうに思います。

(19番、前田泰祐君、自席から「説明、いつまでにするかとか。」と発言する。)

○建設都計課長(中井 潤君) この事業につきましては、それぞれ事業、大平側で改良してございます件につきまして、それが済むたびに代表の方とお話をさせていただいて、次はどうしていくということでお話をさせていただいておりますので、地元でのそのお話の中でまた、大平の地元でのお話の中でまた住民の中から要求事項として出てくるものと考えております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 前田泰祐君の質問が終わりました。

暫時1時まで昼食のため休憩をいたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番(織田秀幸君) 5番の織田でございます。通告に従いまして3点についてお伺いをいたします。1点目は農業問題。そして2点目、これは地域から出されております要望書についての質問でございます。3点目、インフルエンザの対策についての質問でございます。私も毎回質問をさせていただいておりますが、今回初めて農業問題を取り上げさせていただきました。私の席の斜め前の、あえて名前は言いませんが議員から失笑を買うかもわかりませんが、また農政課長は長年従事されて農政部門のまさしくプロであると、そのように推察しております。どうか素人の私ですので、かみくだいて消化しやすい答弁をひとつお願いしたいと思います。それでは、本題に入らせていただきます。

食料の多くを海外に依存する我が国は、今後アジアやアフリカでの人口増及び地球温暖化の影響による異常気象で不作が続けば食料自給が厳しさを増し、穀物の高騰は必至であります。こうした状況を踏まえ、農水省は現在40%の食料自給率、これはカロリーベースでございますが、約10年後に50%に引き上げると発表をしております。それは農地の賃借規制緩和、すなわち農地の所有から利用に転換する農地法の改正案で

ざいます。これは1つ目に、規模拡大のため農地取引の仲介制度を原則すべての市町村で導入をしてまいると。2つ目は、企業の農地賃借規制を緩和し参入を促進する。3つ目として、20年超、20年を超える農地賃借制度の創立、この3点が主流であります。そしてまた、米消費の拡大と小麦の増産を挙げております。小麦相場高騰によってパンやめん類の原料として注目されている米粉の生産を現在の50倍に拡大、小麦も裏作の促進や生産技術の改善で倍増するとしています。しかし、我が国の農業生産者を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。その要因として農業従事者の高齢化や後継者不足等が挙げられます。農家は、これから農業をやって生き残れるのか不安に直面している人も多数おいでになると思います。こうした状況下で耕作放棄地の拡大に歯どめがかからないのも事実であり、農業従事者の減少により休耕地がふえると国民生活に不可欠な食糧を安定的に供給したり、治水作用や自然環境の保全にも悪化を及ぼすことにつながります。特に近隣の耕作地に悪影響を与えてしまいます。一般的に日本の農業は国際競争力が弱く国境保護がなくては立ち行かない、そのように思われがちであります。日本にはすばらしい潜在力がある。世界でもトップクラスのかんがい設備があり、農産物の貯蔵、流通のためのハードやソフトもすぐれております。また世界的にも日本食がブームであり、日本の農産物は品質や安全性も含め世界に通用することは間違いない、そのように思っております。特に本市は農産物に適した自然環境に恵まれております。一級河川の物部川の恩恵を受けゆずや蕪生米、やっこねぎ、ニラ、ショウガ等と、まさに県を代表する特産物がたくさんあります。これら農産物の維持とさらなる生産性向上には政府の示す改正案により営農の大規模化、集団化、そして攻めの経営が必要ではないだろうか、そのように思います。本市の振興計画には「農業を市の基幹産業として持続的に発展させていくため、担い手の明確化と人材確保や集落全体での営農体制を充実させ、認定農業者の育成、農業生産法人の育成、農作業の受委託や集落営農の組織化を推進する。」とありますが、以上のことからお伺いをいたします。

1つ目、振興計画で産業別人口分布によると農業従事者2,921人、20.3%となっておりますが、現在の専業農家の人口そしてまた世帯数を伺います。

2つ目として、全国に農業従事者の高齢化や後継不足による耕作放棄地が拡大しているが、本市の現状そして対策を伺います。

3つ目として、農家の生き残りや活性化には経営体制の見直しが必要であります。しかし営農の大規模化、これは、集落営農法人化には幾多のハードルを伴うと思いますが、行政の見解をお伺いいたします。

以上、農業問題はその3点であります。

2つ目の件ですが、各地域の自治会長、区長と町内会長等から出される要望書があるわけですが、これは地域住民の不便解消や安全、安心を確保するとともに、地域と行政の接点となり住みよいまちづくりに寄与するものである、そのように思っております。この要望書は道路補修工事、舗装改修工事や側溝整備など道路環境の保全に資するもの

であります。さらには、交通事故防止や交通の円滑な推進を図るため道路標識、道路反射鏡などの施設整備を行うものであります。この要望書は各年度の予算範囲内で緊急性そして必要性を加味して優先順位を定めている、そのように思いますが、「要望書を提出したもののいつ改善できるのかわかりにくい。」、そういった声もあります。以上のことからお伺いをいたします。

1点目に、市道の維持管理に対する要望書の平成19年度受付件数と対応件数、またさかのぼって現存して残っている件数をひとつお伺いをいたします。

2点目として、前年度そして今年度とでは、道路維持管理に対する予算がかなり減額となってとありますが、減額の理由と今後の対応をお伺いします。

3つ目です。これは当初新型インフルエンザ、それもあわせてお伺いをしようと思っておりましたがこれは余りにも、規模的なものから考えても県レベルでの対応が、私は現在は望ましいのではないかと、そう思い今回はインフルエンザに絞って対応をお聞きいたします。

日本では、インフルエンザは主に12月から3月にかけて流行をしています。これは温度が低く乾燥した冬では空気中に漂っているウイルスが長生きすることや、乾燥した冷たい空気でのどや鼻の粘膜が弱っているのも発症の要因とされております。このインフルエンザは普通の風邪とは原因となるウイルスの種類が異なり、普通の風邪はのどや鼻に症状があらわれるのに対し、インフルエンザは急に38度から40度の高熱が出るのが特徴であります。さらに、倦怠感、筋肉痛、関節痛など全身症状も強く、これらの激しい症状は通常5日ほど続くと言われ、気管支炎や肺炎を併発しやすく、重症化すると脳炎や心不全を起こすことがあります、体力のない高齢者や乳幼児などは命にかかわることもあるそうであります。インフルエンザにかからないためには予防が特に大事で、接種であり、また手洗い、うがいの励行、マスクの着用等々ありますが、インフルエンザウイルスは普通の風邪のウイルスと比べ約50分の1と小さいため、厚めのマスクが効果的だとのことあります。また、発症を年齢別に見てみると、インフルエンザの流行拡大は保育所や小学校で始まると考えられ、罹患率が最も高く、それが家庭で親や祖父母に感染していく。高齢者は罹患率は低いですが、逆に感染すると死亡率は高く要注意が必要です。暖かな高知県では風邪やインフルエンザはまだまだ先の話と、そのように思うかもしれませんが、過日の新聞記事にあったように県の健康づくり課には既に7人のインフルエンザと見られる患者が報告されています。今後ウイルスが活発化し、活動しやすい時期となりますが、指導や助言をする立場の行政の見解をお伺いいたします。

1点目として、本市は65歳以上の高齢者及び60歳以上でハイリスク群に該当する者は自己負担金1,000円で、県下どこにおいても接種が可能である、そのように伺っております。平成19年度の補助対象者で接種した人数とその補助額をお伺いいたします。

2点目、罹患率の高い乳幼児や小学生に対し高齢者同様の補助は出せないかお伺いを

いたします。ここが肝心なところでございます。

3点目、インフルエンザの抑止に向け指導、助言をする行政機関として、この施策をお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 織田議員の農業問題についてお答えをさせていただきます。質問の振興計画の数値につきましては平成17年の国勢調査の産業別就業人口となっております。ご質問の用語や定義の解釈から、2005年の農林業センサスによってお答えすることをお許してください。

香美市の農業経営体が経営する経営農地面積10アール以上、農産物販売金額15万円以上の総農家は2,121戸で、その内訳は経営耕地面積が30アール以上、50万円以上の販売農家は1,301戸、自給農家820戸です。販売農家のうち世帯の中に兼業従事者が1人もいない専業農家は543戸で、販売農家の農業就業人口は2,411人となっております。専業で、農業のみ、または農業が主という専業の基幹的農業従事者はそのうちの1,714人となっています。

2点目の耕作放棄地についてでございますが、農林業センサス2000年で経営耕地面積1,372ヘクタール、耕作放棄地83ヘクタール、2005年（農林業）センサスでは経営耕地面積1,222ヘクタール、耕作放棄地面積94ヘクタールであり、比率的にも増加の傾向であります。全国的な統計的理由と本市も同様で、山間地や生産性の低い土地条件などによりまして、点在して発生しています。対策として生産基盤の整備や直接支払制度の導入、資源保全事業などにより発生防止には努めておりますが、現状の放棄地を解消する活用対策は整っていないのが現状です。今、農地法の見直しも議論される中で、今農業委員会との連携によりまして土地把握調査、所有者の意向聴取を含め土地把握調査も行い、要活用農地の指導を進めていっております。地域の状況や合意形成のもと林地化また農園利用、景観形成などの農業生産以外の利用も視野に入れ検討したい、そのように思っております。

3点目の農家の維持継続と活性化についてでございますが、香美市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で、「目標を定め、農業を担う経営者を支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。」としております。各関係機関が相互連携のもと香美市担い手育成総合支援協議会を設置し、農家の経営計画の自主的な作成や相互の連携など望ましい経営の育成を図り、地域農業の将来方向について選択、判断ができるよう取り組んでおります。平成19年度末において認定農業者272人、集落営農組織7組織、農業生産法人7組織できました。準じる組織も集落協定の締結をきっかけに地域の実情が話され、意識共有ができ、集落営農の取り組みも生まれております。集落営農の取り組みも地域に合った経営体を目指してございまして、これからも農業構造の現状及びその見通しのもとに農業を職業として選択し、魅力とやりが

いのあるものとなるよう進める必要があると考えています。

以上、3点のことについてお答えをいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 織田議員のご質問にお答えを申し上げます。

市道の維持管理の平成19年度の受付件数と対応件数、そして残りの件数ということでございます。市道の維持補修に関しましての要望は多数、多岐にたっております。平成19年度土佐山田町分の要望件数は60件ございまして、うち37件を対応し23件が未処理で残っております。香北町分の要望件数は16件で、うち7件に対応し9件が未処理となっております。物部町分の要望件数につきましては1件で、本年度に対応予定となっております。平成16年度以降の積み残しを合計しますと90件ということになってございます。

2つ目の今年度と前年度との道路維持管理費の減ということでございますが、予算につきまして調査をいたしましたけれども、議員の言われるような大幅な減ということには気がついてございません。なお、厳しい財政状況の中の予算編成となっておりますことから若干の減少というのはやむを得ないものというふうに考えておりますけれども、道路維持に関しましてこれ以上減額されますと各地域からの要望には対応ができなくなるというふうに考えてございます。また、道路等につきましても適正な維持管理ができなければ将来大きな費用がかかってくるということも考えられます。地元のご協力をいただきながら効率的な方法で順次対応してまいりますので、未対応となっております部分につきましては、地元の方々にはご不便をおかけいたしますけれどもいましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 織田議員さんのインフルエンザ対策についてのご質問についてお答えいたします。

まず1点目についてです。平成19年度の接種状況をとということですがけれども、65歳以上の対象者が9,850人、接種者が5,736人、接種率が58%。60歳以上のハイリスクの方が対象者が26名で、接種者が3人です。接種率が11%、合計で9,876人の対象者に対し、接種者が5,739人で、接種率が58%です。それから、補助額はということですがけれども、自己負担金が1,000円、補助額が3,588円にして、インフルエンザに係る経費が都合4,588円ということになります。

2点目の乳幼児や小学生に対する補助についてです。厚生労働省のホームページ、インフルエンザ予防接種Q&Aによりますと、65歳以上の健康な高齢者について約45%が発病を阻止し、約80%の死亡を阻止したという研究報告がされております。一方、小児については、1歳以上6歳未満児では発症を阻止する効果は20%から30%、1歳未満児は対象者が少なく効果は明らかでないという報告がなされております。このこ

とによりまして、乳幼児や小学生に対する補助は今のところ考えておりません。

3点目のインフルエンザの抑制に向け指導、助言をする行政の施策を問うということについてです。10月広報にインフルエンザ定期予防接種のお知らせを掲載し、65歳以上の方や60歳から65歳未満の一定の障害をお持ちの方々に予防接種の情報提供をしました。また、1月広報ではインフルエンザ予防についてお知らせする予定です。山崎晃子議員さんのご質問にお答えしましたとおり、予防についてはうがい、手洗い、マスク着用、人ごみや混雑した場所への出入りを避ける、栄養に十分注意して体の抵抗力を低下させない等です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番の織田でございます。先ほどの答弁を受けまして2回目の質問をさせていただきます。丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。若干思っていたとおりの答弁でございます。

まず、1点目の農業問題でございます。

だんだんと耕作放棄地、休耕地、そういったものが、先ほど数字で示していただきましたけれど、83（ヘクタール）から94（ヘクタール）にふえていっていると。また、それぞれの地域にあって集落営農、そういった経営体制も組まれておるといふような答弁でございました。私は農業問題、これは確かに夏場の暑いとき、また冬場の寒いときに現地に出て一生懸命、もう朝が明け夜が明けいう感じで農家の方が頑張っておられますし、そして大事なことは、食は命をつなぐと。本当に日本人として農業いうものは大切にしていかなければならない、そんなふうに思っております。そして、私がこの農業問題を取り上げて、特に皆さんにお願いをしたい、また農政課長にもお聞きしたいわけなんですけど、これは、今、就職難、そういう形で高校を卒業してもなかなか地元で仕事がない。県外にもかなり多くの流出が見られる。そういった折にやはり集落営農、農業規模の拡大化、そういったものを図って若い人でも農業に関心を持っていただき、そしてやはり大規模化することによって大型機械とかそういったものの参入も容易になってくるのではないかと、そんなにも思われます。そうした形で、また認定農業者、そういった方も272名言うてましたかね、そういう答弁がありましたけど、どんどんどんどんふやしていただいて、国レベル、県レベルの助成、補助もいただきながら次の担い手をしっかりと確保していく、そういうことが大事になってくるのではないかと、そんなに思います。つけ加えれば、やはり耕作放棄地、休耕地、そういった形でやはり治水作用とか環境的にもそういったものはやはり排除していくというんですか、そういうことも大事になってくるし、政府としては利用可能なそういった土地、これは耕作放棄の土地を指しておるわけですが、2011年度までには解消をしていく、そのような努めをまた挙げております。そして大事なことは、さっき言うたように集落営農いう形で機械化も入れながら農業の活性化に努めていくというんですかね。これは年明けのまた国政によって

どうい判断がくだるかわからんわけなんです、これ農政課長、かなり農業の従事者、これは先祖代々からこの田んぼ、畑をずっと頑張ってやってきたけど、もう年がいつて何ともならんぜよ、そういった人も小規模の農家の方にはかなりおいでになるんじゃないかと思いますが、そういう国レベルの施策に対して今一步踏み込んだ農政課長としての見解、こうあっていただきたいがというような思いがあったらひとつお示しを願いたい、そのように思います。私が振興計画の、これは香美市振興計画、第1次の分ですが、それには農地用地が1,764ヘクタールになっております。これは香美市538平方キロの中でわずか3.3%やいうてですよね、そういう資料が載っておりましたけど、どうかそういうことでやはり耕作放棄、休耕地、そういうもんは解消をしていって農業の活性化につなげていけたらと、素人の私はそんなに思っております。

そして2点目（市道の維持管理について）、これは（建設都計）課長、あんまり（予算が）減額になってないということですか。これは平成18年度の道路維持管理に関する決算書、1億300万円余りになってますわね。そして平成19年度では8,400万円余り、これは2,000万円ぐらいの減額になっているわけです。ほんで、この平成19年度と今年平成20年度では余り差がないということではありますが、大体金額はどれほどあになって差がないと言うとんか、そこをちょっと、もう一遍お願いしたいと思います。

いろいろ合併前からひっくるめて残り90件の要望書が現在手元にあるという話でございました。この予算内で、確かにそら金がないのにあれも欲しいこれも欲しい言うたってそらなかなか無理でしょうけども、この90件は本当に前向きにやっていけるんかと。これは本年度の予算額を聞いたらそれでわかると思います。絶対に、こういった市民と行政との接点となる、そういう地域の大事な1つのこれは取り組みではないかと思えます。精いっぱいまた増額いうことは無理かもわかりませんが、流れの中では、減額を余りしないようにまた力を、リーダーシップを発揮していただいて、その点お願いをいたします。

3点目（インフルエンザ対策について）、前任の岡本健康づくり推進課長さんやっただすかね、いつも細やかに詳しく、質問したときに答弁していただきました。また片岡健康づくり推進課長さんですか、わかりやすい答弁で、（補助は）できませんということでありましたが、これやはり罹患率が一番高い小学生とかそういった子どもたちが、学校がもう休校とか閉鎖とかそういうことにならんように頼むわけなんです。これ香美市の今の人口2万9,000人とした場合に、大体ゼロ歳から14歳は1割程度やと思う。そしたら2,900人の7割が接種を受けたと。私の試算では大体300万円ぐらいあったらこの香美市の小学校、保育所、そういったところから学校閉鎖とかそういうものは一切なくなるんじゃないか、そのようにも思っております。そらもうはいはい、わかりましたいう、そういう答弁はできん思いますけど、香美市からそういった学校、保育所の閉鎖、そういうものがないようお願いしたいと思えますし、そしてまた1月の

広報にお知らせをすると、そういう答弁の中で話がありました。私も先に職員の方にはお聞きしました。12月は、10月に載せた関係で12月（広報に）はよう載せてない、また1月に載せます。そして、そのときにやはりインパクトのあるやっぱり広報、そういう形でお願いしたいと思います。パッとめくりよったらインパクトがあるいうんですか。今一番大事なときであります、12月。そういったことで再度、この私の今言うた300万円のことについてもお答えできるようだと。

以上で、2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 織田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

一步踏み込んだお答えにはならないかと思いますが、非常に重厚な質問を、提案はないかというご質問をいただきましたが、まちづくり計画、そして振興計画の中で1次産業の重要性、まちづくりには欠かせないものと位置づけて進めております。その中でやっぱり地域に根づいた産業、これについてはこれからも振興策で効果のある事業を提案し、また国の事業、県の事業それから地域の独自性、これは地域特性に合った事業提案をしていくと。そして、やはり地域の実情を理解しながら振興策を打っていく。効果のある事業を入れていくということが大きな、重要な課題やないかと思っております。今、農業情勢については非常にめまぐるしい変化があります。今までの世襲制というか家族型の農業だけではなかなか地域の農業は引っ張っていけない、そういう時代の中で法改正もありますが、まずは地域の担い手がどのような形で農地を利用していけるかということが地域づくりの1つの重要なかぎやと思います。また、なかなか一つ一つの事業につきましても、精いっぱい効果のある事業が継続し、新たな効果の乗る事業は提案もこれからしていくつもりでございます。またその点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 織田議員の2回目のご質問にお答え申し上げます。

残り90件の事業の見込みということでございます。土佐山田町分のみちょっとご紹介をさせていただきますと、平成16年度に残っておりますのが9件ございまして、ダブリもありますので実質は8件ということでございます。この中にも側溝整備の要望がありますけれども、反対者があるとかいうようなことで残っているという部分もございすいし、それから平成17年度の空谷川の改修の要望がきておりますけれども、近所の家の下を水が流れておるといふような要望だったと思ひますけれども、それにつきましては地下水になってしまう、経路がわかっていないといふようなことで、ちょっと調査不能といふことで対応ができていないといふようなものもございす。それから、平成18年、平成19年にわたりまして、即対応できないけれども危険性が低いのでちょっと様子を見てもらうといふような部分もございすし、その危険性とか緊急性とかといふことにつきまして、一部対応をしましてちょっと様子見てもらっているといふようなものもございまして、そのようなものをあわせて90件あるといふようなことでござい

す。また、新たに平成20年度につきましても各地区からの要望が随時出てまいっておりますので、それらとランクを比べながらまた順次対応していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の今年度と前年度との道路等の事業費ということでございます。議員のご質問では道路維持管理に対する予算ということでおっしゃられておりましたので、8(款)2(項)2(目)の道路維持費のみを調査をしてまいってございます。そんな関係で道路維持費につきましては大幅な減額が見られていないというようなお答えをさせていただきます。先ほど議員のご質問の1億3,000万円、「平成18年度の決算書で1億3,000万円が平成19年度には8,400万円になった。」と言われたのは、多分新設改良の部分、8(款)2(項)3(目)のほうではないかというふうに思うわけでございます。確かに新設改良のほうは若干、若干といいますか予算が減額に、違いますか？道路維持のほうに関しましては、平成20年度の当初予算が、土佐山田町と香北町、物部町合わせまして4,216万8,000円でございます。これは賃金と工事と原材料費を含めたものでございます。工事だけに限定しますと、平成20年度が3,450万円でございます。それから平成19年度の当初予算、工事だけに限定しますと、3町合わせて2,960万円となっております。平成18年度の当初予算につきましては、3町合わせまして維持工事だけで2,860万円となっておりますことから(大幅な)減額ということがちょっと確認ができませんでしたもので、先ほどのお答えとなりました。この議員が言われた1億3,000万円と8,400万円というのを、また後ほどお知らせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(中澤愛水君) 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長(片岡芳恵君) 織田議員さんの2回目のご質問についてお答えいたします。

平成5年まで定期予防接種として保育所等でインフルエンザは実施しておりました。先ほど申しましたように、有効性の観点から予防接種法から外れております。そういうことで、予防接種をすることによって健康被害というのはゼロではありません。予防接種法から外れるということは、予防接種健康被害救済制度がゼロではない事故に対して使えるかどうかということの疑問も残りますので、今のところは全体的、国とか県の動向を見ながら、保育園児、小学生の対策をどうするかと今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 5番、織田秀幸君。

○5番(織田秀幸君) はい。詳しい、いろいろ答弁をいただきましてありがとうございました。もう何ちゃあ言うこときはないわけなんです、最後にこの農地法改正案について市長の見解をお伺いして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(中澤愛水君) 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇楨夫君） 織田議員の農業問題についてお答えをさせていただきます。

るる担当課長のほうから答弁をさせていただきました。特に日本農業の置かれた今の状況というものは織田議員も述べられたわけでありましたが、この香美市の農業を取り巻く現況も同じ状況であるというふうに思います。農政課長のほうから述べましたように零細農業が主体でございます。また、現在も家族経営が主になっておるわけでありまして、そうした中で農業自体が、いわゆる国際的な視点の中で大きく左右をされているのも現実であろうと思います。今行われておりますWTOの中におきましても、農業の現実というものが大変厳しいことにさらされるのではないかというふうなこともささやかれております。そうした中で、新たなやはり農地法の見解をとということではありますが、今後はそうした現実を見きわめながら、そして農地法という大変厳しい対応もございまして、本市の特性ある農業の推進を図っていく、いわゆる足元の農業というものをいかに進めていくのかということに現実を置いて、やはり対応していかなければならないのではないかと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

麻生政権の追加経済対策の目玉である定額給付金をめぐって、政府は迷走を続け国民は困惑しています。総額2兆円を全国民に配付する、政府は国民1人1万2,000円、子どもと高齢者は2万円を給付する方針であります。しかし、政策の目的や所得制限を設けるか否かで二転三転してきました。国民からはばらまきの批判があり、今回の定額給付金、過去をさかのぼるとほぼ10年おきにばらまき政策は行われています。まず1988年から1989年の竹下内閣によるふるさと創生事業、地域活性化の名目で全国の自治体に一律1億円を交付したわけでありまして。ユニークなまちおこしに結びついたところもありましたが、宝くじの購入資金、金塊、名産品の巨大な像に化けたところもあったわけでありまして。次に実施されたのは、バブル崩壊後の1999年には小渕内閣が景気浮上などを目的に地域振興券を導入、一定の条件のある人に各自治体が1人当たり2万円分の商品券を配付しましたが、目立った効果は見られず約7,000億円を借金で賄った事例があります。今回、総務省が給付金の概要を発表したことを受け、11月28日に総務省の説明会が開かれたとのことですが、200人を超す市や区の窓口担当者からは矢継ぎ早の質問や意見があり、ほとんどは詰問調だったとの報道がありますが、過去の事例からも政策効果の疑問な、このような制度に対する自治体の認識をまず伺いたいと思います。

1998年度に約7,000億円かけた地域振興券が配付されたが、旧経済企画庁、当時の事後調査では、「新たな消費喚起は32%、国内総生産の個人消費の0.1%程

度の押し上げ効果しかなかった。」との総括であります。現在私たちを取り巻く環境は、年金、医療制度の混乱や雇用不安そして将来の消費税増税も想定されている今日、生活防衛に走り給付金は生活費や貯蓄に回ってしまう可能性が高い。今回2兆円とはいえ大きな景気浮揚効果は期待できないのではないかと。共同通信社が有権者を対象に実施した全国電話世論調査でも、給付金の支給について「評価しない」が58.1%、「評価する」の31.4%を2倍近く上回っているのであります。給付金を受け取った場合の使い道も、「生活費」が50.3%、「貯蓄に回す」というのが27.2%と、合わせて8割近くを占めているのであります。給付金で消費を喚起させるという政府の思惑は外れたと見るべきではないだろうか。この調査結果からも定額給付金では景気刺激は不発に終わり、地域振興券の二の舞以上になるのではないかと。その可能性が高いと思われるが、行政の認識を伺うものです。

総務大臣は市町村が定額給付金を支給するための事務経費は約800億円にものぼると試算しています。事務量も選挙事務より膨大と言われ、ただでさえ繁忙期の年度末に給付事業を強要されたのでは窓口の混乱は避けられないとの見方が強い。本市での対応は何課で行うのか。煩雑な事務処理が求められると思うが、対応する課での人員は確保できるのかどうかお伺いをします。

また、本市での必要経費はどれほどになるのか、どういう試算が出るのかお伺いをします。

4点目として、具体的な支給方法はどのような中身であるかと。県下の市町村は統一した方法を採用するのか、話し合いは進んでいるのかお伺いをします。

5点目として、生活保護世帯、大変厳しい世相での年末を迎え、厳しい生活保護世帯、世帯人数に応じて給付されるのか。また生活保護費の減額等とこの給付金との関係、影響はないのかどうかお尋ねをします。

6点目としまして、給付対象者の税の滞納、使用料その他未済について給付金から差し引くのではないかと。どういう基本的な姿勢で対応するのかをお伺いします。

長期入院者やホームレス、犯罪被害者などで居住地を明らかにできない方など、住民票があるところに住んでいない対象者の場合はどのような取り扱いになるか。大変ご苦勞なさると思いますけれども、詳細にわたってご答弁をお願いします。

交通安全対策についてお伺いします。

旧3町村の合併により広大な面積を有することになった本市では、市道の延長は51.1キロメートルと聞きました。「市道にガードレールの設置されている箇所やガードレールの総延長は把握していない。」と言います。交通安全対策上ガードレールの果たす役割は大変大きい。特に山間部でのガードレールの必要性は大事である。全国的にもガードレールの切れ目から車が転落したとの報道は後を絶ちません。危険な場所での設置の見直しと、各地に設置されているガードレールやその支柱、カーブミラーの支柱が多年の使用でさびが出るなど、手入れを必要とする箇所は土佐山田町に幾つかあるわけで

ございます。現状についての認識をまず伺いたいと思います。

塗装等の手入れを施し原状回復をすべきではないか。今手を入れれば長年の使用が可能と思われるが対応を伺うものであります。

こういうことをする場合には、やはり費用対効果ということを行政の立場から常に言いますけれども、そういう点から見て原状回復のための手入れ、塗装やその他の手入れなどについての位置づけはどのように思っているのかをお尋ねして、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 片岡議員お尋ねの定額給付金についてお答えをしたいと思います。

制度に対する行政の認識はということでございますけれども、この制度に対するさまざまな意見のあることは承知をしておるわけでございますけれども、窓口となります自治体としましては混乱なくスムーズに給付金が支給できるかどうかというところに当面の最大の関心があるわけでございます。その点では大変心配をする制度であるというふうに思っております。

景気回復に影響するかどうかという認識をお尋ねされておるわけですがけれども、振興券であれ給付金であれ支給されれば当然のこととして消費行動に移るわけでありますから、景気に効果をもたらすということは間違いのないというふうに考えております。

あと煩雑な事務が予想されるがということで、どこの課が対応するのかと、人は、金はと、こういうお話なんですけれども、担当課は決まっておられませんけれども、かつて振興券を扱ったことから総務課がやるんじゃないかと思っている方も多いと思いますが、そう簡単ではないと私は思っております。とは言いながら答弁に立っておるじゃないかということであろうかと思いますが、やはり私としてはそう簡単ではないと思っております。制度の内容が具体的になっておりませんので、人員、費用等については明確ではございません。

いろいろとお尋ねを、その後しておったわけでありましてけれども、具体的な支給の方法でございまして生活保護の問題、滞納者との関係、長期入院者とか居住不明者などの取り扱いについて詳しく述べよと、こういうお話でございましたけれども、具体的な内容が今出ておりませんので、具体的になっていないという現状だということをお答弁するしかないというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員の交通安全施設の維持管理のあり方についてお答えを申し上げます。

まず1点目に現状の認識はということでございますが、建設都計課の管理いたしております交通安全施設は市道に設置されたもので、かつ土佐山田町分ということになってございます。その延長は約232キロとなっております、この市道につきまして各地

区から交通安全施設の設置要望が出されておりますし、また従前からの施設を合わせますと相当の量になりますので、これらの施設のすべてについて片岡議員が調べられたと
おり全体の把握としてはできてございません。地元からカーブミラーが見えないとかガードレールが曲がっているとかというような通報、あるいは業務でその道路を通る場合に確認ができましたら順次対応しているというのが現状でございます。

それから、塗装の手入れ、原状回復と手入れをどう位置づけるのかというご質問でございます。交通安全施設というものは通行の安全のために設置をしてございます。ですから、目的が果たせなくなっているという認識ができましたら改修をしてございます。ガードレールは自動車の転落防止の緩衝材として設置をしております、塗装の手入れで原状回復ということになりますとさびを削るということにもなりましょし、程度にもよりますけれども部分的に薄くなるという可能性もございます。一般的には取りかえということで対応しているというのが現状でございます。土佐山田町以外につきましても、景観上悪いとかさび等の発生が確認されても安全上その施設の、何と言いますか規定以上の安全性があると考えますと、差し支えなければもう塗装、塗りかえとかせずにそのまま置くという状況でございます。取りかえる場合は、車が当たってそのまま逃げられたとか、落石によって曲がったとか、それがなおかつ車道側に倒れてきているとかいう、通行の支障になる、安全に支障になるということになりますと取りかえるということで、発見し次第、あるいは通報をいただきましたら順次対応しているという現状でございます。さびにつきましても、ひどいものになりますと年数もかなり経過をしているということもございまして、工場で塗装をしたものにつきましても、全然さびてない状況でそのまま塗料の中へつけて出しますので、物によりますともう20年ぐらい平気でもつというふうなものもございまして、表面的には白くつく部分もありますけれども、白いガードレールでいるというふうな状況で20年ももつものもございまして、ただ、現在さびているものをグラインダーとかカップワイヤーで削って、それにさびどめをして塗装をしたとしても、工場から持ってきたものと比べますと随分耐久性というものは落ちるのではないかというふうに考えております。経費の比較ということはいましてございませんけれども、原則は取りかえで対応しているというふうなことでございます。

ただ、施設の新設につきましても、交通安全の関係の補助あるいは交付金をもらって対応できるんですけれども、取りかえなどの維持管理につきましてもすべて単費になるというふうなことでございまして、織田議員のご質問にありました各地域からの維持改良要望等と比較をし、その危険性などの上で、ランクがそこよりも上がれば対応していくというふうなことになるというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をします。

(定額給付金については) 決まってないので答弁できないということです。私はその点では深入りをしませんけれども、まず給付金の問題について。果たしてこれが実施されるかどうかということをも、今の政府の中身として疑問視をされると。政府にお金をあげると言われても国民はみんな率直に喜んでいない。そもそも国民はこの政策のでたらめさを見透かしているのではないだろうか。麻生内閣の支持率が発足から2カ月半で急降下、国民の支持を失いかげ、がけっ縁に立たされつつあります。山崎 拓前副総裁までもが「定額給付金は今すぐ打ち切るべきだ。」と目玉政策にも批判の矛先を向けているのは、新聞を読んでいる方はご承知のとおりだと思います。ここで1つ、非常に素直な日本の有権者というか庶民としての投書がありますのでぜひとも、そのどこが担当するのかわかりませんが中身を理解してもらいたいです。「定額給付金問題をめぐって日本じゅうが揺れているが、何しろ1億人余りが相手である。支給対象、支給方法、支給時期、どれ1つをとっても手ごわい。どんなやり方をしても不公平感が残るし、必ず行き違いが生じる。簡潔に、円満に、短期に遂行できる性質のものではない。景気対策も生活支援も既にかすんでしまって問題ばかり降りかかることが予想されるこの案を強行する必要がどこにあるのかと思う。分配しても今の時期焼け石に水の感がある。2兆円を分散せずに有効に使う方法をみんなで考えてはどうだろうか。大地震、新型インフルエンザの流行など国家規模で起こり得る災害からの復興に役立つ人材育成のための基金を設ける。食料難に備えて自給率回復の資金に充てるなどいろんな意見が出るだろう。衆知を集め危機に強い日本をつくるために役立ててほしい。子どもや孫たちが幸せに暮らせることこそが願いである。国民の汗と涙の結晶を選挙対策に利用しようとしたら、思いつきのようによろこびに扱った結果が今回の騒動のもとであることを肝に銘じて、この国を率いる人たちに自分たちの立場と責任のあり方をいま一度認識してもらいたいと思う。」という、大変心に落ちる投書でございます。どうでしょう。

もう1点、鋭い批判の言葉をご紹介します。これは神奈川県知事さんでございまして、松沢さんという方です。「定額給付金は理念もなく、目的もわからない。効果も疑わしい。天下の愚策と言う以外にない。だからこそ政府内からも異論が相次ぎ、市町村は困惑し、今や世論調査でも国民の大多数が評価しない。麻生首相は選挙対策として早く給付金を支給したいのだろうが、ここまで評判が悪くなるとむしろ逆効果ではないか。」と指摘した上で、「文部科学省の試算では、大規模地震により倒壊危険性の高い小・中学校1万棟すべての耐震化工事をして1兆円で足りるという。残りの1兆円で国庫補助がないために耐震化ができていない高校に回すことができる。自治体の財政難のため進まない学校耐震化工事を一挙に行い、児童・生徒の安全を守ることができる。施設整備は建設、塗装、資材など幅広い業種に及び、下請企業まで含めた経済波及効果が大きく雇用対策にもつながる。ほかにも2兆円あれば社会問題になっている産科、小児科の充実や非正規雇用対策など、景気対策とともに国民の不安解消につながる政策推進に役

立つ案が幾つも考えられる。一時の消費でなく国民生活の将来への投資に貴重な税金を使うことこそ懸命な政策だ。」と提言をしている。これらの点を踏まえて、本市の行政の長としまして市長さんの考えを伺うものであります。

交通安全のことについて2回目の質問をします。私は建設都計課長さんにこの私と一緒に写真を示して、一体どこがどうなっているのかということを示しているんです。だからほかの執行部の方はちょっと言っていることがわからないかと思えますけれども、ご容赦のほどお願いします。（以下、写真ファイル資料をもとに具体の質問を行う。）

ページ1については、中野349-2、茂久川橋のガードレールとかさ上げ部分のさびの現状であります。これは、建設都計課長さんの言いたいことはここは市が管理しちゃうところじゃないと言いたいかもしれませんが、このようにさびている現状が全市に至るところあるということでこの写真を出してるんです。それから、その下の南組2137の岸本宅前のガードレールのポストです。僕は今度の訴えの中で一番重要なのはこのポストなんです。ガードレールはいつでも取りかえることできるんです。あんたが言うように、建設都計課長さんが言うように、費用対効果から言ってさびたらかえたらえいじゃいかという姿勢でいけば簡単に、そらボルトナットを外したらかえれるけど、このポストが問題なんです。なぜかという、ページ1の下の写真は南組2137の岸本宅前のものですと、この写真の支柱を見てください、物すごくさびが出ています。この支柱はコンクリートの現場打ちですので、支柱の根元をモルタルやコーキングでかためたものではないために支柱の取りかえには多大の費用がかかるのではないのでしょうか。ほかの写真に示している支柱も同様の工法であり、これは現場打ちということです。現場で生コンの中にポストそのものを埋めてかたまらせてるということで、取りかえについてはそのコンクリートを破壊しなければならないということが非常に大きな問題ということをご理解をしていただきたいと思えます。ページ2、3、4と8はさびの出ている現状であります。ページ5がふれあい交流センター前の橋の欄干であります。この欄干の支柱も現場打ちですが、管理が十分でなかったがために腐食がひどく補修は手おくれの状態であります。もう言うたら鋼材の中からさびが噴き出しているということが、写真を見ていただければ専門家はご理解をできると思えます。このままガードレールやカーブミラーの支柱を放置すれば、今言いましたようにこのページ5の（ように）腐食がどんどん進んでいくということをご心配するわけでございます。ページ6は西町駅前のさびの状態です。駅の利用者からも「早く手入れを。」との声があります。ここでははっきりもう「対応する。」という答えをほしいですが、対応をどうするのか。この写真では1カ所しか出しておりませんが、これは2つあるんです、両サイドに。これは、この扉は、どうせごみを上げるとか、川に流れてきたごみを上げるために人の出入り口に使うということじゃと、利用は思いますが、こういう現状があそこの駅へ通勤、通学する人たちの目の前にあるということで対応、塗装の塗りかえは必要じゃないかと思えます。お答えをお願いします。7は栄町13-11、山岡宅北側の橋

の欄干であります。建設都計課長さんは現地を見てきたということをお伝えしていただきましたが、これは丸いパイプでこれも現場打ちです。だからもう取りかえるいうたらもう全部ぼったり橋の一部分を破壊して取りかえなけりゃならんので、これはもう差し当たりもうあしたからでもそのさびをのけて塗装に入るといぐらいの緊急性を要してやる必要があるのではないかと思うんです。私の調べではまだこれは、そういう手入れをしたら半永久的というかここ何十年かは使える可能性があるのではないかというように判断しますが、その点も、どのような対応をするのかこれ明確に答えてほしいと思います。

2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

定額給付金の問題でございますが、大変、今議論が沸騰しておるわけでございます、片岡議員から議員の思い、考え方を述べられたわけでありまして。このことは毎日のように報道もされておりますが、インターネットでちょっときょうの調べをしてみました、毎日新聞の全国世論調査ではこの定額給付金を「評価しない。」との回答が70%に上がったというふうなこともインターネットなどでも出ておりますし、また同時にそうしたものを受け、政府与党からも片岡議員がおっしゃるようないろいろな異論が出ているのもご承知のとおりでございます。大変そうした中で先ほど総務課長が述べましたように、自治体として決定されれば当然そうしたことについてスムーズに支給できる方向にするのが当然自治体の責任でございます。そういう意味では先ほど総務課長のほうから答弁をさせていただきました。そこで、片岡議員のほうから市長としての見解はという、この制度についての考え方はということでございます。この質問は次の比与森議員も指名がございましたので比与森議員にお答えをしようと思ってお答えをこしらえておりましたが、（比与森）議員、先取りをされましたので、すいませんが片岡議員に私の考え方を述べさせていただきたい、そんなふうに思う次第でございます。

この定額給付金につきましては、生活支援を大きな目的とする今回の定額給付金でございます。そうした政府の考え方の中では一定諸物価、現在高騰の中での生活支援としての支給されたら消費の拡大による経済効果、また景気の下支えとしての一定の目的は達せるのではないかというふうに感じます。が、しかし、その予算を計上する第2次補正予算は年明けの通常国会へ提出するというところでございますので、本当に生活支援を目的とした定額給付金であれば、本来の趣旨からしたら通常一般家庭の消費拡大を促すには、やはりこの年末が一番よかったのではないかというふうに思います。しかし、そうすれば今度は自治体もたざったかもしれませんが、本当に生活支援をねらった給付金であればこの年末の出費が重なるときに支給するのがよかったのではないか、そういうことを特に、いわゆる経済的な効果もそうすれば効果が上がったのではないかというふうに思います。しかしながらこうした所得制限の問題や、また給付現場での手

続きに対する問題などによりまして、制度に対する政府の意思決定がおくれた結果、今なお現在も不透明というふうな状況にあるということは、率直に言ってこのこと自体お粗末に過ぎるというふうな感じを私自身は持っております。実に「KY」という言葉がありますが、KY、空気が読めてないというふうに思います。こうしたやはり住民に直結する政策については、大変政局絡みに今なっていますが、そういう政局絡みでなくて真摯にやはり取り組んでいく、与野党の枠を外れた中で今の現実というものを見た中で真摯に取り組んでいく姿勢というものが政治になれば政治離れを起こすし、政治の信頼感が薄れてくると、そんなふうに私自身は思っております。しかしながら、来年度の補正予算の中で実施をされるということになりますれば、給付現場となります私ども地方自治体は混乱をすることなくスムーズに作業が行えるシステムの構築と、また同時にそれに伴う費用というか必要経費は、やはり国が当然そうしたものは負担すべきであると、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

お預かりしました写真の箇所でございます。担当と一回りしてまいりました。全体的に申し上げますと、表面がさびている箇所、それから材料そのものにもう穴が開いているもの、それから支柱の中からさびが浮いてきているもの、あるいは支柱を支えるコンクリート自体がもう破損しているものとさまざまございました。危険度の高いものにつきましては有効な方法で対応したいというふうに考えております。

この今、議員が真っ先におっしゃられましたこの茂久川の橋でございますが、これは県道とは言いにくいのではないかとこのように思いますので市が対応しなければならぬのではないかとこのように考えております。これ現場を確認しましたところ手前に伸びておりますレールと上の手すりでございますが、これは右側のフェンスと引っついておりません。押しますとぐらぐらします。ですから、これにつきましてはもう撤去をしてフェンスのほうを伸ばさなければならぬんじゃないかとこのように考えております。

それから、ふれあい交流センターの南をおります手すりでございますが、これはもう材料に穴が開いておりますので取りかえの必要がございます。手を突っ込みますとけがをしますので、これは取りかえの必要を感じてございます。

それから、その斜め上の竹村宅横のガードレールでございますが、これはコンクリート部分がもう破損しております、こうやって押したらちょっと動く。これは岸本さんのところの南側のやつも同じような状況で押したら動くような状況でございましたので、これにつきましてはもうコンクリートを破壊してまた新たに型枠をもって当てなければならぬような状況になってございます。写真を見ていただいておりますように、この支柱の幅に少しだけ厚みがあるようなコンクリートの幅ですので、これ新たに穴をもんでもちっと安全性には疑問が残るとこのようになりますので、これはちょっと

コンクリートを打ち足して、破壊をしてコンクリートを打ち足して対応しなければならないんじゃないかというふうには考えております。

それから、もう1つ次のページの支柱が腐っている部分、橋の両端のしかも両縁の支柱が4本ともこういう状態になってございましたが、これにつきましてはその下の右側に、何と言いますかボルトが下から出てきてとめてある、こういう形式にでも変更して対応しなければならないのかなというふうな思いがしてございます。

それと、この西町駅の扉につきましては、大水のときに水路のかせにしております棒がありますが、それをのけたりはめたりするために、要するに水路の管理のために、おっしゃられたようにつけた扉だというふうには考えております。後づけな関係で、先ほど私申し上げたように工場ですらやったものだったら細部のように白いものでおるののが、現場で塗ったとかいうような格好でこういうふうに耐久性が落ちているんじゃないかというふうには考えておりますが、塗り直しにつきましては今まで行ったことがございませんので、耐久試験ということの試験的な方法として実施するのも1つの方法かと考えますので、試し塗りをということで実験をしてみたいと思います。いずれにしましても見せていただいた部分につきましては、危険度の高いものについては有効な方法で対応したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 3回目の質問をします。

市長さんの本当に感動するご答弁をいただきましてありがとうございます。

ページ6の西町駅前のこのさびた全く見苦しい状態は、駅を利用する方からも風評がよくないので、これは塗装してみるというようにご理解をしてえいわけね。

それともう1つ、この山岡宅の北側のこの橋の欄干です。パイプ、丸いもの。これについても放置するわけにはいかんと思うわけよ。これまたさび出して腐らせて、今言うようにコンクリートの打ち足しとかいうようなことになると大変なんじゃ。これそれほどお金も要るものじゃないが、こら塗装する必要はないの？これ日々にさびていったらまたふれあい交流センター前みたいな状態が出てくる可能性があると思うけど、この点についてもう1回誠実な対応を、答弁をお願いします。この山岡さんとこの北側については、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長（中井潤君） 3回目のご質問にお答え申し上げます。

この西町駅の部分については実験的にしてみるということでご理解いただきたいと思っております。

それから、この山岡さんところの部分でございまして、これもともとどんな色か、何か塗ってあったんでしょうか。ちょっとこの橋自体も古いものですし、いつこの手すりできたかもちょっとわからない状況であります。ただ、現場を見せていただいた限り

ではさびは表面から入ってきているような状況がありました。このふれあい交流センター前のパイプの部分につきましては白いやつは外から塗ってはありますが、中から腐っていますのでこれはもう早急に何らかの手を打たないといけないんじゃないかというふうに考えてはおりますが、山岡さんのところのやつは北側は押しでもちっとも動かんような状況でまだまだ頑丈でしたが、南側につきましてはちょっと押したらぐらついているという状況でしたので、南側につきましては何らかの方法で対応したいというふうに考えております。その折に担当とも協議をさせていただきたい。ただ、この北側の部分につきましては、南とバランスが悪いというようなことである可能性もありますけれども、ちょっとこう、南側につきましては早急に何らかの方法が必要だろうというふうに考えています。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後 2時28分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） はい。6番、比与森です。通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、先に答弁がきたもので非常にやりにくいです。総務課長のほうも恐らく同じような答弁になろうかとも思いますが、一部抜きながら、せっかく時間かけて書いてきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。また市長も少し時間が空いたらまた違うご答弁がいただけるかもわかりませんので、よろしくお願ひします。

まず1点目に、生活支援、地域の経済対策を目的として定額給付金についてお尋ねいたします。

今回の定額給付金は、国民1人当たり1万2,000円で、さらに65歳以上18歳以下の方には8,000円が加算され2万円が支給されます。財源は、赤字国債は発行せず財政投融资特別会計の積立金の一部を財源に充てています。定額減税から定額給付金に移行し、政局絡み、政争の具としてさまざまな議論がされてきたことは周知のとおりでございます。新聞各社の調査結果にもその質問の内容、誘導の方法により出てくる結果にはばらつきがありました。先ほどは毎日新聞の厳しい数字も市長のほうから答弁の中でいただいたわけですが、日本経済新聞11月17日付けに調査会社ヤフーバリューインサイトを通じて実施した調査結果が掲載されておりました。「定額給付金の支給についてどう思う。」との問いに対し、「賛成」26%、「どちらかといえば賛成」37%と賛成が63%を占め、好意的な反応のほうが多いと伝えております。回答者が賛成の理由として最も多く書かれたのは、「家計が厳しいので助かる。」が48%、続いて

「定額減税より効果が期待できる。」が19%、「公共事業をふやすより望ましい。」が17%、「内需拡大の呼び水になる。」が13%という記事が出ておりました。「確かに日々の食卓に欠かせない食料品などの値上げで家計は以前より苦しくなっている。」と補足もされております、との記事が掲載されておりました。新聞各紙の論調は批判的なものが目立ちますが、各種の読者投稿欄には一般庶民から期待の声も寄せられています。東京新聞、「100年に一度の不況とあれば給付金の支給はやはりありがたい。」東京都主婦。毎日新聞、「物価高で火の車の家計を助けるため一日も早い支給を望みます。」茨城県主婦。産経新聞、「牛肉を買ってすきやきをしてほしいと子どもたちに頼まれた。」大阪府女性会社員。産経新聞、「給付金を悪者にするばかりの意見に対しても再考を促したい。この給付金の元手は官僚が温めていた特別会計の剰余金であり、へそくりを国民に一たん返還することにほかならない。」東京都男性会社員。また、12月1日の高知新聞、声ひろばには、これは読まれた方もあろうかと思いますが、「定額給付金については批判的な意見も多いが、私はこの給付金に期待を寄せている。そもそもこの給付金は総合経済対策の一環として定額減税が形を変え低所得者にも恩恵が及ぶようにとされたものだ。選挙対策と言われるが、投票は国民の意思で行えばよいから別個の問題である。3年後に増税が予定されているといっても、ばらまかなくても遅かれ早かれ消費税は増税される。その増税時には今回のばらまきは忘れて反対すればよい。定額給付金は」、これ読者の声ですので私の声ではありません。「定額給付金は景気の刺激のためのものであるから貯蓄などに回すことなく消費するように、麻生首相は国民にお願いすべきだ。私は1万2,000円支給されたら、長年ためらっていた敷布団を買いかえる。天から降ってわいたお金でせんべい布団から解放される。今から楽しみにしている。ばらまかれたお金で国民が消費に励めば底冷えした経済にも活気が生まれる。少しは消費の底上げとなる。個人消費を促すことが景気対策に実効性があるのではないか。あしたはあしたの風が吹く。後の負担を思い煩うより、くれると言うものはいただき生活の支援とさせていただく。」との、高知新聞の声ひろばには掲載されておりました。1999年に実施されました地域振興券のときには「反対だ。反対だ。」とさんざん批判しておきながら、いざ交付されると真っ先に利用したという笑い話のような、その人間性が疑われることもあったと聞いております。今回の定額給付金、「反対だ。ばらまきだ。」と批判を重ねる方々はどのように対応するのか。反対してきたから受け取りを拒否するのか、反対はしてきたがありがたくいただくのか。個人的にはこの辺も注目したいと思っております。

定額給付金の本来の趣旨からしますと、みんなが受け取り地域の経済対策のため消費していくことが望ましいとは思いますが。全国の市長、有識者の声を一部紹介しておきます。広島県福山市長、羽田福山市長、「政府与党の新たな経済対策に盛り込まれた総額2兆円の定額給付金は、65歳以上の高齢者や18歳以下の子どもにはそれぞれ8,000円が加算されるなど、景気の減速感が増している中、中低所得者層の生活支援と景

気の下支え対策として一定の効果が見込まれると思います。」大阪府守口市、西口市長「この冬、景気後退の寒波が押し寄せようとしている中、定額給付金は市民にとって一陽の光であります。市町村の窓口の混乱、ばらまきなどという否定的な意見もありますが、冷え込んだ購買意欲に火をつけ消費拡大を促し、景気浮揚につながる非常に効果的な施策です。行政を預かる者の立場として市民福祉の向上を第一に考え、市民が期待する施策を実施することは使命であり、そのために努力することは当然であります。市民の生活の支援となる定額給付金が少しでも早く市民の手元に届けられるよう全力で取り組む所存です。今回の2兆円規模の定額給付金が時期を得て最大の経済効果を生み出すよう速やかな決定が待たれます。」また、沖縄県（八重山郡）与那国町の外間町長、「日本最西端の島、沖縄県（八重山郡）与那国町では、島内で生産される泡盛や豆腐などを除き全品に輸送コストがかかり、物価高で深刻です。定額給付金をばらまきと批判する野党やマスコミは、そんな庶民の生活がわかっていないと言わざるを得ません。今求められるのはこの明るい話題を少しでも景気浮揚に結びつける努力です。自治体は事務作業がふえると嘆くのではなく、消費を喚起し詐欺等が起きないように対策を講じることにエネルギーを注ぐべきではないでしょうか。」もう1人、宮城県栗原市、佐藤市長、「本市は今年6月岩手・宮城内陸地震に見舞われた上、景気悪化が追い討ちをかけ、中小企業や商工関係者は大変な思いをしています。市民は欲しいものも買わないで我慢している状況の中で、定額給付金の決定は本当にありがたく思っています。」また、有識者ですが、全国の母子寡婦団体協議会、吉村会長は、「母子家庭にとって定額給付金は非常に助かる支援です。景気が悪くなる中、母子家庭の生活は苦しくなる一方です。自立するため幾ら求職活動に励んでも、子育て中では就職条件が悪くなかなか正社員になれません。生活支援としての定額給付金は率直に助かります。18歳以下に8,000円を加算する点も評価します。目の前の生活に苦しんでいる人にとっては早い実施が求められます。」全国商店街振興組合連合会理事長、桑島理事長ですが、「定額給付金の決定を高く評価します。今子どもを抱えている家庭や年金で生活している方などは収入が目減りしています。皆欲しいものを買って元気になってもらいたい。一方商店街も小さい店ほど大変な状況です。この機会に、知恵の出し方によっては一層の活性化が期待できます。ばらまきだと野党やマスコミは批判していますが、給付金はばらまきではありません。中小零細企業や庶民、アメリカ発の金融不況などのいわば被害者と言えます。困っている庶民を支援することがばらまきと言えるのでしょうか。その意味では給付金は生活の安全網と言えます。」最後に、専修大学の藤本教授ですが、「物価高に加え、アメリカ発の金融危機で日本の景気は後退局面にあり、低所得者は大変困っています。定額給付金はそうした人々の懐を暖め、景気のマードを変えるものであり評価したい。一方、具体的な実施方法を市区町村に丸投げしたとの批判がありますが、給付金を国から直接国民に支給するわけにはいかず、窓口となるのは地方自治体しかありません。国は「総務省に定額給付金実施本部を設け、地方の声を聞きながらガイドラインを作成し

た上で各自治体が交付要領をつくる。」と言います。地方の声を聞くということはむしろ大事なことであり、何らおかしいことではありません。また、政府与党が迷走しているとの批判もありますが、これは技術論の問題であり、的外れ、批判はたやすい。それはあっていいが、では国民生活を温めあすへの生活の糧となるほかの方法があるかというとならないわけです。ですから定額給付金については寒い世の中で1つの温かいニュースではないかと評価しています。」のような記事も掲載されています。以上のことからお尋ねいたします。

今回、高知県下では121億円が給付されるようですが、香美市の給付総額は幾らになるのでしょうか。また、11月28日には総務省から事業の概要に関するたたき台が示されていますが、交付に際してはスピーディな対応、スムーズな運用、そして振り込み詐欺などに悪用されないよう、無事故のための万全な準備が求められると思います。今後の対応をお尋ねいたします。そして、定額給付金に対する市長の見識、地元経済に対する波及効果などを含め所見をお伺い、再度したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、商店街の街路灯についてお尋ねいたします。

えびす商店街では街路灯を、各商店がその維持管理に努めています。個人の管理が条件で現在に至っていることは私も十分承知をしております。設置当時は商店街も活気があり、切れた電球の交換や月々の電気料も特に苦になるものではなかったわけですが、近年閉店されるお店などの影響もあり、街路灯が切れたままの箇所も幾つかあります。土佐山田町商店街として、また香美市の中心商店街として寂しい限りでもあります。えびす商店街協同組合、東本町1丁目、西本町1、2丁目ですが、当初組合員数47件でしたが、現在は半数に近い27件まで減少しています。去る12月1日には例年どおり香美市商工会主催の年末感謝祭の新聞折り込み広告が配布されましたが、その参加店を見ましても百石町全域、東本町、西本町でわずか29店舗の数となっています。かつては西本町1丁目だけで20店舗ほどが年末感謝祭に参加していたと思います。個人商店の減少は著しいものがあります。新しく飲食店などが開店すれば組合への加入も推進していますが、なかなか厳しい現実にあります。現在の街路灯は蛍光灯ではなく水銀灯のため、1個の電球が5,250円かかります。それも切れた店の個人負担となっています。閉店した店の電球が切れますとそのままの状態というわけで、ある町内会（自治会）では防犯の意味から切れた電球を、商店街に面する一般のお宅がお金を出し合い交換し毎月の電気料を支払っているようです。その町内会（自治会）の奥さんは、「点灯された水銀灯を見ると切れないようにと祈っている。」とも言われておりました。現状のままでは防犯面でも安全で安心な商店街が大きく損なわれてしまいます。えびす商店街に当たる東本町1丁目そして西本町1、2丁目の町内会長（自治会長）、そして商店街理事の間では、「何とか蛍光灯に切りかえ、防犯灯として行政に取り扱ってもらえないか。」との意見が出ているところでもあります。「水銀灯から蛍光灯への改造工事

も、高額でなければ自分たちで工事をしよう。」とも言っています。今、手を打たなければ将来ますます大変であるということにほかなりません。点灯されていない水銀灯の下へ防犯灯としての蛍光灯設置の意見もありますが、これは余りにも体裁のよいものではないと思われます。最終的にはそれも1つの案となっています。あびす商店街に限って言いますと、水銀灯の本数は東本町1丁目、19本、西本町1丁目、23本、西本町2丁目、12本と数も多く、町内会（自治会）では維持管理が困難な状態にあります。他の町内会（自治会）の意見も聞きましたら、毎月の電気料と切れたときの電球代金の捻出には苦慮されています。現在の水銀灯を蛍光灯に改造した後、防犯灯として取り扱うことはできないか、今後の対応をお伺いいたします。

次に、「教育に新聞を」についてお尋ねいたします。

この言葉は最近テレビでもたびたび耳にされていると思います。これまで原（前）教育長当時何度か質問させていただき、この取り組みを提唱してきましたが、明石教育長になり改めて質問いたします。NIE（ニュースペーパー・イン・エデュケーション）活動はアメリカのニューヨーク・タイムズが1930年に提唱し、活動が盛んになったのは今から50年ほど前の1955年、アイオワ州で中学生を対象にした調査で約4割の生徒が教室以外では全く文字を読んでいないという結果から、子どもたちの活字離れに対応しようと新聞社がアメリカ教育協会と共同で「教育に新聞を」という運動をスタートし全米に拡大、その後、ヨーロッパやアジアに広がってきた経緯があります。日本では23年前の1985年、昭和60年に日本新聞協会が中心となり、教育界と協力してNIE推進協議会を組織、子どもの活字離れや社会的無関心の傾向を改善しようと運動がスタートしました。そして10年前の1998年、平成10年からは日本新聞教育文化財団が活動を引き継ぎ、現在に至っています。高知県では平成7年に高知新聞社と県内に支局を置く朝日、毎日、読売、産経、日経の新聞5社が県NIE通信連絡会を発足、そして2年後の平成9年4月からは高知県教育委員会と共同通信社、時事通信社も加わり、県NIE推進協議会を設立、その年から実質的なスタートが切られ6校が実践校に指定、それぞれ2年間創意工夫を凝らした研究や実践が続けられています。今年は7月31日、8月1日の両日、第13回NIE全国大会が高知市の県民文化ホールで、「こどもが拓くNIEー地域に根ざす学び求めて」とのスローガンを掲げ開催されました。県内の実践校は、県教委も含めた協議会設立の平成9年は6校、その後平成16年は5校、平成18年は7校、昨年も7校と推移し、全国大会の開催された本年は12校が実践校として取り組んでいます。全国での実践校の推移を見ましても、平成16年は402校、平成18年は490校、昨年は513校、そして今年は538校が実践校に認定され活動を実践しています。今年開催された全国大会のパネルディスカッションでは、コーディネーターを務められた高木まさき横浜国立大学教育人間科学部教授は、「今年3月に告示された新学習指導要領では新聞を広く取り上げられた。その背景には中央教育審議会でも重要視している知識基盤社会への対応があるだろう。次世代を担う

子どもたちの社会力や思考力をどのようにはぐくんでいけばいいのか、N I Eを実践している先生方とともに考えていきたい。」と述べています。また、パネリストの大倉康裕文部科学省初等中等教育局教科調査官は、「新聞は教材としてつくられたわけではないので、どれだけ使いこなせるかは先生の力量が問われる。新学習指導要領では国語科を中心に言語活動の充実を各教科が求めている。紹介された実践事例は、児童・生徒がそれぞれ自分で考えまとめることで学習活動を深めている。これらの点において新学習指導要領のねらいを見事に実現していると思う。」と述べています。生きた教材である新聞を通じて子どもたちは多くの発見をしています。そんな児童・生徒の感想を一部紹介してみますと、小学生、「僕はいつもテレビしか見ていないけど、テレビで放送している以外にも新聞は詳しく載っているんだと思いました。」、もう1人が「新聞の難しい言葉も読んで理解しようとするから、言葉がわかっておもしろい。」。中学生で3名ほど紹介しますと、「新聞社が取材した情報や編集の仕方で、同じ事件でも内容が違っていたと思った。」「新聞には暗い話も多いけれど、反対に地域であった温かいニュースとかもあって新聞っておもしろいんだなと思いました。」「日本に住んでいるんだから、日本のよいところも悪いところもきちんと知っておきたい、そういう気持ちが大きくなりました。」「今まで新聞を読んだりして自分の意見を持ってもだれかと話すことがなかったけれど、N I Eの活動で友だちと話し合う機会がふえ、新聞は出来事を知るだけでないという考えに変わりました。」などの意見が寄せられています。小学校では実践校として高知市江ノ口小学校が有名ですが、N I E実践校になるためには県のN I E推進協議会が実践候補校を推薦し、新聞財団で審議され実践校が認定、決定されるわけですが、香美市でもこういった取り組みに手を挙げてはどうかと思う次第です。かつて言われた詰め込み教育ではなく、N I E活動などによる学力向上を目指すのも1つの手段ではないかと考えます。午前中の依光議員の答弁の中で、教育長は「国語、算数ともに問題の意味を把握されていない。」と述べられましたが、これなども日ごろの活字離れが影響しているのではないかと思います。以上のことからお尋ねいたします。

教育長はN I E活動に対しどのような認識、見解をお持ちかお尋ねします。そして、香美市での今後の対応をお伺いいたします。

同じく教育関係で、来年度から実施されると思います中学校での保健体育科、体育分野の武道についてお尋ねいたします。

中学1年生から3年生まで3年ごとのテーマに基づき、柔道、剣道、相撲のうちいずれかを選択し授業に取り入れると思います。学年ごとのテーマがあることから、実際に授業で武道を学習するのは現在の小学6年生、新中学1年生からになるのでしょうか。香美市の中学校ではどの競技を、香美市のそれぞれの中学校ではどの競技を取り入れるのか、決定していたらお教え願いたいと思います。そしてそのための準備は万全か、現在の状況をお尋ねいたします。剣道でしたらけいこ着、はかまは体操着で代用しても、竹刀、防具は金額的にも1人当たり数万円が必要とされます。柔道でしたらけいこ着、

相撲でしたらまわしも必要かと思いますが、各家庭の負担はどのようになるのかお尋ねいたします。

最後に、地域雇用創造推進事業、新パッケージ事業への取り組みについてお尋ねします。

厚生労働省は、平成20年度募集に当たり次のように述べています。「全国的に有効求人倍率が低下するなど、下降局面にある現下の雇用失業情勢の中で、都道府県内の有効求人倍率が1倍を下回っている道府県が35を数えるなど、依然として雇用失業情勢には地域差が見られる。こうした雇用情勢が厳しい中で、地域における自主的かつ創意工夫を生かした雇用創造を推進するため、地域雇用開発促進法に基づき、平成19年度より雇用創出に向けた地域の意欲が高い地域、自発雇用創造地域に設置された自発的に雇用創造に取り組む市町村、地域の経済団体等から構成される地域雇用創造協議会が提案した雇用対策事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜、当該協議会に対しその事業を委託し実施することにより、地域における雇用創造の推進を図ることとしております。」となっております。お国の書く言葉は難しいことばかり言葉が並びます。そして、事業の対象地域では、雇用率が低い高知県は県下すべての市町村がその対象地域となっていると思います。このパッケージ事業の内容ですが、「自発的に雇用創造に取り組む市町村や都道府県は、地域重点分野における雇用の創出及び地域求職者の就職を促進するため、地域法第6条1項に基づき地域雇用創造計画を策定し、同計画において盛り込まれた当該地域の市町村や経済団体から構成される地域雇用創造協議会が事業主体となる雇用の拡大、地域求職者の人材育成や情報提供、相談など事業実施構想の提案の中から、コンテスト方式により雇用創造効果の高い事業実施構想を選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を国が委託する。」という事業内容です。1地域当たり最大3年間とし、事業実施に係る経費は1年度につき2億円が上限となっております。要するに、地域需要の再生、活性化を目指し、雇用機会の創出を目的とした計画、そして取り組み、さらに今後の見通しを策定した事業構想の中から、国が認めた事業に対し国の事業として3年間委託で実施するのです。国の事業として実施しますので、かかる事業費は年度上限2億円ですべて国から交付されます。私はパッケージ事業を以上のようにとらえています。もし間違っていれば、商工観光課長、またご教授願いたいと思います。

この事業は、これまで県下では本年度から実施の香南市と黒潮町を含め土佐清水市、四万十市、高知市、土佐町、奈半利町、四万十町など4市4町が実施しています。一部紹介してみますと、四万十町では、「低迷する経済情勢の中、厳しい雇用情勢が続いているが、この状況を改善するため豊富にある四万十町の森林資源の活用を中心に、農業、水産業と連携を図りながら豊かな自然環境を活用した林業及び新たな観光産業を展開し、町の活性化により雇用の場を創出します。」という、こういう、これが事業趣旨と目的ですが、全体的には事業構想、要約の中の一部です。そうしたものが認められまして、

四万十町では平成19年度から森林資源活用とグリーンツーリズムによる雇用機会の創出というテーマのもと、森林整備事業とグリーンツーリズムを推進する人材の育成を中心に行う。事業費が6,132万4,000円が認められ、目標雇用人数が延べ72人で現在事業を行っています。話に聞くと「林道の整備事業をする人材育成」、何かそういう話をされていました。土佐町では、事業の趣旨、目的を、過疎化の進行のために地域の活力が低下している現状をかんがみ、若者の地域からの流出の最も大きな要因である就業機会の少なさを解消するために雇用の場の拡充を図る。ここでは山里住民パワーで資源有効活用による雇用機会の創出というテーマで、木質バイオマス事業と農産物加工、米粉を推進する人材の育成を中心に行う。土佐町では「米粉を加工する何か事業を昨年度から取り組んでいる。」というふうにお聞きをします。これは3,393万6,000円の事業費を受けて、3年間の目標の雇用人数、延べ50人。今年事業が認められました香南市では、香南市は低迷する経済情勢の中、非常に厳しい雇用状況が続いていることから、基幹産業である農林水産業や観光産業等の地域資源と既存企業を雇用を支える産業であることを強く認識し、再生する必要があります。このため地域産業の再生、活性化を、官民協働のもと地域が一体となって重点的な取り組みを実施し、新パッケージ事業を活用した地域産業を担う中核的人材の育成、誘致を図り、雇用の場の創出につなげていきます。という趣旨、目的のもと、地域で活躍する中核人材の育成と地域資源を活用したビジネスチャレンジプログラムをテーマに、地域資源を活用できる人材と地域企業、製造業が求める人材の育成を行う。香南市では総事業費9,331万2,000円で、雇用延べ人数96人ということで今年から取り組んでいます。ここは山北みかんの出荷できないものを加工する事業とか、ヤ・シィパークで地元の果物販売に取り組む、何かそういうものを始めたというふうに聞きました。以上のことからお尋ねいたします。

香美市でも現在新パッケージ事業を実施すべく戦略チームが次の段階への取り組みを進めているとお聞きしましたが、戦略チームのメンバー構成と現在の進捗状況、どの程度まで進んでいるのか。そして平成21年度実施の目途は立っているのか、今後の見通しをお尋ねいたします。香南市もちょうど1年前がこの段階、戦略チームの段階だったそうですので、県のほうも「香美市さんにも頑張っって、しっかり利用するとか何かやってほしいです。」というようなお話もいただきました。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 比与森議員お尋ねの定額給付についてお答えをしたいと思います。

質問の要旨は本市の給付総額、またその準備、対応はどうなっておるのかということでありましたが、本市の定額給付につきまして試算をいたしましたところ4億5,000万円程度というふうに想定をしておるところでございます。細かく言いますと4億5,500万円ぐらいのところになるのではないかとというふうに思っております。ご紹介が

ありましたように11月28日に総務省のほうの説明会がございまして、本市からも職員がそちらのほうに行きまして説明を聞いておりますが、その状況からしますと議員が言われるように相当の準備、対応のための組織をきちんと持つことが大切かなというふうに考えておるところでございます。当日配られました、これが総務省との意見交換会での事前の質問の取りまとめなんですけれども、当日は227の市が参加をしたわけなんですけれども、このページを見ますと大体40ページございます。1つのページに質問が大体20から30ぐらいございますので、当日は1,000件の質問が出たというふうな状況でございます。そしてまた総務省のほうからの対応ですけれども、「内容の詳細については今後意見をお聞きしながら詰めてまいります。」と、こういうふうなものが出てきてございまして、今、我々としましては総務省が取りまとめたQ&Aを基礎にしながら実施をしていかなければいけないというふうに考えております。制度につきましては、この質問にもありますように外国人の取り扱いをどうするのかとか、あるいは死亡した人につきまして、そのひとり暮らしの人が亡くなった場合、それをどういうふうにしてその権利を渡していくのかとかいう問題がございまして。また、片岡議員からもご質問がありましたけれども、滞納者につきましてどういう対応をしていくのか、あるいは生活保護者の問題はというふうなこともございます。それから、ご質問にはありませんでしたけれども所得制限の問題をどうするかと、こういうふうなことがございます。そうしますと、やはり住民課でありますとか税務課、収納管理課、福祉事務所、企画課、財政課、支所そして総務課も加わって、しっかりした体制を整えてやっていかなきゃいけないと。そして混乱なくスムーズに、もう事故もないように実施をいたしまして、住民の暮らしと地域経済に制度効果が反映されるように努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 比与森議員のご質問にお答えをいたします。

定額給付金についてのご質問であるわけでございますが、先ほど私、片岡議員のほうにも答弁をさせていただきました。そうしたことで私の考え方はおわかりになっていただいたというふうに思います。先ほど比与森議員からのご質問にもございましたが、この政策を打ち出すまでにはかなりの、今の状況をかんがみて、政府与党の中で十分協議をしてこうした政策が打ち出されてきた、その思いはわかるわけでございます。また、同時に片岡議員の答弁にもさせていただきましたが一定の経済効果、あるいはまた同時に生活支援の効果というものはあるであろうというふうな思いもいたしております。しかしながら私が先ほど述べましたのは、これに関して今日までのプロセスが余りにも粗雑であるということ。それを当然受けてやるのが地方都市、市町村であるわけでありまして、もう少しそうしたことをわかった中での政策を打ち上げるべきではないか。そういうプロセスに私自身が問題を、課題を持っておるということであります。よい政策でありましてもやはり重要な政治政策については、やはり機というものが大事だと、

タイミングというものが大事だということを常に思っております。幾らいい政策であっても機を逃せば、やはりそれは不評を買ってくるのが今の時代でもございます。やはりタイミングを逃さない中での、そうした政策というものを打ち出すだけの政府には責任を持って臨んでもらいたい、そういうふうに常に、今回のことにも思っております。しかしながら、批判、批評することはしよいです。実現をする、やることは私自身が身をもってわかっておりますので、ここで言うことはたやすいですが、そうしたことがあるという現実には、やはり我々現場における者としては強く感じているということでもございます。2兆円というこの埋蔵金でございしますが、決してこれがあるということになっても、大変大事な2兆円であるわけでありますので、有効にそして効果の大きなやはり2兆円で、（効果の）上がる2兆円でなければならない、こんなふうに思っております。

以上、答弁をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員のゑびす商店街の街路灯についてのご質問にお答えいたします。

防犯灯につきましては、市内自治会等が設置、管理している防犯灯について、その支払った電気料の2分の1を市で助成させていただいているところでございます。市内でありますのは、正確には土佐山田町地区ということに現在のところなると思っています。ところで、ゑびす商店街の街路灯でございしますが、商店街筋に設置されている水銀灯については防犯灯の役割も果たしていると思っておりますが、本来の設置目的が防犯灯でないため補助の対象にしていらないところです。一方、商店街にある街路灯でも防犯灯として、その目的で設置されたものについては、自治会から申請があった場合に補助金の対象としております。ご質問にある街路灯の設置目的を防犯目的の設置として蛍光灯などに交換を行い、自治会が維持管理を行う場合については市補助金の対象にすることができると思っています。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 比与森議員さんの「教育に新聞を」というお考えについての答弁をさせていただきます。

子どもの活字離れであるとか社会的無関心、そういった傾向の改善を目的としたこのNIEの活動、またその趣旨については、本当に大切な取り組みであるというふうに考えております。また、現在香美市の小・中学校でも新聞を教育の中で活用するということが、授業等の中で実際に活用している学校は多数ございます。例えばA小学校では、数年前に高知新聞のコラム小社会という冊子がございしますが、35部購入しましていろいろな形で活用をしております。本年度は6年生の国語の時間や昼の読書の時間などで活用していると聞いております。また、B小学校では、5、6年生が国語の時間の初めの10分ぐらいを使って社会への関心を深めたり、自分なりの考えを持つための時間として

新聞を活用していると。また、幾つかの小・中学校では、その新聞を使っただけの感想文を書くというコンクール等にも応募をしております。また、C中学校では、全学年が社会科の学習内容と関連した記事をストックして、具体例として授業の中で紹介をし合う、あるいは理科の授業の中でも絶滅動物や自然破壊の記事を活用したり、さまざまな場面で新聞を教育の中で活用しているということを知っております。ただ、年間を通してということではなくて、児童・生徒の実態を見ながら適切な時期に投げ入れ教材的に活用をしているというのが現在の状況であります。今すぐ指定を受けてというふうなことは考えておりませんが、学校の希望の状況であるとか、あるいは各校の今取り組んでいる取り組みの状況を見きわめながら今後検討していきたいというふうに思っております。

なお、武道のことにつきましては、学校教育課長のほうから答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 比与森議員の中学校における体育の授業で武道にどう取り組んでいくかというご質問にお答えいたします。

新中学校学習指導要領については、平成21年度から平成23年度の移行期間を経て、平成24年4月1日から施行するということになっております。新指導要領の保健体育については、将来にわたる豊かなスポーツライフを実現するという視点から、多くの領域の学習を十分に体験させた上で、それらをもとにみずからさらに探求したい運動を選択できるようにするということが重点が置かれています。こうしたことから、現在の学習指導要領では武道とダンスはどちらか1つを実施する選択必修ということになっておりますが、新学習指導要領では中学1年、2年で武道もダンスも含めすべての領域について必修となり、3年から領域選択を開始するということになっております。武道の学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようになってきているということです。市内の中学校を見ますと、平成20年度より武道、これは剣道ですけれども、授業に取り入れて実施している学校もあります。また、防具等について、小規模の学校については対応できる場所もありますが、着衣や道具等の消耗品、備品については今後の対応が必要というところがあります。指導する保健体育教諭の専門性によりどの武道を選択していくのか、消耗品や備品等についての負担をどうするのか等については、新しい中学校学習指導要領実施に向けて今後検討を進めていかなければならないというところがあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森議員の雇用促進のご質問にお答えいたします。

地域雇用創造推進事業は、比与森議員の述べられましたように自発雇用創造地域、特

に雇用の少ない本県などが、地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携のもとに、雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の高いものを選抜し、協議会に対しその事業を委託するものです。委託額は1地域各年度2億円を限度に3年間を上限としており、全国で35地域程度が採択となっております。協議会のメンバーは商工会、土佐香美農業協同組合、香美、物部各森林組合、観光協会、高知工科大学、執行部からは企画課、農政課、林政課、商工観光課と高知県地域支援企画員となっております。また、戦略チームは商工会経営指導員、JA土佐香美経営指導担当課長、観光協会イベント副部長、各森林組合長、高知工科大学就職支援部長、べふ峡温泉所長、JA土佐香美ゆず部会、県地域支援企画員、県担当課、香美市担当課です。アドバイザーとしまして高知工科大学経営マネジメント教授、大学院生、また本市在住のデザイン事務所長にもお願いしており、高知労働局職業対策課が事務局となっております。現在、香美市は地域雇用戦略チーム会議を準備会を含め2回開催し、地域資源の掘り起こし、雇用につながるメニューについての協議を行っております。

今後の見通しですが、メニューとしましては1.5次産業の推進、農産物の素材提供、安定供給を図ることなど、また求職者に加工技術や販売戦略のノウハウの研修、マーケティング等を検討することとしております。さらに商業観光事業としまして観光事業の拡大、鹿肉の搬送から流通までの取り組み、伝統工芸の取り組み、林業における事業拡大などについて視察も含め協議し、2月にまとめることとなっております。平成21年度事業の国への申請は県内でも幾つかの市町村が要望しており、厳しいところですが採択されるように計画づくりを進めているところです。

具体的なメニューについては、今後の戦略チームや分野別会議で検討することになっておりまして、現在ではまだ決まっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 市長、総務課長には二度にわたり同じ質問でありありがとうございました。

街路灯ですが、今の街路灯の中に防犯灯としてのものもあるという答弁でしたが、その場合は、そこまで知らなかったもので確かに器具の中には水銀灯から防犯灯にすぐ切りかえられるものもあると。うち電気屋さんが3軒ありましてなかなか詳しい人もいて、1基1基調べたところ工事をしなければ水銀灯から蛍光灯にはならない分もあるけど、すぐなる分もあるとか。その場合の水銀灯、それはまた調べますが、水銀灯を防犯灯に変える工事費は、これは補助が出るのでしょうか。すいません、この辺の答弁。防犯灯に切りかえれば補助もいただけるということですので、早速また検討していくようになると思います。

それから、武道ですが、平成24年からということ。そしたら市内の中学校、来

年からすべての学校が取りかかるわけではないか、その辺確認をお願いしたいと思いません。

それと、雇用に関してですが、準備会を2回ほど行ったということで、この戦略チーム、今後何とか実施に向けたメニュー作成を完成してほしいところですが、ほかの自治体分、すべて文書で見ただけでどういう戦略チーム、またどう言いますか構成メンバー、段階によって変わってくることもあろうかと思いますが、大体どこの自治体も同じような構成でやっているのでしょうか、その辺。それと、県のほうから専門の支援もあるようにも聞きましたけど、まだその段階にはなっていないということでしょうか。その辺、もう少し説明をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えいたします。

街路灯の件でございますが、今ある街路灯を蛍光灯なり防犯灯に切りかえる、そういう工事の補助がないかというご質問でございましたが、一般的に、通常、苅びす街というわけやなくてほかの自治会なんかでも防犯灯の設置はその自治会でやっておりまして、その場合それは自前ではありますが、社協の補助制度とか、場合によっては電力さんの助成なんかもございます。そういうのを利用してやられるところもございます。自治会がやって、自治会の防犯灯としてやっていただければ自治会そのものであるというふうに認識できると思います。商店街の振興を兼ねてとか、そういうのはだめということになると思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えいたします。

武道についての必修については、平成24年度までは準備期間、移行期間となっております。現在、香美市の中学校においては、もう平成20年度から既に2つの学校において取り組みを始めております。ただ、防具とかがないところがありますので、打ち込みとか素振りとかそれくらいで収めていくところもありますけれども、平成21年度も引き続いてやりたいという学校の話も聞いておりますので、これは剣道ですけれども竹刀、防具等についてどう対応していくのか検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森議員2回目の質問にお答えいたします。

雇用促進ですが、各市町村の地域雇用創造推進事業のメニューによりまして戦略チームのメンバーは変わるかもしれませんが、協議会のメンバーはほぼ同じです。戦略チームはメニューによりまして、特別アドバイザーが必要な場合出席していただくことがございます。また、県の担当者でございますが、会議に出席はしていただいておりますが、

支援はまだございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 3回目の質問、1点だけすいません。

防犯灯ですが、防犯灯というのは規約があるのかなのか。結局、今の水銀灯はちょうちん型の分で、今皆が言うてるのはそういう水銀灯の分をちょうちん型の蛍光灯に変えてもえいのかどうか。結局、通常防犯灯というのは棒の電柱につくやつですわね。それが今の商店街の街路灯を、器具だけをちょうちん型の分、水銀から蛍光に変えても防犯灯として認めてもらえるのか、その1点だけお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員の3回目のご質問にお答えいたします。

防犯灯の形態、補助金交付要綱がありますが、そういう形とかは特に決めてはございません。助成するのが40ワットまでということになってまして、蛍光灯であれば20ワットぐらいでいくようでして、防犯目的であれば20ワットぐらいでいけると。ほんで、かさがあればそれを別にのけないかんということも無いと思います。要は自治会がそういうふうに防犯灯を設置して、自治会が支払って、その領収証をもって申請をしていただければ補助金の交付ができると思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。私は今回2件の事項について通告してありましたので、順次お聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、第1点目の有害獣による林木や農産物への被害が急速に拡大していることについて。

被害の範囲は全国的なことであり、国・県においても特にニホンジカについて個体数減の実施計画を立て、本市でも今年7日にも三嶺方面保護区において駆除対策を実施されたということで、1日の戦果はニホンジカ4頭、32人の猟友会員の出動であったということでもあります。今年はどういうことか例年より早い寒気の襲来、冬景色で雪の中での保護区での第1日目の捕獲作戦であったようではありますが、四国で初めて本年度中に250頭駆除を目標に実施するということでもあります。が、実施の回数は12回ということで、今回の戦果は4頭ということではありますが、今後の計画では1回に10頭の駆除が行われたとしても、あと11回では110頭、12回でも120頭ということではありますが、目標、1回20頭の駆除が作戦計画であるようではありますが、目標設定はかなり高目ではありますが、余り憎げのある動物でもないニホンジカ、少しかわいそうだなと思う気にもなりますが、余りにも被害が拡大されてきたゆえのニホンジカの宿命と

ということかとも思います。これほどまでに鹿の頭数がふえたのは、4年くらい前まではメス鹿の捕獲は禁止されていたので、他の地域から移動してきたということもあるかとも思います。第一にはメス鹿の捕獲禁止にあったのではないかと私は思います。私だけではなくかなり多数の、年配の狩猟経験の長い人や山里に住み続ける人たちの話でもあります。その人たちも「鹿がふえたのはメス鹿の捕獲禁止が第一の原因であろう。」と言っております。このことに共通するようなことで、もう大方の人たちは聞いていると思いますが、林木への有害獣にニホンカモシカがおります。ご承知のようにニホンカモシカは特別天然記念物と指定されて、捕獲すれば罰せられることとなります。しかし、現在林木の被害はニホンカモシカの被害によるものがかなり多いと言われており、「実際にはニホンカモシカによる被害が半分近くあるのではないか。」と言われる人もおります。「ニホンジカは、メス鹿捕獲を長い期間禁止してニホンジカの頭数を爆発的に増大させたのではないか。ニホンカモシカをこのまま放置すればニホンジカのように対応が手おくれになるのではないか。」と言われる人たちがかなり多くおります。対応策を考えるべきではないかと思いますが、どうでございましょうか。これは中央からこうした話が出てくるとは思いませんが、やはり被害を受ける地方から声を上げて対策の要求をしていくべきではないかと思いますが、このあたりのことについて担当関係機関の方のご判断、対策をお聞きしたいと思っております。

次に、ヘリポート設置について。

この件については9月議会で千頭議員からも質問があり、執行部答弁では「香美市内では9施設をヘリの臨時離着陸場、ヘリポートとして定めている。」ということで、その中で大栃高校グラウンド、香美市の（県立香北青少年の家）農村広場とか香北中学校が紹介されたのですが、そのほかの場所はどこであるのか。その中に別府地区も入っているか。私が今回この質問をしますのは、別府地区から非常に強い要望、期待感を持たれていることを聞かされまして質問をするところでございます。対応策を考えておられましたらお聞きしたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 坂本 節議員のニホンカモシカによる被害の対応策についてのご質問にお答えいたします。

ニホンカモシカによる被害につきましては、近年国有林を中心に拡大しまして、民有林でも被害が報告されており、また最近では里山での被害も報告されております。しかしながら被害の状況においてニホンジカとの見分けが難しく、ニホンカモシカのみ被害面積、被害額とも把握が困難な状況であります。ニホンカモシカは天然記念物で、狩猟獣でないため被害防止柵の設置により被害を防止するよりほかに方法がありません。このため、被害への対応策については香美市有害獣防止事業における補助の対象獣に加えたいと考えております。また、捕獲につきましては、国の天然記念物でもあり現在は

捕獲できませんが、いずれにしてもニホンカモシカによる被害への対策は緊急の課題でありますので、国・県に対し、教育委員会とも連絡をとりながら捕獲に向けての要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 坂本議員のヘリポートについてのご質問にお答えいたします。

広大な面積を有します本市の、特に山間部では南海地震などによる土砂災害の発生等で孤立する地域や集落が出てくるのが想定され、ヘリポートは物資の供給や負傷者の搬送など救助活動に効力を発揮するものであり、香美市内でも、議員も先ほど言われましたが9つの施設をヘリポートに指定しているところでございます。ご質問のありました別府地区につきましては、市の中心部まで50キロメートルと遠隔の地域でもあり、べふ峡温泉などの観光施設等もありますことから、有事の際にはヘリポートが必要であると考えております。ヘリポートを設置、整備するということになりますと、ヘリポートの候補地は離着陸ができる敷地とか、それから周辺の地形など、実際にヘリを運用しています高知県消防防災航空隊の協力などを得まして現地調査などを行い設置可能かどうか、そういうことを検討する必要があると思っております。また、施設の本体を始めアクセス道、そういうものの維持管理方法や費用面、そういう面の考慮が必要でございます。これらもろもろを考え合わせまして、できるだけ現存する施設で少し手を加えればヘリポートとして活用できそうな箇所を洗い出して、調査研究を行った後、関係機関のご協力などをいただき、その地域性それから維持管理体制、財政面等を総合的に考慮して設置できるところは整備をしていきたいと。そういうふうを考えておりまして、別府地域につきましてもそういうことをこれから、現地も見たりしておりますが、ぜひ、できれば整備は将来的にしたいと、そういうふうには思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。2回目の質問を行います。

害獣駆除については、ニホンジカについてはもう計画してやっておられますので、その計画実施の後でどれくらいの成果が上がるかは、終わった後で見なければ中身はわかりませんが、なお一層強力にやっていたらかないと被害の状況というのが、なかなか話にできにくいぐらいの拡大を見せておるわけでございますが、外から見ては非常にきれいに杉、ヒノキの植林も見えるわけですが、中にはぼつぼつもう枯れゆうのものもあります。枯れるというのは、やはりぐるりと皮がはがされております。普通ニホンジカはぐるりとは案外はがんようでございますが、山手のほうだけはいで、ぐるりと裏まではぐのはニホンカモシカじゃということをおっしゃるので、ニホンカモシカの駆除はどうしても、個体数減の対策を講じなければならぬということが言われております

が、先ほどの答弁でそういうことも実施の方向へ向けて対策を考えておるということでありますので、できたら早急に、今猟期中に、害獣駆除といえは期間ということはないわけではありますけれども、できれば、こうした今のこの猟期の期間内に始めてもらえるぐらいにスピーディに実施していただければというように考えるわけであります。

○議長（中澤愛水君） 暫時4時から時間の延長をいたします。

○23番（坂本 節君） 今までニホンカモシカが見えたということはない、大栃の向かい側の周辺までもうニホンカモシカがあらわれておるということでございまして、現に私の部落（自治会）のすぐゆず園の上にまで来ております。犬を入れて追わしてみると、ニホンカモシカはしゃつという、しゃつしゃつという声を出して走りますが、それはまあ必ずニホンカモシカであります。それがちよくちよく見かけるようになりました。私も今年2月の猟期の終わる前であったと思いますが、ちょっと犬の運動にと思って上がってみるとすぐにニホンカモシカであろう、走るその音が聞こえたので、これはこのあたりにおるということは聞いたこともなかったがと思いましたが、猟師の方に聞いてみると「もうしょっちゅう見える。」と。「捕獲はできないのでしないけれども見える。」という話でありますので、早急に対策をお願いしたいと思っております。

次に、そのヘリコプターの発着場の件ですが、別府地区については別府地区の区長（自治会長）さんを始め関係の方の話では、元営林署の貯木場跡が一段高いところにあります。2カ所ありまして、「その高いところであれば周囲にさえぎるものもなし、フェンスを張ってありますがフェンスを取りのけたらコンクリートで舗装もしてありますし、そのまま発着できるということで、できればこの冬でも、この地区に高齢者もふえてきましたし、どんなことが起こるかかわからんということで対応策を早期にお願いしたい。」というのが、この地区の方々の要望、意見であります。時間が取れますれば早期にその現地の調査をしていただくようお願いをしたいと思います。そのことにつきまして、詰めた話になりますけれどもひとつご答弁をお願いをいたしまして2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） ニホンカモシカの駆除につきましては、何県かの県がやっておられるところもございまして。長野県とか茨城県のほうでは保護地域を設定されておりまして、県がニホンカモシカの特定獣保護管理計画を策定することで個体数の管理を行うことができるようになっております。これにつきまして、市町村が個体数管理を行う場合には特定獣保護管理計画に基づいた実施計画を策定することが必要になります。この件につきましては、主管官庁でもあります文化庁も関係してきますので、保護地域原案の地域の実情に応じた見直しとか、保護地域の早期設定を求めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございまして。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長（萩野泰三君） 坂本議員さんの別府地区のヘリポートについてお答えいたします。

ご指摘のありました箇所でございますが、国道より一段上がったところでございます。別府地区につきましてはたびたび事故がありまして、最近では一度は大栃の高校のグラウンドまで約25キロぐらい搬送して、それからヘリで運んだと。また先般の交通事故につきましては落合地区の国道から負傷者をつり上げて運んだというようなところがございます。緊急に必要な箇所というふうには認識をしております。ただ、ご指摘をいただいたところにつきましては、現在のところ諸問題がございます。その問題を解決しないと正式なヘリポートとしては認定できないという状況でございますが、緊急時におきましてはそういうことも言っておられませんので、そのような、今後そういうことが起きましたら、緊急の自体が起きましたらそのあたりに対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本です。3回目の質問をさせていただきます。

今までになかった、非常にニホンカモシカの駆除についてですが、前向きなご答弁をいただきました。これは山林関係者にも大変朗報であろうと思います。ということで、何とかできる限り早い時期に実施ができるようお願いをしたいと思います。

それと、次にヘリポートの件ですが、確かに別府の、先ほど私が申しました（元）営林署の貯木場の跡ですが、すぐ着陸できるという状態ではないと思います。フェンスも張ってありますし、周囲の多少その立ち木なんかの処理もせないかんこともあります。地権者の関係もあろうと思いますが、できるなればひとつ、早期にそうした面の対応策を講じていただき、まさかのときには利用できるようなことをぜひともお願いをしたいと思います。これは地区の者がこの対応をもう待っておるというように聞いておりますので。

それと、そのほかでそのヘリポートの予定というのが、およそ現時点で確定できておるようでしたら、そのほかにも岡ノ内とか舞川、浦山のほうとか、別府と変わらんような交通機関の、時間のかかる地域もありますので、そういうところでもまた予定してあるところがあるかどうかについてひとつお聞きをしたいと思います。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 3回目のご質問にお答えいたします。

ヘリポートの件で、その（元）営林署の貯木場、諸問題ちょっと、私その諸問題をちょっと存じておりませんが、それはそれとして別府地区はヘリポートの必要な地区であると認識をしておりますので、この貯木場以外にも見てきたりはしております。そして別府地区以外でも岡ノ内ですね、小・中学校跡とかあります。久保にも学校跡があ

ります。五王堂にもあります。ただ、見てきただけで、実際にそれに踏み込んでいったらやっぱりいろいろ問題も出てくると思います。それともう1つ、ヘリコプターから見て、上から見てここがいけるかどうか、そういうことも県のほうで見てもらいたいと。そういうこともろもろ、いろいろ考え合わせまして、これから順次じわじわと進めていきまして、可能であるところを選定していきたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 坂本 節君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は12月10日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午後 4時07分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日 水曜日

平成20年第5回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成20年12月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月10日水曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
農政課兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成20年12月10日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 12番 久保信彦君
- ② 20番 大石綏子君
- ③ 3番 山崎龍太郎君
- ④ 9番 門脇二三夫君
- ⑤ 14番 島岡信彦君
- ⑥ 18番 山本芳男君
- ⑦ 2番 矢野公昭君
- ⑧ 7番 千頭洋一君
- ⑨ 4番 大岸眞弓君
- ⑩ 1番 山岡義一君

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。議長の許可を得ましたので、田母神論文、医療費控除についてお伺いをいたします。

12月8日、太平洋戦争開始から67年を迎えます。田母神前幕僚長論文で、日本が侵略国家などというのはぬれぎぬと史実を逆さまに描いています。満州事変から日中戦争、太平洋戦争とはどういう性格の戦争だったのか、歴史を正しく認識、理解することが行政の上からも重要なことでもあります。1931年の満州事変から太平洋戦争の終わりまで1945年（まで）の長きにわたる戦争でありました。日本、ドイツ、イタリアの三国同盟を結ぶに当たって、東南アジアから太平洋の全域、インド洋に至る広大な地域を日本の勢力圏として承認を得たいという願望が見えます。これですね、細いから見にくいと思いますがこの太平洋の地域を、日本、ドイツ、イタリアがこの三国同盟を結んで、この地域を、この太平洋の広大な地域ですが、インドからずっとこれを日本のものにしようというたくらみがあったわけです。「1956年の講和会議で日本の戦争のおかげで独立を果たしたと感謝を述べた国があったか。」と問われて、日本政府はこう答弁しました。「そのような国はなかった。」これは1988年5月、参議院外務委員会の質疑であります。田母神俊雄前幕僚長論文問題は、日本の内政にふだん関心の薄い国でも有力紙が大きく取り上げるなど注目を集めております。このようなケースが米国で起きたとしても更迭に値するという、重大さを指摘をしております。田母神氏を直ちに更迭した麻生太郎政権の判断は当然との認識を示しております。いつか来た道、歩き始めた、重要度をましたという、今、自信過剰という題で夏目晴雄元防衛事務次官は、高知新聞で次のように述べております。これは見たことがあると思いますが、こういう論文ですね。高知新聞、11月のなんです。短いですが読んでみますが、これ元防衛事務次官の論文というか、「いつか来た道、歩き始めた。」という内容のものです。「軍隊は限りなく自己増殖をするおそれがある存在、抑制する力が常に働いていなければならない。そういう意味で旧軍が独走した反省からつくったのが文民統制だ。ここ10年ほど制服組の動きがおかしいが、台頭が著しいなと思っていたが、それを象徴するように田母神俊雄前幕僚長の論文が問題になった。背景には日米軍事の日米同盟が一層緊密化して、自衛隊のステータスが高まり、災害活動や災害派遣から国民に支持されるようになってきたことで、制服組が思い上がりとも思える自信過剰になってきたことがある。」と。「制服（組）を容易に政治に直結させてはならない、（そこ）まではいかな

いと期待しているが、今、いつか来た道を歩き出したのではないかという不安をぬぐえない。」と、こういう、これ一部紹介しましたが、こういうことを高知新聞に、11月の新聞に載っておったところであります。まず、このまさに重要で、この、以上で述べたとおりであります。まず第一に田母神前幕僚長論文の趣旨は、大きく言って6つに分かれておると思います。そのうち3つだけ紹介をさせていただきたいとしたいと思います。1つ目は、我が国が侵略国家などというのはまさにぬれぎぬだ。2つ目には、戦後63年を経ても日本人を惑わせ、集団的自衛権も行使できない、攻撃的兵器も禁止されている。このマインドコントロールから解放されない限り、我が国のみずからの力で守る体制がいつになっても完成されない。3つ目が、侵略と言われるような行為が行われるところに人が集まるわけがない。満州国はわずか15年の間に日本によって活力ある工業国に生まれ変わった。この田母神論文についての見解をお聞かせください。

2番目に、憲法問題であります。

日本の憲法は、前文で政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、平和と民主主義の政治を誓っていますが、過去の侵略戦争の反省を抜きにしてアジア諸国との友好はあり得ないということをも日本国民として肝に銘ずる必要があると思います。30年たったから、50年たったからといって忘れ去ってよい問題ではありません。そこでお聞きをしますが、田母神論文のようなことが起きる現状が政治の潮流としてあらわれて危険な状況にあります。歯どめになっている憲法第9条は変えるべきではないと思いますが、見解をお聞きをいたします。

次に、3番目であります。中国や韓国などのアジアから日本警戒論が出ているという点であります。

インタビューで田母神氏は、北朝鮮が核兵器を持ちたがる理由で、一発でも米国に届く核ミサイルを持てば武力制圧が絶対にできなくなると指摘。その上で核兵器を持つことが日本で論議されることがなかったわけであります。核を持つ意思を示すだけで核兵器抑止力はぐんと向上すると強調しているわけであります。1910年8月、韓国を併合して植民地にしてしまいました。韓国を併合した後、日本の多数の会社が進出し、土地会社は朝鮮人の土地を奪ってしまいました。そのため、土地を失ってやむなく日本や満州へ流れていく農民が多く出ました。後に朝鮮学校では日本語や日本の歴史が教えられました。1937年の日中全面戦争での出先への事件が解決したのに、東京の政府と軍の上部が決定した戦争であったことは政府資料でもわかっております。以上のことからお聞きをします。

田母神氏の言うような論調でいけば、日本警戒論が出てくるのは当然ではないでしょうか。

次に、4番目といたしまして、防衛省が田母神氏を懲戒手続きをする必要がないということであります。

なぜ政府見解に違反した田母神前幕僚長を懲戒処分にしなかったのでしょうか。自衛

隊法第46条では、隊員たるにふさわしくない行為にあった場合に懲戒処分にすることにしております。こういう法があるわけでありまして。マスメディアなどでは「更迭」という言葉を使っておりますけれども、国会の証人喚問を通して明かになっているのは円満退職だったのであります。田母神前幕僚長自身、「生活が苦しいので退職金は使いません。」と国会で居直っております。田母神前幕僚長が今年4月17日の名古屋高等裁判所のイラクへの自衛隊派遣は違憲という判決に対し、「そんなの関係ねえ。」と言っているわけでありまして。言った人物であることはしっかりと思い出しておく必要があるかと思っております。田母神氏の懲戒手続きは必要でないとした防衛省は、田母神論文を半ば肯定していると受けとめられても仕方がないと思っておりますが、見解をお聞きをいたします。

次に2番目の、これは特定健診、特定保健指導という保健制度が開始され、今年の税制改正により一定の要件に該当すれば医療費控除が認められるようになりました。次の点を問います。

医療費控除が認められるには一定の要件があるとのことですので。この基準とは具体的にどのようなものでしょうか。これは資料をもらっておりますが、大体これ、非常にわかりやすい資料であります。どうもありがとうございます。大体これでわかりますけれども、特にこの血圧の場合には、何と言いますかこの収縮期と拡張期の差がありますね。この場合にその、病院へ行った場合に、はかったときに、実際そのときのこれは状態なのか。それとも20や30の高さ、低さがありますね。この場合にちょっとわからないわけでありまして、これはどういうふうに、この点はどういうふうになっておるのでしょうか、この点をお伺いをいたします。

次に、受診率向上のための税控除があることを窓口や広報で周知したらどうでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。久保信彦議員から田母神前航空幕僚長の論文問題について、るるご質問がございました。論文につきましては、私全文を読んだわけではございません。また、残念ながらその論文につきましては、新聞報道の内容しか把握をいたしておりません。これに対しまして防衛大臣であれば立派なお答えができたと思っておりますが、防衛大臣でもございませんので本当にお恥ずかしい、的確なお答えができないというふうに思います。せっかくのご質問でございますので私なりに解釈をいたしておることを述べさせていただきます。お答えにかえさせていただきますというふうに思います。今回の論文につきましてはいろいろ物議をかもし、また新聞報道等でいろいろ論評もされておりますが、そうしたことを聞き、また見た中で、やはり田母神さん、現職自衛隊としての最高指導者として政府の見解と異なった考えを論文化をして、それを発表したということについては問題があるのではないかというふうにも考えます。

また、2番目の憲法第9条を変えるべきではないと考えるが見解をとということでございますが、このことは何度か議会からもご質問があったわけでありまして。私自身の思いとしましては、先の大戦におきまして結果として他国に対する侵略行為と見なされることや、また戦争により国家、国民の多くが尊い犠牲を払った反省として、二度とありような悲惨な戦争を繰り返さないという誓いを立てて憲法第9条が制定されたものであるというふうに認識をいたしております。憲法第9条は、これまで我が国のみならず世界の平和の推持、発展に大きく貢献をしてきたというふうに認識しており、これをやはりしっかりと守っていくべきであるというふうに私自身は考えております。

また、3番目のこの論文により中国や韓国などアジア諸国から日本警戒論が出ておるがということにつきましては、現職自衛隊の最高指導者の言論は近隣諸国に対する影響は少なくないとも考えられます。しかし、今日まで培ってきた近隣諸国との強い友好関係が1人の言論によって崩壊するようなものではないというふうに思っております。しかし、今回の論文によってそのようなことが懸念をされるとすれば、今後、特に中国、韓国などを初め関係近隣諸国との関係改善には十分な配慮をもって対応すべきであるというふうに思います。

また、田母神氏の懲戒手続きは必要なしとしたことは論文を肯定したと受けとめるがどのように受けとめておるかということですが、自衛隊に入隊するときに宣誓書に署名をしなければならないわけございまして、宣誓書には「私は我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し」云々とあり、「政治活動に関与せず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえることを誓います。」というふうに宣誓書にはあるわけでありまして。規律違反に対する罰則は他の公務員よりも重いというふうにもなっておりますが、今回更迭をされ定年退職扱いということになったわけでありまして、懲戒手続きをも考えたようございまして、退職時期と懲戒の手続きに時間を要するということで更迭、定年退職扱いになったということであろうと思っております。そうしたことで懲戒にはならなかったということございまして、しかし、そうしたことにあっても決してこの論文を政府が肯定をしているものとは、決して受け取らないというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の医療費控除についてお答えをさせていただきます。

まず、税の医療費控除についての基準ですが、特定健診のための費用、自己負担額は医療費に基本的には該当しませんが、特定保健指導の積極的支援を受けた方で日本高血圧学会、これは血圧測定の基準です。日本動脈硬化学会、血中脂質検査の基準です。または日本糖尿病学会、血糖検査の基準ですが、これらの判断基準を満たすものというようにされておきまして、お配りをしました、具体的にはお配りをしました別表のアから

キのいずれかを満たした方の香美市特定健診の個人負担金額1,000円が対象になるということです。もう一度簡単に言いますと、まず特定健診を受けて積極的支援の該当になった方で、受けん人もおりますので、それで積極的支援を受けた方で、それでお配りをしましたアからキのどれかに該当をした人が元へ戻って特定健診の自己負担額1,000円が医療費控除の対象になるということです。また、この方が特定保健指導を受けた場合の当該指導料、自己負担額ですが、これは医療費控除の対象となる医療費に該当しますが、香美市においてはすべて直営で健康づくり推進課の保健師などが実施しておりますので、個人負担は徴収することはしておりませんので、特定保健指導の自己負担は発生しておりませんので該当しません。

それから次に、窓口や広報での周知についてですが、所得税の医療費控除があるからといってこの特定健診を受診する方が大幅に増加するというようには考えられませんし、積極的支援に該当し終了しなければ健診の自己負担金額分の1,000円が医療費控除に該当しないということです。結果的に該当者があらわれたときに医療費控除の対象になることを告げることで十分だと考えておりますが、医療費控除の対象になるということも機会を見て通知したいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） おはようございます。久保信彦議員の医療費控除についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど保険課長から説明がありましたように、今回の医療費控除につきましては特定健康診査の領収証1,000円と、それと特定保健指導の領収証、これはゼロ円になりますけれども、その2つを持って医療費控除の申請をしていただくということになります。医療費控除につきましては、前年中に支払った医療費、それから保険等で補てんされる医療費、つまり高額医療費等を引いたものが、所得200万円以上であれば10万円以上のものが対象額になります。200万円以下であれば総所得金額の5%が限度額、それ以上のものが所得控除の対象になります。いろんな医療費といってもさまざまな医療費がございます。それにつきましては、こういった医療費控除の対象になるということはチラシで所得控除全般についての周知をするとともに、納税相談時にいろんな領収証を持ってまいります。ほんで、そのうちからさび分ける必要がありますので、この分は対象になる、この分は対象にならんというようなさび分けをしまして、最終的に医療費控除の対象額を算出するというようにしております。この一番最初の分ですので、納税相談時には皆、申告者の方のいろんな話を聞いて対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

田母神論文の一連の市長の答弁を聞いたわけでありますが、市長の非常に高い見識を示されたと思います。その政治姿勢を保ち続けてほしいと思うわけであります。

憲法問題については、私ももう少しこの質問をしたいと思います。

世界平和を守るためには何よりもこの軍事が必要であるという考え方ですね。それに対するこの考え方の対立があるわけです。前者の考え方は古くからある伝統的な考え方であります。これは戦争を肯定する考え方だと思えます、考え方であります。日本に戦争に次ぐ、日本はこの戦争に次ぐこの時代でありました。ついに、1931年から始まった15年戦争で幕をこの太平洋戦争が閉じたわけであります。ようやく戦争はしてはいけないという新しい考え方が出てまいります。第一次世界大戦のころからでありますが、国際連盟という、世界平和のための国際組織としてできました。財界、日本、ドイツ、侵略戦争をするためにこの連盟から脱退をしたわけであります、第一次世界大戦後でありますが。第二次世界大戦のこの末期に国連憲章を採択をしました。それで正義という目標を掲げて、戦争をしない（する）という従来の古い考え方は一層するという、この宣言をしたわけであります。市長は何回もこの平和の問題については質問をされたというように聞きましたけれども、ぜひ職員の皆さんに、集まりのあるときにぜひともこういうことを、ぜひ、この放送なりあるんじゃない、集まるよう注意して、ぜひともこの言っていたきたいと、市長の考えを思いますがいかがでしょうか。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 2回目の久保議員のご質問にお答えをいたします。

人それぞれ思想、信条があるわけがございますので、私が職員に向かって私の思いを伝えるということにつきましては、いささか疑問を感じます。私はそういうことはするつもりはございません。私の考えは、私が先ほど述べさせていただきましたとおりでございますので、それを人に押しついたり、また人に考えを、教育とするとするたらいおうですが、そういう話をするつもりもございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

次に、20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） おはようございます。20番、大石綏子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2点ありますが、まず1点目は、未婚化、晩婚化対策につきましてでございます。

香美市で9月13日から14日、1泊2日の日程で、実行委員会の主催によります「男女出会いツアー in 香美市」が開催されました。この事業に関しましてお伺いいたします。

この事業の過程と現在の状況、また今後についてでございますが、例えば、参加者の人数としまして25歳から45歳の男女15人の募集でしたが、参加者は何人でしたか

しょうか。その後の追跡はいかがでしょうか。おつき合いにつながったカップルはいらっしゃるのでしょうか。そして予算面ですが、県の事業には高知出会いのきっかけ応援事業がありますが、この導入ではないとのことですが、いきさつはどういうことでしょうか。また、今後この出会い事業の継続はいかがいたしますか。なかなか思うようにならない昨今の事情がありますが、この事業を通しまして感想や感触もお聞かせいただきたいと思います。

次に、定住対策でございます。

U・J・Iターナー者の受け入れ対策としまして、香北町吉野に拠点住宅が用意されました。このことは大きな前進だと思います。しかし、今後につきましてはさまざまな問題が生じると思いますので、私の気づいている範囲でお聞きしたいと思います。

1つ目に、「香美市に定住しませんか。」というピーアールを、情報発信をどのように行いますか。

2つ目、空き家情報など、どこに空き家があるのか、だれがどうしたいのかなどなど調査も必要です。誰にお願いするのか、供給側の情報はどのように行うのでしょうか。あわせて、そういった小さな窓口が必要だと思いますが、そのまた取りまとめの大きな窓口、そしてそのための職員の配置等、実際提供側で動いていただける方をどのようにお考えでしょうか。

3つ目に、空き家のみならず土地の売買等の話が生じるかもしれません。その対応としまして不動産業者、ほか連携をどのようにお考えでしょうか。

4つ目としまして、空き家が見つかった場合、修繕が必要、また住みやすいようになどなど問題が出てきた場合、住宅整備補助や定住給付金など経済的支援について何らかのお考えをお持ちでしょうか。また経済的支援以外の支援があればお聞かせください。

5つ目として、空き家や土地の提供先につきましては、香美市全域とされるのか、あるいは地域を限定されるのか、どのようにお考えでしょうか。

6つ目、空き家があるけれどなかなか貸してくださらない、また持ち主が県外に住んでいらっしゃるなど、家にはさまざまな事情があると思います。このような場合、人口減を何とか食い止め、人口増を図りたい、活性化につなげたいという施策の取り組みを、政策の取り組みを理解していただくことも大きな問題点の1つとも言えます。地域の方々が前向きにこの施策に理解をいただけますよう、住民の方々の意識改革が必要だと思いますがいかがでしょうか。

7つ目に、田舎暮らしには小農業を望まれる方がいらっしゃるかもしれません。また、現在でも「貸し農園ではなく自分の農園が欲しい。」という方の声も聞いたりします。そこで、現在農地の売買は農地法で4反、物部町は3反と聞いています。となつていますが、4反以下でも売買ができるように検討といいますか、研究はできないものでしょうか。

以上、1回目の質問をさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 皆さん、おはようございます。大石綏子議員から2つにわたってご質問をいただいておりますので、それぞれ順次お答えをいたします。

まず、最初の晩婚化、未婚化についての、男女出会いツアーについてというご質問の件ですけれども、この事業につきましては平成20年、今年9月13日から14日の2日間にわたって、香美市商工会青年部を中心といたします香美市出会い隊実行委員会の主催により「男女出会いツアー in 香美市」が開催をされたそうでございます。この事業につきましては、香美市内外に住む独身女性の方に香美市の魅力を紹介するとともに、香美市地域に住む独身男性との出会いの場をつくりまして、参加者同士の親睦を通してカップル成立まで出会いの場を提供し、最終的には市内への定住促進あるいは地域の活性化を目的として実施をされたところでございます。参加者につきましては、男性が15名、女性が14名となっておったようでございます。参加者共同でのかかしコンテスト用のかかしの作成等ユニークなメニューもあり、参加者からは「いい経験ができた。」、「楽しい時間が過ごせた。」、あるいは「継続して開催してほしい。」等の声があったとこのことでございます。最終的にカップルとして6組が誕生いたしました。その後の経過として現在4組の方がおつき合いをされておるといような情報を得ております。予算面についてですけれども、収入では香美市地域づくり振興助成事業から50万円を助成いたしまして、高知中央広域ふるさと市町村圏広域活性事業費補助金から50万円をいただき、それから参加者負担金その他合わせまして総額約120万円程度の予算規模で実施をされております。支出としましては、ポスター、チラシ等の作成、宿泊費、保険料、記念品などが主なものとなっております。今回の出会いツアーの開催に当たりましては、商工会青年部の方を中心とした実行委員会がスタッフになりまして、この方々の努力によって開催をされましたが、事前準備とか当日の業務も激務となることから、協力体制の構築、経費面の再検討を含めて今後の継続についての協議がなされると聞いております。近隣の市町村でもこうした取り組みがなされておりますが、こういったことで晩婚化、未婚化に歯どめをかけて、若者の定住促進を図る上で一定の成果が期待できる事業であると思っております。今後の継続につきましては、市としてどのように側面から支援をしていけるのか。ほかの補助事業、これは先ほど議員からも出ました。考えられますのは、来年あるかどうかはちょっとわかりませんが県の出会いのきっかけ応援事業、こういった補助事業などの活用等も含めて検討してまいりたいと考えております。ご質問の中にもございましたように、今回その県の制度を使わなかったいきさつですけれども、なかなか県の出会いのきっかけ応援事業につきましては、いろいろな制約といいますかちょっとハードルが高い部分がございます、初めて取り組むについてはなかなか大変だということもあり、片側に市の助成事業があるので、初めてのことでありますからそちらからまずやってみようかということで今回この市の制度を使って事業を実施したという経過がございます。

次に、定住対策についてですけれども、U・J・Iターンの方々の受け入れ対策につきましては、先の9月議会での補正予算に関するご質問に対してお答えもしてきたところでございますけれども県の移住促進事業、今回補正予算絡みで言いますと事業費ベース33万4,000円、補助金としましては県の補助16万6,000円、これは補助率2分の1以内ということになっておるところでこういう数字になってきております。こういったその促進事業について申請をしておりましたけれども、去る11月12日付で交付決定通知がございました。今後の吉野官舎の賃貸借と使用に関する細部に係る協議、調整作業を行うための資料調整を進めておるところでございます。この官舎につきましては、以前は工科大の留学生、世帯者用の住宅として活用した経過もございますけれども、なかなか位置の問題等含めて、留学生の方は車を持っていないということもあって、使い勝手が悪いということもあって、1年弱でしたか、お使いいただいてあと利用がないこともございますので、ちょっと利用のあり方について検討してみようということで、香美市としては今回こういった移住促進事業に乗せて利用していこうという発想のもとで申請をしてきたところでございます。とりあえず今回は1部屋分の整備を行うということで作業を進めておりますけれども、今後希望者がふえてくるようでございますと、官舎そのものはこれまでの工科大の使い方のお話としても、最大8室まで利用可能ということでございますので、こういったことを前提に状況を見ながら努力してまいりたいというふうに考えております。

そこで、お尋ねの個々それぞれについてお答えをさせていただきますけれども、最後7番目につきましては農政課長からのお答えとなりますので、あらかじめご了承ください。

まず、1番目のピーアールや情報発信をどのように行うかという点でございますけれども、この事業の本来の目的、趣旨として、市外からの移住者に着目した定住促進事業でございます。本市としましては、今回の対象者への情報の受発信ツールとしてはインターネットの利用しかございません。なお、県のホームページであるとか利用可能なホームページからのリンクが可能となるよう働きかけをしなきゃならないというふうには考えております。

次に、2番目の空き家情報の仕入れはだれに頼むかということにつきましては、手法の1つとして（京都府）綾部市のように地域や近在に在住する職員からの情報提供、あるいはその自治会長、またその関係諸団体の方々に地域情報に通じている方々などが考えられると思います。特にその地域にお住まいの議会議員の皆様には、そうした情報提供はもとより地域との橋渡しとか調整役として大きなものを担っていただけるものと期待をしておりますので、どうかよろしく願いをいたしたいと思っております。

また、窓口対策職員配置につきましては、移住希望者に意向によっては、内部的には、例えば農政課とか林政課とか、あるいは商工観光課といったさまざまな関係課との連携、あるいは調整作業が想定をされますし、また対外的にも窓口の一本化をしていくことが

当然求められますので、窓口機能としましては当面は企画課のまちづくり推進係が受け持つこととしております。ただ、担当職員はたくさんの業務を持っておりますことから、なかなかこのことに専属的にかかわるといようなことができないことでもありますけれども、本来人のその人生とか財産にかかわるといようなことを片手間に対応するのはいかがなものかという思いは持ってしておりますけれども、問い合わせがあっている現実には可能な限り向き合うことが必要であるということから、一步踏み出すことにいたしました。経過を見ながら進むしかないということではありますが、ご指導よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、3番目の不動産業者と他との連携につきましては、こういった不動産にかかわることについては私どもは全くのずぶの素人でございますから、可能な限り専門的な立場からの協力を仰ぎたいということで、過去にこの官舎の貸借及び管理について工科大へ又貸しをしたことがあります。今回は宅建協会に限定をしまして、従前と同様の扱いを想定し、（宅建協会）香美市支部に協力依頼を行ったところでございます。1月の会議で検討していただけたということになっております。宅建協会自身は公益法人ですから、利益を売るような事業はできないのかなということも想定されますので、加盟をされる業者の方と、実際上の手続き等についてはそちらの方とかかわりを持てるということも想定をしています。そういう、その会議の結果によって若干その後の運びが違ってくるといことも考えられますけれども、それとともに官舎の周辺地域はもとより、この官舎を拠点として体験居住をしながら移住希望者が定住可能なところを探索をすることになりますので、当面は自治会長さん等との連携も必須だろうというふうに考えておりますことから、今後、順次開催をされます自治会長会等で協力をお願いをしていかなければならないというふうに考えております。

次に、5番目の質問ですけれども、あくまで体験居住の拠点という位置づけですので市内全域を探索範囲と考えており、地域を限定してという考え方は持っておりません。

4番目の、住宅整備補助、定住給付金と経済的支援については、（京都府）綾部市でもお聞きしたような国交省の事業などを含め制度的なものについて、これに伴います市の負担の有無についても研究をする必要があるかと思っておりますけれども、現段階での判断としては市独自の経済支援まではなかなか困難ではなかろうかというふうに考えております。経済的支援以外の支援といたしましては、行政として可能な範囲での積極的な支援は行うべきであるというふうには考えております。

最後に、6番目の空き家提供に対する住民の意識改革が必要ではないかのご意見ですけれども、全国的に見ましても急激な環境変化からもたらされるものとして元の住民とその移住者との間でのトラブルがあることも事実でございますし、そうしたことからその空き家はあれども貸し家はないという事情が一般的にあるわけで、それだけでなくなかなかその人間心理として不安感と警戒心を持つことはやむを得ないということだというふうに考えます。そのためにも本市といたしましては、たまたまこうした好物

件があったということもありますけれども、一定の間合いを持ちながら相互に理解を深めることができるようにということで今回の手法を用いることとしたものです。こうした取り組みが意識改革につながれば、それはそれで結構だということではあります、むしろ意識させないような手法を考えることも1つの手法ではないだろうかというふう

に考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 改めまして、おはようございます。大石議員の定住対策、7点目の農地法についてお答えをいたします。

質問のとおり、社会情勢も非常に変化をしておる中で、田舎暮らしを希望する方、そして地域の、過疎化の進む地域にとっては、大勢は合致した時代と思います。その中で、この指摘の農地取得、貸借でなく売買についての質問にお答えをいたします。先の質問でも耕作放棄地、また農地の利用について述べましたが、現行の法律遵守の中で農地法による土地利用の制約がございます。農地法の制定も古く、農業情勢また時代の背景からも規制緩和の見直しの動きもあることも承知しております。香美市においては、合併前の権利移動下限面積を協議し、現行どおり30アール、40アールと決定しました。農地法では、生産基盤として耕作者の地位の安定と生産力の増進を図ることを目的として定めており、地域の実情だけで、下限面積に満たない零細農業では趣味や自立できない土地利用となり、混乱を来すことも危惧されます。また、権利取得に係る根拠法令には農業経営基盤強化促進法、また特定農地貸付法などの制約もあり、市独自の判断にはゆだねられていません。しかしながら、地域の新たな就農意識、また実情を見たとき、下限面積の検討、研究については、農業委員会や関係機関との協議の中で研究をしてみます。研究をするということでお答えをさせていただきますので、変えられるか変えられないということについては、また法の制約等もございますのでご了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） はい。20番、大石です。2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の未婚化、晩婚化ですが、私は思った以上に、カップルが4組ということをお聞きしまして、ああやっぱりやってよかったんじゃないかなと、そういうふうに思いました。大変なこともお聞きしましたので、ぜひその商工会青年部の方、今回の主催が大変であればまた新たなその組織を見つけていただけるよう努力をお願いしたいと思います。とにかく結婚して家族をつくるのがまずは第一だと思いますので。

2点目に定住対策ですが、まずは一步を踏み出したということで一挙には、これも一部屋からのことですのでどうなるかわかりませんが、問題は2番目の空き家情報とか、いろんな地域で情報を調査、収集という、そういった連携ですよ。それが、お話では

その自治会長、それからもちろん議員も先立ってやらせてもらわなければならないことです。また、その農政課、商工会、職員さんもそういう意識を持ってということで、単にお願いするっていうんじゃなくて、そこに1つの組織なり何なりをつくらないと、なかなか人任せのようになるのではないかと、そういうふうに思いますが。(京都府)綾部市とかはやはり市長みずから入り、何人かのそういった方と連携を取り、という組織がありましたよね。そういう組織がこれから必要じゃなかろうかと思います。どうでしょうか、来年はこれからまずお願いしてみて、それからそういう組織を立ち上げるのか、最初から組織を立ち上げたほうがいいのか、というふうに、私はお聞きしましてそう思いました。それと、地域をやっぱり知っている方じゃないとそれは難しいことですので、物部町なら物部町からの出身の職員さん、香北町の出身、それから新改とかあちらの、土佐山田町ではこうこう、地区、地区の職員さんなどが、何人かピックアップしてお願いして、そういう方を選んでいってというふうな、これも組織的にこう動いて、意識、その情報の交換ということをやらなければできないことだろうと思います。まずは一歩踏み出してやってみて、片手間なことでもいいのかな。やっぱりそういった、思い切ってそこまでのやってみようという気持ちで組織化のようなものが必要ではないでしょうか。

それから、そういう方がまず来られたとしまして、来られた方がそれぞれ車をお持ちとか、車で来られるかどうかわかりません。それに、だれがどのような対応をするのか、そういった即対応しなければならないということが出てくるかと思います。過去にはやっぱり、今定住してくださっている方のことを言いますと、職員の方が非常に熱心で、やっぱりそこにはそのお世話した、する側、される側の信頼関係が生まれたからそこに定住ということになったと思います。いろんな方がまた来られますので、貯金はない、しかし無農薬栽培で農業をやってみたいとか、どこまで個人的なことを聞き出せるかは、見抜けるかは別問題としまして、本当にいろんな人が来まして、その方たちにまた悪い言い方では振り回される。そういったことも考えておかなければなりませんし、問題は、まずはその2番目のここだろうと思いますが、もう少しそういった連携できる組織をつくったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

農政課長さん、きのうの農地に関しまして私も高知新聞の報道を見ましたが、きのうのお話ではまた4反、3反ということはマクロ的な見方ですが、私はミクロ的な見方で、少しの農地でも必要とする人がいるならばということには、研究をしてくださるということですのでそれはそれでありがたいとは思いますが、研究と言いますと全国的にそういったところがあるのかなのか、あるように私は聞いております。そして特区とか特例とか、何かそういった方法というものを聞いたことがありますけれども、いかがでしょうか。お聞きになったことはございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長(中澤愛水君) 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長(濱田賢二君) 大石議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、その未婚化、晩婚化対策の件ですけれども、この6組あるいは現在進行中の4組、この数が多いか少ないかというのは受けとめ方の問題だろうと思いますけれども、一般にお聞きするところでは、かなりまとまった数としてはよく出ている数値じゃないだろうかというふうに私も受けとめをしております。そういう意味ではお世話役をされた方々の大変な努力があったんだろうということは、高く評価をしておかなければならないというふうに思います。こういった評価に基づいて今後どうするかということになるんですけれども、なかなか商工会青年部の方のお話を聞きますと大変やったということですが、だから次はないという話には私はしてはならないだろうと思っておりますし、とにかくこういったその事業を行政がわきから旗を振ったり、あるいは行政が主になってやったりとかいうようなことをすると、あんまりいい成功例を聞きません。やっぱりそういう熱い思いを持った熱意のある方々が中心になってやっていただくことが、この部分では成功につながるというのが非常に大きい要素を持っておるんじゃないかというふうに考えますと、やっぱりそういったところにぜひお願いをしたいし、できる限りの私どもも支援をしていかないかなだろうというふうに考えております。このもし商工会青年部がしなければ新たな組織をとということですが、現段階では、そういう意味ではやっぱり引き続いてやっていただきたいという思いがありますので、ちょっと役目を振ることは今は考えておりません。また来年度も引き続いてやっていただけるような働きかけを、むしろ私どもはしなければならぬのではないかというふうに考えておりますので、その点ひとつよろしくお願いたしたいと思っております。

次に、この定住対策の部分で空き家等の情報の取得方法に係るお話ですけれども、確かに空き家含めてそういった不動産情報をしっかりリスト化をせないかんとというのがあろうとは思いますが、自治体名は伏せますけれども、市の持つておる行政情報からそういうリストをつくっておるところもあるようですけれども、これは私はその個人情報の扱いとしていかなものかという思いがありますので、やっぱりご本人あるいはご本人に接触できる方からの了解を得た上での情報としていただけるものをリスト化していくべきだろうというふうに考えております。だとすれば、議員がおっしゃるようにしっかりした組織が、その組織をつくってそういう対応をすべきじゃないかという、そのとおりだというふうに思いますが、思いますが、一方さっき私が発言をいたしました中では、とりあえず一歩踏み出したという話をさせてもらいましたけれども、あれもこれも整えてやらんとできんということを考えると、なかなか今のうちの体制の中では一歩踏み出せんという状況もあるということは、先ほどの説明をさせていただきましたので一定ご理解をいただきたいと思っております。組織づくりをしなければならぬという自覚も認識もありますけれども、今なかなかすぐそういうことにはならぬ。とりあえず出てくる情報を積み重ねたリスト化をしていかに得るを得ただろうというふうに思っております。これは宅建協会にお願いする分と、一方で香美市のNPOもございますので、ひょっとしたらお手伝いいただけたらどうかというお話もしかけてはおります。これは

「一日話を聞きに行かあよ。」というお返事をいただいておりますので、そういった庁内的な組織もさることながら、外との連携についてしっかりつながりをつけていくようなことも一方では努力をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 大石議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

きょうの新聞でも、国の動向から県も耕作放棄地に対しては対策をしていくという動きもあります。またその動向を踏まえて、そういう動きも見ていきたいと思えます。特区のことについてご質問でございましたが、特区自体はもとに法がございます。特区の、今まで私も答弁で答えてきた中で「特区」の言葉を使いましたけど、それはその地域で耕作放棄地が点在じゃなく連たんしたときに、香美市長の権限で特区制度を設けて、その地域へ活用策を入れると。そのときには企業が参入したりとか、異業種が入ってきやすい区域をつくるという部分でございます。この一個人が農地を所有して小面積で、下限面積で取得するということはまだ農地法の中の制約の部分でございますので、それだけの特区は、多分私も日本国じゅう探してあるかないかという判断のもとには、法令遵守の部分では抵触する部分があるかと思えます。ただ、前に視察にも行った地域がございましたわね。耕作放棄地の活用策を、やはり市民農園的な形で活用して、そこで農業を覚えてくださった方に地域へ定住策で入ってもらうという仕組みは全国的にはやられておるんじゃないかと思っております。2回目のその特区の部分については研究の部分で進めたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 大石綏子君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎でございます。通告に従い、順次質問をいたします。よろしくお願いたします。

まず、原材料価格高騰対応緊急保証制度等についてお尋ねします。

政府は、年末にかけて事業に行き詰る中小企業が増加する懸念が強まっているため、セーフティネットを強化しました。10月30日に決定した追加経済対策では、資金繰り支援のための信用保証額と政府系金融機関からの融資枠を総額30兆円規模に拡大することにしたわけです。10月末にスタートした緊急保証制度は、中小企業が金融機関から融資を受ける際、一般の保証額とは別枠で2億8,000万円まで信用保証協会の保証を受けることができる。また、全国の中小企業の約3分の2の業種をカバーする618業種を対象とするとなっております。さて、このセーフティネット5号ですが、対象業者は最近3カ月の平均売上が前年同期比マイナス3%以上の中小業者、また利益率がマイナス3%以上の方、製造原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が減

少しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小業者、このいずれかを満たしておれば該当するわけで、年末を控え利用される業者も多いと考えるところであり、昨年、協会保証80%、銀行保証20%と責任共有制度の導入にて、従来の100%保証が解約され、昨今金融機関の貸し渋り、貸しはがし等も耳にするわけであり、来々3月までの本制度は新規融資、借りかえ等も、また借り入れの一本化も含め資金繰りに苦しむ、特に中小零細企業には喜ばれるものであると考えるところ。金融不安、円高の影響もあって消費はますます冷え込み、仕事が激減する中、私は本制度を多くの中小業者が利用できるようにするためには、行政の果たすべき役割は大きいと考えます。運転資金がないから倒産などということにならないよう、商工行政として果たすべき役割についてお尋ねいたします。

まず1点目に、セーフティネット5号の市内業者への周知はどのように考えているのか、お尋ねします。

2点目に、認定申請書イからハは市長が認定する運びになっておりますが、現在の申請及び認定状況について。

3点目に、高知市はいち早く同制度の保証料率0.3%のうち0.1%を補給し事業者の負担軽減を図りましたが、本市ではそのような点、検討をされなかったのか。

4点目に、県の融資制度であるにもかかわらず金融機関の判断で融資が受けられないケースもある中で、市によるあっせん等考えられないのかお尋ねします。

別の視点で、総務省自治行政局は6月26日付で「原油等価格高騰に関する緊急対策について」を各自治体に送付しております。昨年度に引き続き、地方自治体がきめ細かく実施する対策に要する経費について特別交付税措置2分の1国庫補助を行うとのことですが、本市での施策の具体化はどうかお尋ねします。

続きまして、税についてお尋ねします。

今回は無申告者への対応についてお尋ねします。申告義務者が義務を果たしていないという視点で伺うものであります。

行財政改革推進特別委員会の審議においても、無申告者には申告義務を果たすように話しているとの報告は受けております。しかし、3月中旬までに申告すべきものが10月の行財政改革推進特別委員会まで放置されていること自体に大きな問題があると考えます。南国税務署管轄内でも、今年は無申告にて5年間所得税等の調査を受けた例もたくさん出てきております。内容としては、住民税のみ申告していたが所得漏れ等があった。また住民税自体も無申告であった等々であります。国民は納税の義務を負うことはもちろんであります。その前段である申告をいただき賦課徴収する、この仕組みが一方通行になっていないか伺うところであり。申告に至らないケースとしてさまざま想定できますが、全くもって税に無頓着な人、所得の激減にてみずからの判断で申告をしない方、職種の変更、勤め人から業者に変わるなどで申告という手続きに対して無知である方々等々あられると思っております。私はそのような中、担当課として吏員がいかに役割

を果たしているのか、実際のところ今日の情勢では税務署との情報共有もなされている中でオンライン化も進み、市民のだれが申告義務者であるか、つかむのは容易であると思います。税務調査等を受けるにしても、所得が少なく各制度の減免の適用を受けるにしても、不利益を市民が被らないようにするのが行政の役割であると考えます。以前の質問で申告の必要がある方には再度の通知等を出すようなことを答弁としていただいたことがあります。ただ、現時点でそれ以上の取り組みはなされていないのではないかとと思うところであります。そこでお尋ねします。

1点目に、無申告者は年度当初で何名ぐらいおられて、年間通じてどれだけの方が改善されているのか。

2点目に、担当課としてみずから出向いての接触で賦課等に至ったケースは。あわせて無申告のデメリット等を話されているのか、その点お尋ねします。

次に、生活保護行政についてお尋ねします。

生活保護改革の第1段として、母子加算、老齢加算が廃止されました。そして、第2段として、厚労省は予算圧縮のために生活保護の国庫負担割合4分の3の引き下げを打ち出しました。しかし、国の一方的な財政負担の転嫁に地方から大きな反発もあり、国庫負担割合の引き下げが見送られたことは皆さんもご承知のことです。ただし反面、国と地方代表との間で生活保護の縮小に向けての検討、努力することが確認されました。そして、第3段として、現在地方自治体では保護の縮小に焦点が移り、実施体制が敷かれております。そこで、本市の生活保護行政の実践の部分について数点お尋ねいたします。

被保護世帯約300世帯と認識しておりますが、最近保護の変更、停止、廃止等について、（生活保護）法第7条、（生活保護）法62条第3項等を根拠にして指導、指示を行い、変更停止、廃止等に至っている事例を聞きます。まず、福祉事務所設置以降の指導等の内容、件数、生活保護停止に至った原因、件数、不正受給を含み生活保護廃止に至った原因、件数を具体的にお示しいただきたいと思っております。

また、文書指導等を含めいかなる手段を踏んでいくのか、ご説明をお願いします。あわせて、廃止等を決定するに当たり県や弁護士等の専門家にアドバイスを受けることはあるのかお尋ねいたします。

憲法第25条にうたわれている生存権の観点から具体的に聞きますが、保護停止中、被保護者はどのようにして生活していくのでしょうか。また、医療を要する人が医療扶助を打ち切られた場合、生命にかかわると考えますが、本市福祉事務所での対応、実態はどうなのかお尋ねをいたします。

以上で1回目を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の原材料価格高騰対応緊急保証制度等に関してのご質問にお答えいたします。

まず、セーフティネット保証ですが、セーフティネット保証は業況が悪化している業種を営んでいる等、経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するための保証です。市町村から特定中小企業者の認定を受けることで、信用保証協会の保証限度額の倍増や保証料率引き下げ等の優遇措置が適用されます。

まず、ご質問の1点目のセーフティネット5号に関し、市内業者に周知する考えについてでございますが、現在は中小企業庁から送られてきておりますパンフレットを市役所等の施設に置きまして周知しております。今後はホームページなどにも掲載いたします。

2点目の中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定件数ですが、10月31日から認定要件が直近3カ月と、前年度同時期の売上減少率が5%から3%に緩和されました。また、対象業種は185種でしたが、12月10日、本日から698種にと日々業種が増加しているため、10月31日以降、11月の認定件数が13件となっております。12月は、昨日（まで）9日間で10件ございました。平成19年度は年間22件であり、本年4月から10月30日までが31件であって、月平均4.5件でしたので大幅にふえました。なお、5号（認定申請書）イの認定がほとんどで、ハは1件です。

3点目の高知市は独自に県の中小企業等融資制度の実施期間に合わせ、10月31日から保証料の一部、0.1%を補給し、緊急保証制度を利用する高知市内の中小企業者の保証料を軽減しております。10月31日の制度改正による認定要件の緩和と指定業種の拡大で、香美市においても認定件数が増加しておりますことから、高知市のこの取り組みが有効であるかどうか見守る必要がありますが、当市は財政上現在考えておりません。

4点目の市によるあっせん等についてでございますが、市町村は申請により認定を行うだけであり、報告等があるわけではないので、認定者が融資を実際受けたかどうか確認しておりません。しかし、高知県によりますと、認定者であっても審査により融資を受けられないケースもあるようです。融資するかしないかの判断は、金融機関や信用保証協会にていろいろな情報に基づき審査し、判断するものですので、融資についての判断材料のない市としましては、個々のケースでのあっせんは難しいと思われれます。ただし、高知県は金融機関などに対し貸し渋りをしないように求める文書を出しているようです。

最後に5点目の、総務省自治行政局の6月26日付け原油等価格高騰に関する緊急対策についての本市の施策の具体化について、当課における中小企業対策では対象業種が拡大されておりますことから、円滑に、早急に認定作業を行っております。香美市の施策の具体化はございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の税についてのご質問にお答えをいたします。

まず、申告についてでございますが、まず申告の義務のないという方につきましては、前年中の所得が給与所得のみの方、当然これは事業主の方が支払報告書を出しておるとい前提でございます。それと所得が公的年金に係る所得のみの方、あるいは所得のない方、あるいは確定申告を出した方というのが申告義務がない方ということになります。それでありますので、まず扶養に入っている方、所得のない方は当然申告の義務がありませんので、申告というのは必要ございません。ただ、ご心配の国保についてでございますけれども、まず申告書を、まず1回目につきましては申告をしないと所得控除がなくなる旨の記載をまず行います。2回目に出すときにつきましては、「この申告は市民、県民税と同時に国保税の課税基礎となっておりますので必ず申告してください。」という注意書きを出して2回目を出します。3回目につきましては、障害年金、これは非課税でございますけれどもそういう収入がある方、これは、ほんで住民税の申告が必要ないんですが国保税の申告の課税の基礎になるということで、簡易申告という方でお送りをしております。これについては、障害年金があれば障害年金をもらってますよということで申告をいただいております。それがほんで国保税の課税の基礎になるということになります。

それと、出向いての賦課に至ったケースというのは今年はございません。無申告のデメリットについては、先ほど申しましたように申告書に、申告のご案内のときにお書きをして申告を促しておるとい状況です。現在も申告書の受付は行っております。来る方については「収入がないのに、なぜ申告をしなければならないのか。」という方もおいでます。そのときには「国保税のために申告をしてください。」というふうに申告を促しております。

それと、国保滞納者の方で申告がないために減額から外れておるとい方が収納管理課等でもおいでます。そのときには、申告がないということで減額から外れておれば申告をしてくださいということで申告を受け付けております。申告を受け付けて、ゼロ（円）ということであれば、所得があれば別なんです、所得がなければ当然それは国保税の今度は減額にはね返っていくということになります。今後も課税については、今3税協力、市民税、県税、国税、3税協力体制のもとで行っておりますので、今後も国税等との連携をとりまして適正な課税に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の生活保護行政についてお答えいたします。

まず1点目ですが、指導等の内容、件数についてです。件数は延べ数で1世帯に複数の指導もありますが、平成18年度はゼロ件。平成19年度は就労指導7件、自動車に関する事5件、日常生活に関する事7件。この内訳ですが、扶養義務者宅への無届長期滞在1件、年金担保借入2件、収入の虚偽申告3件、住宅扶助流用1件、転入者隠

匿1件、来所指示違反2件、1つの中に複数の指導がある場合もあります。平成20年度は11月末現在で自動車に関する事6件、日常生活に関する事4件。この内訳ですが、失踪、通院指導違反、扶養義務者宅への無届長期滞在、頻回受診、それぞれ1件ずつです。停止処分を行ったのは、平成19年度に稼働能力不活用1件、扶養義務者宅への無届長期滞在1件。平成20年度は扶養義務者宅への無届長期滞在1件、自動車の使用禁止違反2件。このうち1件は稼働能力不活用による世帯分離も行っております。あと失踪1件であります。廃止処分を行いましたのは、平成19年度に稼働能力不活用1件。平成20年度に失踪状態が解消されなかったということで1件であります。

2点目ですが、厚生労働省社会援護局保護課長通知、生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて及び生活保護行政を適正に運営するための手引きについてに示されておまして、この指針に沿って対処しています。生活上の義務、届出義務及び能力活用等に関して定期的に助言、指導を行っても、その履行が不十分である場合は、(生活保護)法第27条による口頭指導を直接当該被保護者に対して行います。口頭による指導、指示では目的が達成されなかったとき、または達成されないと認められるときは、(生活保護)法第27条に基づき文書による指導、指示を行います。文書による指示を行っても正当な理由なく指導、指示に従わない場合には、(生活保護)法第62条の規定により弁明の機会を与えた上で、指導指示違反として保護の変更、停止または廃止を行うこととなります。疑義が生じた場合や処遇困難ケースについては、随時県福祉指導課に事例紹介し、判断を仰いだ上、適切に対応しています。

3点目ですが、生活保護法ですが、この法律の目的にもありますように、「憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」とありますように、憲法第25条の生存権を具体的に実施していく法律と言えます。この法の中で、「生活保護は資産能力や他の法律による援助や扶助など、その他のあらゆるものを生活に活用しても、なお最低生活の維持が不可能なものに対して適用される。」と、保護の補足性を規定しています。また、「これはこの法律の基本原則でもある。」と規定されています。また、被保護者の権利と義務も規定されておまして、法律上、被保護者として履行を要求されている義務を果たさない者に対しては、(生活保護)法第62条により「保護の変更、停止または廃止をすることができる。」となっております。昭和25年に生活保護法ができて、この(生活保護法)62条第3項の規定が憲法第25条の生存権に反するという事にはなっておらず、現在に至っております。生活保護を受ける者はこの法で規定する義務を果たしてくださいということで、従わない場合は生活保護法による最低生活の保障が及ばない場合があったとしてもやむを得ないものと考えます。香美市の停止をした事案につきましては、再三の指導、指示にもかかわらず履行されず、2点目の質問で答えました手順を踏んで行われており、生活保護を公平、適正に実施するためやむを得ない措置と考えております。ただし、停止処分を行うに当たっては、稼働

能力の有無、保護費以外の収入の有無、医療扶助の必要性等を勘案し、停止の程度を決定しています。また、被保護者が窮迫した状態にある場合は保護を再開することとしています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をしておきますが、議員各位と執行部の方をお願いをしておきます。発言の中でありますが、一応発言をされる方は挙手をして、合図をしていただきたいと思います。それから、前発言者が自席に着席するまで指名をいたしませんので、ちょっと自席が遠い方、近い方によって呼び出しが時間差がありますが、ご了解をいただきたいと思います。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。2回目の質問をさせていただきます。

まず、原材料価格高騰対応緊急保証制度等についてですけど、1点目の周知の点ですが、パンフレット等を置いてということと今後ホームページということですが、早く、急がんと、これ自体は3月末までということですよ、それはお願いしておきたいと思っています。実際、周知の点では知らない業者の方まだまだ多いというふうに私は認識しております。現在のところ、申し込みのほうは金融機関の方々が来て認定書をとという格好だと思いますけど、銀行自体も実際責任共有分の20%を回復できるというメリットもあるので積極的に頑張っているというふうにはとらえておりますが、ただ1回目でも述べました、本人は資金繰りが大変で要求はあるんだけど実際金融機関から声がかからない人が多いというところで、私は広報等も通じて急がねばならないんですけど手だてを、年度末を控えて、今度は年度末になりますけど、手だてを打つべきではないかと思っています。再度お尋ねします。

新規の融資分や借りかえ、または借りかえの一本化ということで、実際高知市では現在240人を超したという報告を受けてます、申請が、市のほうに。実際、比率から言っただけで先ほど13件と10件でしたか、約10分の1ぐらいというところですが、業者比率から言えばどうなのかというところ。それから、先ほど言った保証料率の0.1%を高知市を援助しているという部分で、そこら辺の、比率から言えばどうなのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

従来のセーフティネット関連融資は、保証料率、結構高くて0.9%ぐらいまで、以下かな、そういうところがあって、貸借対照表をつけちゃったら、なければ0.55%とか、何かそのように聞いたような、結構高かったというふうに思ってます。その点でも利用しやすい制度というのがこの制度の特徴でもあるし、政府もこの不況で考えられ

たということですがけれども、私は市独自の融資制度を香美市、本市は持ってませんわね。独自の融資制度を持っていない本市だからこそ中小企業者支援では利子補給等考えるべきではないかと思うわけです。その点、再度お尋ねします。

緊急対策についてですけれども、施策自体の具体化はなかったということですが、ちょっと具体的に聞きますけど、補正でも出てましたセレネの重油高騰なんかのもんですわね。それとか、本制度で利子補給を、保証料率を補給したということなんかをすればこの2分の1の対象になるんじゃないかならうかと。私の調べたところによりますと、これは昨年からやっているということですが、全国的には寒い地域では福祉灯油とか公衆浴場に対する助成とか、そうやって地方自治体がきめ細かく実施する対策に対する経費について特別交付税措置を行うということですので、そういう対象になるのか、そういう研究とか検討されたのかということ。それでなくても財政面で厳しいということまで考えてないということですが、国の制度で利用可能なものは当初の予算を組んでやっていくけど、国がそういうふうな動きがあればすぐ乗っかるような検討はすべきだと思いますし、実際されてないのであればちょっといかがなものかというふうに考えるのですが、その点をお聞かせください。

次に、税について結論めいたことを言わせてもらいたいんですけども、実際、税務課長、国保の部分のことを心配していただいて、かなりの手順は踏んでいるということであったかと思いますが。私は収納管理課、これ滞納問題等を検討している中でやっぱり収納管理課と連携がまだまだどうなのかというところを感じたりもしています。やはり税務課と収納管理課が連携を図って無申告者をなくして、申告義務を果たしていただき、権利として行政サービスを受けるというふうな方向性、そのためにはやっぱりあくまでも現時点での町（市）の姿勢といいますか、来ていただいたらその手続きをやる、そら当然ですし、ただそれというのは、やっぱり事務から言っても一たん出してやると、また再度計算し直して、簡単にソフトに入ってるからできると言うたらできるかもしれませんが、当初からやはり確定していくというふうな作業から言ってもやはりこちらから出向く姿勢といいますか、国保もそうですけれども、半年も高額滞納の方なんかでも放置したままで置いておくんじゃないかと、収納管理課のほうでは滞納解決のために収入支出を出してもらって、あらゆる状況等のかんがみているということも聞いていますのでそこら辺のところを、こちらから吏員が出向いていくという姿勢ですわね、国保についてもほかの滞納の部分に対しても。そのところはいかがお考えなのか、答弁をよろしく願いいたします。

生活保護についてですけれども、福祉事務所長、具体的にご答弁いただきましてありがとうございます。（生活保護）法の第27条にはこのように書かれています。「指導及び指示。保護の実施機関は、被保護者に対して生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」これはもちろんですね。「2、前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならない。

(3) 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。」ということであります。私は、この第2項、第3項についてどのような見解をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。停止そして変更、廃止等についてさまざま具体的数字を挙げて説明いただきましたけど、その中で専門家等のアドバイスでは県に照会してということは言われた、アドバイス等を受けているということを言われてましたが、私はここで1つ例を挙げて、車についても結構それによって（生活保護）停止というふうな事例になったと思いますが。私は福祉事務所を預かる者としてはさまざまな今まで判例等も出ている中で、車の例で言わせてもらったら1つ、平成10年5月ですかね、出たこの大牟田自動車裁判ということがあります。これは保護の廃止処分が取り消された事例であります。福祉事務所長をご承知と思いますけれども。ちょっと読んでみますと、裁判の要旨ですが、「生活保護受給者が自動車の所有及び借用等を禁止した指示に違反したことを理由として、市福祉事務所長が生活保護法（第）62条3項に基づいてした保護廃止処分につき、前記指示は同法（第）27条1項に基づく指示であると認められるところ、自動車は本体価格自体高額な物品であり、維持費等の負担も相当額にのぼるため、前記指示及び処分時においても一般的には最低限度の生活にはふさわしくない高価な生活用品という観念が残っていたことからすると、生活用品としての自動車の所有及び借用を原則的に認めないとする取り扱いは一応合理性を有するものと言えることから、前記指示の内容が違法であるとは言えず」ということですので、今車等で本市でも指示、指導していることは、違法とは言えずということはお当たると思います。ほとんど変わらん事例だと思いますので言っているわけです。「一応合理性を有するものと言えることから前記指示の内容が違法であるとは言えず、また前記受給者は前記指示に違反して自動車を使用したものと認められるが、同人の世帯の要保護性は高い上、直接の違反行為自体の内容が自動車の借用による使用であって、近時自動車の普及率が著しく高まり比較的身近な生活用品になっていること等の事情を考え合わせると、同人の違反行為は直ちに廃止処分を行うべきほど悪質なものとは言えないから、前記福祉事務所長が直ちに前記廃止処分を行ったことは処分の相当性において保護実施期間に与えられた裁量の範囲を逸脱したものである。」として、同処分を違法としたということですね。これはもちろんご承知のことだと思いますけど、端的に言ったら車、もちろん保護申請されるときには車を持ってはいけないということをやっているんで、ほとんどの人は今本市でも持ってないと思います。自分の所有で持っておるということはないと思いますが借用ということに関してですわね。やはりいろいろな事情であったと。この例も娘さんを見舞いに行くのに車を借りてしまったということを実認されて、最終的に裁判まで争って福祉事務所の決定が間違いであったということの事例ですわね、これは事実ですね。だからそういうことから言う場合、これは今1つの車に対しての事例を申し上げたわけですがけれども、実際、その後この判例をもとにして、これから自立しようとする方に対してですわね、それが一定期間を切って通勤に2時間も3時間もかかること

ろであれば、一定期間であれば保護を受給しながら車の所有を認めたという例も、これは九州、春日市のほうであるんですわ、福岡県のね。そんなことなんかを調べて事務に当たっているのかということをおは心配しているわけです。

実際、被保護者と言われる方は、法に対してはなかなか素人の方が多いと思いますわね。実際、けどそこら辺で福祉事務所の決定に、仮に100%の合理性があっても、私はやっぱり停止とか廃止とかいう、そういうレベルにいくということに対しては非常に慎重であらねばならないと思うんですわ。慎重にしていると言ってるかもしれないけど、実際問題そのことがその人の、北九州（福岡県大牟田市）みたいなことになるということは想定してませんけれども、そんな事例が起きたときには、それはやっぱり生存権を完全に否定した福祉行政であるんじゃないかというふうにとらまえても仕方ないし、逆に言うと生活保護行政の慢心が現在にでもあるんじゃないかと、これは失礼に当たるかもしれないけど、そういうとらわれ方の結果にならないように心配して私は質問しているわけです。保護停止期間、大体福祉事務所長の話では「窮迫したら再開する。」というふうなことも言われてましたけど、実際そのように私どもは受け取っていません。一定期間として、一月なら一月、始末書なんか書かせて、中身はわかりませんがもう二度とさせないことを書かせて再開するとかいうのが普通じゃなかろうかと思えます。意見が分かれる部分、こちらが上に立つというレベルのことなのか。それとも同じ市民、国民レベルで同等に、やっぱり被保護者の信頼を得るという立場から私は福祉行政は行わねばならないと思えますし、疑念を持ってかかれば最終的に自立という方向性は見出せないんじゃないかというふうを考える。そここのところいかがでしょう、再度伺います。

始末書の件についてちょっと聞きたいんですけど、そういうのは常に停止処分を、廃止すると、元に戻すというときには必ず書かせているわけですか。その中ではやっぱり人権が守られているというふうな認識でえいでしょうか。

それと、福祉事務所長のほうで保護の補則性のことを言われてましたけど、資産活用とかそういうことを言われてました。これはここで述べたら長くなりますけど、私は見解が違うということを述べておきたいと思えます。実際問題、県もそうですけれども、うちも顧問弁護士等もおられるわけですので、こういう決定に至るときにはそういう法のエキスパートに聞いてからのほうがよろしいんじゃないか、最終決定をくだすときにはね。それで後々のトラブルを回避できるんじゃないかというふうに思えます。その点をお尋ねします。

以上で2回目を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の2回目の質問にお答えいたします。

原材料価格高騰対応緊急保証制度等に関してでございます。

まず、1点目の周知の件でございますが、パンフレットを置くと同時にホームページ

掲載など早急に対応し、でき得る限りの周知をしたいと考えております。

3点目の、高知市の保証料の0.1%の軽減することですが、「県の安心実現のための高知県緊急融資と連動しまして、県と同じ支援措置ではない保証料0.1%を軽減することにした。」と伺っております。背景には高知県の融資総額の枠140億円の72%が高知市に集中していることによるそうです。このための利子保証料の予算措置ですけれども5,665万円にのぼると聞いております。近隣市町村の動向もごさいますけれども、ご質問のありました利子補給のご質問ですが、これに対しても現在は難しいと考えております。

なお、認定手数料でございませぬけれども、これを取っている市町村もございませぬが、香美市は取っておりませぬ。

5点目の緊急対策についてでございませぬが、例えば、重油高騰で市の施設である健康センターセレネが対象となるかどうかについての研究も必要ですし、やはり特別交付税措置があってもその補助裏の2分の1を検討する必要がありますので今回見送りました。今後担当課とも協議していきませぬ。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

山崎議員のご指摘のありました収納管理課との連携というのは、おっしゃるとおり非常に重要なこととございませぬして、現在でも収納管理課の職員それと税務課の職員と、一緒に訪宅をするということも当然とございませぬ。また、今後も当然そういう関係をなお一層密にして対応していきませぬたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、1つ目に、（生活保護法）第27条第2項、第3項についての見解ということとです。この「指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最小限度に止めなければならぬ。」、また第3項は、「被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してならぬ。」という文は、確かにこのとおり尊重しなければならぬと思ひます。ただ、保護者にもこの法の中で義務なんかも課せられております。例えば、（生活保護法）第60条、「生活上の義務。被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならぬ。」また、（生活保護法）第61条で届出の義務などもうたわれております。こういったものも含めまして、厚生労働省から出ております保護の実施要領や関係通知を参考に実施をしております。

それと、（生活保護）停止の場合、始末書を書かせているかということとですよね。自動車なんかを乗っているのを発見した場合、口頭とかで聞き入れられない場合など、誓

約書みたいなものを書いてもらってます、もう乗らないという。そういったことはあります。

それと、自動車について例を挙げて質問がございましたけど、香美市の場合も実際自動車に乗っている方は、本人名義の車はほとんど廃止をするように指導をしていますので他人の車ですね、それに乗っている場合がほとんどです。

それから、発見する場合にしましても、通報などがありますけど、実際はケースワーカーが実際に乗っているところを現認した場合に指導をしています。この場合でも車に乗っていたことというのは否定しまして、具体的に詳しい話なんかをすることになってやっと認めるという場合も結構多いです。ケースワーカー自体も常時その現認をすることというのは困難ですので、確率から言ってもこのように使用しているということを現認された方は、もう幾度となく使用しているということは推測されます。また、平成20年度になってですが、自動車の使用に関して指導したケースで車検切れになっていたケースも2件ほどありました。この場合なんかは自賠責保険なんかもかかっておりませんし、補償能力もないですので、事故をしたときなんかは大変なことになると思われます。こういった部分もありますので、指導をして聞き入れない場合というのは、ある面停止とか再三指導をして聞き入れないと処分は必要になってくると思います。

それから、確かに、先ほど山崎議員がおっしゃったように裁判で廃止になった場合の処分取消を求めて保護廃止処分が取り消す判決が確かに出ております。保護廃止処分は重きに失して処分の相当性を欠くということだと思えます。確かにケースごとに状況とも違ってきます。考え方としては、保護を停止する処分が必ずしも違法ということにはならないと思えます。厚生労働省も、この裁判の判決の後も自動車の所有及び借用の制限についての運用は変わっておりません。例外とかは認めている部分はありますが、ある程度その通知といいますか、それに沿ってうちも行っていきたいとは思っております。

それから、こういった停止とか廃止とかの決定をする場合につきまして法のエキスパートに相談をしてはというご意見でした。現在、県とかに事例照会をしておりますけど、今回も不服申し立てとかが出ておりますので、今後は弁護士とかに相談することも検討はしていきたいと思えます。

何か抜かってましたかね？以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。最後の質問をさせていただきます。

生活保護行政についてですけれども、福祉事務所長、実際この期間、経済的に自立の方向に向かったという、福祉事務所の役割も果たしながらですわね、そういうケースってどれくらいありますか？何件かあるんやったらまたそれを答弁いただきたいと思いますけど。私は気になるのは、車のことはその厚労省の見解変わってない、もちろんわかりますけれども、実際問題、一定生活保護の世帯になってもそこから自立していくと、特

に年齢層の若い方はね。そのことが基本線になければならないと。そのために福祉事務所としても最大限の援助等をしていくというのがやっぱり基本線にならない（なる）と思います。実際、福祉事務所長の言われているところには、法とかそれから手引き等がやっぱり優先されてる。大元にある憲法の部分ですわね。先ほど、一月間もし停止された場合どうやって食べていくかということ、「窮迫した場合は再開する。」と言われたけど、実際悲惨なもんですよ。一月ばあ、ここにおる皆さんで一月間生活保護費、すごく削られて削られて、食費だけで約4万円ぐらいで食べていけよったもんが蓄えもなかった、一月間食べるな、医者にもかかるなとなつたときどうします？そういう視点が地方公務員、ちょっとすいません、先ほど市長のほうで宣誓書のことを国家公務員のことと言われましたけど、皆さん方が地方公務員に採用されるときにやっぱり宣誓書を書きますわね。「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。私は地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」、ここには憲法ということが明確に出ているわけですよ。このことで皆さん方は職員として頑張っておられるというふうに思います。体するという事は、この身につけて守り行うということですよ。やっぱりそのことが大前提にあって、私は特に一番大事なセーフティネットでもある生活保護行政は運営されるべきというふうに考えるところであります。やはり今後どんどんどん、平成18年度に合併してから、福祉事務所を立ち上げてから、最初件数が少なかったんですけど、だんだんだんだんやっぱり実務になれてくると、やっぱり（生活保護）停止とか廃止とか指導、指示等の件数もふえてますわね。それがやっぱり自立に向かっていく方向の積極的な指導、指示をするということを期待したいし、そういう福祉事務所になってもらいたいと思います。

以上ですべての質問を終わりますが、ぜひ福祉事務所長のほうで最後の答弁、よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 自立の方向に向かった件数ということですけど、こういった（生活保護）停止とか廃止とかの処分をしてということですよ。じゃなくて、全くこんな関係なしに自立した件数ですか。すいません、それはちょっとまだ拾ってませんので、ちょっと後でまたお答えします。（後に「平成18年度1件、平成19年度1件の計2件」と答弁あり）

確かに（生活保護）廃止まで至る場合は結構大変だと思います。ただ、（生活保護）停止とかもまず最初1カ月程度とかの期間です。確かにそれでも大変なところはあると思います。ただ、自動車なんかの場合とかにしても、結局早急に義務を履行してくださいということながですよ。そこを履行してもらえればいいということながです。確かにその間の生活をどうするのかという部分があると思います。例えば、社協なんかで商品券

をこう、何かバリューの商品券を貸与するとかっていう方法とか、一次的なものでしたら扶養義務者等から援助を得るとかっていうことなんかも考えられるんじゃないかと思います。また、保護を停止をしている場合でも、どうしてもこの人は治療が必要という方については医療扶助だけは実施をしております。この前、ちょっと話の中で、医療扶助の中で病院へ行くのに交通費がないということでした。その分は医療扶助の中に入っています。

それから、稼働能力の不活用なんかでその方が収入を得る努力をしない場合、ほかの世帯員が本当にやむを得ず、事情によって保護を要する場合がありますけど、その場合義務を履行しない方だけを世帯分離してほかの家族の方に必要な保護を行うという特例もあります。ほんで、随所そういった部分で救っていかなければいけない人は対処していく方法はとっております。確かに生存権との関係もありますので、その分は十分配慮して行っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫です。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

すいません、資料（一般質問要旨）の10ページのちょっと訂正をお願いしたいのですが、質問事項、質問要旨でございますけれども、2、3の「市道西熊・別府線」の midpoint を取り除いていただきたいと思います。同じく、「林道楮佐古・松床」線も同じでございます。質問要旨の中にもありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それと、昨日坂本議員のほうからニホンカモシカについての質問がございましたが、私の質問、多少ダブるところもありますけれども、特別保護区等の問題でございますので質問をさせていただくことをお許しをいただきたいと思います。

まず、鳥獣被害対策についてでございますけれども、現在、本市の狩猟者の方や鳥獣被害を受けている方の間で問題となっている4点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、高知県が本年度から実施をしているシカ固体調査事業についてであります。事業の目的として、鹿の個体数を減らすにはハンターの鹿に対する狩猟意欲を高め、雌鹿を優先的に捕獲する必要がある。このため、狩猟期の鹿捕獲に対して次のとおり報償金を支払うとして、雌鹿1万円、雄鹿5,000円としていますが、狩猟者の方からは「なぜ一律にできないか。」との声が上がっているのとあります。理由としては、捕獲の際は雄、雌の区別はしておらず、勢子によって追い立てられて落ちてきた鹿を確認次第撃っているし、繁殖期以外は雄は雄、雌は雌同士でいることが多く、また雄、雌の区別をするために写真撮影をする必要があるが、撃ち手は数カ所に分散して待機をしているため、カメラの台数も多く要るし、写真を撮影する時間があれば1頭でも多く捕獲するほうが効果が上がるのではないかなどであります。県の雌鹿に高い報償金を支払い、出生率を下げ頭数を減らしたいとの思いは理解できますが、これで頭数が減少する

とは考えられないのであります。本年11月26日付け高知新聞の土佐あちこちに、「平成14年から平成16年度の県の調査では、県東部の鹿は約1万4,000頭だったのが、昨年度は約2万3,000頭にふえている。本県は今年から猟期でも駆除の報償金を出す制度を始めた。評価できる取り組みだが対策としては遅いと言うほかない。」としているのであります。私も同感であります。平成14年から平成16年度までの1万4,000頭が雄、雌同数だとしますと、雌の8割が妊娠すると言われていいますので、7,000頭に0.8を乗じますと年間5,500頭が増加をすることとなりますし、昨年度の2万3,000頭で雌鹿半分だとしますと、年間約9,000頭近くの数が増加をしますので、現在の捕獲頭数や自然淘汰される頭数では減少に転じるのは困難だと考えているからであります。なお、この8割が妊娠するというデータは高知県、徳島県の両県で調査をしたものでございます。また、平成17年5月29日付け日本経済新聞によりますと、「30年前奥日光ではニホンジカをほとんど見かけなかったのに。」、宇都宮大学の小金井正昭教授は嘆く。東照宮で有名な日光は鹿の個体数が年々拡大している。越冬するとき木の皮をはいで食べるため、立ち枯れが発生するなどの被害が相次いでいるという、小金井教授は「鹿の個体数増加は地球温暖化の影響による暖冬が原因」と指摘する。1995年時点で栃木県北西部から群馬県北西部にかけて約1万2,000頭生息すると推定されていたが、今は1.5倍の1万8,000頭に達すると見ている。温暖化によって大雪の頻度が少なくなり、越冬できる鹿が増加をしているためという。（栃木県）日光市の中宮祠にある気象観測所のデータを見ると、1984年に50センチ以上の積雪があった日は44日、その後50センチ以上の積雪を10日以上記録したのは1985年と2005年だけ。1984年以前は、50センチ以上積雪が10日以上あったのは10年周期で訪れたが、近年20年間は大雪に見舞われない暖冬が続いた。「大雪の年が一定間隔で発生しないと個体数は増加をする。」と森林総合研究所の小泉透チーム長は解説する。一般に鹿は積雪に弱い。雪が30センチ以上積もると食料のミヤコザサが埋もれる。50センチ以上になると鹿の足が埋もれ、身動きができなくなり凍死することがある。積雪が減ると鹿が踏み入れなかった場所が生息域になり個体数がふえたと考えられる。地元が受ける被害の大きさは個体数の増加に比例する。1989年以前、栃木県の林業被害はおよそ250万円で推移をした。ところが'89年には5,000万円に拡大、'98年には1億4,000万円とピークに達した。その後、個体数調整や木々にネットをかぶせるなどの対策をとり、2002年には被害額は400万円まで減っている。日光には鳥獣保護区と狩猟禁止区域が設定されている。国立公園内の特別保護区には鹿の侵入防止柵が約15キロにわたって設置をされている。「ただ、これは緊急避難的な措置に過ぎない。」、小金井教授が言っております。地球温暖化の影響は生態系の変化を通じて社会に大きな問題を投げかけている。」と結んでいるのであります。私の住む集落は標高450から500メートルのところに人家が点在していますが、2004年までには年間4回から5回の道路の雪かきを行い凍結防止

剤をまいていましたが、それ以降では2007年に2回凍結防止剤をまいただけで済んだのであります。特に2006年から2007年にかけての冬季は、白髪山や綱附の森の積雪量が少なく、白く雪が見られたのは1週間程度でありました。ですから、当面の方法としては、雄、雌にかかわらず頭数を減らすことが被害を減らすことにつながると考えているところであります。食害だけについて言えば雄、雌に変わりはないのですが、雄の場合は角に触れるものは折って通るために、花木類や若林への被害額は大きくなっているのであります。

現在の国や県の実施する鳥獣被害対策については、現場にそぐわない点が幾つかあります。本年度猟期には、申し上げておきますとおり雌に高い報償金を支払うとされていますが、2006年までは雌は捕獲禁止でありました。雌が解禁されたのは'06年11月22日に本市林政課、県の政策企画部鳥獣対策課、地域づくり支援課の方たち8名で白髪分かれからカヤハゲまでの現地調査を行い、その被害の大きさにショックを受け変更されたものであります。

また、本年12月7日に物部町中東山から白髪山にかけての国有林内で一斉駆除を実施したことは、8日付け高知新聞に内容が載っていましたのでご承知のことと思いますが、参加された狩猟者の方に聞いたところによりますと、その方は物部川の源流でありますジルサワ谷に入ったとのことであります。このジルサワ谷は中東山と剣分岐の間に位置しますが、鹿被害が最初に見られた場所で、'04年の春に登ったときには既に笹は食害によって枯れ、モミ、ツガなどは樹皮をはがされて立ち枯れが予想されたのであります。このことは既にこの場所にえさとなる植物類が少なくなっていることと、積雪時期になると高いところからえさの多い積雪の少ない場所におりてきますので、高い場所にある国有林での一斉駆除は初夏から秋にかけて実施しないと効果が上がらないのであります。こうしたことは、現場調査や聞き取り調査を実施すれば当然わかることであり、'06年までは雌はとるな、ふえすぎたので雌をとれ、鹿のいない場所での一斉駆除など現地確認不足と言わざるを得ないのであります。32名で4頭捕獲では通常駆除よりも少なく、協力いただける狩猟者が少なくなるのではと心配をしているところでもあります。先ほど申しましたように積雪量が少なくなっていて生息域が拡大したことから、県東部での鹿の生息数は2万3,000頭、これに徳島県側からの移動もありますので、当面狩猟者の方の協力をいただいて頭数を減らすことが大切ですが、県に対して雄、雌の区別をせず一律の報償金に改善するよう要請すべきと考えますが、所信についてお聞かせをください。ちなみに高知県管理計画で見ますと、1平方キロ、農林業優先地域で2頭、保護優先地域で5頭になりますので、仮に香美市全体がほぼ優先地域ありますと適正頭数は2,690頭ということになります。以下ということになります。

次いで、狩猟の際の手法についてお伺いをいたします。

現在、本県では県内市町村などと連携し鹿の一斉駆除を行っていて、これはこれで評価をしているところであります。現場からの声として、「通常、予察駆除などの場合、

どうしても他の市町村に逃げ込むことがあるが、市町村を越えて駆除ができないか。」というものであります。本市は安芸市、香南市、南国市、（長岡郡）大豊町と隣接していますが、特に本市の伊勢丸、大古畑、栃本などはゆずの山地であり、川を渡ると香南市（香我美町）舞川となっていて、鹿が川を渡ると行政や猟友会が異なるために捕獲を中止せざるを得ないことから、再び鹿が戻りゆずなどの農作物へ被害を与えている現状があります。そして、この越境については、常時ではなく追っかけているものをしとめたいとの思いであります。11月25日付け高知新聞には、「鹿食害、香南市でも拡大」との見出しで被害の内容が載っていましたが、本市内でも香北町小川、林道西又河野線などでも被害が拡大しています。そこで、一斉駆除とあわせて隣接する県内市町村に対し駆除中の越境について協議をする考えはないか、所信についてお聞かせください。

3点目に、ニホンカモシカ対策についてであります。

20年ほど前までは幻の珍獣と言われていたニホンカモシカも、ここ3～4年前から人家近くで見られるようになって、植林への害は鹿よりも多いと言われております。私が榊やアジサイを栽培している場所まで、家から林道二本松線を経由し5～6キロですけれども、1日に2～3頭見ることは普通になってきているのであります。以前は別府の行者山、市宇の成山、宇筒舞、猪野々等のがけで見られたのみでありました。今のところニホンカモシカが農産物へ与える被害については聞き及んでおりませんが、植林への食害が目立ってきていて、鹿は直接食むためかみ跡が残りますが、ニホンカモシカは樹皮をはいで食べるために、食害を受けた木の樹皮はのれん状となって風に揺れているのであります。また、特徴として鹿は若林の食害、若い林の食害が多いのですが、ニホンカモシカは50年生から60年生以上の樹皮まではいで立ち枯れを起したり、材として価値をなくしています。材価が安い上にこうした被害を受けることによって山林所有者の山に対する意欲はますます減退しているのであります。狩猟者の方の中には、「地区によっては鹿よりもニホンカモシカが多い。」などの言葉、意見もありますし、現行のまま放置すれば鹿同様駆除し切れなくなるのではと考えているのであります。平成14年、平成15年に取りまとめられた高知県、徳島県、両教育委員会の四国山地カモシカ特別調査報告書によりまと、県内では本市、安芸市、（安芸郡）馬路村などが、徳島県では三好市や（那賀郡）那賀町などが保護地域として準備中となっているのであります。ニホンカモシカを駆除するためには保護区を設け管理計画を準備した上、駆除をするわけですが、これ以上鳥獣被害を受けないようにするためには、国・県に対し管理計画のみで、長野県などのように一定頭数を捕獲できるよう要請すべきと考えているところであります。所信についてお聞かせください。なお、これは次に質問をさせていただく緑の回廊が既に保護区として設定をされているからであります。

次いで4点目に、緑の回廊についてであります。

市長の諸般の報告にありましたが、環境省では四国山地、緑の回廊を設定をしています。その目的は、「四国の国有林では保護林という制度で貴重な動植物や森林保護、保

存をしてきており、貴重な保護林と保護林をつなぐ緑の回廊を設定し、動物や植物が広く行き来できるようにすることにより、遺伝的多様性の確保、生物多様性を保全する働きを期待する。」としているのであります。設定されているのは石鎚山系と剣山系で、石鎚山系では1万2,274ヘクタール、本市が含まれている剣山系では1万569ヘクタールとなっており、本市以外では安芸市、（安芸郡）馬路村、（長岡郡）大豊町、徳島県では三好市、（那賀郡）那賀町などであります。今、皆様方のお手元に資料として緑の回廊のパンフレット、コピーをお返しをしておりますけれども、このことについては、「緑の回廊」という言葉はお聞きになっているかも知れませんが、どういう内容なのか不明やということがあったらいけませんのでお返しをしたものであります。

「「緑の回廊」ってどんなもの？」っていうのが、先ほど言いました目的でつくったものですが、次に下にいきまして、「「緑の回廊」の森林の取り扱いは？」、それから右にいきまして、「「四国山地 緑の回廊」は？」というふうになって、それぞれ剣山系と石鎚山系の説明をしてございます。それから裏を見ていただきますと、「「緑の回廊」剣山地区」ということになって、右のほうですけれどもツキノワグマの写真があって石立山植物群落保護林、この白くちょっと抜けた部分が緑の回廊が切れた部分です。ですから、（国道）195号線の四ツ足トンネルのちょうど上で切れている。下が行者山、上が石立山から三嶺を經由し矢筈山のほうにいった黒い部分が緑の回廊になります。2ミリぐらいの小さい白抜きの部分がありますが、これがそれぞれの剣山からの山頂、頂上、尾根筋を示したものというふうに理解をいただいたらというふうに思います。この行者山ですけれども、6林班を中心にしてあります。それから石立山から矢筈山までの稜線部を中心に26林班が緑の回廊となっておりますが、これは平成元年に決定されたもので、20年を経過をしたために見直しをしようとしているものであります。特に今回はツキノワグマの移動を容易にすることと、保護を含めて鳥獣保護区を拡大しようとする動きがありますが、山間地域に住む鳥獣被害を受けている住民にとってはこれ以上鳥獣保護区を拡大することは許すことができないのでありますし、逆に取り消してほしいぐらいのものであります。理由としては、現在の保護区でさえ年々被害が拡大していることはご承知のとおりであります。農業面では野菜、ゆず、花木類などへの食害と幹や枝折り、稲では植えた直後の早苗を引き抜き、踏み込む、あるいは稲穂の食害、林業では植林の葉への食害、幹折り、幹の皮はぎや角とぎ、原木しいたけではしいたけのかき落としなどが見られており、これ以上被害が出ると山間地域では生活できなくなるおそれがあります。また、自然環境面では、物部町の石立山、中東山、白髪山、カヤハゲ、綱附の森などの稜線部では鹿の食害によって笹の大部分が枯れて裸地化をしており、最も被害を受けているのが葎生越で、崩壊が始まろうとしています。また、天然林内でも同様に、樹木の根を押さえている笹の根が腐るため、台風の風で樹木が倒れると、これも山腹崩壊の原因となるのでありますし、このことは物部川の濁水を引き起こす危険があります。そして、緑の回廊の目的の1つであります貴重な植物は、食害を受けて絶滅

危惧種であるマネキグサなどが被害を受けていますし、石立山は石立山植物群落保護林に指定されているようにインダテクサタバナなどの固有種があって、これらの種の絶滅も考えられるからであります。以上から緑の回廊を含めた保護林、保護区を拡大することは猪や鹿、ニホンカモシカ、猿などの移動をも容易にすることとなつて、農林業への被害の拡大や災害の発生を招くことは必至であります。こうしたことから環境省の緑の回廊や保護区拡大の動きについては断固反対すべきと考えますが、所信についてお聞かせください。

続きまして、市道西熊別府線の復旧工事についてであります。

市道西熊別府線では、国道195号線から約500メートル程度西熊側に入った山腹が崩壊し、中尾集落の生活道となっていることや、観光、林業等産業面への影響を心配しておりましたが、執行部の配慮によって直ちに仮復旧工事をしていただいて、通行可能となつて影響もなく感謝をいたしております。この西熊別府線の上部には市道奥和田線があって、今回の崩落でこの市道奥和田線のガードレールの基礎部分が露出をしており、このまま放置をすると奥和田線まで崩落の危険が極めて高いのであります。そして、現在崩落した場所は斜面が急勾配で、仮に奥和田線まで崩落しますと工事費用は高くなるとおられますし、この終点には人家があって生活道として利用しているのであります。そして迂回路も確保できない状況であります。また、この地質は弱い岩盤で、木や草の根によって亀裂が入っており、これに水が入って凍結、解凍を繰り返したり、雨水が入る、あるいは強い風などによって再崩落することが心配されるため、可能な限り早期に復旧工事を行うべきだと考えているところであります。所信についてお聞かせください。

続きまして、林道楮佐古松床線の市道化についてであります。このことにつきましては、平成18年3月定例会において質問をさせていただきましたが、平成22年3月末で開設8年目となるために再度お伺いをするものです。

当時、小松前林政課長のほうからは、「期間がくれば。」というお答えをいただいておりますので再度という格好をとらせていただきました。国道195号線は市役所から物部町に入る基幹道であります。地盤の弱いところが数カ所あって、記憶に新しいのが杉田ダムの近くにあったトンネル上部の崩壊、また物部町中谷川と香北町蕨野の間点の道路面の崩壊などあります。この道路面の崩壊はちょうど今時分で、ゆずの出荷の最盛期でトラックからトラックへ手渡しを行って配送した記憶がございます。こうした弱い箇所改良についてお願いする必要もありませんが、30年以内に50%以上の確率で発生すると言われていた南海地震に備えるためには、当然迂回路となる道路の拡幅が必要であります。県道蕨野大比線は消防署香北分署からJA土佐香美のガソリンスタンドまでとなっておりますけれども、永瀬ダム管理事務所から大比までは軽四自動車がやっとです。久保大宮線は路面から川までの高さが200メートルぐらいありまして、しかも垂直となっておりますし、路面上部も同様で30年以内に改良が可能とは思わ

れないのであります。また、この久保大宮線は非常に落石が多く、防護ネットを張って落石による通行どめを防いでいるのが現状であります。こうしたことから、利用価値が高いと思われる林道楮佐古松床線については、県の民有林管理要領により一定期間、つまり平成22年3月末には県知事と協議の上、編入可能となります。地方交付税等の問題もありますので今から県と協議を重ねていく必要があると考えますが、所信についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） どうしますか、昼食にしますか？

暫時、1時まで昼食のため休憩をいたします。

（午前11時45分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 9番、門脇二三夫議員のご質問にお答えいたします。

鳥獣被害対策で、1番目の、高知県が実施しているシカ個体数調整事業についてでございます。

高知県シカ個体数調整事業は今年度から実施している事業で、狩猟期間中に捕獲した場合、雄鹿1頭5,000円、雌鹿1頭1万円の捕獲報償費を支払うことになっております。当該事業においては、捕獲時に雄であれば頭部、雌であれば頭部と下腹部の写真を撮影し、請求時に両耳とともに添付することになっております。写真の撮影につきましては、狩猟現場で煩雑な作業であります。現在の状況では確認をする場合、写真以外に確認の方法がございませんのでご理解をお願いしたいと思います。これまでも、狩猟者の方からも確認方法についてさまざまな提案が寄せられております。その中で最も多いのが、雄鹿、雌鹿の報償費区分をなくし両耳のみで行うという提案です。この提案につきましては既に県に要望しておりますが、今後とも県とも調整を図りながら関係者が納得できる確認方法を確立し、ニホンジカの個体数削減に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2番目の、市及び猟友会間で調整し、追跡している有害鳥獣の場合、市を超えても捕獲できるようにすべきではないかというご質問です。

有害鳥獣を捕獲する場合、近隣の県・市町村に逃げてしまうことが考えられます。このため、2つ以上の市町村にまたがって有害鳥獣捕獲を実施する場合には越えていく先の市町村の捕獲許可を取る必要がありますので、駆除においては隣接する市町村が同時に行う必要があります。また、県を越えての駆除においては、狩猟者登録、捕獲制度上の関係で現行制度では越境することは不可能です。狩猟期間中においては、2県の狩猟登録を取れば可能ですが、いずれにしましても迅速かつ効果的に有害鳥獣の捕獲を行う

必要がありますので、全県域あるいは四国全域の駆除ができる方向での要望を国・県に行っていききたいと考えております。

3番目の、ニホンカモシカについてでございます。

ニホンカモシカは、昭和9年に天然記念物の指定を受けております。昭和20年代の乱獲により分布域の縮小と生息頭数の減少が起こり、昭和30年に特別天然記念物に昇格、指定をされております。その後、個体数が回復し、農作物、植林に被害を及ぼし始めたことから、昭和54年に当時の文化庁、旧環境庁、林野庁の間でニホンカモシカの取り扱いの基本政策を転換することに関する合意が行われております。その際、保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定を図る。保護地域外では、状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行うという2点が確認されておるようです。しかし、3庁合意から29年を経た現在に至っても四国内には保護地域が設定されておらず、そのため個体数調整を含む適切な管理が行えない状況になっております。また、文化庁が示している四国地域の保護地域原案では香美市物部町の大部分が含まれているため、仮に保護地域が設定されたとしても個体数管理が行えない状況になっています。ご指摘のように長野県ほか6県では保護地域が設定されており、県がニホンカモシカの特定鳥獣保護管理計画を策定することで個体数管理を行うことができるようになっております。なお、市町村が個体数管理を行う場合には県の特定獣保護管理計画に基づいた実施計画を策定することが必要になります。ニホンカモシカによる被害への対策は喫緊の課題でありますので、これにつきましても国・県に対し、教育委員会とも連携を取りながら捕獲に向けての要望をしていききたいと考えております。

次に4番目の、緑の回廊についてでございます。

四国山地、緑の回廊は、平成15年3月に林野庁が設定した区域で保護林を結ぶことで、主にツキノワグマなどの希少動物が行き来することを目的としております。四国では剣山山系と石鎚山山系で設定をされております。設定期間は20年となっており、前回の更新は平成元年11月に行われ、期間は平成21年10月31日までとなっております。先に環境省から示された素案は四国山地緑の回廊の大部分を鳥獣保護区にするというもので、現行の区域に笹地区、別府地区の私有地、国有地が新たに含まれることになり、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの鳥獣も含まれております。現在でも保護区周辺の久保地区、別府地区ではニホンジカなどの被害が多発しており、地域の農林産物などの保護、また地域住民が生活する上で大きな障害になることも考えられますので、各関係機関と連絡、調整を行いながら市として慎重に対応していききたいと考えております。

次に、林道楮佐古松床線の市道化についてでございます。

林道楮佐古松床線につきましては、物部町楮佐古から香北町猪野々に至る幅員4メートル、延長2,483メートルの林道で、開設工事につきましては、平成8年度から開設を行い平成14年度に工事が完了しております。この林道につきましては、山岳観光や地域防災における緊急街道としても非常に重要な路線ではないかと考えております。

林道の市道化につきましては、平成17年度、旧物部村議会時でも当時の担当課長が答弁をしているとおり、県民有林道管理要領により全線工事完了年度の翌年から起算して8年を満了すれば県知事との協議の上、編入可能となっております。これで計算しますと平成22年3月末には8年が完了しますので、期間が満了次第県との協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 門協議員の市道西熊別府線の復旧工事についてお答えを申し上げます。

お尋ねの箇所につきましては、当課も現地調査をして現状を把握してございます。復旧には特殊工法が考えられること、それから事業費が大きくて一般財源だけでは難しいというようなことによりまして、有利な事業を導入しての早期完成を図りたいというふうには考えてございます。なお、地域住民の方々の通行の安全につきましては、それぞれ地元の方々には十分注意をしていただいて、市としましても機会を持ってその時々現状把握に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇です。2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一斉駆除についてですけれども、今の猟期の一斉駆除というのは余り、先ほども申しましたとおり効果がないと思っておりますので、予察駆除、猟期以外に一斉駆除ができるような方法をやっぱりとっていかないと鹿の頭数というのは、まず減らすことは不可能やというふうに思っています。これは、どう守る危機に立つ三嶺の森ということで、我々が所属する会が今年1月19日に香北町で開いたシンポの資料をちょっと読ませてもらいますと、「生息密度は、過去から生息が継続している地域に高い傾向がある。高知県が平成14年から平成16年に実施した調査によると、東部では（安芸郡）馬路村、北川村、安芸市を中心に鹿が高密度に分布しているという結果が得られた。鹿は定住性の高い動物であり、比較的狭い範囲、0.5から2平方キロで1年を通じて生活をしている。ただし、雄は突然長距離移動することがある。また、積雪がある地域では冬季に積雪が少ない場所に移動することがある。雌鹿は母親を中心としたグループを形成し、雄は単独または若い雄のグループを形成する。縄張りを持たないが、繁殖期のみ雄はハーレムを形成する。繁殖期は秋から冬にかけてで、雌は1歳で繁殖可能になる。妊娠期間は約230日である。繁殖率は高知県及び徳島県で調査されており、それぞれ82.6%、1歳以上、82.4%、2歳以上という値が得られている。このことが、四国における妊娠率は80%から90%程度であると考えられる。鹿の平均寿命は4歳程度、理由はゼロ歳から死亡率が近く、また狩猟獣によるためである。しかし、長寿の個体もあり、四国における最長寿命は雄18歳、高知県、雌17歳、徳島県である。」という

ふうに示されております。このことは、先ほど言いましたように平成16年に1万4,000頭の鹿が、雌が半分として0.8掛けると約1万5~6,000頭で3万頭という数字になるけど、それは1つは狩猟でいなくなる。あるいは死亡率、先ほど言いましたようにゼロ歳の死亡率が非常に高いということから2万3,000頭で収まっていると思います。それが、今2万3,000頭になると、0.8掛けると9,000頭、これがふえて、その割合でいくと、これネズミ算式にふえるということが考えられますよね。これの一斉駆除というのはやっぱり予察で行うべきやというふうに思っています。

それからもう1点は、岡本林政課長のほうから答弁をいただきましたが、今年度はそれ無理やと思います。やっぱり来年度に向けて猟師の方が一番労力の少ない頭数がとれる方法を考えていただかないと、雄、雌の区分というのは、先ほど言いましたように雄は雄、雌は雌で移動するわけですね、これは繁殖期は別ですけれども。そういうふうの実態を見たら、市長は猟をやられるのでよくわかると思いますが、通常我々が行って、徳島県のスーパー林道やとか西熊林道へ入っても大体四、五頭雄が固まって、四、五頭雌が固まってというふうな移動の方法を重ねてますので、なかなか雄だけへいったらそれとてもじゃないが、猟師の人からしたら弾代がないということになるがですよ。雄、雌混合で同じ数で移動してもろうたらえいですがけれども、猟師の人は雄、雌を区分してませんので、やっぱりこのことについては県のほうに改善を要望すべきやと思います。これは岡本林政課長に再質問させていただきます。

それから、もう1点は、一斉駆除をするということ。もちろん担当同士のお話でもえいですが担当課長とか、あるいは市長が香南市市長さんに会う機会があったらそういうこともお話をいただいて、できるだけ鹿の量を減らすということを考えていかないと、先ほど言いました大古畑、栃本、伊勢丸という地帯は、もう3メートルぐらいの川を隔てると香南市（香我美町）舞川になりますので、そこからいくと羽尾やとか、この前高新に出てましたところに被害が及ぶと。そしてまた物部町のほうへ帰ってきてゆずの葉を食べ幹の皮をはぐということになりますので、そのことについては市長にもひとつお願いをしたいと思いますので、市長の見解をお伺いしたいと思います。

それから、ニホンカモシカの保護区でございますが、現在13カ所、日本全国で決まっています。14目が四国の香美市を中心とした地域であります。先ほど香美市物部町と言いましたが香美市全体が網羅されてるんですよ、今の予定では。それから安芸市もうほとんど入ってます。かなり広範囲の予定地になってますので、あれで保護区を設定をされたら、先ほど鹿で言いましたように農業生産地域というのは2頭やと、鹿で。ところが保護区が5頭やと。それが、保護区が5頭ということはニホンカモシカの保護も頭数がふえるということですよ。削減ができないということになりますので、これについてはやっぱり、さっき言いました緑の回廊との絡みがありますけれどもどういうふうな設定になるのか、あるいはもう設定をせずにそういった処理ができればということ。このことについては、私は、ニホンカモシカの場合は特別天然記念物ということで教育

委員会のほうが管理をされてます。このことについては、お構いなければ教育委員会の
持っておられるご所見についてお伺いをしたいと思っておりますけれども。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 門協議員の2回目のご質問にお答えいたします。

鹿、ニホンジカを捕獲する場合に一斉駆除でなくて予察でということですが、12月
7日に、門協議員それから坂本議員が言われましたように、12月7日に白髪山から別
府寄りの国有林、鳥獣保護区で一斉駆除が行われたばかりですが、当日香美市猟友会か
ら32名それから県の職員が4名、市の職員が2名出ております。そのときニホンジカ
を4頭とったわけですが、参加した猟友会の方からは「こんなに人数が出て非常に効率
が悪いのう。」という話を耳にしました。国有林の鳥獣保護区につきましても、市から
環境省へ直接個体数調整が、申請すれば個体数の調整ができるということが最近わか
りましたので、関係機関と協議をしまして個体数調整事業、予察でやっていきたいとい
うふうに考えております。予察にしましたら年じゅう何人かの猟師が山に入って駆除が
できるというふうになりますので、有効な手段ではないかと考えておりますので、そう
いう取り組みを、今年は無理としても来年度からできるだけ早く取り組みをしていき
たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 門脇二三夫君の鳥獣被害対策についての駆除等についてのご
質問にお答えをします。

林政課長のほうから万遍なくお答えをさせていただいておりますが、ご指名でござい
ますが、狩猟期間中に一般の狩猟場での駆除というのは、それは余り効果というかそう
したものはないわけです。ただ、狩猟期間中であっても、今県が行っております保護区
等での予察駆除を行うということは、普通狩猟をしまして保護区等が近い場合には、
一般狩猟区から保護区へ逃げ込むというのはもう往々にしてあるわけです。それと、保
護区で昼間なんかは休んでいて、夜は一般狩猟区へ来てえさを食んで帰るということ
で、追うことにやっぱりなれてきますと、保護区をすみかとするするだけであって、保
護区等で生活をしようという場合があるわけですので、やはり保護区で狩猟期間中に
狩猟を、駆除を行うことによって一般の狩猟地へ出てくる、それを捕獲するという意味
ではやっぱり保護区での駆除も一定必要かなというふうな認識は私自身の経験から思
いました。

それから、市町村を越えての予察駆除ということは当然必要でありますし、先般も香
南市のほうでのいわゆるニホンジカの繁殖が顕著に見られるというふうな報道もなされ
てました。特に（長岡郡）大豊町、あるいは隣接する香南市、安芸市、そうしたところ
とは、やはり予察駆除をする場合には当然必要だと思います。狩猟犬等が山を越えて他
町村へ行った場合にも、その日に狩猟犬を追わせる場合にはなかなか大変ですので、そ

うしたところへも入っていかないかなるわけですので、誤解を招く場合も出てきますのでそういう協議は必要かなというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 門協議員さんのご質問の中で、ニホンカモシカの個体数管理等についての教育委員会からの立場としてということですが、教育委員会としましては、昭和30年からニホンカモシカにつきましては国の特別天然記念物として指定され、全国的な保護政策のもとに管理をされてきております。これにつきましては、全国的なこともございますし、国の特別天然記念物ということもございます。一委員会としての対応とはいかないと思いますので、県の教育委員会等のご指導も仰ぎながら対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦。通告に従いまして一般質問をいたします。

社会体育関係の土佐山田スタジアムについて質問いたします。

土佐山田スタジアムが建設、供用開始してから7年目を迎えた今、国体でのホッケー競技を皮切りにアイランドリーグを初め軟式野球大会など開催され、着実に知名度、利用率も関係者の方々の努力によって伸びてきていると感じています。野球場としての利用以外ではホッケー協会などの利用が国体を機に利用されていますし、また、週末以外の利用においてはグラウンドゴルフ大会も年3回開催され、1大会で200人ぐらいの方々を迎えて開催しています。また、今月教育委員会としてペタンク、グラウンドゴルフ、 frisbee、健康体操やエアロビクスなどの軽スポーツを行うファミリースポーツフェスティバルも開催され、参加者も200人ほどあったと聞いております。野球場としての利用のみでなく、さまざまな方々にいろいろな競技や催しを行いながら多目的に利用されている現状は施設利用の上からも大変充実していると考えますし、今後の施設のあり方として重要であると考えます。現状を踏まえ、土佐山田スタジアムの利用についての質問を4点お伺いします。

1点目につきましては、スタジアムの利用については年間日程等についてアイランドリーグを初め各種野球大会の調整についての場はあるのか。あるのであればどのような形で行われているのか。ないのであれば、必要であると思いますがどうか。

次に2点目は、一般住民の球場の申し込みについてはどのような形で行われているのか。

3点目、土日の利用については、地元の少年野球チームや一般住民から余り利用ができないような話も聞きますが、その点についてはどうか。

次に、土佐山田スタジアムでの大学、社会人チーム等の、「春の」と書きましたが、年間通じて秋もやっておられる場合もありますので、キャンプについては今まで行って

きた受け入れ状況を分析して今後の取り組みに生かすことが重要であると考えますが、その点についてどうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 島岡議員さんの土佐山田スタジアムの使用に関してのご質問にお答えいたします。

1点目から3点目までにつきましては、これまでの経緯等ありますので、その経緯並びに対応についてまとめてお答えさせていただきます。

当初、土佐山田スタジアムの使用につきましては、当初から平成17年度までにつきましては、主催事業並びに各種大会それからキャンプなどの特別なもの以外は3カ月先までの予約の受け付けを行ってきておりました。その後、平成17年度からアイランドリーグのほうが始まりまして日程に入ったことを受けまして、これまで高知市の球場を使用していた団体の日程調整が難しくなったとの高知県の軟式野球連盟のほうからの相談がありまして、この土佐山田スタジアムも平成18年度からは高知市内、旧春野町、（吾川郡）いの町の球場を使用しています野球団体、これはアイランドリーグも含みますが、これの年間の球場調整会に組み込まれておりまして、高知市付近全体での球場調整に加わることとなっております。この日程調整につきましては非常に困難、なかなか調整が、多く集まりまして相談しますと調整もつきにくいということもありますので、県の軟式野球連盟が主導する形で各種団体及びアイランドリーグとの調整を行って来ております。その後、平成18年12月には秦山公園、隣の子どもの広場がオープンもいたしまして、スタジアムでの一般の硬式野球の試合、これは試合になりますとファールボール球等が子どもの広場のほうに飛び出して危険ですので、試合としてはアイランドリーグのみを行うということで、これまでこの硬式野球がなくなった分、これまで高知市で行っていましたが軟式野球を主に受け入れることになって、この軟式野球で休日はほぼ予約が埋まることとなっております。現在は、1月の球場の年間調整会に間に合わせるために香美市地元等のチームに利用予定を提出してもらうよう文書をお送りしております。これは1月の球場年間調整会は12月の初旬までにスタジアムの日程を知らせる必要があつておりますので、11月にはスタジアムを利用してあります地元のチームに年間利用予定を提出してもらうよう文書を送付いたししております。そして、その提出のあったものから地元の予定を押さえるようにしておるところです。市民のためのスタジアムでもあります。先ほど議員さんが申されてましたようにいろんなスポーツに使われております。地元団体の使用を優先する方向で進めていきたいと思っておりますが、土日につきましては、特に急な申し込みにはちょっと対応できにくい状況になっているのが現状ではございます。

それから4点目ですが、スタジアムでの春のキャンプ等の受け入れ、またそれを取り組み、生かすことが重要であるがということですが、春のキャンプにつきましては本年

におきましても大学のチーム等が3団体、それぞれ10日間ぐらいの日程でスタジアムを利用しております。昨年から新たに来ている団体もありまして、来年の春のキャンプ時期には今のところ2団体の予定が入っておりますが、今後予約も入ると思われます。例年並みのキャンプの状況になるのではないかというふうに思っております。キャンプの予約の問い合わせにつきましては、スタジアムを利用します団体が宿泊しますホテルや、また旅行代理店等を通じての連絡が通じていますので、ここもそちらと連絡を取り合ってスタジアムの有効利用について行っていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡です。2回目の質問をします。

平成18年度から調整会議が高知市のほうで開かれるということではありますが、そのアイランドリーグ、秦山公園子どもの広場の利用状況も踏まえたうちとしての日程調整等も検討されるべきであると考えます。アイランドリーグ開催時には子どもの広場を休園しております。ということは今回も、うちとしてという言い方でえいと思いましたが、土日とか日月という形で厳選をした場合、子どもの広場が休園になりますので、結構の利用者が子どもの広場に多いき、お断りすることもあるのではと考えますき、ちょっと日程調整するときには子どもの広場のことを考えたときには、連戦は避けて日曜日やったら日曜日1試合とかいう方法とかいうことも大事ではないでしょうかと思いますが、その点1点と。

その3カ月、予約状況を調べたら新日本スポーツ連盟と高知県軟式野球連盟の2団体が土日の大部分を予約してありますが、こういう大きい団体でありますと確実に連盟に下部組織、チームが入っておりますので、利用率を高めて、施設の状況を高めるにはいいですが、やっぱりその地元の予約枠を設けたり、月に1回、第一日曜日やったら日曜日を地元の枠として置くとか。また地元の団体と、文書を発送していると生涯学習課長おっしゃいましたが、地元のスポーツ少年団とか鏡野中学校の野球とかそういう関係者の中で1回話をして、第一日曜日とか第一土曜日の枠を設けて、そこから調整会議へ臨むとかいう方法もとれないか、ちょっとその点もう1点。

それとキャンプのことでありますが、2年目ぐらいは姫路獨協（大学）とかいう形で、地元の宿泊施設へ泊まれて、地元からいうような形でというキャンプを見ましたけれど、今の生涯学習課長の答弁では市内の旅行代理店から来て、そこから観光コンベンションとかそんな形がパンフレットをつくって、観光コンベンションがスタジアムを施設として利用するのでという形で予約をとられちゃうと思いますが、そこは逆にうちのスタジアムですので、地元にもそういう宿泊施設もあるし、またセレネとか、今度セレネの健康施設のプールらあを利用して、そこへ宿泊していただいて、バスもありますし、そういう方法もとれるのではないか。また、学校施設を、平山が学校施設を改修しましたし、あそこからやったらキャンプして走ってこれたり、雨天の場合も横に隣接する、

雨天の場合は体育館も横にあるので利用できるということで積極的に使用をちょっとでも、こういう経済状況の中でちょっとでもスタジアムを使うて地元へ泊まってくれるという施策の展開も必要であります、そこら辺のことをもう1回。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 島岡議員さんの2回目のご質問、3点ほどあったと思いますが、1点目でございますが、子どもの広場等の利用も考えた調整会議での調整ということでございますが、スタジアムとしてこの調整会議のほうには、その場へは入っていないわけですが、アイランドリーグにつきましては、特に子どもの広場の利用の多い4月、5月そして9月等につきましてはできるだけ避けていただくということで臨んでおります。その調整する前にそういうお話もさせていただいて、できるだけ子どもの広場がいっぱいにならない時期を選んでしてもらいたいようなお話にしております。

それから、2点目につきましては、先ほど申しましたようにその関係者と話をして調整会議へということですが、その調整会議自体入っておりませんが、今後市内の団体で特に使っていますところにつきましては、日程的に開けておいたところがいいのではないかと日程がありましたら、お聞きもして開けてはいきたいと思いますが、開けたままにしておくとその後予約が入らなかった場合にそこがすきっ放しになってしまうということもございますので、ちょっと苦慮するところではございますが関係者の意見はお聞きしていきたいというふうに思います。

それから、3点目のほうですが、おっしゃられますようにスタジアムを今キャンプ等で利用していますところは地元のほうに宿泊等をしておりません。いろんな条件等はあるかとは思いますが市内にも宿泊施設等ございますので、こちらのほうからの投げかけ等は、また団体等が早くわかりましたら、そういうことはまたしていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。私、何年ぶりかの一般質問ということでちょっと緊張しておりますが、どうかよろしくお願いをいたします。また、ちょうど昼食後で時間的にも皆さん眠たい時間帯でございますが、どうかよろしくお願いをいたします。私、今回の一般質問につきまして、行政関係につきましてと、もう1点目が住民参加のまちづくりの2件を一般質問をいたします。通告順に質問をしたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

第1点目といたしまして、行政関係につきまして4点質問をさせていただきます。

1点目といたしまして、職員の能力開発でございます。これは能力がないからという意味ではございませんのでどうかよろしくお願いをいたします。

今、地方分権の名のもと地方財政に一段と厳しい状況の中ではありますが、地方の時代とか魅力あるまちづくりとか言われております。これからの魅力あるまちづくりを進め

るためには、新たな発想が必要であります。地域がそれぞれ独自のまちづくりの課題を見据え、本市におきましてもまちづくりに見合った政策を展開していかなくてはなりません。つまり、自治体の政策能力、また職員の皆さんの能力にかかっていると思います。これからの自治体の政策能力、職員の能力の程度いかんによっては、地域格差が増大するとも言われております。行政というものは、法律、規則、通達に従い能率よく執行するのが一般的な公務員像であると認識されておりますが、こうした認識では視野も視界も感性も広がらず、職員の中にはいろいろなアイデアを持っておられる方もいると思いますが、発表する場もないのではないのでしょうか。上からの指示のもと、もくもくと仕事の処理をしていくうちに中年となり、卒にはまった職員になっていくのが実態であろうと思います。そのようにならないためにも職員の資質を高めていかなくてはなりません。そこで、まちづくりの活性化のため有効研修をし、育成すべきと考えます。現在職員の育成のために研修もされていると思いますが、どのように研修されているかお聞きをいたします。とともに、一例を挙げて提言をしたいところであります。ある某市では模擬議会方式による研修を行っているようであります。その方法というのは、課長が議員となり係長が説明員になるものであります。研修目的といたしまして、1 といまして、職員が自分の持ち場以外の分野で対応する力をつける。2、地域社会の新しい行政ニーズの所在を読み取る能力の開発。また、異分野間の利害調整能力の養成。4、条例立案能力の育成を目的とされており、これは財政課長が必ずしも財政の説明になるとは限らないとするようであります。こうした研修をするならば、係長はもちろん課長についても能力の評価がされますし、また、適材適所に職員を配置することが可能になり、また費用も安くなり有効な研修方法であると考え、例を挙げ提言するものでございます。

また、先ほど申し上げましたが、若い職員はさまざまなアイデアを持っている方もおられると思いますので、職員にアイデアを募集してみてもどうかであります。募集することにより意識、意欲がわいてくるのではないかと思うわけでございますが、いかがなものかご所見を聞きたいと思っております。

次に第2点目といたしまして、行政改善であります。

行政の効率、住民サービスを向上する観点から行政改善に取り組む姿勢であります。市民要求に対応、処理する事務量の増大、地方分権により市独自の責任と判断で運営する行政分野が増大することは明らかであります。合併し早2年と10カ月余りとなりました。合併当初はそれぞれの3町村によって仕事のやり方、事務処理に異なった面もあり問題点も多々あったと推察するところでありますが、その問題点に対しまして改善、見直しもされ今日に至っていると思っておりますが、しかし、まだまだ見直しをするには課題もあるのではないかと思うところでございます。今後ますます事務処理が増大することが予想される中、行政の効率、住民サービスの向上を図るためなら一層の行政事務改善が必要であると考えます。そのためにもいま一度全職員に参加意識を持たせ、提言をさ

せ、見直しをしてみてもどうかということでございます。例えば、従来やってきた各課、係のやり方について問題点がないか洗い直しをさせ、提言をさせるというものであります。傍目八目と言いますので、自分の課、係だけのことに限らず他の課の問題点もよいでしょう。提案されました問題点につきましては、課長会などで審査の上、実行に移すということにはできないかであります。こうした提言をさすことにより職員一人一人にやる気を起こさせる効果があると思いますが、ご所見をお伺いするところでございます。

第3点目といたしまして、行政サービスについて質問をいたします。

平成3年度におけるさわやか行政サービス運動の推進についての文書が、自治省行政局振興課長から各県の総務部長に出され、各市町村長に通知されていると思います。このさわやか行政サービス運動は昭和63年から実施されてきたようで、平成3年度において「国民の改善要望、また行政サービス改善の評価、調査結果及び各機関の実情を踏まえ、これまでの運動によって蓄積された行政サービスの改善のノウハウを参考として総点検を実施する等により行政サービスの改善の推進に努める。特に国民の不満の多く改善することが急務な事項については、積極的に改善を推進するもの」とされておりま。その改善策といたしまして、第1項目の国民の不満の多い職員の応接態度と言葉づかいの改善から9項目書かれておりますが、時間の都合上紹介は控えさせていただきますが、問題は第1項目の職員応接態度であります。市役所は市民に対しての最大のサービス機関でありますから、市民に対して丁寧に接することは当然であります。この問題につきましては3月議会で大石議員からも質問をされておるところでございますが、いまだ市民の職員に対する評価が厳しいものがあります。社会人として、公務員として、あいさつがはっきり言ってできない職員がいるところでございます。この問題につきましてどのように指導されたかお聞きをいたします。

第4点目といたしまして、フレックス制の導入についてお尋ねをいたします。

このフレックス制導入につきましては、これもある某市で勤務実態に合わせて出退勤時刻を選ぶことができるフレックス制を導入されていると伝えております。これは、税の未納金の徴収や用地の買収交渉に当たる夜間の外勤務を日常していることから、週3日を限度に午前6時から午後10時までの時間帯から7時間45分の勤務時間を選んで所属の課長が許可をすれば認められるというもので、時間外手当の削減とともに職員の健康管理にも考慮して導入されたようでございます。本市におきましても未納金の徴収には各課の連携を取りながら徴収にはご苦労されているところでありますが、今なお滞納者の多いのが実態である中、徴収には時間外に訪宅することも多いと思いますが、この方法は実に合理的と考えるところであります。この制度をどのように思われるかお聞きをいたしたいと思っております。

続きまして、住民参加のまちづくりにつきまして質問をさせていただきます。

我が国は民主主義の政治形態によりまして、地方自治も直接政府などの直接参加と地方議員を選挙する間接参加が基礎となっておりますが、住民には我が市をどのようにす

るかという市民自治の観念が薄いように思われますが、一方では地域審議会とか各種協議会、委員会と、一部の市民の皆さんには参加もいただいているところが現状であろうと思います。しかし、市民全体では参加の意識が薄いのが現状であろうと推察するところでもあります。そこで、住民の自治意識を向上させるため、行政の一部と市民の参加を求める、市民が自発的に参加するまちづくりができないかであります。例えば、公園が市内の各所にあります、清掃に当たりましては委託として清掃に当たらせておると思っています。この公園の清掃を周辺の地区の住民に協力してもらうことはいかがなものでしょうか。自分たちの利用する施設、地元の施設、だからきれいにしようという意義を持たすことができないか。こうした意義を持っていただきますと、委託の管理に支払う手当の額に相当するものが整備費に充てることが可能であります。一例を挙げましたが、行政全般にわたって参加を求める部分が幾つかあると思っておりますが、このように参加をしていただくことによって自治意識も高まってくると思っております。しかし、これは強制的に行うものではありません。あくまで自発的に参加するように意識を向けていかななくてはなりません。そのためにも職員、我々議員もみずから参加し、市民の皆様にも協力していただくことでもあります。そうすることにより、行政、議会、市民との信頼関係もできてくるのではないのでしょうか。この住民参加のまちづくりにつきましてご所見をお聞きしたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 山本議員の行政関係について4点ご質問いただきましたので、この点についてお答えをしたいと思います。

その前に、議員におかれましては行政サービス、職員の日ごろの事務などについて、なかなか苦い思いを胸に持ちながら冷静に、大変有意義なご提言を質問という形をとりながらいただきましたことを、大変ありがたく思っております。

職員の能力開発と有効な研修について進めるべきではないかというお話でございましたが、香美市人材育成基本方針に基づきまして職員研修を進めるため、香美市職員研修規程を定めております。この規程に基づきまして、毎年委員会を開きまして研修計画を定めて研修を実行しておるわけであります。そうした職場研修を1つに、そしてまた私どもが参加をしております広域連合主催の研修、そのほかに外部団体いろいろありますけれども、その外部団体によりますところの研修に参加と、こういった大まかに言いますと3つの研修を中心に実施をいたしておるところです。特にお尋ねの能力開発でございますけれども、これにつきましては広域連合の中におきまして政策立案、自己開発、意識改革などというところを目指しまして、22本のテーマで研修が予定されておまして、そうしたものにも参加をしてもらっておりまして、順次進めておるところでございます。

2番目にご質問いただきました職員の意識改革のために提案制度を導入してはどうか

というお話でございましたけれども、職員の建設的な提案を促して職員の創意と意欲の高揚に資するとともに市民サービスの向上を図るということで、香美市職員提案制度に関する規程というものを設けておるところでございます。しかしながら、香美市になりましてこの規程に基づきまして提案をいただいたという、実は事例はございません。職員の内発的な研究等の支援としましては広域連合で行っておりまして、本市の職員も本年度参加をしております、災害対策をテーマとして現在取り組んでおるところでございます。市役所の中でも自主的な取り組みも行われておりまして、公文書の作成についての研究会を開いたりとか、あるいは大学の講座に参加をしたりということで、個々の中には非常に前向きな取り組みも現在起こってきておるところでございます。今後人事評価制度も導入されるということになっておりますので、当然のこととしてこうした積極的な取り組み、前向きな取り組みにつきましては評価をするべきだろうというふうに考えております。そうした頑張っておられる職員について、きちんとした評価をするということによりまして周りもよい効果が生まれてくる、新たな意欲も生まれてくるのではないかとこのように思っておるところでございます。

さわやか行政サービス運動推進、これにつきましては、ご質問をいただいた時点で初めて知ったというようなところで大変うかつでありましたけれども、この運動につきましては国を中心に進めてこられたということで、香美市としてはこの運動を現在位置づけてやっておるところではございませんが、しかしながら、ただいま申し上げました研修の中で、本年度もマナーの向上のためにということで接遇に関する研修も実施をしております。ただ、本年初めの段階でこの研修を実施したのですが、実施の状況、参加の状況は大変悪うございました。そういうことで、研修に対しまして各課の取り組みというのを点検をさせていただきました。その結果、各課の課長のほうも積極的に調査に参加をしていただきまして、その後、研修への参加状況が飛躍的によくなりました。今後も行政サービスに関する研修は続けて行いますので、この研修への参加の姿勢とあわせて、今後サービスが非常によくなっていくというふうに私は期待をしております。

最後にフレックスタイム制度についてお尋ねでございましたけれども、フレックスタイム制度につきましてはサービス時間帯が広がるという反面、いわゆる退室時間を選択できるわけでございますので、これをフレキシブルタイムというふうに呼ぶわけですが、その部分とどうしても勤務をしなければならない時間帯という、コアのタイムがあるわけですが、このところでのいろいろ問題も出てくるんじゃないかなというふうに思っております。現在は（午前）８時半に出勤をしまして（午後）５時半まで勤務をしておりますけれども、例えばそれを（午前）８時から１０時までを出勤の選択の幅にすると、退室の時間を（午後）４時から６時にするというふうにいたしますと、１日で１０時間のサービスの時間帯というのが生まれるわけでありまして、（午前）１０時から（午後）４時というのはコアタイムで、ここには全員がいなければ

ならない、仕事をしなきゃいけないということになるわけでありますけれども、ただ、では（午前）9時に会議を開こうとかいいましても全員がそろわないというようなことにもなりますし、非常に少数職場でございまして、大事なメンバーがそろわないとサービスがきちんと提供ができないというふうな問題も起こってまいります。窓口事務でございましてか事業課、あるいは教育委員会、保育現場などそれぞれ課題もあろうかと思っております。したがってこのフレックスタイムを導入するということについては、やはりこれはさまざまな立場から意見を出していただきながら、研究をしながら進めていかなきゃいけない課題だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山本芳男議員の市民参加のまちづくりについてというご質問についてお答えをいたします。

先ほどは示唆に富んだご提案をいただき、大変ありがとうございました。このご質問につきましても、振り返りますれば先の議会視察研修において見聞をいたしましたことに通ずるものであると思ってお聞きをしておりました。行政はもともと決してオールマイティー、万能ではなかったのですけれども、右肩上がり成長してきた経済とともに歩んでくる社会構造自体が変化をしてくまして、それに伴って行政も大きく変化していったのかなと思っておりますが、今日のような時代にあっては、またその時代に合った新しい形での行政運営に向かわなければならないと考えます。そうした意味でも議員のおっしゃるとおりであると思っております。思うにまちづくり、これは行政の主役はあくまで市民であり、主役をわきに置いてのまちづくりは考えられませんし、むしろ冒頭でも言いましたように、過日の視察研修で学んだように地域住民みずからがまちづくり、地域おこしを主体的に担い、それを側面から行政が支えていくという新しい形の1つのシステムといいますか、そういったものを構築することがこれからの時代のまちづくりであるとの理念のもとに、例として言われたようなことはもとより、さまざまな施策展開について行政と住民が協働することが必要だと思っております。まさに今の時代、協働、協働という、よく唱えられるわけですが、この理念のもとがどこにあるかということをしつかり考えなければならないというふうには思います。

なお、市民のボランティアといいますか、そういったような形といいますか、あり方について触れられましたけれども、最近では協働する場合は何かのときのために保険をかけることが求められているということから、こういった手当を含めボランティアイコール無料奉仕ということに限定をされないという考え方が取り入れられつつあります。また、その役務の提供により対価を得ると、いわゆるアルバイトと、基本的に奉仕精神が主ではありますけれどもお礼的なイメージほどの対価を出すということで、アルバイトかボランティアか明確に線引きをすることが難しいためでしょうか、余り耳なれない言葉ですが、造語でしょう、ボラバイトという言葉が少し使われるようになって

きました。全く無償ということではなく、こうした有償ボランティアといった形態もこれからの行政と地域との協働という新しい自治システムとしては有用な方法だと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。それぞれ私の提言を入れた質問をさせていただいたところでございますが、それぞれの担当課長から丁寧な説明をいただきましてまことにありがとうございます。

私はこの行政関係で質問をいたしたのは、やはり職員というものはやる気を起こさせるということがやはり基本であると思います。それぞれのやっぱり研修を重ねて、積み重ねにより、また仕事面におきまして何かをやって、例えばちょっと例に挙げますけど、旧物部村の時代にある課長が、県下でも有数の課長で皆さんもひょっとご存じかもしれませんが、やはり育成をすると、部下を育成するというのが非常にすぐれた課長でございまして、今現在その課長は退職もされておりますが、その部下でありました萩野物部支所長、法光院総務課長、それぞれおりますが、やはりその部下として仕事をやってきてそれぞれの知識を備えて、今現在立派に2人とも香美市のリーダーとして育っておるところでございます。やはり仕事は、ある程度責任を持たせた仕事を部下にやらすというのも1つのやはり方策であろうと思います。その仕事をやはり、ある程度課長も責任を持つというぐらいの思いで部下にもやらさなければならないと思いますが、その仕事をやることによって自信にもつながってきて、将来的にやっぱり香美市を引っ張るリーダーになってくるんじゃないかなろうかと。今現在、ずっとおられる課長さんはまことに立派な方々で、香美市の発展にご尽力をいただいておりますが、私ももう年もいきましたが、いずれは退職を皆さんはします。そのときにやはりそういう部下が課長となって香美市の将来を引っ張っていくような、そういうやはり職員を育てていかなくはないと思うところがございます。やはり中年になり、先ほども言いましたが卒にはまった職員になって退職するのではやはりいかんと思いますので、四百二十数名の職員がおりますが、やはりお互いに香美市を、やっぱり行政がやっていただかないといけませんので、香美市を引っ張っていくというような、みんな職員の意識が私は一番大事であろうと思いますので、今後とも課長さんにおかれましては部下の育成もやっていただくようお願いもしておきたいと存じます。

行政サービスにつきまして、さわやか行政サービスというものでございますが、これは9項目挙げられておるところですが、あとの8項目につきましては新庁舎ができれば対応ができると思います、施設関係の整備を図るというような項目でございますので。問題は先ほど言いました職員の対応、はっきり言ってあいさつもできない職員がいるというのは、いまだに厳しい市民の声が上がってくる。議員間では年に1回はこういう質問もされておりますが、こういうたびたびの質問をされるようでは本当に住民が、本当

に職員に対して、またまちづくりに対して本当にそういう態度ではというのが意識が出てきはしないかと思えます。それはやはり市長もたびたびこれは訓示もしていただいております。また、課長もそれぞれの職員に対してはやはり指導していただかなくてはならないと思えます。こういう質問をするようでは本当にいかんと思えますので、今後とも、次にまた質問をされないようにぜひともこれは職員一丸となって、あいさつ運動というようなことでもいいでしょう、そういうことをすべきではないかと思えます。その点をひとつよろしく願いをいたします。

それと、住民参加のまちづくりでございますが、確かにそのボランティアであれば今はやはり保険もかけておかなければならないと。危険を伴う草刈りとかいうのもありますので確かにそれもあろうと思えますが、やはり市民に自発的に参加をするというのも、これがやはり将来の香美市をつくるためにも大事なことであろうと思えます。新聞で土佐あちこちというのでありましたが、これは香南市で開かれた尾崎正直知事の住民の対話と実行の座談会で、ある男性から公務員の仕事を叱咤激昂する声が上がったということで、これは高知市の東部球場の県道沿いで草刈りが行われたということでございますが、この呼びかけたのは南国市のタクシーの運転手らしいです。県外客の「雑草でコスモス畑が台無し。」の苦言がきっかけで、その方はまず旧南国土木事務所（現、高知県中央東土木事務所）へ陳情に行ったらしいですが予算がないということで。それならということで、みずからが作業を買って出て、その（南国市）十市の漁業組合員や釣りクラブ会員にまじり、当日は手弁当で県職員も数人駆けつけたということでございます。やはりそういう自発的な気持ちを持って、最近では厳しい状況の中でもおんぶに抱っこ。やっぱり背をおりてよちよち歩くような、やはり今の情勢ではなかろうかと思えます。やはりそういうことをすることによって、織田議員からも、何でしたか、片地川の問題も提言したところですが、やはりそういうくも地域の住民が自発的にやれば改善できるんじゃないかと思うところがございます。私も、人に言う限りは私も実際物部町の私が通っております道路の草刈りも私はやっております。人に言う限りはそれ自分もやらなければいかんで少しでも、自分が実際通う道でございますので草刈りもやっております、ボランティアで。そうすることによって、神池でございますが、そういうことをやることによって年に2～3回はやっぱり草を刈らんと、（道路）には土、葉などが覆って通りにくくなりますので、刈らなくてはなりません、なかなかそこまで手が届かないのが現状でございます。そういうことをやることによって神池の部落（自治会）の区長（自治会長）さんが、これも部落（自治会）のボランティアでやっていただいた、こういう実績がございます。やはり今後そういう道路関係でもそういうところが出てくるんじゃないかと思えます。そういうことをやはりやることによって、行政におんぶに抱っこじゃない、やはりもう今の社会は自分らでやらないかんという意識を持たすこともやはり大事であると思えますので。質問ではありませんがそういうことを今後とも進めていただけますように、一般質問でもないというふうな声もありますけれど、これは

自分の思いというのをやっぱり伝えておかないけませんので、その点をひとつよろしく
お願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 山本議員、行政関係につきまして2点ほどお話がござ
いましたのでその点お答えをしたいと思います。

1つは、やる気を持った職員を育てるのは管理職、課長の責任だぞと、こういうこと
で私の例も出されましたが、確かに私はすぐれたいい課長に恵まれましたけれども、今、
その背中を見て育てていただきましたけれども、きちんとそういうふうにてきておるか
どうかということを尋ねておられるわけで、大変厳しいなというふうに思っております。
広域連合のほうの研修にも職員の人たちはたくさん出ていただくわけですがけれども、日
に2つ、3つとその報告がきます。いろいろとそのときの状況について職員が感じたこ
とを書いてきてくれるわけですがけれども、それに全部目を通して見まして、私のほうで
コメントをつけております。コメントをつけるとなりますと、やっぱり1回読んだだけ
ではなかなかわからない。3回、4回と実は読みますので、ほかの公文書よりもたくさ
ん読んでるんじゃないかと思えます。そういう中でできるだけいいところを引き出して
コメントをつけようと思ってやっております。ただ、そのコメントをつけるに当たって
文章を見ていまして、おざなりに書いてこられる方もありますし、すごくいろいろ感
じた反省を書いたりとか、こんなことをやっていきたいとかいうふうなことを書いてお
られる方がいます。したがって、その仕事に対する姿勢とか市のことをどれだけ思っ
ておるかということもよくわかるわけです。ですから、非常に大事にしてコメントをつ
けておるわけですがけれども、（一般質問の）放送を通じて職場で聞いておられる職員もお
りますので声を大きくして申し上げておきますけれども、ただ見ておるんじゃない、そ
ういうところをきちんと評価をしていって、やる気のある職員を育てていかなきゃなら
ないと思っていますので、おざなりな文章を出してきた人についてはやはり怒りも感じ
ますし、人間ですので。それからそれなりに頑張って、若くても提言をしてくる人には
やっぱりうーんと唸られるところもございますので、よく聞いておいていただきたい
なというふうに思っております。そうしながら一人一人を育てていきたいというふう
に思っておりますので。

また、行政サービスに関するさわやかサービスの問題でありますけれども、私も遅ま
きながら読ませていただきました。窓口のことですとか施設のことですとか、対国民とい
うふうに書いてありましたけれども、我々にとりましては対市民という
関係のサービスでありますけれども、非常に細かなところまでいろいろと提言がされて
おりますので、新しい庁舎にも、中にも施設として考えた場合、こういうものもやはり
一読していただいたらいいなと思えますし、今後の研修にもこういうところを講師の方
にもぜひ参考にしていただいて、いい研修をやりたいというふうに思っています
ので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山本議員の質問に私なりにお答えをさせていただきたいと思
います。

大変基本的なことにつきましてのご提言、そしてさまざまなお指導をいただきました。
お聞きをしていく中で随分私自身も反省をするべきがあるなということをつくづく感じ
ながら聞きました。やはり特に職員の、いわゆる教育と言ったらおこがましくなります
が、職員の姿勢、そうしたものにつきましては市長たるトップの姿勢もやはり一番大事
であるというふうに認識をいたしております。昨夜も職員組合の幹部の方々とお話をさ
せてもらうという機会でも、やはり職員の皆さん方は管理職の姿勢、そうしたものも常
に見ておるわけでありますので、やはり我々、私を含むやはり管理職も襟を正して職員
の皆に手本になるような姿勢、対応、そうしたものを心がけることがやはりこの香美市
職員のいわゆる姿勢をベースアップするものだ、そんなふうにつくづく感じた次第でご
ざいます。また、職員にあっては、そうした機会ある研修等を通じて得たものを、やは
り成果を生かす、そうしたものの努力、そうしたものが必要であろうというふうに思い
ます。職員を採用するとき面接試験をするわけでありますが、そうした中で一人一人
の職員が本当にやる気を持った姿勢の中で面接に対応するわけでありますけれども、や
やもすれば、ぬるま湯の中へ入れればそれなりの対応、そういう姿勢になってくるのもま
た人間の常であるわけですので、そうした分につきましても十分に意識を持っ
て臨めるようなそういう体制づくりをしなければならない、そんなふうになっておりま
す。

また、あいさつ一つにとりましても、これは人間として本来持つ基本的な部分である
わけでありますが、それが励行できないということにつきましても、これも大きな課題
であるわけですので。議員からそうした注意を受けないような、やはり姿勢を持っ
て全職員が臨んでいかなければならない、そういうことをまず市長から身をもって示し
ていくことが必要であるということ強く感じながら、お聞きをさせていただきました。

また、市民参加のまちづくりにつきましても、これも大変大事なことでございまして、
現在の行政がオールマイティーでないわけですので、そうした中で住民が主役
となって、市民が主役となって進めていけるまちづくり、そうしたものを当然推進を
していかなければなりません。けさも交通安全パトロール車に乗りまして（午前）7時
半から8時過ぎまで、この旧土佐山田町内でございしますが巡回をいたしました。その中
で街頭へ立哨してくださる方々が随分おいでになります。最初私がこの職につきまして
乗り始めてからずっと感じてきたことですが、随分と最近多くなってきておりま
す。やはり自主防災組織もそうでありましょうが交通安全等につきましても地域の方々
が地域の子どもたちを見守る、またお年寄りたちを見守っての交通指導として、指導員
という方たちばかりでなく一般の方々が参加をしてくださっておるというのが目につき
出しました。そういうことで町（市）を挙げてみんなでこの町（市）の力になろうとい

うふうな気運がだんだんてぎてき出しておるのではないかというふうなことを、きょう車に乗って隣の担当の職員と話してきたこととございます。すぐに一足飛びにはいきませんけれども、やはり着実に一步一步そうしたまちづくりを進めていくことが大事であるということ認識をしながら頑張ってもらわなければならない、そんなに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 山本芳男君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時35分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

福祉事務所長からちょっと答弁漏れがあったようでありますので。福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 先ほどの山崎議員の質問の中で、生活保護から自立、就労とかによって、収入増によって自立した方の件数ということでしたので、平成18年度が1件、平成19年度1件の計2件です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。2点ほど質問をさせていただきます。

まず、最初に本市指定文化財の修復、管理、保管とその活用についてお伺いをいたします。

本市には、国・県・市合わせて63の指定文化財、そして12の国登録文化財があります。そのうち市指定のものは44とお聞きをしております。この文化財は幾世代もの時を超えながら次世代へと受け継がれている、いわば時代の架け橋とも言えるものであります。しかし、時代の移り変わり、また現在の地方自治体の財政難から、多くの自治体ではその修復が後回しになる傾向があります。最近になり、その文化財をもって町おこしや教育活動に生かす自治体もふえ始めており、地域の活性化につなげようと努力をいたしておるところでございます。近くでは香南市赤岡町の絵金屏風絵などを生かした活動はよく知られております。そしてこの絵金につきましても、香美、香南両市に共通するところの文化財の1つでもあります。屏風絵といたしましては（香南市）赤岡町のものが有名でありますけれども、その屏風絵を納める絵馬台、これは本市八王子宮所有のものが歴史的また文化的にもその価値が高いと思われれます。この絵馬台は、前回展示をされましたのが平成11年であります。今回10年ぶりに来年1月20日から2月1日まで、香美、香南両市に残ります芝居絵屏風等の展示が、絵金蔵主催によりまして八王子（宮隣の）美術館で開催をされます。そのときに本市所有のといえますか八王子宮

所有でありますけれども、絵馬台も展示、公開されるとお聞きをしております。しかし、この絵馬台は組み立てをするのに木材やくぎなどで打ちつけねばならず、立派なものであるにもかかわらず、展示をすればするほどその破損がひどくなる現状であります。以上のことにかんがみ、本市におきましてこのような市指定文化財を未来へと受け渡すための修復、管理、保管はどのように行われているのか。また、その活用についての見解を問うものであります。

次に、防災関係であります。

今回は、特に防災の中でも水害防止、またその被害拡大防止に役立つと思われましてこのハイテク土のうについてお伺いをいたします。その前にお断りをしておきますけれども、このハイテク土のうにつきましては既に商品化をされております。でありますから、私が今から言いますのは別に宣伝ではありません。この会社また考案した方、全然顔見知りでもありませんのでその点よろしくお願いをいたします。私は香美市の一市民として、また議会人として市民の安全と財産を守るためにこの土のうについての質問を行いますのでよろしくお願いをいたします。

本市では、土のうの材料となるところの砂など資材置き場は、本庁舎より南へ約800メートルぐらいの岩積地区にあります。同じ場所に土のうとしてすぐ使用できるものが200ないし300個常備してあるとお聞きをしております。近年、地球温暖化によりますところの異常気象は世界各地で見られております。本市におきましても例外ではなく、集中豪雨など災害がいつどこで発生をするのか予測もつかない現状にあります。そういう不測の事態に備えての防災のための土のうとその資材置き場がこの広域な本市におきましてわずか1カ所というのは、いささか心細い限りであります。しかし、かといまして市内各所に保管場所を設置するのも、これもまた大変なことであろうと思われれます。そこで登場いたしますのが、登場といえますか今から説明をいたしますのがハイテク土のうであります。これは既に担当課、防災対策課のほうには詳しい資料はお渡しをしてあります。詳細については検討してくれたかと思っております。どこまででしたか、ハイテク土のう、今から説明します。ハイテク土のうであります。これは幾つかのメーカーが商品化をしているようでありますけれども、私が説明をいたしますのは佐賀県唐津市の鬼塚さん、この方は農業をやっておりまして消防団員も長くやっておられた方であります。この方が考案し、兵庫県の5つのメーカーが商品化したものであります。1枚の重量、これは麻袋に入っております。1枚の重量がわずか550グラムであります。これが水を吸いますと3分で20キログラムとなります。天日で乾かしますと20日間ぐらいでほとんど元に戻り再利用ができます。再利用といいまして、鬼塚さんいわく「2回まで。」と、このように言っております。使用しなければ30年はもちます。従来の土のうでありますと重さ20キロ、これを風雨の中、何十、何百と運ぶのは大変な作業となります。このハイテク土のうでありますと、説明を今までしてきましたとおりに軽量で保管場所の心配もなく、持ち運びが非常に簡単であります。これを本

庁舎、支所、消防署、屯所、消防車などに常に備えておけば、緊急時わざわざ保管場所まで行かなくても即座に対応ができます。また、火災時には水の堰といたしまして使用することにより、いち早く水利が確保できスムーズな消火活動が行えます。農業関係では重油タンクの油漏れ、被害拡大防止、家庭では大雨等によるところの浸水防止に、至るところでその威力を発揮するものと思われまます。なお、この土のうは現在全国50カ所の官公庁やJA、農家個人に納入し、昨年度は3万枚を納入したそうであります。1枚1,000円となっております安くないものでありますけれども、先ほど来説明をいたしましたとおり保管、持ち運び、使用が非常に楽であります。本市の防災上ぜひ常備しておくべきだと認識をしております。防災対策課としての見解を問うものであります。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 矢野議員さんの1点目のご質問、本市指定文化財の修復、管理、保管とその活用についてということでお答えをいたします。

文化財につきましては、長い歴史の中で生まれ、また今日まで守り伝えられてきました貴重な財産です。これらの文化財を未来へ守り伝え、また我が国の伝統的な文化を発展させていくのは大切なことであり、おっしゃられましたように時代の架け橋とも言えるこの文化財が一たびなくなってしまうと二度と同じものや景観をつくることはできなく、大切な文化を失ってしまうという事態にもなりかねません。市の指定文化財につきましては史跡、天然記念物並びに建造物などがありますが、定期的な文化財パトロールの実施、また文化財保護審議会の委員さんとともに文化財の巡視などを通してその保護と点検を行っております。お話のありました指定文化財の修理につきましては、国の文化財保護法におきましても所有者が行うものとする規定をしておる条項もあります。また、香美市文化財保護条例におきましても、第15条であります、「保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対し、修理について必要な勧告をすることができる」というふうにございます。第13条のほうに補助できるという条項もございますが、文化財を貴重な財産としまして長く後世に保存、継承していくことは大切なこととなっておりますが、修繕につきましては、基本的に文化財保護法にもありますように所有者及び管理者にお願いをしているのが現状となっております。今後におきましても修繕等の助成につきましては、財政的にも厳しい折でもございますので、あわせて考えますとかなり厳しい状況にあるのではないかとこのように思います。なお、文化財の活用状況につきましては、発掘調査、埋蔵文化財になります。調査をしまして出土しました遺物などにつきましては、香美市の文化展そして香北町地区、物部町地区の文化祭においても公開をいたしております。そして学校の、小学校が主になりますが、授業にも活用していただいております。また、参勤交代の歴史の道につきましては、関係します5市町が連携して参勤交代北山道を歩く大会ということで実施して、保存及び活用に努めておるところです。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 矢野議員の吸パワーハイテク土のうについてのご質問にお答えいたします。

香美市では、水防計画内の対策といたしまして戸板島の水防倉庫やそのほか消防屯所などに水防資機材を整備しております。うち、土のうにつきましては約2,000袋ぐらいございまして、そのうち1,000袋ぐらいに砂を詰めて準備をしております。ご提案いただきましたハイテク土のうにつきましては、軽量でありまして550グラムぐらいのようですが、軽いことから持ち運びが簡単であって、従来の土や砂が不要であり、すぐれた作業性を有していると思います。また、環境面でも、焼却等でも環境に優しいものとなっているようでございます。一方、議員も言われました価格の面、このハイテク土のうは1つ1,000円ぐらいでございまして、従来の砂や土を詰めるポリエステル製タイプ、これは砂も含めまして1袋175円ぐらいで5倍ほどハイテク土のうのほうが高いわけですが、その利便性、置くところも取らない、軽い、そういうこと。それから2回ぐらいは使えるようでございます。この土のうは数量が多い資材でありますので、まずある程度このハイテク土のうの量を備えてみてみまして、効果のほどを検証しながら従来型と併用して計画的に導入していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、この土のうでありますけれども、計画的に導入をしていただくということで、そのように解釈してよろしいでしょうか。よろしいでしょうか？はい。ありがとうございます。何も言いません。

文化財の保護について2回目の質問をさせていただきます。

ちょっと待ってください。先ほど生涯学習課長さんのほうからも答弁ありましたけれども、まずこの費用負担でございますが、いわゆる修復をするのに当然経費がかかるわけでございます。これは八王子宮所有の絵馬台も当然でありますけれども、他の文化財におきましても当然その修理、修復の時期がいずれやってくるのは確実でございます。そういうときに、先ほど答弁でもありましたように、その費用負担がほとんどが個人いわゆる所有者、この管理団体の負担になると、こういうことでございますけれども、市が指定している以上とは言いましても、その指定をする過程におきまして、先ほどもこれも生涯学習課長さんのほうからありましたけれども、「香美市文化財保護審議会の意見を聴き」、そして「所有者及び権限に基づく占有者の同意を得なければならない。」このように同条例の第4条第2項、第3項に載っておりますので、これは市が勝手に独断で指定をしたものではないということは承知をいたしております。しかし、この指定を受けますと、ご承知のとおり所有者であっても個人が所有しているものでありまして

も、その修復管理等に制約がございます。勝手にどうこうするわけにはまいりません。であるならば、市もと言いますか教育委員会ですか、行政としてもある意味前向きにこの支援を行っていく、これが当然ではないかと私は考えております。

そこで質問をいたしますけれども、今からの質問におきましては条例の、この香美市文化財保護条例の内容の解釈についてお聞きをいたします。これは本文に関連性もございましたのでぜひお聞きをしたいと、このように思っています。先ほど生涯学習課長さんも言いましたように（香美市文化財保護条例）第15条であります。保護条例の第15条、ここに、その第2項でありますけれども、「市保護有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は市保護有形文化財の所有者又は管理団体に対し、修理について必要な勧告をすることができる。」そして同じく第3項に、「前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。」このようにあります。ここでお聞きをいたしますのは勧告ということについてでございます。その前の第12条でございますけれども、第12条にこのようにあります。「有形文化財が損傷した場合は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。」このようになっておりますが、これは、勧告につきましてはいわゆる所有者、管理団体から教育委員会に届け出があり、その後教育委員会がその破損状態等を確認をいたしまして、それから修理あるいは保管の勧告をすると、このように理解をしてよろしいでしょうか。これが1点。そして第13条であります。保護条例の第13条。第13条に、「市保護有形文化財の管理又は修理につき、多額の経費を要し、市保護有形文化財の所有者又は管理団体がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合には、市はその経費の一部に充てさせるため、当該所有者または管理団体に対し、補助金を交付することができる。」このようにあります。ここで解釈、内容をお聞きしたいのは、多額の経費そして負担に耐えない場合、この2点であります。これは関連はあろうとは思いますが、多額の経費、これをどのように、どれくらいと想定をしておりますのか。これを1点お聞きをいたします。そして、負担に耐えない場合、この負担に耐えないという、この解釈でありますけれども、これはどのように負担に耐えるか耐えないのかを見定めておるのか、これを1点お聞きをいたします。そして、この分でありますと、多額の経費を要しても負担に耐えられる場合には補助金は交付しないと、このように解釈ができるわけであります。そして、もう1点、（香美市文化財保護条例）第15条とこの第13条の間に、第15条のほうにつきましては「その全部又は一部を市の負担とすることができる」と、このように「全部」ということがこの第15条には入っております。そしてこの第13条では「一部」だけあります。「全部」がここには記載をされておられません。この意味は、私素人なりに考えてみますと、この第13条につきましては「多額」ということが入っておりますが、これは多額になればここへ全部入れた場合に市の負担が大きくなると、簡単に考えればこうなりますけれども、そのような解釈でよろしいでしょうか。

以上、お聞きをいたしまして2回目の質問終わります。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 矢野議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、（香美市文化財保護）条例第15条第2項、第3項と第13条のかかわりというところでございますが、第15条につきましては、日常的な管理を行っていく上で管理が適当でないということを認めるときに勧告をするということをごさいますして、日ごろの管理をちゃんとしていただきたいというような条項でございます。それにおきまして費用の全部または一部ということになっておりますが、こちらは勧告に基づいての修理ということで全部という条項が入っておるものと理解しております。また、第12条につきましては、これは全部または一部が滅失もしくは損傷ということをごさいますして、こちらのつきましては突然の災害等も含まれておるといふふうに解釈をいたします。それから、第13条の管理または修理の補助等につきましては、多額の経費を要し、市保護有形文化財の所有者または管理団体がその負担に耐えられない場合、その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるために補助金を交付することができるということでございます。この中の多額の経費の想定と、それとまた負担に耐えない場合の想定というようなことをごさいますますが、指定文化財につきましてはそれぞれ所有者または管理団体があって管理をしていただいておりますが、それぞれ所有者並びに管理団体等の生活並びに団体等の実態が違っておるものと思います。また、その修繕に対しましては修繕金額の大小、またその所有者等の自己資金以外の資金等のあるなし等もかかわってくるんじゃないかと、また、いろいろな状況が出てくるんじゃないかと思っております。そのようないろいろな判断が加わってくると思っておりますので、この中で多額また負担に耐えない場合というのは、なかなか一概に言えるところではないものというふうに思っております。すいません、そんなところでございますでしょうか。

（2番、矢野公昭君、自席より「そんなところで結構です。」と発言あり）

○生涯学習課長（凡内一秀君） どうも失礼しました。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。3回目の質問をさせていただきます。

前2回の答弁をいただきまして大体のところはわかりましたけれども、今からの質問、3回目の質問におきましては、ぜひこれは市長さんが待っておりますので、ぜひ市長さんをお願いをしたいと思いますと思っておりますが。いろいろと文化財の修復、保存というものは行政といたしましてもかなり難しいところもあろうかとは思われます。しかし、現在の疲弊をしておりますところのこの地方におきまして、本条例の第1条、目的にもありますとおり、「その保存及び活用について必要な措置を図り、もって市民の文化向上に資することを目的とする。」と、この香美市文化財保護条例の目的が第1条に載っております。

ます。まさにこの埋もれた、あるいは現在ある文化財、これを修復し、保存し、未来に受け渡すことは市民の文化水準を高め、ひいてはそれが本市発展の源になると、私はこのようにとらえております。物は時という壁によりまして風化をしまいでいます。しかしながら物の命、そして文化財の命は、その修復そして保存によりまして子々孫々、未来へと受け継がれていくものでございます。この香美市に私たちが生きておったというあかしといたしまして、そしてまた近隣市町村との連携の一環といたしまして、現在ある文化財そして掘り起こすべく文化財を修復し、そして保存をしていくことを市長に対し強くお願いをするわけでございます。

以上のことにつきまして市長の見解をお伺いいたしまして、今回の私のすべての質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員のご質問にお答えをします。

文化財保護法についてのご質問でございますが、当然文化財、貴重な財産であるわけでございますが、そうしたものを保護しまた子孫に伝えていく、そうしたことは大変大事な、重要な部分であろうというふうに思います。そうした中で文化財保護条例というものが成り立っており、そしてその条例により守り受け継いでいく、そうした基本的な部分があるかと思えます。それぞれ条例の解釈につきましては生涯学習課長のほうから述べさせていただきました。特に修理あるいは保存等についての行政のかかわり、補助なり負担、そうしたものがどうあるべきかということにつきましてのご質問もあったわけでございますが、多額の場合、またその負担に耐えられない場合とはどういう意味なのかということもあるわけでございますけれども、やはりその文化財を所有し、また同時に管理をしていただいております団体なりの能力といいたし、そのいわゆる体制といいたし、そうしたものによって1集落、小さな集落の中にある重要文化財等の保護の場合、あるいはまた大きな法人、あるいはまた大きな運営団体があるところの文化財の扱い、そうしたものがやはりこの条例の中では解釈に当たるのではないかと、そんなふうに、私十分に条例を読んでおりませんので、先ほどの議論を聞く中でそんなふう感じたものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭でございます。平成20年第5回の定例会の一般質問につきまして質問させていただきますが、その前にちょっと通告書の文章の訂正をお願いしたいと思います。3項目目の前山公園の今後の整備予定はということで、その事業名の一番最後に「篤志家が」と書いてますけど、ここ「篤志家から、多額の寄附をいただき」、それから「平成14年度から」と書いてますが、この「から」を削除していただきたいと思えます。「篤志家が」を「篤志家から」にし、「平成14年度か

ら」を「平成14年度旧香北町時代から」に訂正していただきたいと思ひます。

それでは、質問させていただきます。本日、8番目でございます、もう執行部の方々も大変お疲れのことと思ひますが、誠意あるご答弁をよろしくお願ひいたします。私は、今回集落支援員制度の導入について、それから農業振興策、それから肥料等の高騰に対するその支援策、それから前山公園、仮称でございますけれども今後の整備予定、それから教育行政、この4項目について質問させていただきます。

まず第1点目でございますが、集落支援員制度の導入についてであります。

政府では衰退する村を守ることに向けた施策の研究や提言が進められています。農水省のほか首相官邸では地方再生戦略、総務省のコミュニティ研究会、過疎問題懇談会、また国土交通省の新たな結い研究会など、いずれも集落の存続にかかわる施策をテーマとしているものでございます。その象徴とも言える制度が新たに始まる集落支援員という制度でございます。総務省の過疎問題懇談会では、今年4月に集落が維持困難になる前に課題を把握、解決を図るべきだと思ひまして、集落支援員の設置を提言いたしました。また、8月には集落支援員制度を自治体に導入するために、支援員を雇用する市町村に特別交付税を措置するということが決められたとお聞きしました。今年12月からその必要額を交付するということがございます。この集落支援員は集落住民及び担当市町村職員と協力しながら、1つ目と思ひまして集落を点検し、2つ目としては集落のあり方についての話し合いにアドバイザー、コーディネーターとしての参画、支援をして、3つ目と思ひましてはその1つ目、2つ目の結果を踏まえて身近な生活交通の維持確保、高齢者の見守りサービスの実施、伝統文化財の継承、特産品を生かした地域おこし、地域資源を生かしたコミュニティビジネスの振興、都市との教育交流、集落応援団、複数集落の連携体制づくりなどをサポートする等あります。この支援員を設置するに關しましてはその経費と思ひまして、これは報酬とか活動旅費でございますけれどもそんなもの、それから集落点検経費、印刷代、話し合いの運営費、コーディネーターの謝金や旅費が特別交付税によって措置されるということでございます。支援員として活用、登用される人材には行政経験者、農業委員会、普及員など農業関係者、業務の経験者、また経営指導員経験者等でございます、本市人口では、国立社会保障・人口問題研究所の予測でございますとこの予測以上に人口減になっており、少子高齢化、核家族化がますます進み、高齢者世帯、単身者世帯、限界集落、準限界集落が増加することが予測されております。このような状況下におきまして、本市でこの集落支援員制度の導入についてお考えをお聞きいたします。これが第1点目でございます。

第2点目に、農業振興についてで、特に肥料等の高騰に対する支援策についてお伺ひします。

香美市の基幹産業である農業経営の現状は、農産物の価格低迷、後継者不足、就業者の高齢化による労働力低下による離農、経営規模の縮小、耕作放棄地、遊休農地の拡大等で弱体化し、未曾有の危機に直面していると言っても過言ではございません。先だっ

て土佐香美農協の10年後の地域農業概要によりますと、将来の予測といたしまして農家戸数は15%の減少、販売農家戸数は27%減少、自給的農家戸数は27%増加、農業従事者は40%も減少し、農地の耕作面積は19%減少し、また生産額におきましては25%も減少し、農家の所得はここ10年で半減すると、この10年後の地域農業像を示されました。また、農業振興でJA、行政に望むことについての項目で、特に行政に望むことについては営農指導の強化、用排水路の整備、農道整備、雇用労働力の確保等が挙げられていることがこの将来状況に対してのお考えでございます。このことについてどのようなお考えを持っているかお聞きしたいと思います。

また、昨年度に比べまして肥料、飼料の価格が5割から7割以上の高騰をしているといたことでございます。ちょっと私調べてみましたら、水稻の元肥でございますエムコート777という元肥がございますけれども、平成19年5月では1袋20キロが2,850円でございますでしたが、この平成21年度では4,733円と、1,883円、66.1%の増加で、ふえると、アップになるといたことでございます。また、そのほかにもケイカル、ヨウリン等を調べてみましても、いずれも昨年度に比べましても5割以上の価格が上がっていると、このような状況でございます。県内のある自治体、もう新聞でご承知と思いますが、「平成19年度の農薬、肥料等の平均が約1.5倍、飼料では1年半前の約、同じく1.5倍、それぞれ高騰したという調査結果から、肥料、飼料の高騰に伴う緊急対策事業として市内の農家を対象に、来年1月から8カ月間に市内の取り扱い店、または予約注文したものに限り購入費の1割を補助する。」という新聞報道がなされました。財政の厳しい折ではございますが、本市でもこの支援策についての所見をお伺いいたします。

第3点目に、前山公園（仮称）でございますけど、これの今後の整備についてお伺いいたします。

県内外より年間17万人以上の来場者が訪れるアンパンマンミュージアム、セレネ等の後ろ側、南側にあります通称前山に親しみのある森、憩いの森公園づくりのために香北町美良布にゆかりのある篤志家から多額のご寄附をいただき、また同じ香北町出身の植物研究家で前県立牧野植物園の園長であられました山脇哲臣さんからご指導を受けながら、花木等の植栽、公園整備について合併前の旧香北町時代の平成14年から今日まで整備しつつあります。この前山公園でございますが、これは仮称でございます。これの今後の整備、維持予定についてのお考えをお伺いいたします。

最後に、教育行政についてお伺いいたします。

過日、11月13日に中央公民館で開催されました知事による対話と実行の座談会で、産業振興計画の中間取りまとめの案とか医療問題それと本県の教育現状と課題等が報告されました。その中で特に本県の教育の現状と課題について、私は大きな驚きとショック、危機感を感じました。今までも同僚議員がかつての定例会でも何回かご質問いたしましたし、また今定例会でも昨日依光議員また比与森議員とが全国学力・学習状況調査

結果それから教育問題についてお尋ねがございましたが、全国の学力、中学生はワースト2位の46位と。数学は全国平均点66.3点、高知県が56.7点と。国語が全国平均76.8点、高知県では71.1点とかで、数字ではその低さの認識の実感、確かにワースト2位で全国46位と言われましてもピンときませんでしたけれども、特に今回その中学生の国語と数学の相関図を見せられたときに、本県の置かれている位置は余りにも他県よりかけ離れた位置にあるということを実感いたしました、先ほど申しましたように驚いたわけでございますが。また同じく高知県の不登校出現率も同じくワースト2位、暴力行為発生率はワースト1位ということも、同じような相関図で書かれてございました。この座談会をお聞きになりました教育長についてちょっとお伺いしたいと思いますが、この座談会を傍聴しまして本市の教育についての見解をお聞きします。

2つ目に、本市中学校の学力の現状とそれに対する具体策のような方策があればお伺いいたします。

3つ目は、不登校、暴力行為の発生率の現状と対策についてお伺いいたします。

以上、お伺いしまして、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭議員の集落支援員制度の導入をというご質問についてお答えを申し上げます。

当制度につきましては議員ご指摘のとおりでございます、今、内容についても紹介があったような中身だと思います。この制度につきましては、財政的にも特別交付税で措置されるということですが、この特別交付税そのものの性質は、ご承知のとおり積算根拠を個々具体的に数値として事業ごとに明確にされないという、何か私としてはイメージとしてもやもやとしたものを持っておるんで、そういったものがあるということについてもどんなものかなという受けとめ方をしております。それはそれとしておいて、この制度につきましては、先ほど議員ご紹介ございましたように重複する部分もございますけれども、平成20年8月1日付けで総務省自治行政局過疎対策室長からの過疎地域等における集落対策の推進についてという通知によるところでございますけれども、この通知によりますと、過疎問題懇談会の提言を踏まえて、1つには集落支援員の設置については行政経験者、農業委員、普及指導員など農業関係業務の経験者、あるいは経営指導員経験者、NPO関係者など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用して市町村に設置することとされております。

2つ目といたしましては、これは任務であると考えますけれども、集落点検の実施、集落住民自身が集落の現状とその課題について見詰め直し、いわゆる集落の問題をみずからの地域の課題としてとらえることを目指し、人口、世帯の動向、医療、福祉サービスや生活物資の調達など、生活の状況それから清掃活動などの集落内での支え合いの状況、それから農地、山林、公共施設などの管理状況、集落の有形、無形の地域資源、他の集落との協力の可能性などをわかりやすく整理するといった活動を行った上で、3つ

目に、先ほどもご紹介がございましたように集落点検の結果を活用して集落の現状それから今後の課題、将来的にあるべき姿などについて共通認識の形式を図ること。これを話し合いを通じて、住民と市町村がともに集落の現状について理解を深めた上で必要と認められる施策の実施につなげるなどの話し合いの促進活動をなささいといった内容であると思います。こういった制度を採用するに当たりましては、この懇談会からも示されておりますけれども、支援員と市町村職員の連携が必要であるということは言うまでもございませんけれども、こういったものについては相当程度の業務量になるというふうに想定をされます。といたしますと、現段階では制度導入に係る担当職員の配置ができる状況にないということもありますけれども、もう1つ発想としては、この制度を機を一にするものとして、県が地域に配置をしております地域支援企画員制度がございませぬ。地域支援企画員によってこの地域でも集落調査が行われまして、そのデータをもったりもしておりますし、また企画員から市に対して提言があったりとか、ある意味高知県が先行しこういった制度のモデルとして提言されたものだというふうに考えておりますというか、とらえております。そういったその地域支援企画員は、今度新たに、ご承知のように県の産業振興計画の地域の取りまとめの役割も果たすという、こういった事務も所掌されております。そういった意味では、香美市としては現段階ではこの地域支援企画員制度と連携していくことで対応してまいりたいというふうに考えております。なお、ひょっとご承知かもわかりませんが、物部町地域で従前にこういった地域訪問カードというものを使って職員が対応していた経過もございませぬし、もしこれからこういうことをする必要のあることであるならば、この制度の横並びとしてこういったものも活用しながら調査をすることも、将来的には宿題、課題としておきたいとは思っております。こうしたことも踏まえつつ課題認識としては新しい、このこともそうですけれども、地域自治システムの構築と相まって、これまで何人かの議員さんにお答えしてまいりましたけれども、体制整備の必要性は担当課長としては感じておるということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 千頭洋一議員の農業振興策、そして肥飼料についての助成のことについてお答えをします。

1点目の、この現状についての対応として農業を本市の基幹産業として位置づけ、振興計画の中で基本方向と施策の内容を策定し進めています。今、社会情勢による景気動向や、農家だけにかかわらず市民生活に大きな負担がかかり不安な情勢であります。農業経営においても自給の影響から生産単価、コストなど生産経費ともに不利な条件下にあります。しかしながら、世界的な食糧不足が懸念される中、食料の自給率向上も重要な取り組みとなっております。また、消費者の求める安全で安心な農産物を供給し、国民生活、食糧を供給する農業がこれからも持続性を持って発展していくことが必要です。

そのためにも、香美市においても担い手対策はもちろん、本市の地域特性を生かした園芸、果樹などを中心とした産地づくりを目指すことも重要と考えています。高齢化が進行する中で、中山間地域などの条件不利地域では個人の農家だけでなく集落機能の維持を図るためにも、集落営農支援や直接支払制度などの効果ある事業を活用し、兼業、小規模農家のおののおのが持続的に営農できるよう取り組みの推進と定着を図りたいと考えています。今そのような取り組みを担い手育成総合支援協議会において先進的にモデル化を進めています。今後も農業を取り巻く状況は厳しいことが予想されますが、農業者、農業団体、行政、各関係者が一体となって地域の特性に合ったさまざまな取り組みを組み合わせながら持続的に展開し、活力ある農業、農村づくりを進めなければと考えます。

2点目の肥飼料の件でございますが、ご指摘のとおり肥料、飼料の大幅な上昇は農業経費に占める割合が高い園芸や酪農には大きな負担となります。本年7月の価格改定によりまして大幅上昇し、今後も農薬などの価格高騰が経営に深刻な影響を及ぼすものと思われまます。この状況下で農家の生産安定供給のためにも、燃料使用や化学肥料の使用量低減の技術開発、導入などに対する支援も必要と考えています。関係機関の連携の中、生産資材の高騰に耐える農業生産体制の確立や、弱エネ、弱資源型の生産体制への行動転換を促進することが重要と考えており、営農推進の場で協議も進めています。また、平成20年度、国の補正予算、いつも国の補正予算はちょっと地域へ入ってくるのが遅くなりますが、燃料、肥料価格高騰対策による助成措置について、市広報、そしてJA土佐香美広報にも周知する予定であります。内容について若干ご説明しますが、燃料、化学肥料の使用量を2割以上低減するグループに対して肥料の増加分の7割を助成するものです。今、農家が、また担い手の協議会そして認定農業者連絡協議会などでのほうからも声が上がっている中で、その政策の提案も連携も今できつつありますので、これからもその効果のある事業は協議の上、起案していきたいと思っております。

なお、その四万十市の肥飼料の補助制度、先進事例として参考にさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 香北支所業務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所業務管理課長（竹内 敬君） 7番、千頭洋一議員のご質問にお答えをいたします。

現在整備中の仮称前山公園につきましては、香北町出身の篤志家の方に平成13年、平成14年、平成15年、平成19年の4年間で1,000万円ずつの合計4,000万円という多大のご寄附をいただき、これをもとに整備を進めてまいりました。内容といたしましては、平成13年度より公園整備の検討を始め、平成14年度から用地の交渉に入り、すべて山林で、平成15年度に2.7ヘクタール、平成16年度に0.2ヘクタール、平成17年度に0.04ヘクタールの用地を購入いたしました。用地の購入と並行しまして、平成14年度より香北町出身の植物の専門家、山脇哲臣先生に、用地が山林ですので残す木、伐採をする木や植栽する草花や花木を考えた公園のレイアウトをしていただき、杉、ヒノキ等の立ち木を伐採し園内の造成をいたしました。また、植栽を

する草花、花木等の苗の育成を別に進めながら、造成した園地に順次植栽をしていきました。現在では草花、花木、63種類、約1万3,000本が植えられております。また、休憩所として東屋1棟があります。今年度は記念のモニュメント、案内板、遊歩道に階段、手すり、防護柵等の整備を進めております。区切りとしまして新年度にオープンの式典を計画しております。現状としては、既に四季折々にさまざまな花が咲いていますので多くの方が散策に来られております。また、渡り蝶として知られていますアサギマダラが秋には多く飛来しております。大宮小学校4年生がこれの研究活動をしています。さらに香南市野市小学校の児童も勉強のために訪れております。これはアサギマダラの好むえさの蜜となる秋の七草の1つ、フジバカマが多く植生しているためです。この公園はつくったら終わりというわけではありません。今後は予算が非常に厳しい折ですので、住民の皆さんの協力を得ながら最小限の管理を行い、住民の皆さんに愛されるようにしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 千頭議員さんの教育行政についての質問にお答えをしたいと思います。

本年11月13日開催されました尾崎知事さんとの対話と実行座談会は、大変興味深く、また考えさせられることが多々あり有意義なものであったというふうに思います。ご質問の1番の本市の教育についてと、2番の香美市の中学校の学力の現状と具体的方策につきましては、関連をしていきますので一緒にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

千頭議員さんがおっしゃいましたように、非常に学力の課題が明確になり、各校独自に課題解決の取り組みを進めておりますとともに、香美市として共通の課題である家庭学習の充実、向上に向けて一致連携しながら現在取り組みを進めているところであります。中学生の学力の現状という点につきまして、これは中学校だけの問題ではなくて小学校からの関連をした課題であるというふうに押さえておりました、小・中の連携、あるいはその連携による中1ギャップの解消、そういったことも含めて学力の定着、向上に取り組むをしていきたいということで進めております。まず、1時間1時間の授業の充実、特に児童・生徒の学習に対する興味、意欲をどう引き起こしていくのかということがまずポイントになってくるだろうということで、授業に対して教職員が児童・生徒の興味や関心を引き起こすための工夫を1時間の中で1つは入れてもらいたいということからスタートをして、校長、教頭も授業を見ながらこういうすばらしい取り組みがあったというふうなことを評価をしていただいたり、また教育委員会のほうへ伝えていただいたり、校長会で出し合っているところを広めていくということもやっているところであります。その学習意欲ということについて1点補足をしますと、例えば数学の問題なんか単純な計算の技能はあるとしても、もう文章題のようなものが出てきたらもう見ただけで意欲を失ってしまうというふうな現状もあるわけでございまして、じっくり学

習に取り組める、また意欲を持って学習に向かえるということが大きなポイントではないかということで、そういう取り組みをしているところでもあります。また、家庭学習が非常に重要であるということから、これは香美市として共通の4点を話し合っ、それぞれの学校、小・中学校共通してその家庭学習の充実に向かって取り組みをしていくところでもあります。また、具体的に、例えば香美市のある中学校は県教委のプロジェクトチームの指導を受けながら課題解決に向けて取り組みをしたり、また、県の加配教員をもらっての取り組みもしているところでもあります。また、つい最近テレビでも放送されておりましたが単元テストをこの2学期から導入して、単元テスト、1つの学習のまとまりを単元と言うわけですが、その単元ごとにどれだけ定着したのかということをしつかり押さえながら、県と比べてどうなのか、全国と比べてどうなのかということを決えず把握しながら、課題をしつかり見つけ出して取り組みをしていくということでの単元テストの取り組みも始まっているところでもあります。ただ、余りにも点数ばかりにこだわって点数さえ上がればいいのかということにはしたくありませんので、香美市としてはもちろん学力の向上は第一の課題として取り組みはしておりますけれども、あわせて豊かな心を養う教育、つい先日も香美市の音楽会もありました。子どもたちのすばらしい歌声や合奏も聞かれました非常に感動したことでしたけれども、そういった実践も大切にしていきたいし、また子どもたちの、しんどい特別な支援を必要とする子どもたちや家庭の状況も随分ありますので、そういった子どもたちへの温かい支援、それも大切にしたい取り組みをしていきたいというふうに考えております。

次に、不登校や暴力行為の発生率、その現状と対策についてお答えします。

発生率は、不登校につきましては、平成19年度全国が0.34、高知県が0.49、そして香美市は0.31でありました。平成20年度はまだ途中でありますけれども、香美市はさらに減少の傾向にあります。ただ、前にも言いましたように不登校の状況は、学校へ来れるような状況になっている子どもさんも出てきておりますけれども、また新たに不登校の心配がされる子どもや家庭も生まれているという状況もありますので、これによしということではありません。絶えず配慮をしながらしつかり取り組んでいきたいと考えております。

また、暴力行為につきましては、平成19年度は小学校がゼロ、中学校が6件。平成20年度は今までのところではあります。小学校はゼロ、中学校が18件という状況にあります。若干ふえている状況ですけれども、これは対教師暴力はゼロであります。生徒間の暴力というか脅しであったり、器物破損がほとんどであります。そして、1人が何回もやっても2件、3件というふうに数えるということと、これも前にお話させていただきましたが、転校生が転校してきて器物破損等をたびたび行っているというふうな状況もありまして、それぞれの学校が一生懸命対応をしてくれておりまして、かなりいい方向に向かってきている部分もありますし、ちょっと施設へ行かなければいけなくなったというふうな状況もございます。しかしながら、全体としては落ちついて中

学生、学校生活ができている状況にあるというふうに思います。対策としましては、国の指定の問題を抱える子ども等の自立支援事業により、毎月各学校から香美市の教育研究所が出席状況を報告してもらい、家庭訪問をする等不登校の前兆を見逃さない、そういう取り組みを続けてきております。また、スクールカウンセラーが配置をされておりました、そのスクールカウンセラーの活用、それから市で配置していただいております特別教育支援員の配置、また関係機関との連携を一層密にしながら取り組みを深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

まず、集落支援員制度の導入でございますけれども、私も実はこれをちょっと調べているときに、先ほど企画課長さんが言われましたように地域支援企画員、この方とどんなあれになるのかなということがちょっと疑問になっておりましたんですけれども、確かに今回のこの集落支援員制度というのはちょうど本市が一番抱えている将来、限界集落、準限界集落等々の問題を一番これは的確に把握できる1つのこの制度ではないかなということで、ぜひともこれを何か導入してみたらという私は思いがありましてきょうお聞きしたわけでございますが。先ほど言いましたように地域支援企画員さんとの共同の作業も1つは大事ではないかなということを思います。先ほど企画課長さんに見せていただきました地域訪問カード、またこういったこともできれば全市に配布して、特に今独居老人なんかは民生・児童委員さんなんかもいろいろ調査されているようでございますけれども、そんな方と提携してお互いに、地域は地域の人で守っていくというようなことになっていくべきではないかなと思いますが、そのあたりちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

それと、農業問題でございますけれども、確かに非常に厳しい状況でございます、今後高齢者がますます多くなってきた場合にはどんなになっていくかなということで、園芸とか果樹そういったものももちろん大事ですけれども、やはりもう高齢化して、特に田舎になってきましたならば、地域のその農地を守っていくにはやはり水稻が一番無難と言ったら失礼かもわかりませんが、できるわけで、実際園芸なんかをやって、高齢者なんかの場合は作付けしても実際収穫して出荷ができない状況になってくることが多々あると思います。そのあたりで何とか今後のまた方向を考えていただければと思います。

それと、肥料、飼料等の高騰に伴いまして、（使用量を）2割以上低減させた者に対して（肥料の増加分の）7割の補助ということのようにお聞きしましたんですが、確かに低減さすことも非常に重要だと思います。ですけれども、やはりある程度の、どう言うたらえいですかね、基準的に使っている肥料はやっぱりしやらなきゃいかんじゃないかな

ということを考えますが、2割低減させなくても高知県らの、先ほどありました四万十市ですか、その1割の補助でも結構やと思いますけれども、そういったものを何とかお願いできればと思いますが、ちょっと再度お願いいたしたいと思います。

それと、前山公園の整備でございますが、先ほどご丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。確かにここは平成13年から予定されているということ、実際は平成14年から用地の交渉とかいうことで始まって現在にまで至ってきているわけでございますが、ちょうど香美市も合併しまして3年を迎えようとしておりますが、今このあたりで一つ区切りをつけて、多大なご寄附をいただいた方に対しましても一つの区切りをつけられたらどうだろうかという気もいたします。それから、こういった公園はもうそれをやって終わったから、先ほど香北支所業務管理課長さんもお答弁いただきましたようにこれで終わりということでは当然ないと思いますので、今後財政が厳しい折でございますが、またひとつ今後の整備についてもやっていかなきゃならないということでございます。

それと、先ほどちょっとお話がありましたんですけど、そのモニュメントとか東屋なんかを例えば整備していくということですが、これは平成20年度にやられる予定でしょうか。もう平成20年度はあと3カ月ぐらいしかないわけでございますけれども、そのあたりをちょっとお聞きいたしたいと思います。それと、その財源は一般財源でやられるのか、そのあたりをちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

それと、教育長さんについてですけれども、確かに言われるように家庭での学習が非常に大事だということも、この間知事さんもそのような話をされておりました。あのときは4つぐらい言われたと思いますけれども、朝ごはんを食べてくる。それから家庭で宿題とか予習をやる。それから睡眠を十分とる。それから1つは新聞を読んで勉強すること。きのうも比与森議員さんのニューズペーパー・イン・エデュケーションですか、でありましたんですが、確かに新聞を読んでやってやることも非常に大事だということを感じます。それと、私何よりも一番大事なのは子どもたちにやる気を起こさす、そのことが一番大事ではないかなという気もすることです。私は日ごろちょっと心がけている1つの言葉にこういった言葉がありますけれども、中には皆さんご存じかもわかりませんが、「その一言で」という言葉がございます。その一言で励まされ、その一言で夢を持ち、その一言で立ち上がり、またその一言で腹が立ち、その一言でがっかりし、その一言で泣かされると。ほんのわずかなこの一言でございますが、不思議に大きな力を持ちます。ほんのちょっとした一言という形で、特に小学生なんかの場合には、まず褒めてやってやる気を起こさすことが非常に大事でないかなと思っております。そういったことでとにかく先生方も、それから教育委員会の皆さんも大変ご苦労されておるとは思いますが、とにかく児童・生徒にはやる気を起こさす、これが一番肝心ではないかなと、大事ではないかなと、このように考えております。

それから、その暴力、不登校等につきましても、また暴力なんかでも、先ほどお話が

ありましたように特に小学生は平成19年、平成20年度も全然いなかったですが、中学生は昨年が6件で今年は18件といった形で、対先生方に対してはないようですが、その器物破損なんかは何かその子どもが訴えたいことがあるのではないかなど、そういったところをもうちょっと把握して、本当にその本人のことを考えてやっておれば何か対処できるのではないかなどということをおっしゃりますが。そのあたりひとつ伺いいたしまして、2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の千頭議員さんの質問にお答えをいたします。

地域支援企画員との連携ですけれども、このことについては県議会でも少し知事のほうから話をされたことが新聞に出されておりましたけれども、「産業振興計画に絡んで、平成21年度は県の幹部職員を各地域に出す。」という発言もあってございますので、これとの絡みで地域支援企画員の職務内容がどう変わっていくかということはあるかと思えます。ちらっとそんな話も小耳に挟んだことがございますけれども、私のほうからも先だって地域支援企画員のあり方について、この地域としてのあり方をお願いしてございますのは、今それぞれ香美市には3人の支援員がおります。旧町村単位のイメージで土佐山田町、香北町、物部町という担当決めをしておるようですけれども、「香美市として1つの自治体にはなっておるんで、むしろそういった分け方よりもどういうジャンルで分けているかということをお伺いしていただけたらありがたいな。」というお話も支援員の方にはこの間お願いをしたところでございます。そういったことも、今回のその県の幹部職員の派遣ということと相まってどうなっていくのかということはあるんでしょうけれども、一定これまでその支援員さんが果たしてくださった役割というのは非常に地域にとっては大きなものがあるという評価をしておりますし、そういった認識でもおりますので、可能ならばよりこれからも密接な連携をしていきたいというふうに思っております。

一方その庁内組織の部分では、今ちょっとご紹介しましたけれどもこの地域訪問カードというのは旧物部村時代につくられたものでして、内容が世帯、道路交通状況であるとか、それから災害時の対策状況、地域の現状、地域の緊急課題とかいった、非常に細かく書き込まれておまして、恐らくこのペーパーを各課にある意味情報として流すと、それぞれ地域の状況、実情というものが全職員も情報として共有できるものがありゃせんだろうかという思いがありますので、こういった作業形態で進めていくかということはこのからの宿題、課題であると思っておりますけれども、せめてそういったペーパー上の地域情報というものをお互いのものにしていくという努力はしなければならないというふうに思っておりますので、今後ともご協力、ご指導よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長をいたします。

農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 千頭議員の２回目のご質問にお答えをします。

確かに言われるように水稲という作は非常に高齢者でも、今までやってきた継続という部分では継続のしようが一番しよい作やと思います。今ちょうどそのモデル化をしている地域についても、集落的な経営の中でやはり稲作を中心にして進めるようです。本来ならその地域の受託組織とかオペレーター組織とか、それからその集落的な位置づけがすぐ成り立てばえいわけですが、基本には農家がやはり次の機械買いかえのときに集落の合意形成の中で共同機械とか、いろんな手法をとって負荷のかからないような、集落型の高知県に合ったその地域の経営体みたいな形をやっぱり集落でこれから求めていく、そういうところを形成していかないかんと考えてます。

それと、肥料のその１割減につきましては、今やはりこの先進の事例も、単発的に終わるんである助成制度であってもなかなか厳しいかなど。やはり将来ずっと低肥料なんかも使えるような構造計画のほうもやっぱり同時に進めていかなければならないというように考えてます。急遽、今回国の補正予算の部分も紹介をさせてもらいましたが、非常にうちも１２月広報へようやく間に合うかなというような時期に補正の対応をしておるわけですが、これも使い勝手の、農家側の声の上がりようを見て参考にしていきたいと考えております。来年すぐまた農薬も上がりますので、またその農薬の負荷もかかるようがございます。ただ肥料だけで対応できるものではないような気もしておりますので、そこら辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 香北支所業務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所業務管理課長（竹内 敬君） 千頭議員さんの２回目の質問にお答えをいたします。

東屋につきましては平成１９年度に設置をいたしております。それから、記念のモニュメント、案内板、遊歩道への階段手すり、防護柵等につきましては、平成２０年度の設定でございます。

一般財源につきましては、平成２０年度になりまして初めて約７７万円ほど組みせていただいております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 失礼します。千頭議員さんの２回目のご質問にお答えをしたいと思っております。

新聞を読むということのよさといいますか、おっしゃるとおり本当にいろんな意味で新聞を活用することのよさというのは感じております。この間の対話と実行の中でも、土佐山田町のパネラーの方が「新聞をもう少し活用したらよくはないのか。」というふうなご意見もありました。また、前にお答えをしましたようにいろんな、授業の中だけでなく朝の会であるとか帰りの会であるとか昼休みであるとか、あるいは行事であるとかいろんな場面で新聞を活用している実態もございます。例えば、ついこの間高知県

の図書館教育研究大会が大宮小学校で行われましたけれども、そのときに、あ、いいなと思ったことの1つに、あの広いオープンスペース、廊下のある部分に子どもたちが新聞記事を抜き出して、それに対する自分の感想、思いをびっしり書いてありました。そういうふうな新聞の活用の仕方もありますので、いろんな方法でその新聞を読む、あるいは自分考えを発表する、そういったことを生かしていきたいというふうに思います。

また、子どもたちの意欲を呼び起こすということの中で、ほんの小さい教員の一言が子どものやる気を起こすということ、確かにあろうかと思えます。算数とか数学とか国語の中だけでなく、子どもはそれぞれいろんなよさを持っておりまますので、社会やったら何でも知ってるよとかいう子どもさんもいます。あるいはもう図書館の本やったら、もう図鑑らあをぎっちり読んでいる子どもさんもいて、理科博士というあだ名がついている特別支援の子どもさんもいたりするわけです。それぞれのそういう持っている子どものよさを学習の中だけでなく生活の中で、日々の生活の中で、あるいはいろんな体験活動等行事の中でしっかり子どもを見つめて、そして適切な褒めること、またあるときはしかること、これがやっぱり大事ではないかというふうに思えますので、そういったことについてもなおしっかり指導が、教育ができていきますように配慮をしていきたいと思えます。

また、器物破損等の暴力行為が起こる背景、おっしゃるとおりさまざまなストレスを子どもたちが本当に抱えていると思えます。器物破損をした子どもだけでなく、もう本当いろんなストレスを今の子どもたち抱えているのではないかというふうに思えます。そして、その背景にはやはりさまざまな家庭のいろんな事情があると思えます。経済的に非常に困窮している家庭もすごくありますし、母子家庭、父子家庭もふえてきております。準要保護家庭もここ数年間で物すごくふえてきております。そういう中で子どもたちは本当にいろんな不満、不平を持っていますので、やはりそのあたりしっかり見きわめながら子どもの声を聞いていくということも大切にしていかなければいけないと、本当に痛切に思っているところでもあります。しっかりそのあたり配慮しながら教育を進めていきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） すいません、3回目の質問をさせていただきます。

さっきちょっと聞き忘れ、抜かっておりましたんですが、その前山公園ですけれども、ちょっとお聞きしますところによりますと今年そういった東屋と、東屋は平成19年ですか、モニュメントとか手すりとかそういったものをつけて、これは平成20年度に77万円でやっていただけるということですが、何かお聞きしよったら公園もこの仮称だから何か今正式なネーミングなんかも公募もしてるとかということもお聞きしたんですが、そのあたりちょっと、もしお構いなければご説明いただきたいと思えますけども。

それと、全国学力・学習状況調査以外のデータでは、小学校では大体全国平均、中学校1年生は全国平均あると。ところが（中学校）2年生から学力がぐっと低下するとい

うようでございますけれども、家庭学習の充実とともに中学校での授業改善が必要ではないだろうかと思いますが。また、それと小・中連携も必要ですが、中学校の教育力のアップが望まれるのではないかということをお聞きしまして、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 香北支所業務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所業務管理課長（竹内 敬君） 千頭議員さんの3回目のご質問にお答えをいたします。

仮称前山公園ですので実際の名前をつけないといけないわけですが、ご寄附をいただきました篤志家の方のご意向によりまして、将来ある子どもたちにつけていただいたらということで話がありまして、一番身近に公園を見ております大宮小学校のほうへお願いをしまして、大宮小学校の児童につけていただくようお願いしてあります。それが今週に上がってくる予定になっておりまして、その後、篤志家の方に名前を決めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 千頭議員さんの3回目のご質問にお答えしたいと思います。

中学校での授業力アップ、確かにおっしゃるとおり大事なポイントであるというふうに思っております。小学校と中学校の違いということもあります。もちろん小学校のいわゆる1日、もう1人の担任の先生が中心になって行う授業のあり方と、教科担任制をとる、いろんな先生方の指導を受けるという状況の違い、そしてまた子どもたちも小学校から中学校へ行く段階では自立をしていくということも大きなポイントになってくることもあります。しかしながら、やはり授業に対して児童・生徒の興味をどう引き起こして、どう意欲を持って授業に臨ませるのかということでの指導技術あるいは工夫ですよ。このあたりについては、やはり中学校の先生のいわゆる教科の専門性というのは、それら小学校と比べたら随分高いものがあるわけですが、そのいわゆる授業技術等についてはやはり小学校の先生に学ぶべきところも多々あるというふうに思っております。そういう点で、今小・中連携ということの中で中学校の先生が小学校へ来て、小学校の先生と一緒に授業をするということも工夫して行われてきています。数年前から取り組んではいますけれども若干マンネリ化した部分もありましたので、本年度はその授業の前に一緒に教材研究をしてみようと。どこでどういう支援に入るのかというふうなこともある程度事前の打ち合わせをした上で、実際にチームティーチング等で授業をして、そしてその事後の反省もしっかりやろうということでの授業交流も始めているところでございまして、そういった意味での小・中の連携、中学校の授業力アップもしっかり図っていきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご

異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をしました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は12月11日、午前9時から開会をします。

（午後 4時11分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日 木曜日

平成20年第5回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成20年12月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月11日木曜日（会期第9日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

農政課兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成20年12月11日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 4番 大 岸 眞 弓 君

⑩ 1番 山 岡 義 一 君

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。4番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で質問を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、歴史認識、憲法解釈についてからお聞きします。

昨日、久保議員に対してご答弁をお聞きしておりますが、重複する部分もあるかもしれませんが、角度を変えて、違った角度からお聞きをいたします。田母神前航空幕僚長が、我が国が侵略国家だったなどというのはまさに濡れぎぬであるという、歴史認識や憲法解釈についての政府の立場を根本から覆す論文を発表し更迭されました。田母神氏は国会で証人喚問を受けても自身の持論を撤回しようとはせず、その後も公式の場で核武装を主張し、原子爆弾投下への報復にも言及するなど国際的にも波紋を広げています。歴史の事実を真っ向から否定し、集団的自衛権の行使や攻撃的兵器の保有が禁止されているとする政府の憲法解釈にも公然と異議を唱える姿に、東大名誉教授の石田 雄氏は、「旧日本軍の教育を受けた私にとって65年前の記憶を呼び起こす恐ろしいもの。」と新聞紙上で述べています。また、外国の特派員からも「このような人が自衛隊のトップにいたこと自体が驚き。」と声が上がっています。憲法ではその前文や第9条で戦争放棄と戦力不保持をうたい、憲法全体として戦争のない世界を希求する基本理念を示しています。そして、憲法第99条において、「天皇または国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と公務員の憲法遵守義務を規定づけています。自衛官にも日本国憲法及び法令を遵守することを宣誓する義務が自衛隊法第53条で定められています。これに照らしても田母神氏のとった一連の行動は公務員として、また世界有数の軍備を装備する組織のトップとして極めて危険で違法性の強いものです。そこでお聞きします。

歴史の事実を事実として認め、その反省に立ち、二度と戦争をしない、戦争を起こさないために努力すると決めたのが戦後政治の出発点、憲法の本質であり、公務員はこの立場を堅持し国民の権利を保障することが求められています。市長も特別公務員であります。コンプライアンスということについて、公務員のあり方はいま一度問われなければならないと思いますが、見解をお聞きいたします。

次に、今回の問題は田母神氏が個人的に歴史観を述べた、それが政府の公式見解を否定していたということだけでは済まされません。懸賞論文を募集したアパグループの代表は安部元首相の後援会、安晋会の副会長であり、自衛隊小松基地金沢友の会の会長で

もある人物です。田母神氏と一緒に懸賞論文に応募した94人の自衛官の大半はこの小松基地の所属であります。こうした相関関係からしましても、自衛隊の質的強化をねらって組織的に行なわれたものではないかというのが1点。また、小泉内閣当時の2002年には、田母神氏によって歴史観、国家観とする侵略戦争美化教育の講義が導入され、自衛隊の幹部に対して教育されていたことも国会質疑の中で明らかになりました。講師は新しい歴史教科書をつくる会の会長や副会長がメンバーだったことがわかっております。浜田防衛相も「適切であったと判断することはなかなか難しいのではないかと」と、問題を認めざるを得なくなっています。しかし、更迭はされたものの定年退職扱いで済みました。これは日本会議、国会議員懇談会などに参加している議員など、文民統制すべき政治の側に侵略戦争を正当化する考えが浸透していることをあらわしているものです。日米軍事協力の指針、ガイドラインが締結された1997年に、政府は制服組が国会や他省庁と直接交渉することを禁じた保安庁訓令を廃止しました。防衛庁を省に格上げした2007年にはインド洋やイラクへの派兵と、なし崩しに既成事実を重ねる中で制服組の発言力が強まっています。こうした政治の危険な流れの線上に香南市への自衛隊誘致、地上戦の訓練をする部隊への再編強化もあるのではないのでしょうか。田母神論文問題に象徴される今の政治の潮流に日本の未来があるのでしょうか。初めに紹介しました東大名誉教授の石田氏は、一連の出来事を受けて「何よりも憲法の原点に立ち、長い将来に向けた世界の平和を希求する道について国民的討論が必要であると信じる。」と論を結んでいます。そこでお尋ねします。

私たちにももちろん問われなければならない問題ですが、行政のトップとして憲法遵守への明確な見解を示し、こうした危険な流れに警鐘を鳴らすときではないのでしょうか。

次に、教育長にお聞きをいたします。政府は1995年、村山内閣において「我が国は遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と被害を与えました。私は未来に過ちなからしめんとするがゆえに、疑うべくもないこの歴史の真実を謙虚に受けとめ、ここに改めて痛切な反省の意を表し、心からおわびの気持ちをあらわします。」と、政府として戦後50年たって初めて戦争が国策の誤りであったことを認め、植民地支配と侵略に対する反省を表明しました。今これを日本国民と他国に示す国の歴史認識として掲げていますが、これを踏まえ教育行政をつかさどる教育長の歴史認識をお尋ねいたします。

次に、新しい保育メカニズムによる影響と対応についてです。

戦後、憲法と児童福祉法の定めにより公的保育制度ができました。児童福祉法では第24条で「児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」と、市町村に保育の実施責任を義務づけております。日本のどの地域の保育所でも一定水準またはそれ以上の保育が実施されるよう最低基準が設けられています。また、公費負担の原則も貫か

れています。公的保育制度は最低基準の水準などに課題がありながらも、この課題とい
いますのは資料につけておりますが、資料の①をごらんになってください。この下側の
「貧しい最低基準」というところにあります。子どもの受け持ち人数、最低基準の国際
比較であります。日本のこの最低基準というのは戦後間もない1948年に制定され
ております。そのときのままでありますので、劣悪と言ってしまうかもしれませんがも
よその国に比べましても、例えばスウェーデンは5人の子どもに、3歳から6歳児まで
は1人の保育士がつくと。ニュージーランドでは10人に1人と、ドイツでもそのよう
になっており、日本が保育所においては30人に1人、四、五歳児で。そして幼稚園に
おいては3歳児以上、35人に1人、こういう最低基準になっておりまして、これがま
だ規制緩和の方向でまだふえようとしておりますけれども、これが今の公的保育所におけ
る最低基準であります。こうした課題がありながらも、これまで子どもの豊かな発達の
保障、親の就労支援、地域における子育ての連携やネットワークをつくる役割を担って
きました、すぐれた制度として発達をしてきました。しかし、社会の資源配分を市場原
理にゆだねるといふ新自由主義の台頭で、1998年には最低基準の見直しで調理業務
の外注委託や入所定員の弾力化が決められ、2001年に小泉内閣が発足して保育にも
市場原理が導入され、保育への企業参入の容認、非正規保育士の導入緩和などの施策が
実施されるようになりました。また、三位一体の改革により公立保育所運営費が一般財
源化されるなど一気に保育予算が減らされ、香美市においても民生費を圧迫してありま
すけれども、自治体の負担そして保護者の負担が増しているところです。それでも、ま
がりなりにも公的保育は維持されてきました。この間、規制改革会議や地方分権改革推
進委員会などからの市場原理に基づく改革要請に対して、保育労働者や保育所経営者も
含めた保護者らの抵抗も強く、また、厚生労働省自身、直接契約、直接補助方式の導入
や最低基準の見直しを進めると、すべての健全育成を保障する国、自治体の責任が後退
するおそれがある。また、就学前保育に関する格差が拡大するおそれがあるとして抵抗
してきました。しかし、2005年5月に厚生労働省の主催する社会保障審議会、少子
化対策特別部会が、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え
方を発表し、それまでの見解を覆したことは保育行政にとって重大な意味を持っており
ます。その背景には少子化、人口減少の問題が挙げられます。平成18年の推計で、2
005年の1億2,770万人の人口が2055年には約9,000万人に落ち込み、1
5歳から64歳までの労働力人口は、2030年には6,740万人にまで減少する計
算になっており、このままいくと経済全体に負の影響が出てくるのは必至です。そこで、
労働人口確保のために、労働市場からリタイヤした女性を低賃金労働者として再度活用
するため新雇用戦略が立案されました。新雇用戦略と待機児ゼロ作戦を認可保育所で進
めると保育所運営費の自然増が避けられないため、最低基準の見直しや入所定員の弾力
化などで保育所運営費を抑制するねらいがあります。

また、骨太の方針2008では、保育を産業として育成する方向が示されました。社

会保障審議会少子化対策特別部会の示した新しい保育制度設計の基本的考え方は、完全な市場ではなくて公的な介入もある市場なので準市場と表記され、それを新しい保育メカニズムと呼んでいるようです。新しい保育メカニズムでは、第一に利用者と保育所の直接入所契約となりますので、市町村には保育の実施義務が基本的になくなります。公立保育所との契約では市町村が保育を実施しますが、それは児童福祉法上の実施義務としてではなく、あくまでも契約上の義務となります。そのわかりやすい図が資料②にありますのでごらんになってください。今の制度はこのように各自治体、その希望者、要件を満たせば各保育所に、市に申し込んで入れます。そしてその保育所を国・県・市町村がサポートしておりますので、今は保護者が市町村に保育料を支払うようになっております。ところが、それがこの新しい保育メカニズムによりますと、制度が変わってしまうと、このように保育所との直接契約になりますので保育所が保育料を決めまして、保護者がそれを支払うと。一定のその保育サービスについて国が認定基準を決めまして、それに対して保護者に直接補助金が渡されるようになって、保護者は保育所との契約によってその保育料を支払うと。一定のその、国が認めた一定基準以上の保育については保護者が自分で上乗せして支払うと、こういうふうな形になってしまいます。応能負担が応益負担に変わって、保護者の、今言いましたように懐ぐあい子どもが受ける保育サービスに、同じ保育所内でも格差が生じてしまうこととなります。現在は児童福祉法上、市町村に実施義務がありますので、保育料を滞納しましても問題、家庭において保育を受けさせることが問題という場合もありますし、保育に欠ける子については退所になりませんが、新しい保育メカニズムによりますと保育の必要な子も（保育を）受けられない場合が出てきます。

第3に、全国一律の最低基準ではなくて要保育度が設定され、どのような条件で要保育度に応じたサービスを提供するかは市町村の判断に任せられますので、地域間格差も生むこととなります。それが3枚目の資料についております。この今の制度からこういうふうに制度が変わることの中に、その規制改革会議とか地方分権改革推進委員会などの要求が入っているところで、調理室などもなくなってしまうことが考えられます。新しい保育メカニズムは介護保険をモデルに制度設計されておりますので、介護保険のようになるというふうに、それを想定してつくられていると想像していただいたらわかりやすいんじゃないかと思いますが、一定の要保育度を設定し、それに応じて保育サービスが提供されるという仕組みです。それで、介護保険は10年前に介護の社会化、介護を選べるというふうに言って鳴り物入りで始まりましたが、10年を経過した今どうなっているのでしょうか。懸念どおりさまざまな矛盾や問題が出てきております。「市場原理を保育に導入することは公的保育の解体につながる。」と、多くの専門家や現場から危ぶむ声が上がっているところです。以上、述べましてお尋ねします。

これまで保育の実施に責任を果たしてきた市として、新しい保育メカニズムに対しどのような見解を持たれているのでしょうか。

次に、この制度改編は大きな方向転換ですが、市に対して何らかの通達なり指示が
っているのかお聞きいたします。

次に、県はどのようなスタンスか把握されているでしょうか。

また、新しい保育メカニズムが実施された場合の子どもや保護者への影響、また市の
保育方針への影響などについてどのように認識をされているか。そして、市として今後
どのように対応されるかをお聞きいたします。

次に、無保険等の子ども等の問題についてに移ります。

厚生労働省の全国初の調査で、無保険の子どもの被保険者が約100人に1人の割合
でいることが明らかになり社会問題となりました。高知新聞の社説でも「この国の社会
保障制度のほころび」と断罪し、「児童福祉法に照らしても保険適用から除外すべきで
ない。」と述べています。ちなみに香美市の無保険の子どもの数字について資料があり
ますが、次の資料④をごらんになってください。保険課から出していただきました資料
ですけれども、このように全世帯数が、国保の5,347世帯のうち被保険者資格証明
書交付世帯、保険証がないのと同じ状態の世帯が360世帯あります。そのうち子ども
のいる世帯数が26世帯で、子どもの人数が40人、香美市では40人の子どもが今無
保険状態になっております。文字どおり命と健康にかかわることですので看過できませ
ん。この問題が大きく報道されまして、各自治体では運動団体などの申し入れもあって、
子どもに短期被保険者証を発行する自治体があられ、全国的な広がりを見せています。
政府も野党の申し入れを受け、滞納世帯でも子どもには保険証を交付できるよう国民健
康保険法を改正することを表明しました。一歩前進と言えますが、野党3党の提案は1
8歳未満の子どもが対象であったのに対し、昨日来の新聞報道によりますと中学生まで
と範囲が狭まったようです、課題を残しています。社会保障費抑制路線の中で2000
年に国保法が改定施行されまして、保険料を1年以上滞納したら保険証の返還が求めら
れることになりました。結果として病院の窓口で10割負担しなければならないため、思
うように医療にかかれない国保難民を生み出しました。自治体によっては独自に救済し
ているところもありますが、その対応はまちまちで、香美市においても検討しなければ
ならないことが少なからずあるのではないのでしょうか。以上のことからお伺いいたしま
す。

香美市のここ3年間の被保険者資格証明書の発行状況をお聞きいたします。

次に、10月10日付けの厚生労働省の通達を市はどのようにとらえられているかを
お聞きします。資料に通達の一部を、別添1という資料を次のページにつけております
ので⑤という資料をごらんになってください。まず、これが10月30日付けの各自治
体に対する通知であります。その被保険者資格証明書を交付するまでについての留意
点ということでその予防的、被保険者資格証明書を極力発行されないように可能な限り、
その(1)予防的対応のところでも可能な限り滞納者との接触を図り、その実態把握に努
めること。滞納者の相談機会の確保に努めることとか、②で短期被保険者証を活用する

こと、(2)で養育環境に問題のある世帯に対する福祉的な対応が求められていること、また緊急的対応としての短期被保険者証の交付などが列記をされています。これは概要版ですけれども、私の手元にある資料に詳しいのがありますのでちょっと一部ご紹介しますと、「被保険者資格証明書については事業の休廃止、病気など保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。そして、子どものいる世帯に対しても機械的な運用を行わないこと。また、その被保険者資格証明書が交付されるに当たっては、可能な限り文書だけでなく電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めること。短期被保険者証は、短期被保険者証を経ずに被保険者資格証明書を交付しないこと。」こういうふうな通達が厚生労働省から来ております。そこで、この通知を担当課において、市において、またどんなふうに応用されているのかをお聞きいたします。

次に、こうした通知や国保法の改正など国保をめぐる状況が刻々変化してきておりますが、今後市においてどうやって対応されるかお聞きをいたします。新聞の社説によれば、「こうした強制力のない通知で状況が大きく改善されるとは思わない。」と述べていますし、法を改定するだけして後の運用や対策は自治体に任されているということにより、自治体によって悩みは深く、かなり温度差があります。国民皆保険を保障するのは国の第一義的な責任であると思っておりますけれども、自治体としてもそのすき間を埋める方向で動かななくてはならないのではないのでしょうか。

次に、B4版の資料をごらんいただきたいのですが、これは高知県下の被保険者証の発行状況を、国保の発行状況を一覧表にしたものであります。米印をつけているところを見ながらお聞きいただきたいのですが、真ん中辺の17番の香美市と22番の香南市の短期被保険者証と被保険者資格証明書の発行状況を比較してみてください。滞納世帯に対する短期被保険者証発行率が、香美市が38.51%、香南市が76.71%です。逆に被保険者資格証明書は、香美市が46.75%で香南市が12.33%となっています。他の市町村と比べても香美市は被保険者資格証明書の発行率が上位にランク付けされています。さまざまな事情もあり一律に言えないかもしれませんが、香南市は被保険者資格証明書にいくまで可能な限り短期被保険者証で対応するという姿勢をとっているのではないのでしょうか。また、厚生労働省の通知には全国の市町村の取り組みを参考例として列記していますので、本市も対応の改善ができるところはこれに倣うべきでないか。

もう1点、通告した時点から状況が変わりましたのでつけ加えてお聞きしたいのですが、国保法の改定により子どもの無保険の年齢上限が15歳までとなった場合、市としてどのように対応されるか、16歳から18歳までの子どもに対してどうなのか。自治体によりましては18歳まで保険証、短期被保険者証を発行しますよ、あるいは正規の保険証を発行しますよという自治体が全国的にはふえてきております。申し添えておき

ます。以上が無保険の子ども等の質問であります。

続きまして、地場産業、雇用の確保についてお聞きいたします。

土佐山田町にあるセイレイ工業は、ご存じのとおり前身は協和農機で、昭和52年に岡山県のヤンマーグループの傘下になった農機具メーカーとして名前の通った会社です。現在、岡山県の本社で小型コンバインや耕運機の製造、高知県では大型コンバインの製造をメインにしており、南国工場でつくった部品を土佐山田工場で組み立てをしております。正規雇用の社員数が南国の工場のほうで250人、土佐山田工場では約200人、ほかにも多数の非正規雇用、派遣労働者が働いているとのことでもあります。現在、農業の衰退、特に稲作は厳しく、また不況の影響等により本社ヤンマーグループで合理化計画が持ち上がり、今年2月、メインの大型コンバインの製作を岡山の本社に引き上げ、セイレイ山田工場は閉鎖するという話が持ち込まれました。そうなれば大幅な合理化、リストラにつながり、また下請の会社やその労働者への影響、ヤンマーの農機を販売している会社への影響、また購買力の低下、地域経済にもたらす影響ははかり知れません。本社からの提案は労働組合との交渉により今のところ中断しているとのことですが、アメリカに端を発した金融危機は今日本経済に深刻な打撃を与えており、労働者の間ではまた合理化や工場閉鎖の話が出るのではないかと不安が強まっております。安定した仕事こそ市民生活の基盤です。自公政権は財界の要請で労働法制を規制緩和し、不安定雇用を多く生み出し、働く貧困層などをつくり出しました。そしてこの年末には多くの派遣労働者らが雇いどめに遭い、解雇と同時に寮を追い出され所持金数百円で路上生活やネット（カフェ）で生活をしている人が少なからずいます。こんな世の中でいいのか、こうした状況がテレビ等で報道され、企業の社会的責任や政治の役割が今厳しく問われていると思います。以上のことからお伺いします。

セイレイ工業の土佐山田工場は、（旧土佐山田）町が専売公社の跡地に熱心に誘致した経過があります。以来、地場産業として地域に根づいており、市に税収ももたらしめています。本社が言うようにメインの大型コンバインの製造が本社に引き上げられたり、土佐山田工場が閉鎖されるということになると、労働者の生活不安はもとより地域がますます疲弊することにつながりかねず、香美市としても大きな損失になります。市として聞き取りなどを行い、雇用確保の申し入れなどを行うべきでないかお尋ねいたします。

最後に、妊婦健診費用助成の拡大についてです。

政府は、追加経済対策として妊婦健診の無料化を盛り込みました。国庫補助制度を新たに設け、妊娠から出産まで必要とされている14回の健診のうち9回分の2分の1を国庫補助するというものです。残りの5回分は、地方交付税を措置されているから地方自治体の判断でということになっています。新制度は十分ではありませんけれども、保険がきかないため健診費用を捻出できず、臨月まで病院に行かない妊婦さんや妊娠を諦める例もある中で一步前進であります。香美市では、昨年妊婦健診の無料化が2回から5回に拡充されました。この国庫補助は当面2010年度までの時限措置となっていま

すが、財政的な裏づけのある分だけでも少子化対策として全面的に実施するよう予算化できないかお伺いするものです。この、私の持っている資料によりますと、今申しましたように5回までは、市町村に対してその地方自治体（地方交付税）で措置をしているから、ここの5回から上乘せ分が、9回分に対する2分の1の裏づけがあるということで、あとは市町村が2分の1ということになりそうですが、これはどうなのでしょう、自治体によっては、例えば7回まで全額見て、あとの2回はもう諦めるとかいうふうな自治体も出くるのでしょうか。どういう運用のされ方をするのか、要綱などがわかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。大岸議員の、私のほうからは田母神前幕僚長の論文に対してさまざまな、大きく言えば2点のご質問がございましたので、その点につきましてお答えをさせていただきます。

この質問につきましては、昨日も久保議員からご質問がございましてお答えをさせていただきました。私自身昨日も言いましたが十分にこの論文を読んで、また同時にそれと憲法とを照らし合わせてどうこうとか、そんなところまでの認識もございませんし、そうした学も持っておりません。そういう意味でただ新聞あるいはテレビ等、マスコミ等で言われておることを私なりに個人としての考え方を昨日も述べさせていただいたわけでございますので、そういう意味で今回のこの論文が憲法違反ではないか、憲法を逸脱した行動ではないかというふうなご質問でございますが、さまざまなこの論文に対する論評もあるわけでございますので、私がここで憲法違反であるというふうな、先ほど言いましたようにそうした知識も持ち合わせておりませんので、そうしたことはお答えができません。

また、制服組の発言力が強まっているのではないかというふうな趣旨の質問であったと思いますが、昨日の夕刊でございますか、防衛省の改革基本方針が出たということで新聞にも載っております。これには制服組の権限強化ということで載せてございますが、こうした記事を読みましても今回のこの論文とあわせていろいろな中で防衛省の改革がなされていくべきであるというふうにご考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） おはようございます。大岸議員さんの1回目のご質問にお答えをしたいと思います。

1995年、当時の村山首相が、植民地支配と侵略によってアジア諸国の人々に多大の損害と苦痛を与えたということを談話で表明いたしました。この立場は現在の麻生首相も踏襲するというふうにご聞いております。日本は過去において、みずからの権益を確保するためにアジア諸国を侵略し植民地化したということは、一般常識として理解され

ており、私もそのように認識をしているところです。教育において今後、戦争が国民の暮らしや生命の犠牲の上に行われていたこと、また過去の反省の上立って戦争を二度と繰り返してはならないこと、そういったことについて児童・生徒にしっかり考える場をとっていききたいと。また、同時に平和の大切さ、そして平和は、じっと何もしないで与えられるものではないということについてもじっくり考えさせていききたいということをおもっています。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） おはようございます。それでは、大岸議員の新しい保育メカニズムによる影響と対応についてのご質問にお答えをします。

まず、新しい保育メカニズムに対する市の見解ということですが、新しい保育メカニズムは、あくまでも子どもの健やかな発達のための仕組みづくりでなくてはならないと思いますが、市としては保育園運営に当たっては児童福祉法に基づかななくてはならず、国の動向を見守りながら慎重に対応する必要があると考えてます。

次に、通達、指示はあっているのか、また県のスタンスはというご質問ですが、現在、国からの具体的な通達や指示はあっておりません。県のスタンスにつきましては十分に把握しておるわけではございませんが、県も「保育の公的品格を踏まえ、慎重な検討が必要なので国の動向を見守っていく。」と聞いております。

また、実施された場合の影響、対応についてですけれども、児童福祉法が改正され実施された場合、今、保育所に求められている子育て支援としての役割や機能を重要視した市の保育運営の慎重な検討が必要になることが考えられます。このことにつきましても国の動向を見守りながら慎重な対応をしていききたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。大岸議員のご質問にお答えします。

まず、被保険者資格証明書の発行についてですが、年度実績については次の年の出納閉鎖後の6月1日現在で調査したものでお答えをさせていただきます。平成17年度は354世帯、平成18年度は295世帯、平成19年度は287世帯です。

次に、厚生労働省からの通知については、香美市においてはこれまで、ほぼこの通知どおり処理されてきていると考えています。他の市町村では短期被保険者証の期限切れ後は何の通知も送付せずに全くの無保険になる方がいるようですが、香美市では短期被保険者証の期限前に期限の切れることのお知らせとともに被保険者資格証明書を送付し、無保険にならないような対策をとってきています。被保険者資格証明書は、医療機関で一たん医療費全額を支払わなければならないので無保険と同じような状態ではありますが、全くの無保険ではないと考えております。

そして、市としての今後の対応ですが、今後もこれまでと同様の対応をしていききたいと考えております。ご質問の中にもありましたように、ここ数日、国でちょっと動きが

ありまして、先日というかきのう、厚労省から県を通じてメールが来ておりましたので、国民健康保険法の一部を改正する法律案が国会へ提出されて、今国会中に成立の見込みであるということですので、法律の概要を提供させていただきたいと思います。それは、「中学生以下の者には被保険者資格証明書を交付しない。被保険者資格証明書交付世帯に属する中学生以下の子どもには有効期限6カ月の短期被保険者証を交付する。施行日は平成21年4月1日。施行後速やかに、被保険者資格証明書交付世帯に属する中学生以下の子どもには有効期限6カ月の短期被保険者証を交付し、世帯主等の親に対しては引き続き被保険者資格証明書を交付する。」といった法律の概要です。追加の質問で、中学生以下の者には短期被保険者証を交付するという事で、それ以上、例えば高校生はどうなるのかというご質問ですが、この法案が通れば中学生以下については短期被保険者証の交付が必要になってきますが、高校生については被保険者資格証明書ということになると考えております。この法案が通過すればですけれども、香美市としても改正されたとおりに統一した対応をしていくことになると思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 大岸議員の地場産業、雇用の確保についてお答えいたします。

土佐山田町内にあるセイレイ工場の撤退が危惧され不安が広がっている。市として聞き取り調査や雇用の申し入れなどをすべきではないかとお尋ねでございます。農機具販売の下降や世界的に景気が不況な時期でもあり、香美市から企業撤退となりますと市としましても大きな打撃となります。本年10月27日に別の要件で当市に訪問をいただきました本社のセイレイ工業株式会社社長のお話によりますと、「撤退はない。」とのことでした。現在、製造部は岡山県、南国市、土佐山田町に3工場がありますが、岡山県では小型の農業機械の生産、高知県では大型の耕作機械など、特に米作用の機械を生産しているとのこと。国内の農産業は縮小にありますが、世界的に見ると米産業は成長産業であり、東南アジアの米産業が成長するまで我慢強く経営するとのことでした。「今後は3つの工場の合理化を行うので工場内に多少のスペースは生じるかもしれませんが、閉鎖や撤退はない。」と伺いました。現在でも関連会社が入っておりまして、その会社とも交流の場がございますので情報をいただいておりますが、今後も逐次情報を得ることや会社訪問もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） おはようございます。大岸眞弓議員さんの妊婦健診費用の助成拡大についてお答えいたします。

現在、5回助成していますが、国の補正予算が可決すればすぐに14回助成するように準備をしております。要綱等が示されておるかというご質問についてですけれども、

何もまだ示されておりません。受診券の様式案がようやく届いたところです。補正が可決し次第、個人通知をするように準備をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。2回目の質問を行います。

市長にご答弁をいただきました。先日久保議員へのご答弁と余り変わりのないお立場ということで、新聞等の評論の中で大体自分もそのような、ご自分もそのような認識というふうにとめました。そこで、憲法や法令、その制服組の発言力が強まるということについてなんですが、憲法とか法令で制服組の政治への関与を否定している、今の規定づけのその意味は何かということについてなんですが、市長は防衛省の改革はなされていくべきというふうにおっしゃったのですが、どういうふうに改革をされていくのかがとても重要であると思います。その政治の中で制服組の発言力が強まることの危険性について、1回目でご紹介しました東大名誉教授の石田氏はこのように自衛隊の最近の質について述べまして、「振り返れば軍事型発想が支配的だった軍国日本では、軍人が首相を暗殺し」、これは五・一五事件のことですね。「そして軍隊が自国及び外国の政治指導者を殺し」、これは二・二六事件、張作霖爆殺の事件です。「そうやって戦争への道を歩んだこと、軍内部での人間性抹殺の訓練とが表裏の関係をなしていた。もし田母神論文のように旧日本軍の戦争がすべて正当なものとして肯定されるということになれば、このような歴史から何も学ばなかったことになる。集団的自衛権を認める解釈、改憲がされると、米国のために戦える軍事組織に自衛隊が変質することになる。」というふうに警鐘を鳴らしています。靖国神社参拝などいつもアジア諸国の間で問題になりますが、そうした政治家の行動とか歴史認識について政治首脳部の発言が注目をされているわけですが、もし日本が村山談話の立場を翻して田母神論文のような立場でこれから外交しますと世界に向かって表明したらどういうことになるのでしょうか。それこそ日本は国際社会の中で孤立してしまうのではないのでしょうか。これはまだもう1つ、政治の底流の中にあるものとして、1978年に当時の統合幕僚会議の、統合幕僚会議議長が雑誌の誌上で、「有事の際は首相の防衛出動命令前にも超法規的な行動があり得る。」と発言して、文民統制に反するとして解任されたという事件があります。解任はされましたけれども、しかしこの事件をきっかけに政府与党の間で有事法制の研究が進みまして、法制化につながったということがありまして、私は今回のことを通してこういうふうに行くのではないかという懸念をしておりますが、そしたら、ゆうべ帰りましたら夕刊にさっき市長からご紹介のあった記事が載っておりますびっくりしました。どういうふうに、守屋事務次官の一連のその不祥事を受けて改革するはずのが、自衛隊の運用に関しては抑制的に管理する時代からの的確に運用する時代に変化をしているというふうになっているので、この解説によりますと、その基本方針では防衛省設置法と防衛省組織令が規定する自衛隊の行動の基本に関する事項を運用企画局から統合幕僚幹部

に移す。これにより武器使用基準などの自衛隊行動の立案や、ほかの府省や与野党幹部との調整、米国や国連との協議で制服組が主導権を握ることが予想される。部内の中からも唯一の武力組織である自衛隊の運用を制服組に任せていいのか。こういう流れになってきているということ認識しなくてはいけないのではないのでしょうか。そして、歴史認識の問題は国民一人一人に問われている問題と思うのですが、ドイツのワイツゼッカー大統領が1985年5月8日、ドイツ敗戦記念日、戦後40周年を記念する連邦議会で、この演説は有名でありますけれども、このように演説しました。「過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも目を閉ざすこととなります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。5月8日は心に刻む日であります。心に刻むというのはある出来事がみずからの内部の内面の一部となるよう、これを誠実かつ純粹に思い浮かべることあります。そのためには我々が真実を求めることが大いに必要とされます。」、このように述べまして、これが世界じゅうに反響を呼んで、ドイツでは教科書に取り入れられ、日本でも新聞の論説で引用されたり教科書になっているところもあります。この演説のような立場で私たちは今考え行動することが、世界の中でも求められているのではないのでしょうか。さっき教育長が「平和はそのままではつくることができない、やはり日常生活の中で、教育の中でも希求していかななくてはならない。」というふうにご答弁くださいました、そのとおりだと思います。こういう立場に立つことがとても大事であると思います。これを申し上げたいと思います。先般（京都府）綾部市のほうへ視察に行きましたときに、（京都府）綾部市では日本で初めて世界連邦都市宣言を行っている市であることが紹介をされております。これは市民の手づくりで平和に関する劇をすとか、市民憲章でも第一に平和の願い、祈りのあるまちにしようということで、子どもたちも国際的な文化交流を行いまして、恒常的に平和に関する行動や教育を行っている市でもあります。これにも学ぶところがあるのではないかと。先日の久保議員へのご答弁で、市長は個人的な見解を述べたものであるので特に私のほうから平和のことを日常的に言うあれはないというふうなご答弁だったんですけども、ぜひ市としてこの（京都府）綾部市のように市是としてこういう新たな平和教育、そういうのを社会教育の中にも学校教育の中にも今後も取り入れて推進していただきたいと思います。それについての見解をお尋ねいたします。

保育についてですが、幼保支援課長、今おっしゃったように文字どおり児童福祉法にのっとって保育していかなければならないという、そのお立場は表明していただきましたので、何ですが、おっしゃったように児童福祉法が変わるんですね、この新しい保育メカニズムになると。そこが一番の問題だと思いますが、必ず児童福祉法が変わるといろんな必置基準などが規制緩和をされまして、子どもたちに無理がいくようになると思うんですね。そしてまた保護者にも無理がかかる。やっぱり市としては、法律が変わってしまったら市町村としてはもうやむを得ない部分もあるんですけども、その中でも市としてどのように今までの保育水準を保ってやっていくか。またそれから、もし機会が

ありましたら、特別な指示などはまだないということですが、今、新聞報道を見ていますと検討中なんですよね。で、細かいことがまだこれから決まっていくと思うんですけど、ぜひそういう意見を述べる場がございましたら、この新しい保育メカニズムについては非常に懸念があるというふうに立場を表明していただけないか。そのことをお伺いをしたいと思います。

国保と無保険の関係ですが、保険課長、その厚生労働省の通知どおりやっているとおっしゃいました。ところが、さっき数値でご紹介しましたように、香美市、香南市だけの比較の中で申し上げるんですが、同じように滞納世帯の数は似通っているのに被保険者資格証明書と短期被保険者証の発行数が逆転しておるということの裏には何があるかということをおもうわけですね。さっきお示ししました資料と同じところからいただいておきます資料で、ちょっと取り組みの違いについて内容のわかる資料がありますので、これはアンケート形式でやったものですが、被保険者資格証明書について、「被保険者資格証明書は発行していますか。」という設問があるんですが、「発行している場合、滞納者に占める割合をお答えください。」のところで、香美市は77.4%、香南市は9.5%、そして「被保険者資格証明書の発行除外で配慮している点がありますか。」、国の基準どおり実施をしているのが香美市で、香南市のほうはその自治体でできることとして独自に配慮して、次の場合はその交付対象から外していると。母子、父子などのひとり親世帯、就学前の乳幼児等については過年度分の滞納がある場合においても正規証を交付するようにしている。福祉医療の対象者についても同じ。こういう通達に対して、市民が目の前で困るだろうというふうに判断した場合は、ある程度幅をきかせてこういう柔軟な対応をしている。こういうことが、今とても困窮世帯がふえてきておりますので、こういうことを市としてやれないものかどうかお聞きをしているわけです。そして、短期被保険者証発行の基準につきましても、香美市のほうは分納誓約を忠実に履行している場合、契約内容と納入額に応じて発行する。分納誓約をしていない場合、滞納となっている期別の1年後の納付期限まで発行するというふうになっておりますが、香南市のほうは滞納国保税を毎月納付の場合、1カ月延長、主たる収入が年金の場合が2カ月延長、滞納額の半額を納付した場合6カ月延長、こういうふうに取り組みの違いが数字、調査結果に示されております。ここのところをお聞きをしたかったわけなんです。そして、教育厚生常任委員会の質疑でもお聞きをしたところですが、訪宅とかそういうことはやられてない。収納管理課があるんですが、現課としてはやられてない。けれどもこの通達は可能な限り訪ねていきなさい、電話もして、短期被保険者証で可能な限り対応しなさいという対応なんですね。実態の把握をしなさいと。これについて、やはりもう少し改善できる点があるのではないか、その点をお聞きしたかったわけです。

それから、無保険の子どもの救済で、今の国の国保法の改正が通ればということで保険課長おっしゃったですけど、けさの新聞だったと思いますが可決されたことが載っております。それで、もうそのようになると思うんですけども、私はこれを見たとき

に、野党提案で18歳までになっていた。国が今度決めたのは15歳まで。ところがその提案は、子どもには保険料滞納の責任がないということの一致点でこの法律に結びついてる、法改正に結びついてるんですが、そしたら18歳までは子どもと言わないのか。例えば、1つの世帯の中で中学生と高校生の子どもがいた場合、病気になって、16歳までの下の子は救われるけれども17歳から18歳までの子は保険証がなくても我慢しなさいというふうな、1つの世帯でそんなことになるのか。ここはやっぱり市の柔軟な対応で18歳までと、国の制度ができましたので、（香美市で無保険の）40人の子どものうちどれぐらいが該当するかわかりませんが、それぐらいの対応はしても財政的にはそんなに大きな負担にはならないのではないかと思うんですね、この点をお聞かせいただきたいと思います。市として18歳までもう通常の保険証を発行しますよという自治体がたくさんふえてきてるんですね。この間の、10月30日に通達が来てから以降だけでも、私が知っている限りでも新たに十余る自治体がそういう被保険者資格証明書から短期被保険者証、正規の保険証への発行に取り組んでおります。そういうこともかんがみて再度見解をお聞きしたいと思います。

地場産業雇用対策についてですが、本社から事情はお聞きになったということでお聞きをいたしました。今現在岡山県の工場で小型のコンバインをつくっていると。高知県のほうで大型コンバインをつくっている。大型コンバインだけではないんですけども、その他のものもつくっておりますが、そのメインを持っていくという話、大型コンバインの製造を持っていくという話がされたようなんですよ、そのあたりがどうなのか。それから、岡山県のほうにそのメインを持っていっても、「岡山県の工場はレイアウトが小さいので大型のコンバインを製造できるようになってないから、そのメインを引き上げるメリットはないのではないか。」というその現場の声もあるようなんです。そういうことからして合理化をするというその計画が、どうもそのまますんなり行われていいものかどうか、これに関しましては南国市のほうも非常に影響がありますので、場合によりましては南国市の担当課とか市長さんとか連携をして、それからまた450人の雇用といいますと高知県下でも大変大きな雇用を創設していると思う、県下的にも影響が大きいと思うのですが、県知事に対しましてでもですね、この雇用対策法第1条に「労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。」、こういう取り決めがあるんですが、これに基づいて適切な行政指導を行うように要請をしていただきたいと思うものです。それについてお聞きしたいのが1点と、香美市はテクノパークに県外企業を誘致しております。固定資産税とかの優遇、県と一緒にしまして。それから工業用水等も整備して迎えたわけですが、それにはやはり地域の振興、工科大学との連携、地元雇用創設などの期待がかかっていると思うんですけども、今回全国的に起きているように不況になったからといって、ほんならもう県外、本社へ帰るといふふうと言われて、市としてそのままはい、そうですかというわけにはいかないと思うんですね。そのあたりの対応については、テクノパークとの関係もち

よっと取り決め、ルールなり、企業と市との間で何らかの契約にうたうなりとかいうふうな方法を、テクノパークの関係はどうなっているかわかりませんが、そういうものも必要ではないかというふうに思いますが、お聞きをするところです。

それと、妊婦健診の14回実施については早速取り組まれるということで、本当にありがとうございます。ちなみに費用はどれぐらいかかりますでしょうか、それをお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

防衛省の改革すべき方向といえますでしょうか、また同時に平和教育等についての再質問でございました。昨日の夕刊には防衛省の制服組の権限強化ということで、これに至ったのはやはり先ほど大岸さんが言われましたが、前事務次官の汚職事件を初めそうしたことの中で新たに背広組よりはやはり制服組への移行ということで、こうした基本方針が出されている中で今度は反対に制服のほうの中でのこういう論文が出たということで、ちょっとちぐはぐな感じも素人ながら受けます。今回のこのいわゆる田母神氏の姿勢というものがやっぱり問われるべきだろうと思うんです。これも新聞の受け売りになりますけれども、田母神氏自身がいわゆる幕僚学校長時代に自分の考えが主なることの中で歴史観であるとか国家観あるとかいうふうな形の教育を実施したということもお聞きをしておりますが、そうしたことも今回の事件をもって防衛大臣は見直しをするともされております。また同時に、1つ大きなことはやはり日本は国民によって、選挙によって、政治家を国会へ送り出しているわけです。その政治家がいわゆる自衛隊の制服との調整をなすためにシビリアンコントロールが、文民統制がなされているというそういう仕組みができていたわけですが、その仕組みの中でいわゆる制服組の逸脱した方向が出てきたということが一番大きな課題であるのではないかと。文民統制の1つの大きな効果というのは、やっぱり自衛隊の単独判断とか単独行動を許さないという、そういう機構はずななんです。それがシビリアンコントロールだと思うんですが、そうしたものが崩れていっておるといことがよく言われておりますので、そうしたことをきちっと改革をし、そして修正をするということは大きなことではないのかなという思いがしております。そういう意味では今回の田母神氏のことは大きな警鐘であると、そうしたことを改めて検証をする必要があるというふうに思います。これは蛇足ですが先日クローズアップ現代で、ちょうど2日ぐらい前ですかテレビでやってましたが、その中で防衛大の初代校長の槇氏の言葉の中に「服従の誇り」というのが防衛大の初代校長の大きな1つの、何と言いましようか方針だったそうです。「服従の誇り」というのは、普通服従すれば屈辱というふうな形と思いますが、「服従の誇り」という言葉をその防衛大の初代校長は1つの大きな自衛隊の隊員を養成する上での方針というか、そうしたものにしていたそうです。「服従というのは国民の声に対して服従をする、そのことが我々の誇りな

んだ。」ということ saying it.」ということ saying it. 確かにそうかなと、やはり国民というものが一番基本、基礎になければならないのではないかなということ saying it. をそのテレビを見ながら、私自身がそんな思いをいたしました。おごり高ぶらず、やはりそうした基本姿勢を持つことが大事ではないかなというふうな、素人ながらこんなことを思いました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

今回の考え方につきましては、確かに児童福祉法の改正を伴いさまざまな緩和措置が示されていると思いますが、この考え方の中で保育サービス提供の仕組みの検討のうち地域特性への配慮という項がありますので少しご紹介します。「待機児童がいる都市部と過疎が進み厳しい財政状況の中でやっと保育機能を維持している地域とでは、問題の質や取り組むべき内容が異なることに留意した対応が必要である。とりわけ少子化が進行している過疎地域においては、地域の保育機能や子育て支援機能の維持向上が図られるように実情に合わせた柔軟かつ質を担保した適切な支援を行う必要がある。」というふうに、この考え方の中でも示されております。ご指摘のようにそういった機会がありましたら、このことにつきましても十分に配慮してもらおうよう要望していきたくて思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、法案ですけれども、きのうテレビで法案が全会一致で可決したというように、ちらっと自分もテレビで言っていたのを見たんですが、多分委員会でだと思えます。国会というか最終的な可決はされてないと思えます。それで、まずこの法案が可決されて施行されたらこのとおり香美市でも、法案どおり統一した対応をしていくことになるというように考えております。

ご質問の高校生の関係の問題ですが、この通知にありますように緊急な対応として子どもが医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、保険税を納付することができない特別な事情に準ずる状況であると考えられる場合に短期被保険者証の発行はこれまでどおり行いますので、高校生であっても、これは子どもに限ったわけではないですので、大人も同じように緊急の場合には短期被保険者証を発行しておりますし、今後も発行する予定です。

それと、先ほどご質問の中にありました他の市町村がもう実施をしております、乳幼児とかひとり親などに1年間の短期被保険者証を交付している市町村があるようですが、そういった場合には正しく国保税を払っている者が滞納世帯になる可能性もあるという

ように考えます。乳幼児のいる世帯で他の市町村で滞納世帯であった方が香美市に転入してきて、「滞納すると被保険者資格証明書になる。」ということでお話をさせていただいたら、「そういったことは、市によって保険証の発行が違う。」ということをお話をさせていただいたら、香美市では国保税を支払うようになっているという実例もありますので、香美市の現在の処理システムが今は最善だと考えております。そもそも国保税は、何回もお答えさせていただくんですが所得に応じて税額が決定されておりまして、所得の低い方にはその世帯の所得に応じて軽減制度があり、所得の低い方には低いなりの保険税になっております。まず国保税を納めていただくことが優先されると考えております。この厚労省の通知にもありますように、国民健康保険においては収納率の向上は保険運営上極めて重要であり、運営を預かる保険課としては第一に考えなければならぬというように考えておりますので、滞納者については滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めることが必要だと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

1点目のセイレイ工業の合理化の詳しい内容については、十分把握しておりませんので、南国市、県とも連携いたしまして臨みたいと思います。

2点目のテクノパーク工業団地での譲渡契約は、高知県ではありますが、将来的に撤退の心配がないわけではございませんので、特に企業へのアフターケアを十分にすることが大事だと言われております。企業訪問も積極的に行い、企業の情報を得ながら企業誘致を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） （妊婦健診）費用負担についてのご質問にお答えいたします。

1回目の助成が1万3,000円助成、2回目から14回目までが6,000円の助成ということを経営のところで言われてきております。先ほども申しましたように国のほうがまだ何も決まっておりませんので、予算は、平成21年度当初予算には計上しておりますけれども、それ以前についてはまだ不確定な要素がたくさんございますのでお含みおきくださいませ。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸です。3回目の質問を行います。

市長、田母神問題では踏み込んだご答弁ありがとうございました。

保育メカニズムについてですが、もう余り言いませんけれど、この保育所改革の裏に何かあるかっていうのを、その小泉構造改革以来もう特に急速に公のその仕事の民営化、

指定管理を含め民間委託とかがもう矢継ぎ早に導入されてきました。どの分野も効率一本やり、利潤追求が第一になってきているわけですね。保育にこれを導入するとどうなるかということをよく考えておかないといけないと思います。今地方自治体はこれまでの構造改革路線というものがどうであったかというのは、自治体としてもやはり振り返って総括する必要があるのではないかと考えています。東京都にハッピースマイルというこの構造改革路線の中で出てきた認証保育所があります、東京都の認証しました。そこが企業参入ということで9月に開設して10月31日に突然閉園してしまったんですね。そしたらもう電話一本であしたから保育所がなくなりますという、保護者は通知を受けて大混乱という、それで認証を取り消したとかというふうなことがあります、認証を取り消して済む問題ではないですよ。公が手を引くということはこういうことが起こってしまうわけですね。そのあたりも私はぜひ一度その保育関係者の中で、こういうこの新しいメカニズムについてよく勉強会なり周知、研究をする必要があると思うんですが、幼保支援課長、その辺どうでしょうか。

国保の問題を最後に申し上げて終わります。

その「緊急の場合は例外的に短期被保険者証を出しておく。」というふうに今言われました。それから所得に応じて所得税が決まっておるんだから、低いなりの国保税になっているから払っていただかなければならないと、それはそのとおりでなんですけどその国保税が高過ぎるんですね、本当に支払い能力を超えた国保税を支払っております。それは国が負担割合を引いたために、それは自治体と被保険者にかかっていることなんですけれども、例えばこの前もちょっとご相談を受けた方で、月10万円ぐらいの収入で子どもさん3人おられて、保育料も保険税もよう払えずに今被保険者資格証明書になっている方がいらっしゃいます。納付誓約をしているのでそれを守ってくれたらいつでも短期被保険者証を出しますよというふうなことやったんですけども、払えないんですよ。そこをやっぱり、特別な事情がある場合の中に恒常的に収入が低いということが入っていないんですね。とても無理がいつている、払えないということをおわかっていただけないでしょうか。香美市在住の商売をされている方から営業不振で売り上げが落ちて、やむなく国保税を滞納して被保険者資格証明書になったと。子どもが2人いて、もう1年間病気になったらどうしようと思ってびくびくしながら過ごしたと。緊急的には出さずんだとおっしゃるんですけど子どもは夜中に病気にもなったりしますし、まず役場（市役所）へ行かんと病院にかかれんとかいうふうな状況がないように、香美市の場合、件数はそんなに多くありませんので、その子どもさんのいる家庭については、そのあたりをもう少し枠を広げた考え方にできないかお伺いをしまして、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

確かに議員のご指摘のように、ある日突然保育所がなくなるということは住民生活に非常に大きな影響を与えるものだというふうに思っています。現在、香美市におきましてはすこやか子育てプランに沿った運営を進めておりまして、公的保育としての運営を実施しているわけです。ご提案のような保育関係者に周知を図るために勉強会等をとということですが、機会をつくって研修会、勉強会等の検討もしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えします。

（子どものいる家庭の）枠を広げる対応をとということですが、この改正された法律が通れば枠が広がるというふうには考えております。

それと、夜間での急な対応ということですが、申し出によって対応しておりますので、夜間など急な対応はできません。あくまでも市の窓口において申し出により対応が可能と考えております。夜間や休日などの場合は、一たん医療にかかっていたら、後日市の窓口での申し出によって短期被保険者証の発行になるというふうに考えております。法改正以外での枠の拡大ということは考えておりません。今までどおりの処理をしていきたいと考えます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時37分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡。最後に一般質問を行います。一般質問3日目でございますが、さぞお疲れのことと思いますが、いましばらくおつき合いを願いたいと思います。

私は男女共同参画プランについて、人権教育及び人権啓発の推進についてを質問いたしますが、まず最初、男女共同参画社会の実現に向けて香美市プランが策定されまして、本年4月1日からこれの実施がされております。特に男女共同参画推進委員さんの協力を得ておるわけでございますが、このプランは3年後に見直しをするということでございますが、その環境は整備されつつあるかということでございますが、4月以降にどのように実施をされたか、以下のことについてお尋ねをします。

1番目に、素案の内容に載っておりますが、1番、家庭、保育、学校、職場、地域、行政の役割がそれぞれあるわけでございますが、特に行政の役割についてその協議をする場が庁内組織の中につくられているかということをお尋ねをします。

2番目に、ドメスティックバイオレンス、DVに対して、啓発を進めるとともに相談窓口を充実させ、情報啓発に努め、また関係機関と連携し速やかな保護などを行う体制づくりに努力しますとありますが、どうでありますか。

3番目に、審議会等、意思決定の場への女性の参画を推進しますとあるがどうか。

4番目に、モデル事業所の設置を推進し女性の人材育成を支援しますとありますが、どうですか。

5番目に、市男性職員にも育児・介護休業制度が所得できることを知らせ、希望者が取得しやすいよう職場の環境整備を整えますとありますが、どうでしょうか。

6番目に、庁舎内におけるセクシャルハラスメントの防止など男女ともに働きやすい環境づくりを進めますとありますが、どうでしょうか。

次に、人権教育啓発推進のことでございますが、1番に、現在、市の公共施設の場所に人権啓発ののぼり旗が立てられております。これを香美市企業等人権啓発連絡会に加入している企業の施設への設置をしたらどうか。

2番に、人権教育及び人権啓発の推進に関する行動計画の策定の進捗状況についてお尋ねをします。

3番に、全国人権・同和教育研究大会が11月29日、30日に奈良県内で行われましたが、本市の参加状況についてお尋ねをします。特に山田小学校の実践報告がされましたが、参加してのこの感想についてお尋ねをいたします。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 山岡義一議員の男女共同参画プランに関する1点目から4点目までと、人権教育及び人権啓発についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、行政の役割について協議する庁内組織についてでございますが、社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は緊急な課題となっております。本市においても男女共同参画、支え合いのまちづくりのために、ひととひと思いやりプランを策定し、市民と行政との協働により男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。このプランを推進していくためには全庁的な取り組みが必須条件であると考えます。庁内の組織化について協議して取り組んでいきたいと存じます。

2点目の、DVに対する啓発については、広報やチラシ等で実施しています。相談窓口としましては福祉事務所を拠点として個人情報の有用性に配慮しつつ、高知県女性相談支援センターを初め警察署ほかと連携をし、高知県女性相談支援センター発行のDV被害者のための電話相談や相談窓口を知らずカードを女性トイレほか人目を気にせずに手に取れる場所に設置いたしまして、情報の発信に努めています。

3点目の、香美市の審議会等の委員の男女の割合は、4月1日現在で委員総数738人、うち女性219人、割合は30%であります。今後、まず40%を目指し、審議会等の事務局等に女性の参画を呼びかけて推進をいたしたいと存じます。

4点目の、モデル事業所の設置についてでございます。市内の事業所において現在女性の人材育成に取り組んでいる事業所もありますが、今後の課題であります。行政の役割として関係課や市男女共同参画推進委員会、企業等人権啓発連絡会や関連機関等との連携により、モデル事業所設置を推進して女性の人材育成を支援していきたいと考えています。

次に、人権教育及び人権啓発の推進についてでございます。

1点目の、のぼり旗に関しましては、平成14年3月に策定された人権教育・啓発に関する基本計画は、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することの重要性を指摘するとともに、生命の尊重、命の尊重と、尊さや大切さや、自己をかけたがない存在であると同時に他人もかけたがない存在であること、他人との共生、共感の大切さを真に実感できるよう啓発を推進する必要があるとしており、まさに思いやりの心、かけたがない命を大切にすることを国民一人一人の心に訴える啓発活動が求められています。本市においても、「育てよう一人一人の人権意識、思いやりの心、かけたがない命を大切に」の標語を人権啓発ののぼり旗として立てています。啓発を広めることから、香美市企業等人権啓発連絡会と設置について協議していきたいと存じます。

2点目の、人権教育及び啓発の推進に関する行動計画の進捗状況でございます。人権教育及び人権啓発の推進に関する香美市行動計画の進捗状況は、その基礎資料とするため香美市民の人権意識（調査）を実施いたしました。20歳以上の市民3,000人を無作為に選び、アンケートに答えていただくものです。人権問題に関する意見、要望の記入の37問の構成となっています。11月19日に発送いたしまして、12月3日までの調査期間で現在集計中でございます。12月から1月にかけて分析をして、1月末までに作業部会及び編集委員会を実施して協議いただき、年度内の行動計画の策定に努めてまいりたいと存じます。

3点目の、全国人権・同和研究大会の感想についてでございます。11月29日、30日に奈良県で開催された第60回全国人権・同和研究大会に、学校関連6人、市議会1人、市職員13人の20人が参加いたしました。全国から参集された全体会場は、人権を基本とした新しい時代を創造していこうという決意と熱気に包まれていました。山田小学校の女性教諭が第一分科会、第三分散会で人権確立を目指す教育の創造、伝え合い、支え合い、つながり合っのテーマで報告いたしました。内容は、T君をとおして家族の願い、家庭、学級の仲間、担任、学校が伝え合い、支え合い、つながり合っ子ども同士が助け合い、学び合うことにより、人権尊重、人権教育の大切さを実感させる。また、この環境づくりに担任の思いやりの心がひしひしと伝わる報告でありました。質疑、応答においても、報告者だけでなく出席している校長先生、教頭先生、人権主任が

それぞれの立場で応答する、学校での支援体制が確立されている実践報告でありました。大会での各地での子ども、学校、家庭、地域社会等における具体的な人権課題及び人権、同和教育の事実と実践に基づく研究、協議を通して、社会や暮らしに人権という普遍的な文化を築くことに尽くさなければと考えられました。今年、世界人権宣言60周年に当たりますが、今大会の60回目の節目の大会に参加できたことは大変意義深いものでありました。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 私のほうからは、男女共同参画につきまして2点お答えをしたいと思います。

失礼しました。男性職員の育児・介護休業制度取得の環境整備を諮れというお話でございましたけれども、男性職員につきましても育児休養を取得する例も出てきております。男性が取得するという事はなかなか進まないわけでございますけれども、その要因としまして子どものほうの都合、あるいは介護を受ける側の都合というものもあります。なかなか男性の職員のこうしたところの休業制度の取得というものが伸びないところがありますが、ただ、市におきましてはこの制度の整備ができておりますので、徐々に男性も取得をしてこの制度の活用が上がっていくというふうに思っておりますのでございます。

次に、セクシャルハラスメントの防止でございますけれども、セクシャルハラスメント防止、性差別のない健全な職場環境を確保するために、そのことを目的に香美市職場におけるセクシャルハラスメントの防止に関する要綱を定めておるところでございます。この要綱に基づきまして職員の理解、徹底を図っておるところでございますけれども、これまでの相談、苦情として問題が、案件が出てきたということはございませんけれども、こうした問題に発展するのではないかと心配がされるものにつきましては、私のほうで職場の課長を呼びまして、指示をして対策を行っておるところでございます。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 男女共同参画の問題でございますが、庁内にそういう組織をつくって取り組んでいるような答えであります。組織としては、再度聞きますが、ないんやないかというふうに思うわけでございますが、そのあたりをもう一度お答え願います。何と云っても、このプランを成熟させるためには行政の役割、これがまず大切です。そのために行政の中の審議をする組織があつて、3年後には100%このプランを完成させて、その後、3年後に目指す新しい課題を見つけることが大切ではないか、そのためにも行政の組織が必要ではないかと思っておりますので、再度お尋ねをします。

次に、市の審議会への女性の登用の問題でございますが、現在の条例のとおりでは30%ということをおふれあい交流センター所長から話がありましたが、この4月から、新年度から女性が審議会等に登用がふえておるか、人員がふえておるか、それについてお尋ねを申し上げます。

次に、このプランの推進のためにモデル事業所の設置の問題でございますが、先般、12月1日付で交付しました人権広報あけぼのに推進委員長さんの記事が載っておりますが、「男女共同参画に取り組んでいるJAさん。」という記事がありました。具体的にJAはどのような推進を行っているのかお尋ねを申し上げます。また、本年はこの記事の中で「学校や職場へ出向き実践活動を推進をする。」ということですが、その、これまでの取り組み状況についてお教えを願いたいと思います。

庁内の男性職員の介護・育児休業制度は、事実制度ができておることですが、セクシャルハラスメントと合わせて、総務課長の答弁のようにやはりこういう問題は意識づけが大事だというふうに思います。庁内の、休暇が取りやすいように、こういうことは、セクシャルハラスメントが総務課長さんのほうへ相談のあるようなことが起こらないように努めていただきたいと思います。

それから、人権啓発ののぼり旗についてでございますが、現在、企業等人権啓発連絡会は会員企業数が九十余りあるわけでございます。この企業に全部こののぼり旗を設置することは大変困難なことだと思いますので、せめてこの企業の連絡会の役員のところの施設で設置をしていただくように希望するものであります。

また、人権教育及び人権啓発の推進に対する行動計画の進捗でございますが、意識調査も行い現在集計中ということですが、年度内に完成するようにひとつ頑張ってやっていただきたいと思います。

それから、全国人権・同和教育大会の、今し方の報告でございますが、大変支援体制も学校ともども、校長先生ができていい発表ができたということですが、全国に発信を、こういう発表会での発信をすることは非常に大切なことであり、今後ともこういう研究大会での香美市の内容の発表ができますように、学校現場においてもますますご声援をお願いしたいというふうに思います。

これで2回目の質問です。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 山岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

1点目の、庁内の組織でございますが、先ほどちょっと言葉が足りなかったかもしれませんが、庁内の組織がありませんので、組織化について協議して取り組んでいきたいと思っております。

それから、2点目の、審議会の4月からの変更でございますが、審議会が大体4月に委員さんの任期があるということで、すいません、その後の動向は調べておりませんので暫時調べたいと思います。

それから、3点目の、JA、男女共同参画、JAのことですが、婦人部、これは100%たしかの回答にならんかもしれませんが、婦人部等が農産物を販売するというようなことのように認識しておりますけれども、今後これ進めていく上でもう

ちょっとしっかりしたがでいきたいと、いかないかんとします。

それから、企業等ののぼり旗につきましては、平成20年度に予算要求は50旗ほど要求をしております。ほんで、啓発というものは課題克服まで継続してやらないかんとしますので、徐々に啓発も広めていかないかんとするような考えでおりますので、ご指摘のありまたように企業等と協議いたしまして、立てるところへ持って行きたいとします。

それから、行動計画の年度内の策定につきましては最善の努力を、委託しております業者とともに頑張っていきたいとします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 山岡議員、2度目のお尋ねにお答えしたいと思います。

育児休業、介護休業につきましても、またセクシャルハラスメントにつきましても、男女がお互いに尊敬をし合うということが非常に大事なことだというふうに思います。こうした制度を考えた場合に特に男性の役割が大変大きいということで、育児は女性のこと、介護は女性のことといったふうな考え方につきましても、男性の側からも改めなければならないということは、これは大事ですけれども、もう1つは女性のやはり社会進出が認められておりますし、女性のしっかりと職場の中で、あるいは社会の中で活躍のできるような環境をつくっていくことが大事だというふうに思っています。市といたしましては女性のステップアップ研修なども強化をしながら、男女がともに尊敬のし合えるような職場づくりを進めてまいりたいとします。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 3回目の質問でございますが、特に男女共同参画、香美市プランの問題でございますが、3年後には見直しを行うということでございますが、3年後にはこの計画の一通り終了して、その結果、課題を見つけることが大事であるというふうに思います。それで、香美市プランを成熟さすためにも、行政の役割を果たす中で住民の意識を喚起する必要があるとします。また、行政とともに努力していきたいとしますので、香美市プランの成立をさすことをお願いをするものでございます。

これにて3回目の一般質問を終わりますが、質問ではありませんので回答は要りません。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 以上で一般質問を終わります。山岡義一君の質問が終わりましたので終わります。

以上で、本日の日程はすべて終わりました。

本日の会議はこれで散会をします。

次の会議は12月12日午前9時から開会をします。

（午前11時05分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 金曜日

平成20年第5回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成20年12月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日金曜日（会期第10日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

- 議案第 97号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第 98号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第 99号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第100号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第101号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第102号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）
- 議案第103号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）
- 議案第104号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 香美市児童クラブ設置条例の制定について
- 議案第107号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成20年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成20年12月12日(金) 午前9時開会

- 日程第1 議案第 97号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算「第2号」
- 日程第2 議案第 98号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2
号」
- 日程第3 議案第 99号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第
2号」
- 日程第4 議案第100号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算「第2号」
- 日程第5 議案第101号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「
第2号」
- 日程第6 議案第102号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3
号」(事業勘定)
- 日程第7 議案第103号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」
(保険事業勘定)
- 日程第8 議案第104号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
- 日程第9 議案第105号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第106号 香美市児童クラブ設置条例の制定について
- 日程第11 議案第107号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第108号 香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。それぞれの案件については各常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、議案第97号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、議案第98号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第99号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第100号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第101号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第102号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」(事業勘定)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、議案第103号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 8、議案第 104 号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 105 号、香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 106 号、香美市児童クラブ設置条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 3 番。お尋ねします。ちょっとわからないので。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君は総務です。

○3 番（山崎龍太郎君） はい。総務でございます。

議案第 106 号ですけれども、これはまず大前提に指定管理者の制度になじむのかということ。それと、他にこのような例が、他の市町村で例があるのかという点。現在、指導員さんでやってもらってますよね。そこら辺のところ、第 8 条関係で「法人その他団体」ということになってますけれども、どのようになっていくのか。

それと、もう 1 点最初に聞いておきますが、来年 1 月 1 日からということであらゆる急な話であるというふうに思いますが、そこら辺をおしなべて総合的にお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

児童クラブは、現在 8 つの児童クラブがあるわけですけれども、合併した当時は直営の分と委託の分がまざり合った形で運営されておりました。合併してから、現在は委託という形に移行してきております、年数を重ねて。そういうことで条例自体が今のシステムにちょっと合わないようなところも出てきております。そういうことできちっとした業務の範囲を指定したり、管理の基準とか責任の所在とか役割を条例で明確にした上で指定管理者を指定して運営を行うというようなことに、今回の条例の制定はお願いをしたところです。

これについては、県内については指定管理者で児童クラブを運営しているところはないように思いますが、県外においてはかなりのところが運営をしておる事例があります。ここで言う児童クラブを行っている施設については、公の施設がほとんどです。その公の施設を使用しながら児童クラブの運営を行うというようなことは、指定管理者制度において可能だと思われれます。それで指定する指定管理者については、組織であれば特に一定の法人格を持たなくても構わないというようなことになっております。

それと、条例自体は来年 1 月からということになってますが、現在委託契約を 4 月 1

日から結んでずっと来年の3月までありますので、それに基づいて児童クラブを運営していただくということになります。施設の名称とかその運営する団体については、それと期間とかは来年、順調にいけば来年3月の定例議会の中で、また皆さんにご審議いただくような形になっていこうかと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） この同じ問題ですけど、この委託ということになれば、この8つおのおのに対して委託するのか。それとも幾つか複数で管理をすることもできるのか、その点をお願いしたいのと。

それから、もう1点は、今働いている人たちの身柄はそのまま継続するという事になるのか。それから、この管理になるということをして現在のお世話してくれる人たちも十分理解というか、通じてることなのかどうか、そこのあたりをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 指定管理者の方はそれぞれ別々、8つの組織の方になると思います。指定に関しましては公募には、全部公募によらなければならないということはありません。そういうことで、児童クラブの発足自体については学校区域の保護者の要望とか地域の方の要望とかありますので、子どもたちのそういう健全な育成を図る上ではその地域の方々を中心とした運営が一番だと思いますので、現在の運営委員会それぞれありますけれども、その方々にお願いするよなという形をとっていきたいと考えております。その方々については口頭では、こう回っていく機会がありますのでお知らせをしていった経過はあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

詳細は規則のほうで決めていくと思いますけども、条例で8つの個別にと、指定管理を結んでいくということをして今聞いたんですけども、期間ですわね、期間の設定自体は条例ではしないのか。それとも規則でおおの3年とか5年とか、そういうことをしていくのか。

その点と、県外では例があるということでしたけど、慎重に調査をされていると思いますが、そういう部分でトラブルはなかったのか、指定管理にしたということですね。実際それと、第14条関係の利用料金は9,000円を上限としてと。今までは休みの期間中が、夏休みですかね、それが8,000円が上限で、あとは月5,000円というふうな規定やったと思いますけれども、そういう詳細な料金形態じゃなくて一律月額9,000円を上限としたというところのその意図ですわね。

それともう1点、その指定管理料ですがね、どういうふうな積算根拠になるのか。児童数は変化しますわね、そこでどうなのかなと。私自身は妙に、先ほどの学校教育課長

の話では今のシステムに合わないというふうなことを言われてたと思うんですけど、委託のあれがね。ちょっとその内容がわかりにくいので、現状ですぐ急遽変更せんといかんという理由が妙に腹に落ちないんですけど、ちょっともう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） お答えします。

期間については、これもいつからいつまでという定められたものはないわけですが、子ども、子どもさん、（小学校）1年生から3年生ぐらいを中心にいますので、期間について3年ないし5年ということ。この期間については皆さんの議会へ諮る必要がありますので、近々、順調にいけばお諮りをしたいと思います。

それと、県外では、いろいろ調べてみてトラブルというのは特には聞いてないです。その移行するについても、やはり既存の運営委員会のほうに委託するという形式がほとんどのようでしたので、特にトラブルとかは聞いておりません。

利用料等については、各児童クラブそれぞれ運営形態もばらばらなんです、現在も。その上限をとったような形で設定をしていくということになろうと思います。

それと、この条例自体がもとは、例えば保護者負担金を徴収する場合はやはり使用料ということで市が取るような形が好ましいと思うんですけども、現在は児童クラブのほうで個人負担金も集めて運営をさせているというようなところもあります。そういうところもありまして、監査のほうからもいろいろ指摘も受けまして、お話もいただいて、どういう形態を取っていったら一番いいのかというようなこともありまして、いろいろ研究もしておりましたらこの指定管理者制度でやっていくのがベストではないかというようなところになりまして、今回の条例を上程したというような経過があります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 大体わかってきたわけですが、この第10条ですわね、第10条第2項に「前項の規定による指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じたとき」云々とあって、「市長の権限とする。」となって、第3項に、もともと委託形態と言ったらおかしいけど「使用料を徴収する。」という、それに戻ることもできるみたいな発想がありますわね。そのときには先ほど言われたような、市が料金を徴収してというふうな方向性であるのかということと、ちょっとそれをお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） お答えします。

山崎議員の言われるような形になってくると思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もう1点だけ。今、学校教育課長のお話で各児童クラブの

料金体系の、めいめいが設定しているという部分がありましたわね。以前聞いたがでは一番安いところでは1,000円ぐらいのところもあって、高いところは8,000円とか、休みの間やったらね。そういうあれやったと思いますけれども、実際この指定管理者の方向性になってですわね、積算根拠はあると思うんですけどそういうのがやっぱり解消していく方向なのか。もうおのおの指定管理料ですわね、どういう積算で払われるようになるのか、そこのところですよわね。安いところは障害者云々で安かったというふうなことも聞いたことがありますけど、ちょっとその点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） お答えします。

児童クラブを利用される子どもさんたちの数も本当にばらばらです。そういうこともありまして、当然利用者が多ければ運営もすごい楽になってまいります。一本化するというとも言われてますけれども、そこまではなかなか今の状況では、使いゆう場所のこともあったり利用者ももちろん違う、さまざまな条件が一定してないというようなところがありまして、現在一本化していくというようなことは今後の本当の検討の課題ということになろうと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。1つ教えてください。

指導員さんの研修っていう部分はどんなになるのでしょうか。今年その学力テストの後で学力を何とか向上せないかんとということで、この放課後児童クラブで家庭学習の定着に力を入れていく、それに対しても支援をしていくという県の姿勢も出てるんですけど、やっぱりその先生方への指導というか指導方針、放課後児童クラブは、香美市の放課後児童クラブはこれを目標にやっていくというような方向性というのはあると思うがです。それと、やっぱり先生方の質の向上というか、それもあってやっぱり定期的に研修会というのはやっていくべきだと思うがです。その辺は指定管理になったらどんなになるのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） お答えします。

研修については、独自で市が行っているというところは今のところないですけども、児童クラブの県の組織とかもありますので、それぞれの児童クラブさんがそれに応じて研修を個々に行っているというような状況です。今後については、組織の会とかも開きながら指導員さんの研修とかもしていくようなことも検討していかなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 依光議員の質問に関連して伺いますけれども、この指導員

設置に関する規則ですわね。これとの整合性というか、これをどうしていくのかと。実際指定管理者に任せたときは指定管理者の中で人を雇うたりするわけですわね、現状は今の人でやるにしても。そのときに、この現時点では指導員の資格というがは明確にしていますわね、市のほうがね。指定管理者がおのおの雇い入れをするときにですわね、極端な話一本化したときにおのおの人員配置をするときに、そういうことに対してのこちらからの規制なりは働くのか、その点をお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） お答えします。

指導員さんについてはそれぞれ運営委員会の中で行っていただくと、指導料を含め。で、ガイドライン等を見ましても、指導員さんにいろんな資格がなければ指導員さんができませんよというようなところはあります。現在も普通の方が子どもたちのお世話をしてくださっておるところもありますので、特に条例とか規則でそういう指導員さんのことを1つのくくりをつけるというようなところは考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） すいません、その研修のことですけど、今後検討していくではなくて、やはり指定管理者にしたらそれを機会にやはりその先生への、今おっしゃられたように資格がなくても子どもに対して関心がある人、意欲のある人に入ってきていただいてやってるんですのでやっぱり一定の、こういう指導方針だよ、そのためにはこうせないかん。それから問題点が起きたときにやっぱりそれを相談し、みんなまで協議した発展させていくという、そういうシステムをきちっとしとかないかん。やっぱり香美市の子どもを、ただ預かってるだけではないと思うがですよね、教育の1つでもあると思うがです。ぜひそれを機会に来年度からそういう市としての研修会のシステムをきちっと取り組んでいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 指定管理者制度を敷いても市はきちっと指導していく義務はありますので、そのような形でやっていきたいと。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 質問ではありませんけど、私はこのやっぱり事業というか対象児童、このことは、学童クラブは何のために必要であるかということを理解をせないかんわけです。両親が働いて昼間おらない方を保護するためにあるのが学童クラブです。そのことは、教育の場ではありませんので。教育の一環に触れることは触れますけど、事実、基本的に学校の義務教育みたいな教育をする場ではありませんので、それは。だから資格が要らなくてもできるわけです。両親が働いて家庭におらないから、困っているから、預けるところがないから、このことが起きてきて学童クラブとい

うのができておりますので、このことを基本的に皆さんわかってもらいたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、議案第107号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第108号、香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第97号から日程第12、議案第108号までの質疑はすべて終わりました。各案件はお手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は12月14日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は、12月14日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、12月16日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午前9時26分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 0 年 1 2 月 1 6 日 火曜日

平成20年第5回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成20年12月3日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月16日火曜日（会期第14日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

- 議案第 97号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第 98号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第 99号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第100号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第101号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第102号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）
- 議案第103号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）
- 議案第104号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第105号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第106号 香美市児童クラブ設置条例の制定について
- 議案第107号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第110号 財産の取得について
- 議案第111号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議員提出議案の題目

意見書案第14号 危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書の提出について

意見書案第15号 介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める意見書の提出について

意見書案第16号 貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書の提出について

意見書案第17号 地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について

議事日程

平成20年第5回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第6号)

平成20年12月16日(火) 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

議会運営委員会委員長の報告

日程第2 議案第97号 平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」

日程第3 議案第98号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」

日程第4 議案第99号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」

日程第5 議案第100号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」

日程第6 議案第101号 平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第2号」

日程第7 議案第102号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」(事業勘定)

日程第8 議案第103号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)

日程第9 議案第104号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第105号 香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第106号 香美市児童クラブ設置条例の制定について

日程第12 議案第107号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第108号 香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について

- 日程第14 議案第110号 財産の取得について
- 日程第15 議案第111号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第20 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 意見書案第14号 危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書の提出について
- 日程第22 意見書案第15号 介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める意見書の提出について
- 日程第23 意見書案第16号 貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書の提出について
- 日程第24 意見書案第17号 地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について
- 日程第25 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

1番、山岡義一君、2番、矢野公昭君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますから、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

最初に、議会運営委員会委員長の報告を行います。去る12月12日に議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員長（山本芳男君） おはようございます。18番、山本でございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

12日の本会議終了後に議会運営委員会を開催しましたので、会議の結果を報告いたします。

協議事項の第1点目は、最終日に上程予定の追加議案等についてであり、執行部から所管課長の出席を願い、追加となった経緯及び内容について説明を受けた後、協議をいたしました。

「議案第110号については、11月28日に入札が行われたもの。議案第111号については、条例の改正の案件であり、関連法が12月5日に国会で議決され、公布に伴い条例を改正する必要があるため。諮問5件は人事案件であり、委員の選任承諾が完了したため。」との説明を受け、直ちに審議に入りました。

意見として、議案第111号及び諮問の5件については、今会期中の上程が事前に見込まれる案件であるにもかかわらず事前に議会に対し上程予定の依頼等連絡がなく、今後は注意するよう強く要請をいたしました。

審議の結果は、すべて案件を最終日に追加で上程し、委員会付託を省略し、本会議方式で審議、採決することに決定をいたしました。

次に、意見書案第18号、地方の道路整備の財源確保に関する意見書案の取り扱いについて協議をいたしました。

この意見書案については、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会会長から提出依頼が本市の執行部あてにあったもので、趣旨は香美市や高知県などの道路整備のおくれている地方の道路整備財源の確保を求める内容となっております。、11日に竹内俊夫議員から提出があったものです。担当課長の補足説明の後、協議を行い、書式が整っていたため、字句を修正し、最終日の本会議に追加上程することに決定をいたしました。

次に、その他の件について協議を行いました。

大岸眞弓議員から、意見書案第15号、子どもの医療難民をつくらないため医療費の負担割合を見直すよう求める意見書案については、現状と合わなくなったとの理由により取り下げの申し出があり、そのように決定をいたしました。

続いて、比与森光俊議員から意見書案第16号、介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める意見書案について、「字句を訂正し、全会一致を目指しては。」との意見があり、全会一致を目指して最終日の本会議に上程することに決定をいたしました。

なお、取り下げ意見書案があったため、意見書案第16号以降の意見書案は号数を繰り下げております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長報告を終わります。

お諮りをします。先ほどの委員長報告のとおり、議案第110号、議案第111号及び諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号、諮問第6号、諮問第7号並びに意見書案第14号、（意見書案第15号）、意見書案第16号、意見書案第17号、以上11件を本日の追加案件として議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

日程第2、議案第97号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」から日程第13、議案第108号、香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について、以上12件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員長（黒岩 徹君） 16番、黒岩。おはようございます。今期、第5回定例会におきまして、総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第97号、議案第104号、議案第105号、議案第107号であります。

まず、議案第97号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「弁護士費用の報酬についての補正とこのことで、説明を求める。」との問いに、「弁護士への成功報酬を支払う必要ができたことによる補正である。成功報酬については、金額が確定したときに補正している。」との答弁がありました。「弁護士の成功報酬の計算方法は。」との問いに、「弁護士報酬規定の中の300万円を超え3,000万円以下の場合に該当し、収納額の10%プラス18万円で計算している。」との答弁がありました。「繰越金を9月議会ではなく12月議会になった理由を問う。」との問いに対し、「9月議会では他の補正の必要な案件がなかったため12月議会まで持ち越しさせていただいた。」との答弁がありました。「財政区分の変更について説明を。」との問いに、「宅地取得資金貸付金収入と住宅改修資金貸付金収入によるもの」との答弁がありました。「財源区分の変更が必要になったとのことだ

が、当初予算ではどのように見込んでいたか。」との問いに、「繰上償還や抵当権の実行等による収入は見込んでいない。ただ、面談や訴訟による和解等により約束できた金額が収納されている場合は、月々の収納金額を見て判断している。」との答弁がありました。

以上の質疑を経て、採決の結果、議案第97号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑におきして、「具体的に本市において何か変更になることではなく、法の変更と解してよろしいのか。」との問いに対し、「実質的な職員の休暇等について影響があるということではなく、新しい法律が整備されたことに伴う改正であります。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第104号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号、香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

補足説明では、「第3条は現在の5カ所に三谷を追加するものです。第23条の当該事業年度終了の日から起算して60日以内への改正は、会計年度区分が年度だけでなく歴年にも対応するための変更であります。また、附則1のただし書きは本年度からの対応をすることを想定しております。附則2の準備行為については、指定管理者指定のため3月議会に議案を上程したく、議案を整えるため地元との話し合いをさせていただくものであります。」との説明がありました。

質疑としましては、「三谷集会所の建設状況は。」との問いに対し、「12月13日が起工式で2月末の完成の予定である。」との答弁がありました。「集会所での使用料の決定は。」との問いに、「上限を決めておき、その範囲内で決定をすることを可能としている。」との答弁。また、「上限1万円としたとき、すべてが1万円になることはないか。」との問いに、「それぞれの地域が別途料金を設定しており、すべて1万円ということはない。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第105号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第107号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

補足説明は、「設置台数のふえたことによる台数変更である。」でありました。

質疑につきましては、「住宅を賃貸する人が少ない場合、付近の人たちに住宅を賃貸

することはできるのか。」との問いに対し、「この駐車場は補助金交付が住宅整備で出ている、一般的な駐車場ではなく、条例にも入居している方、また同居している方みずから使用する駐車場と明記されている。」との答弁がありました。また、「ほかには貸せないという答弁であるが、最終の予測はしているのか。」との問いに対し、「議会での一般質問では、建設戸数分の駐車場は確保せよとのこと、当時の財政課長は、「当然そのとおり。」と答弁したと承知している。これらから戸数と同数の駐車場を確保した。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第107号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） おはようございます。6番、比与森です。教育厚生常任委員会の報告を行います。

平成20年第5回定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました案件は議案第102号、議案第103号、議案第106号の3件でございます。12月12日、委員会を開催し、各議案について審査を行いましたので、その経過と結果をご報告いたします。

議案審査に入る前に、岡本保険課長より（認定第8号）平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）について、審査の際、答弁の一部に誤りがあったとのことで訂正と説明がありました。国の算定ミスにより香美市に対し交付金が少なく交付されてきた件で、「平成19年度で終わりか。」との問いに、「今回で終わり。」との答弁がありましたが、「その後、平成23年度まで続くことが判明し、訂正します。」との答弁でありました。この件につきましては特に異議もなく、議案審査に入りました。

まず、議案第102号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

「歳出、3款の後期高齢者支援金はどのようなお金の流れになっているのか。」との問いに、「一度国などで基金として集められ、その後市町村に配付される流れだと思いが、後ほど正確に連絡する。」との答弁。「保険給付費の一般被保険者療養給付費と一般被保険者療養費の違いは。」との問いに、「一般被保険者療養給付費は通常の医療にかかるもので、一般被保険者療養費は一度自己負担されたものの中で過払い分を戻すもの。」との答弁がございました。「療養費指定公費とは。」との問いに、「70歳から74歳の方は基本2割負担となっているが、国が1割見るとの財政特例措置である。」との答弁でありました。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって可決すべきものと決定

しました。

次に、議案第103号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

提案説明の中で、「介護等諸費を260万円減額し、介護予防サービス等諸費を260万円追加し、総額は変更ないとのことだが、追加された分は2項3目に記載されわかるが、減額はどこに含まれ記載されているか。」との問いに、「1項、介護サービス等諸費と2項、介護予防サービス等諸費の補正額合計をそれぞれ見ていただければわかっていただけるのではないか。」との答弁でございました。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第106号、香美市児童クラブ設置条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

「提案理由として、地方自治法第244条の2第3項に基づくとのことだが、地方自治法の中身は。」との問いに、地方自治法第244条の2第3項が読み上げられました。

「地方自治法は公の施設管理に関する法であって、児童クラブという事業とは趣旨が違ってくるのではないか。」との問いに、「公の施設については住民の福祉増進の目的をもって利用している。現在、児童クラブは公の施設を利用し、実施していることから指定管理者制度で実施することは可能であると考えている。」と答弁。「指定管理者制度に移行するに当たり、保護者会にお願いすることになると思うが、条例制定に関して保護者との合意形成はできているのか。」との問いに、「条例の経過を踏まえ、訪問の機会に述べてきた経緯はある。今後は集まっていただき詳しく説明していきたい。」と答弁がございました。「来年度から実施するということが、保護者に対しどのように変わるのかの説明はできているのか。」との問いに、「保護者への周知については、申請など手続き上、手間は必要となるが、現在の運営形態が極端に変化するものではないと説明している。今後ともわかりやすい形で説明の機会を設けていきたい。」と答弁。

「指定管理者制度になると、事故が発生した場合の最終責任はどうなるのか。」との問いに、「公の施設利用であることから、利用者に損害が生じた場合、また指定管理者が行った行為により利用者に損害が生じた場合、市が設置しているので責任は市にある。」と答弁がございました。「現在、それぞれの児童クラブの運営に当たって保護者の負担は大きく、指導員の賃金、保育料（利用料金）にも格差がある。」との問いに、「指定管理する者が利用料を集めることができる。地域的な違いや児童数に差があることは周知している。自由な形で効率的、効果的な運営ができるよう地域性などに応じた運営をしていただきたいと考えている。」と答弁。「現在、児童クラブはいろんな点で十分な状態ではない。改善を必要とする部分がたくさんある。指定管理者制度になった場合、問題点に対し市はどのようにかかわっていくのか。」との問いに、「さまざまな

状況にあるが、施設への対応は現在検討している。指導員、運営員と話し合う機会も設けていき、よりよい形で運営できるよう努めていく。」との答弁がございました。「指定管理者制度に至った経緯として、利用料のばらつきや形態の違いなど難問がある上に、監査からも指定されたことから指定管理者制度に移行すれば理屈が通るとの解釈でよいのか。」との問いに、「現在は業務の委託契約という形で運営している。地方自治法にのっとると、好ましい状況ではないとの国の指導もある。地方自治法にのっとるならば、指定管理者制度の中で児童クラブを実施することになると思う。」との答弁がございました。「運営の形態は変わらないとのことだが、指導員にも環境の変化はないのか。」との問いに、「児童クラブ自体の運営は今と変わらない。」と答弁。「条例の中に定員の明記がないが、指定管理者や各クラブで決めるのか。定員をふやし過ぎると目の届かないことも生ずるのではないか。」との問いに、「定員は規則の中で定めることになる。」と答弁がございました。「指定管理者制度に変わることで、今後教育委員会の関与、指導が薄れるのではないか。」との問いに、「今後ともチェック、指導は行っていく。」と答弁がございました。

以上、質疑応答の後、採決の結果、本案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

なお、採決の後、各児童クラブの訪問を行い、現状の課題を見きわめていくことを全員で確認し合いました。

以上で、教育厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員長（竹内俊夫君） はい。17番、竹内です。産業建設常任委員会の報告を行います。

産業建設常任委員会は全員出席で、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第108号を審査しました。

最初に、議案第98号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

議題として、「時間外手当の中身は。」との問いに、「凍結等急な事故の対応に要する職員の手当である。」との答弁。次に、「負担金は最初にわかっていたのではないか。」との問いに、「猪野々簡易水道で水不足のときに水路から水を取っている。水利の負担金として新たに計上している分である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第98号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「審議会は年何回行われているのか。」との問いに、「年2回行っている。今回の補正は2回目の分である。」との答弁。また、「今回の報償費は何人分

か。」との問いに、「12名分である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第99号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「印刷製本費とは。」との問いに、「口座振替の請求書の印刷代。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第100号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「今後、公有地購入予定はあるのか。」との問いに、「終末処理場の場所だけが必要。今後はない。」との答弁。次に、「役務費の減額の理由は。」との問いに、「公用車購入の際、登録料、保険料での減額の分。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第101号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号、香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「納期について1月1日から31日までと決めているが、その理由は。」との問いに、「条例の納期については1日から30日まで、また1日から31日までの日付での区切りとなっていて、開庁日に合わせたのではない。」との答弁。次に、「龍河洞には合併浄化槽、公衆便所があるが、建物1戸と見てよいのか。」との問いに、「各1戸に接続、また分担してもらい、分担金をもらい。（龍河洞の）公衆便所は管理をしてる保存会に対して1戸当たりの分担金をもらい。」との答弁。次に、「全戸加入の約束は口頭か、書類か。」との問いに、「個人から接続承諾書をまとめてとっている。」との答弁。次に、「龍河洞には鍛冶屋さんがあるがどういう形になるのか。」との問いに、「接続は家庭と同じで分担金をもらい。共同トイレは1戸のうち1つのトイレ、使用料等は3戸で分担してもらい。」との答弁。次に、「分担金、（供用）開始前に払うのは国が決めたのか、県が決めたのか。」との問い、また、「全戸加入が目的か。」との問いに、「地方自治法第224条に基づき自治体で決めることができる。接続については、県内には90%接続から20%接続の市・町があるが、逆川地区については100%を目標としている。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第100号は、全員賛成でもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の委員長の報告を終わります。

すいません。失礼しました。議案第108号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。どうも。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 議案第106号について、賛成多数であったということでございますのでちょっと委員長にお伺いしますが、この議案にも書いてありますように次に掲げる条例を廃止するというので、香美市放課後児童健全育成条例と香美市児童クラブ専用施設の設置及び管理に関する条例については廃止を、現行にあるのを廃止するという事としてこの条例を制定するわけですが、反対された方は現行の条例で運営するほうがいいと、改正には反対ということであるというふうに私は受け取りますが、その現行の条例とこの改正するのはどこの違いがあるかということも議論をされたのかどうか、その反対の方はどういうご意見があったのか、ちょっと委員長にお伺いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） 現行の条例と新しく出された分につきましての違いと今までの条例に対する取り扱いについては、議論はされませんでした。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 一番大事なところを議論しておられないわけですね。執行部から説明があつたということですので、その改正をしなきゃならんということで、監査からも指摘があつたと、私も意見を出しておりますけど、こういった大事なところ、現行ではいけないこと、できないという方向が認められるので監査も指摘したわけです。現行でいけということになれば、反対された方はどういう考え方か、委員長はそら聞いておらないと思いますので、私はあなた方委員がここにおるわけですので、そういったこともよく議論をすべきであつたというふうに私は思う。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） 大事な提言をありがとうございます。今後はこのようなことがないように十分議論を進めていきたいと思つています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

反対の討論ですか。はい。

○議長（中澤愛水君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。先ほど質疑もありました議案第106号に関しまして討論を行います。

私は、議案第106号、香美市児童クラブ設置条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

本議案は、これまで委託という形で市が管理運営してきた児童クラブを、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、児童クラブの管理に関する業務を市が指定した指定管理者に行わせるための条例を制定しようとしているものです。まず、香美市児童クラブ設置条例によれば、施行は翌年の1月1日からとなっておりますが、指定管理者制度に移行しようとするに当たって当該の保護者や指導員等の関係者に十分な相談、説明がないまま行われようとしている点は問題です。これまで香美市の児童クラブは、施設面でも指導員の処遇の面でも児童の健全育成という点からして多くの不備を抱えながら、国・県・市の補助と関係所の努力で補われつつ運営してきました。いまだ十分ではありません。そのような中で業務の管理者を変えようとするときは、まず当事者らに丁寧な説明を行い、児童クラブの運営についての意見交換もし、関係者らの合意と納得を得るというプロセスを何より大事にするべきではなかったでしょうか。これから説明をすると委員会での答弁もございましたけれども、1月1日からの施行ですので間に合いません。運営しているのは、現在保護者です。教育委員会が真摯に向き合わなければいけない方々をほぼ無視する形で決めようとしていることは、教育行政の姿勢が問われている問題であると思います。それが1点です。

次に、本議案106号では、附則の2項において、香美市条例第103号、香美市児童クラブ専用施設の設置及び管理に関する条例の廃止をうたっています。香美市条例第103号は、第2条で児童クラブ専用施設の名称と位置を定め、うぐいす学童クラブを運営する専用施設の施設設置条例になっております。本議案は第2条で児童クラブの名称及び位置を定めたものであり、専用施設の設置ということではありません。つまり、専用施設としてあるものと他の施設のように部屋を間借りして行っているものとは、同列に一つの表にくくれないのではないのでしょうか。例えば、指定管理者に移行しました香美市バイクライダー交流宿泊施設は、香美市バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例で、指定管理の第5条でしたか、指定管理の指定に関する条項を条例の中に設けていますが、うぐいす学童クラブの場合も、（香美市条例第）103号の中に指定管理に行わせることができるという条項が入ったものがないと指定管理をすることにならないのではないのでしょうか。また、（香美市条例第）103号を廃止すれば、行政財産として専用施設そのものが宙に浮くことになりはしないのでしょうか。

次に、何か事故があった場合の責任の所在について、委員会における説明では設置者の市に最終責任があるので委託と変わらないという、先ほど委員長から説明のあったとおりです、報告のあったとおりですが、例えば、地方自治法の中にありますが、国家賠償法等の問題になってきましたときに、やはり責任が問われるのは施設の管理者ではないかと思います。今までは市が委託をして直営という形でやってきましたので、それは管理者である市の責任というのは委託であれわかるわけですが、指定管理者という、管理者が移るわけですので、やはり何か国家賠償法等の問題になってきたときには指定管理者の責任も問われることは大いに推測できると思います。

最後に、委託から指定管理者制度に変わることで、学童クラブのこれまでの運営上の悩みが解消され、児童の健全育成の条件が整うとは考えにくい点です。また、指定管理者も決まっていないうちで、實際上、来年1月1日からと、本当にこれで間に合うのか、余りにも性急なやり方であり危惧されるところです。このやり方が子どもたちへの教育的配慮の上に立ったものなのか。一度立ちどまり、保護者や関係者と十分に協議する努力をされるよう強く求め、反対討論とします。

○議長（中澤愛水君） 　　ただいま議案第106号について、原案に反対の討論がありました。

次に、議案第106号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 　　13番、竹平です。議案第106号、香美市児童クラブ設置条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

まず、提案理由として地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、児童クラブの設置に伴う、管理に関する業務の指定管理者の指定に関して、当該条例の制定をする必要が生じたためとございますが、要はこの条例を制定しておかないと、法的根拠のないまま運用するとなると、今後の児童クラブの運營業務に支障を来すと理解するところであります。したがって、結論としては議案第106号は賛成すべきものです。すなわち、この場合を含め条例に対する姿勢として、議会人の立場として特に申し上げますと、国は法律、省令、政令、地方自治体では条例、規程、規約等ですべての事務が成り立ち実施されております。逆の言い方をすれば、法律や条例等を整備していないところに事業はないということになります。もし、これらを見做して実施すれば違法行為と見なされるのは承知のことと存じます。同時に、法律や条例等が制定、整備されていても、最初から万全に完備された法律や条例もないわけで、運用されていく中で、制定時には十分であったものが時代の変化や複雑化する社会情勢の中で現状にそぐわなくなった場合は改正ということで補正し、その時代や現状に合ったものに整備していくということが基本となるわけで、今回の場合、提案理由にもあるとおり自治法の規定に基づき条例の制定をする必要が生じたためとあります。これは冒頭申し上げましたとおり、事業の正常な運営を図るための提案にとらえなければなりません。したがって、入り口、つ

まり提出段階で議論していても何ら生産性につながらないばかりか、今後の事業運営にも支障を来すことにもなります。そうではなくて、まずもとを立ち上げる、すなわち条例を制定する。そして、その運用過程で不備が生じていたら見直しや補正をさせていく提案型の姿勢が寛容であると同時に、議会の責務ではないかと考えるところです。

以上のことから、議案第106号については賛成をするものです。

- 議長（中澤愛水君） 次に、ただいまの議案第106号の原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

- 議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで議案第106号の討論を終わります。

次に、先ほどの議案以外についての討論を行います。討論はありませんか。

- 議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第97号、平成20年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

- 議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

- 議長（中澤愛水君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

- 議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号、平成20年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第104号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第105号、香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第106号、香美市児童クラブ設置条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第107号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号、香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第14、議案第110号、財産の取得についてから、日程第24、意見書案第17号、地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出についての案件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって日程第14、議案第110号から、日程第24、意見書案第17号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

日程第14、議案第110号、財産の取得についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長(後藤博明君) それでは、私のほうから議案第110号の提案をさせていただきます。

議案第110号、財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）第3条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 財産の種類 災害対応特殊救急自動車（高度救命処置用資機材含む。）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 3,055万3,950円
- 4 契約の相手方 高知県高知市旭町2丁目21番地
日産プリンス販売株式会社 代表取締役 平末勝彦
- 5 支出科目 平成20年度香美市一般会計予算
9款 消防費 1項 消防費 3目 消防施設費

平成20年12月16日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、平成20年11月28日付けで指名競争入札に付した災害対応特殊救急自動車（高度救命処置用資機材を含む。）を取得するものであります。

なお、資料としまして入札結果記録を添付してございますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

これ日産とトヨタということで競争入札しちゅうですけど、これは車に装備してる資機材というか機材というものは全く一緒のものかどうか。

それから、こういう高額なものは近隣市町村でも皆構えていきゅうかどうか。その2点お願いします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

装備品につきましては、トヨタであっても日産であってもほぼ同じです。

それと、救急自動車については近隣市町村も同じです。準備はしております。

「答弁漏れ」という声あり

○11番（片岡守春君） 近隣の市町村は構えゅうかということを知りたいんです。

○議長（中澤愛水君） ほぼ同じという発言がありました。

消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 近隣市町村も同様に救急自動車は構えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 24番、石川彰宏君。

○24番（石川彰宏君） ちょっとお聞きしたいのですが、その現在、今度買う場合は高度救急救命処置用資機材と書いてありますが現在の救急車とどのように違うか。

また、現在救急自動車が何台配備されておりますかね。これ買いかえになるんですか、

それとも新規購入に。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 石川議員さんのご質問にお答え申し上げます。

高度救急、高規格の自動車というのは、消防庁がどんどん、どう言いますか、救急に対しての技術的なところが進歩しておりまして、特殊な医療行為と申しますか、器官挿管とか薬剤とか、そういうところまでどんどん進んでおりますので、資機材についてもそれに伴ってどんどん発達しておるといような状況で、現在、全国的にすべて高度の救急自動車を配備しておるといような状況でございます。

それと、買いかえということでございますが、現在香美市の場合には本署に2台、1台と、1台は予備車という形で置いております、2台。それと蕨野の分署に1台ということで、本署の2台について、これのうちの1台を買いかえるという更新でございますが、1台は21万キロ、もう1台は16万7,000キロというように非常に走行距離も延びておりまして、新しい高規格のほうが逆に21万キロということでもかなり使っておりますので、この分を本来かえる予定でございますが、1台は予備車として残したいので、どちらを残すかは今後専門家と、なおちょっとチェックをして1台は予備車としてまた残しておくという形をとりたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第110号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第111号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 議案第111号を提案させていただきます。

議案第111号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成20年12月16日提出。香美市長、門脇楨夫。

香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香美市国民健康保険条例（平成18年香美市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書きに規定する出産であると認められるときは、3万円を加算する。

第6条第2項中、「第7条」を「次条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という）以後に行われる出産に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた出産に関する給付を受ける場合については、なお従前の例による。

提案理由、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第371号）が公布され、平成21年1月1日に施行されるのに伴い香美市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 ページ目には新旧対照の条文を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

なお、この改正する政令の内容について説明をさせていただきます。

平成21年1月1日から産科医療補償制度が開始されます。この制度に加入する医療機関などで出産した方に、出産育児一時金として現在の35万円に3万円を加算して交付するものです。産科医療補償制度の概要について簡単に説明させていただきます。医療機関などと妊産婦との契約に基づき、通常の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となったものに補償金を支払うもので、医療機関などは補償金の支払いによる損害を担保するため運営組織が契約者となる損害保険に加入します。補償金額は3,000万円で、一分娩当たりの保険料が3万円となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第111号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

これから、日程第16、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第20、諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの5件を一括議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 香美市物部町神池1947番地

氏 名 爲近初男

生年月日 昭和28年7月18日

平成20年12月16日提出。香美市長、門脇槇夫。

推薦の理由、高橋忠章氏の任期が平成20年12月31日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものです。

なお、参考資料を添付しておりますのでご参照ください。

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 香美市土佐山田町加茂332番地4

氏 名 村田珠美

生年月日 昭和32年8月25日

平成20年12月16日提出。香美市長、門脇槇夫。

推薦の理由、大塚善子氏の任期が平成21年3月31日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものです。

なお、参考資料を添付しております。

諮問第5号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 香美市土佐山田町楠目157番1地

氏 名 前田隆明

生年月日 昭和16年3月28日

平成20年12月16日提出。香美市長、門脇槇夫。

推薦の理由、前田隆明委員の任期が平成21年3月31日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものです。

なお、参考資料を添付しております。

諮問第6号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 香美市香北町美良布758番地1

氏 名 福島勇二

生年月日 昭和23年1月16日

平成20年12月16日提出。香美市長、門脇槇夫。

推薦の理由、西峰 優氏の任期が平成21年3月31日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものです。

なお、参考資料を添付しております。

諮問第7号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 香美市物部町大栃1351番地

氏 名 岩越美代

生年月日 昭和24年12月25日

平成20年12月16日提出。香美市長、門脇槇夫。

推薦の理由、岩越美代氏の任期が平成21年3月31日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものです。

なお、参考資料を添付しております。

諮問の一部につきまして、私の読み上げました中で誤りがありますので訂正をさせていただきます。

諮問第3号の推薦理由の中で、「高橋忠章（たかはただあき）」というふうに言いましたけど「忠章（ただのり）」が正解でございます。その点を訂正をお願いしたいと思います。

それから、本文中で住所のところでございますけれども、「神池1,947番地」、これはカンマが入っておりますけれどもカンマを除いてください。同じく諮問第7号につきましても、同様に住所のところカンマが入っておりますがこのカンマをお取りいただきたいと思っております。大変申しわけありません。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。諮問第3号、諮問第4号、諮問第5号、諮問第6号、諮問第7号、以上5件は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、諮問第3号を採決いたします。本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

これから、諮問第4号を採決いたします。本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第4号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

これから、諮問第5号を採決いたします。本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第5号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

これから、諮問第6号を採決いたします。本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、諮問第6号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

これから、諮問第7号を採決いたします。本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第7号は、原案のとおり適任とすることに決定をしました。

日程第21、意見書案第14号、危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。17番、竹内俊夫君。

○17番(竹内俊夫君) はい。17番、竹内俊夫です。

意見書案第14号、危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年12月16日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、竹内俊夫。賛成者、同、黒岩 徹。賛成者、同、比与森光俊。

説明は朗読をもってかえさせていただきます。

(案文朗読)

以上です。

朗読が間違っておりましたので一部訂正をいたします。1 ページ目の下から3 行目の終わりのほうですが、「温室効果ガス削減の中」と読みましたが「温室効果ガス削減の中・長期的」ということですので、訂正をいたします。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、意見書案第15号、介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 意見書案第15号、介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年12月16日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、比与森光俊。賛成者、同、黒岩 徹。賛成者、同、竹内俊夫。

案文を朗読しまして提案理由とさせていただきます。（後に意見書案の字句の訂正について発言あり）

（案文朗読）

【意見書案第15号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、意見書案第16号、貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 3番。

意見書案第16号、貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年12月16日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山崎龍太郎。賛成者、同、大岸眞弓。賛成者、同、片岡守春。

案文を読み上げて提案させていただきます。

(案文朗読)

本意見書案は、反貧困全国キャラバン高知県実行委員会代表鎌田 毅氏より陳情された案文主旨に賛同し提出するものであります。よろしくお願いします。

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、小松紀夫君。

○8番(小松紀夫君) 8番。提案者にお伺いをいたします。

「記」の後の、記の2番の部分ですけれども、「不安定就労者、低賃金労働者の雇用条件改善を図るために最低賃金の大幅引き上げ」とあるわけでございますけれども、本年10月に最低賃金、全国平均16円アップ、高知県は8円アップとあったわけでございますけれども、その上に大幅引き上げというのは大体幾らほどを想定をされての要望、意見であるのかということと、この賃金が上がることによって企業側の労働需要というものは減ってくるわけで、そのことによって失業者がふえるという可能性があるということは一一般論であるわけですけれども、特にこの昨今サブプライムローン問題の影響によりまして深刻な不況ということで、大手の企業でも雇用の打ち切りということが現実になってきているところであります。今最低賃金の大幅引き上げを行うということは中小、零細企業の経営を悪化させると。そして大量の失業者、特に非正規職員の方々の失業者を生むのではないかとということが予想をされるのですが、この見解をお伺いをいたします。

○議長(中澤愛水君) 3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 3番。

さまざまな視点から聞かれましたけれども、最低賃金622円から高知県630円に今年改正されたわけですが、実際問題、私ども以前も1,000円をということで意見書等も上げらせてもらったこともあります。実際、物事の考え方を行うときに、やはり労働者賃金の底上げから物事を発想していくということが、企業論理の側面から考えることと違って私は大事な視点であると思います。そのことによってお金が地域なら地域で回っていくと。労働者が、経営者が賃金をそれだけ払うことによって、結局のところその払われたお金が地域を巡回して、最終的に地域経済に波及効果を大きく及ぼしていくという発想を私どもは持っておりますので。実際、国の現在、政治の中身で言われますところのやはり消費ですわね、消費に対して大変国民自体が臆病になっているという現在を見るときに、やはり賃金保障ということが大前提になるというふうに考えます。県下においても、実際のところなかなか上げにくい、審議会等でも上がりにくい状況にあるんですけど、やはりもう少し大幅な改正を当面は求めるということが私の最低限の要望でもあるところです。答えにはなってませんが、まだあったと思いますが、不足しているのであれば再度お尋ねいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） はい。自分がちょっとお伺いをしたかった、今深刻な不況の折にこの大幅引き上げ、今1,000円という数字が出たんですけれども、そうすることによって中小、零細企業の経営が圧迫をされて逆に失業者はふえるんじゃないかと思うんですが、それに対する見解をお伺いをしたかったです。

それと、最低賃金を1,000円にすることによって、お金が回って地域経済が活性化すると、そういうお話ですけど、最低賃金で働く方々、全労働者の2%余りということで余り景気への影響はないんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 議員、おっしゃるとおり深刻な不況であることはマスコミ等も通じてそのとおりであると思います。実際、大企業と言われているところでは、解雇、リストラ等が平然と行われている部分の法整備等も急がねばならないというふうにも思うのですが、そしたらその大きな企業を見てみた場合にまだまだ内部留保という形で、今まで儲けた部分を15兆円、16兆円という格好で持っているわけです。だから、一番大きなそういう大企業と言われるレベルでそういうことをやられている現状で、それがやっぱり地域に波及してくるということは今の法体系の中で否めない部分もあるかと思いますが、私はやっぱりそういう大きなところが率先して株主等に中間配当等で今までの5倍ぐらいの配当も出して、その後、結果従業員の解雇をしていくと、そういう中央レベルの話もあるんですけど、それが最終的に地域経済を連動させていくというふうな方向がとれます。中小企業者、資金繰り大変で、もちろん年末を越すのも大変だということで、融資施策等もやられてるのは実際あるんですけども、そういう連動していく、国自体が流れの中で連動していったらという部分で言うときにやはり、政治の責

任というがやはり大きいのではないかというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番、竹平です。この意見書につきまして、いわゆる議会の連続性というような意味合いからちょっとお聞きします。連続性といいますのは、この香美市議会がずっと順延として続いていく中での、いわゆるその都度こういった意見書等を提出していくわけですが、そういったことにかんがみてお聞きしたいと思います。

この意見書につきまして香美市議会と、文書の後段のほうに「香美市議会は国会及び政府に対して」というような文言がございます。そういった意味合いもありますが、そういった中で記の1と3の関係でございます。つまり、これは社会保障費、これは医療、介護それから年金、生活保護と、これを充実あるいは削減を見直した場合、これはいわゆる財政の部分の出の部分ですね。当然今度入り、いわゆる歳入の関係になってくるわけですが、当然こういったことを充実していくためには税制が絡んでくると思います。今税制もちょっと改革ということで取り組んでおりますが、そうした中で、各種ある税の中でも特に私たちが関心が深いのが消費税の問題ですね。もう既に消費税のこともいろいろ取りざたされております。そういった場合になったときに、当然、もしこの意見書のようにこういった社会保障費等を充実していくという財政の出動があれば、当然入りの部分の税収ということで消費税の議論になったときにどういった、この議会がですね、先ほど言いました連続性のある議会であるならばそういった税制論議の、特に消費税の問題になったときに議会はどう対応していくのか。つまり、出の部分だけと言って入りの部分はそれは関係ないですよという立場をとるのか、出を考えるならば当然入りのことも検討していかなければなりません、そこなあたりのご認識をお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

大変レベルの中に高い質疑をされて困っておりますけれども、実際問題入りと出というところでのお尋ねというふうに思いますけれども、国のほうが考えていただくのが筋かと思っておりますけど、よく言われていますむだ遣い等も含めまして、それから先ほど来述べました、やっぱり大企業に社会的役割を応分に発揮してもらおうというところが私どもの主たる考え方でありまして。消費税というものは、やっぱり低所得者に重い負担であるということについては皆さんもご承知と思っておりますけど、やはりそれありきと、消費税増税ありきというふうな見解では私はこの意見書を提出しておりません。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） そういったご認識をお聞きしたところでは、端的に言いま

すと、当然入りの部分も考えていかないかん。ほんで、先ほど言いました、いわゆる議会の連続性というのは平口で言いますと今から、いわゆる私が言いました入りの部分の議論になった場合に税の関係で消費税等が出てくると、その中でそれにどう対応していくのかということなんです。その消費税は当然、今国のほうで考え方としては将来安定的な財源というようなことで、それもこうした社会保障の関係にどうしても組み入れていかないかんというような中で、これは憶測の話はできないわけですが消費税がアップされたときのこの香美市議会のそういった姿勢といったものをお聞きしたかったわけです。つまり、これのために消費税を幾らか上げましたと。そのときに当然この社会保障費もこの消費税アップの中には含まれておりますよということのときに、この香美市議会は消費税を上げるのは反対と言うのか、あるいはそれが含まれておればある程度はいたし方ないかというような、そこな認識をお聞きしたかったわけです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） はい。ご意見は承りましたけど、この本意見書、もちろんその財源的な部分で言うと消費税ということの話が出てきたと思いますけど、本意見書は貧困の連鎖を防ぐということでこの3つの記の部分に緊急にやっていただきたいというふうな趣旨でございます。消費税についてはまたいずれかの機会に、議会の連続性という部分で言えば出すこともあるかと思いますが。よろしく申し上げます、意見書はね。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって、意見書案第16号は、否決されました。

日程第24、意見書案第17号、地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） はい。17番、竹内です。

意見書案第17号、地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年12月16日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議

員、竹内俊夫。賛成者、同、黒岩 徹。賛成者、同、比与森光俊。

朗読をもって説明とさせていただきます。

(案文朗読)

以上です。

【意見書案第17号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 質疑といいますより漢字の間違いがありますので指摘をしたいと思います。記のところで、1ですが、今提案者は「地方」とお読みになって、これを議会運営委員会で「地域」というふうに書きかえましたが、調べてみましたら「地方」が正解です。この記を「地域活力基盤」というやつを「地方活力基盤」と書きかえたほうがよろしいと思うのと、それと「想像」の「想像」の字はこの字では恐らくないと思います。漢字の変換ミスだと思いますが、どうでしょうか。想像するの「想像交付金」とかいうものは多分ないと思います。創るほうの「創造」ではないでしょうか。よくお調べになった上で、この議場において、これを調べて直すことを確認された上で直して提出されたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 先ほど質問、文字の訂正について質問がありました。先ほど言われたとおりの字にして。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 17番。

先ほど誤字の訂正の質問がありました。記の1番の括弧の中の「地域活力基盤想像交付金」となっておるところが、「地域」が「地方」ではないかということがありましたけど、説明を受けた中、「地域」はそのまま「地域」でよいということでもあります。

「想像」というのは、次に「基盤想像交付金」とあって「想像」と言うておりますが、その想像の字は創るといふところの、創るところの「創造」という漢字を入れて交付金とつなげていくのがよいとの説明でありました。

(笑い声あり)

○議長（中澤愛水君） 案文の訂正ですので前でやってください。

○17番（竹内俊夫君） 17番、竹内です。先ほど質問がありましたことにつきまして訂正、また報告をいたします。

質問があったのは、記の分の1番というところで書かれております、「地域活力基盤想像交付金」というものの「地域」が「地方」ではないかという質問がありました。「地域」は「地域」で、「地域」はそのままの「地域」の漢字でよいということで思います。「基盤想像交付金」につきましては、その「想像」という漢字は創るということの漢字を使った「創造」ということで訂正をいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君から訂正をした提案がございました。質疑はございませんか。

「なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

原案に反対の方の討論を許します。原案に反対の方。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡でございます。

意見書案第17号、地方の道路整備の財源確保に関する意見書に反対の立場で討論を行います。

本意見書は道路特定財源の実質的な維持を求めるものであり、賛成できません。麻生内閣は来年度に創設を予定している地方活力基盤整備事業は、福田内閣の道路特定財源の一般財源化という国民への約束をほごにして、現行の地方道路整備臨時交付金7,000億円の規模と用途を拡充するだけのものです。政府与党は道路中期計画は廃止せず、10年を5年に短縮するだけで国民の声にこたえる姿勢は全くありません。国土交通省は来年度予算で道路予算を15%もふやすという概算要求を行っています。これでは揮発油税などをほとんどすべて道路につぎ込むことになり、現状と何ら変わりません。この10月に高知新聞などが実施した高知県民世論調査の結果が発表されていますが、福田内閣が今年5月に閣議決定した道路特定財源の一般財源化に過半数の52.8%が賛成し、反対の27.8%を倍近く上回っています。県民の声も一般財源化を進めよというものです。地方住民の暮らしや営業は本当に厳しいものになっており、その実態を見れば当然の結果と言えます。政府の調査でも生活が苦しいという国民が6年連続でふえ続けています。その上、世界的な経済の混乱、投機マネーによる原油や穀物の高騰が農林漁業者や中小企業の経営を脅かし、庶民も物価高にあえいでいます。

また、アメリカ発の金融危機でこの年末には多くの派遣労働者や非正規雇用の労働者が解雇とともに住居も失うなど、非常事態とも言える状況が広がっています。このような中で税金の使い方が今厳しく問われています。今は社会保障をしっかりと支え、暮らしの安心と安定を回復することこそが経済対策として最も効果的な方法ではないでしょうか。政府は国民に約束したとおり道路特定財源の一般財源化を進めるべきです。麻生首相が指示したとされる地方に配分される1兆円については、インフラ整備だけに特定

するようなやり方でなく、この間理不尽に削減されてきた地方交付税を増額し、地方の自由な意思で使える財源とするのが筋です。その際には、'08年の骨太の方針で決定された地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方に従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財源の厳しい地方に重点的に配分するとの立場を堅持すべきです。

また、地域活性化・生活対策臨時交付金については、総額6,000億円のうち3,000億円を地方が営々と積み立ててき、地方公営企業等金融機構の金利変動準備金を流用して対応しようとしており、大きな問題点を含んでいることも指摘しておきます。

よって、道路特定財源の実質的な維持を求める本意見書案には到底賛成できない旨申し上げ、反対の討論とします。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第17号、地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について、ぐっと手前へ引き寄せて、香美市民の立場ということから賛成討論を行います。

この意見書案にございますように、最初の「香美市にとって、道路は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化と福祉の向上など社会活動や住民生活上不可欠なものであり、住民からの要望も強いものがあります。しかしながら、市内の道路整備は、大幅に遅れているのが現状です。」、これがこの意見書の賛成をするすべてのことを表現をしているというふうに私は認識するところでございます。今、香美市内を見渡したとき、広大なこの面積の中に道路網は開設はされておりますが、決して十分な整備状況ではありません。そのため、産業面では時間ロスによる経済損失、また生活の面では、特にこれは市民の思いの中にございますが病気や事故等のときに緊急車両がスムーズに現地に到着しない、そして長時間待たされるという状況の中では、命にもかかわる重要な問題であるとそれぞれ住民の方々が憂いております。つまり、道路は経済や生活に加え命の道の役割も担っておるということでございます。こうしたことをも反映をいたしまして、先の一般質問でも緊急時の対応策としてのヘリポートの設置について、執行部とのやりとりがあったことは皆様ご承知のとおりです。また、道路財源の中には、これは皆様ご承知のとおり、当然信号機や歩道、ガードレールといった交通安全施設も含まれているわけございまして、これにつきましても同様に改善策の一般質問があつてございます。こうした声は何を物語っておるのか、まさしく道路整備のための財源確保と合致をいたします。要は、現下の香美市内の道路状況、そして日々道路を利用している市民の皆様方の思いをどうとらえるかという問題と考えます。公共福祉向上を目指す議会であるならば、まさしく市民の目線に沿った、そして市民が主人公との姿勢が望まれます。そういった面から、本意見書案については賛成という立場から討論を終わります。

以上で討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

ちょっと比与森議員から発言を求められておりますので、発言を許します。

○6番（比与森光俊君） すいません、意見書案第15号ですが、見出しの「介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消」となってます。案文の冒頭に「人材不足を解決」となってますけど、両方を「解消」という言葉で統一したいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 意見書案第15号につきまして、提出者の比与森光俊君から誤字の訂正がございましたが、訂正することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。さよう決定をいたします。

日程第25、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をいたしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了をしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、継続審査となっておりました決算の認定案件10件、専決処分事項の報告案件4件、議案第96号から議案第109号までの14議案と、追加案件として議案2件、諮問5件、意見書案4件が上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。また、今議会も住民の負託を受けた議員として17名から行政全般にわたっての一般質問が行われ、幾つかの提言もありました。執行部各位におかれましては、本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開、香美市の発展と市民

福祉の向上のために十分留意し取り組んでいかれますよう申し添えておきます。

1991年のバブル崩壊から日本はだんだんと立ち直りつつありましたが、今回の世界的な経済的変動は物すごい勢いで我が国の実体経済にも影響が出始めております。2008年の世相を一字であらわす年の瀬恒例の今年の漢字が「変」に決まり、去る12日に日本漢字能力検定協会から発表されました。選んだ理由は、日本の首相が短期間で交代し、またアメリカの次期大統領に変革を訴えたオバマ氏が決まったこと。さらに世界経済の大変動による生活の変化によるものや、さらには来年はいい年に変えたいとの強い願望からの意見が多かったようであります。今、まさに国の内外で急速な景気悪化による雇用不安が深刻となってきました。内定取消や派遣契約社員などの非正規従業員の解雇や人員整理、生産の縮小、失業が拡大し職を失った人々は、この年の瀬を生きていくのが精いっぱい、セーフティネットが十分機能せず、生存権まで脅かされかねない様相も呈しつつあります。3カ月後にはさらに厳しい状況が予想され、来年度も明るい展望は望めません。住みやすい社会としては、その条件は人の命が守られる社会であると言われます。香美市議会としても未曾有の事態に直面しつつある今、市民の痛みを痛みとして真摯に受けとめ、真剣に取り組んでいかねばなりません。農業、林業、観光、工業団地への積極的な施策の展開や、さらには工科大学の位置づけなど香美市の持つ底力を発揮するために、意識と行動の変革が急務であります。旧習や惰性にとらわれることなく、変革、前進を旨として市民のための新しい時代への転換を図っていかねばなりません。住民自治、団体自治、ひいては地方自治の本旨の実現のためあらゆる面で大胆な変革、チェンジが求められております。本定例議会が終わりますと平成21年度予算編成作業が本格化、大詰めに迎えますが、限られた予算の中で最大の行政効果を上げるための生みの苦しみと苦渋の選択が待っております。本年も残すところわずかとなりました。寒さもいよいよ厳しくなっております。各自ご自愛の上でご精励いただけますよう祈念をいたしまして、閉会のあいさつといたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今月3日に開会をいたしました平成20年第5回香美市議会定例会も、議員各位のご協力によりまして、今期定例会に提出いたしておりました全議案に対し、慎重なる審査、検討を賜り、本日ここにそれぞれ適切なるご決定をいただきまことにありがとうございました。会議中にいただきました皆様方の貴重なご提言やまたご意見など、今後の市政に反映させていくよう努めてまいります。

さて、今年もあと残り半月となりました。振り返ってみますと中国製のギョウザ中毒事件や相次ぐ食品偽造、また（東京都）秋葉原での無差別殺傷事件、そしてアメリカのサブプライムローン破綻から端を発した金融不安は全世界に波及し、その後金融危機が蔓延する中、企業は経営危機に見舞われ、100年に一度と言われる世界同時不況として雇用問題を中心に世界的な問題となってしまいました。我が国もこれらの渦中の中で

政治も経済も全く出口の見出せないまま大きなかげりを残して、今年も終わろうとしています。この蔓延した閉塞感から脱却するためには、早期に安定感のある政治と信頼できる政策が求められており、国民が将来に安心と安全を保障された生活を取り戻されるよう、国は強いリーダーシップを発揮してほしいと望むものであります。

さて、今議会が終了いたしますと平成21年度予算の編成作業に着手いたします。既に各課、各部署より予算要求は提出されていますが、今後財政課のヒアリングを経て市長査定が行われます。内容は大変厳しいものになるかと推察されますが、合併後4年目を迎え、締め年として、より公平で公正なことに心がけるとともに、同時に市民の皆様方の市政に対する信頼と期待感が裏づけられる予算となれるよう、限られた財源の中で編成してまいりたいと考えています。

いよいよ年末を迎え、議員の皆様方には公私ともますます多忙な日になると思いますが、健康には十分気をつけられ、輝かしき新年をご家族そろって元気でお迎えになられますことをご祈念いたしまして、閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） ありがとうございました。

これをもって平成20年第5回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前11時08分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 0 年 第 5 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成20年第5回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	12月3日 （水）	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。ただし、認定第1号から認定第10号までの決算継続審査案件については、本会議方式で報告から採決まで。議案第96号・第109号については、本会議方式で採決まで。
第2日	4日（木）	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 ----- 議案精査のため
第3日	5日（金）	休 会	”
第4日	6日（土）	休 会	休日、議案精査のため
第5日	7日（日）	休 会	” ”
第6日	8日（月）	休 会	議案精査のため
第7日	9日（火）	本会議	一般質問
第8日	10日（水）	本会議	一般質問
第9日	11日（木）	本会議	一般質問 庁舎建設特別委員会・議員協議会
第10日	12日（金）	本会議	議案質疑～委員会付託 ----- 本会議散会后、各常任委員会 総務常任委員会の審査 （議案第97・104・105・107号） 教育厚生常任委員会の審査 （議案第102・103・106号） 産業建設常任委員会の審査 （議案第98・99・100・101・108号）
第11日	13日（土）	休 会	議案審査整理のため
第12日	14日（日）	休 会	”
第13日	15日（月）	休 会	”
第14日	16日（火）	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託省略し、説明から採決まで）

意見書案第 14 号

危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 16 日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 竹内俊夫

賛成者 " 黒岩徹

賛成者 " 比与森光俊

危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書（案）

今年 2008 年、京都議定書の第一約束期間が始まりましたが、わが国の対策は、遅々として進まず、二酸化炭素を中心とする温室ガスの排出量は、依然として増え続けています。

一方、年々、気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは、将来世代に安全・安心な地球環境を引き継げず、私達自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない状況にあります。

このような中、今年 7 月に開催された洞爺湖サミットでは、2050 年までに温室効果ガスを半減する必要があることが合意されました。そのため先進国は、2007 年のバリ合意に沿って、率先して大幅な削減を実現しなければなりません。

とりわけ日本は、今後、気候の安定化のために世界各国と強調した温暖化防止対策を実践することが重要となるのであり、温室効果ガス削減の中・長期的削減目標を設定し、その目標を達成するための施策を包括的・統合的に導入・策定し、実施していく必要があります。

その具体策として、日本が責任をもって対応するためには、まずは京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比30%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要です。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、炭素税やキャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入にインセンティブとなるような固定価格買取制度などを実現するべきです。

よって、国におかれては、上記の内容の実現を約束する法律を制定するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月16日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
外務大臣	中曽根弘文殿
経済産業大臣	二階俊博殿
環境大臣	斉藤鉄夫殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 15 号

介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める
意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並び
に関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 16 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 比与森 光 俊

賛成者 " 黒 岩 徹

賛成者 " 竹 内 俊 夫

介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める
意見書（案）

わが国では、高齢化が進み、今後 10 年間に約 60 万人の介護職員の確保が、ま
た、障害者福祉の現場でも大幅な増員が必要と見込まれていますが、介護・福祉
労働者はいま、低賃金、長時間重労働、また人手不足で休暇も取れないなどの厳
しい労働環境から離職率も高く、早急な待遇改善が求められています。

また、地域の介護体制、障害者支援の体制を維持するためにも、介護、福祉労
働者の人手不足の解消は喫緊の課題となっています。

この間、社会保障をとりまく環境は大きく変化しました。措置費や保育所運営
費の削減、介護報酬改定や、障害者自立支援法導入の影響による財源の削減で、
非正規職員が増大し、各施設などにおいて福祉従事者の不足が深刻化しています。
とりわけ介護職場での人材確保が急務となっています。

介護・福祉部門で、待遇改善がすすみ、希望をもって働けるようになれば、雇
用の場の創設や、若者の県外流出に歯止めをかけることにもつながり、地域経済
への波及効果も期待できます。

よって国におかれましては、各地域の実情をふまえ、介護・福祉の職場におい
て必要な福祉従事者が十分に確保されるよう次の事項を強く要望します。

記

- 1、全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系が構築できるよう介護報酬のあり方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。介護報酬の改定にあたっては、介護・福祉労働者の賃金に確実に反映される手立てを講ずること。また、地域性も十分考慮すること。
- 2、行き届いた社会福祉や介護サービスの提供が出来るよう、「(新)福祉人材確保基本指針」を具体化すること。特に介護・福祉労働者の待遇改善を図ること。
- 3、介護・福祉現場の職員配置基準を抜本的に改善すること。
- 4、小規模事業所などにおける職場定着の取り組み支援や労働時間短縮のための事務負担軽減策、事業所の労働環境に関する情報開示など、介護・福祉労働者の待遇改善のための総合的な取組みをすすめること。
- 5、前項の対策の費用が、事業者や利用者、自治体の負担とならないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月16日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
財務大臣	中川昭一殿
厚生労働大臣	舛添要一殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第16号

貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣
並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成20年12月16日 提出

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 " 大岸 眞弓

賛成者 " 片岡 守春

貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを
求める意見書（案）

日本に貧困が急速に広がっています。労働分野、社会保障分野において、
貧困を防止し、あるいは貧困から救い出す社会の仕組みがきちんと機能せず、
人々の生存さえ脅かされています。いま、住民の間に将来に対する不安は確
実に広がっています。

憲法第25条が規定する生存権の保障は国の責務であります。ところが、
国は、全国各地に広がった貧困の実態を正視していません。このままでは、
ますます貧困が広がり、住民の「健康で文化的な生活」を実現することは困
難となります。

よって、香美市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1、「経済財政政策と構造改革に関する基本方針2006」(骨太の方針2006)で打ち出された社会保障関係費を毎年2,200億円削減する方針を撤回すること。
- 2、不安定就労者や低賃金労働者の雇用条件改善を図るために、最低賃金の大幅引き上げや労働者派遣事業法の抜本改善、事業譲渡に関わる労働者保護法制の整備を図ること。
- 3、地方に責任と費用負担を押しつける安易な権限委譲は行わず、生活保護費の国庫負担割合を増大させ、年金や生活保護などの社会保障制度を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月16日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	舛添要一殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第17号

地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成20年12月16日 提出

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 竹内俊夫

賛成者 " 黒岩徹

賛成者 " 比与森光俊

地方の道路整備の財源確保に関する意見書（案）

香美市にとって、道路は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化と福祉の向上など社会活動や住民生活上不可欠なものであり、住民からの要望も強いものがあります、しかしながら、市内の道路整備は、大幅に遅れているのが現状です。

このような状況の中、道路特定財源の一般財源化に伴い、「地方道路整備臨時交付金」を衣替えし、道路を中心とした公共事業に用途を拡大した1兆円規模の新たな交付金制度を創設し地方へ分配することや、揮発油税などの暫定税率を3年間維持する案が示され、政府・与党で調整が行われています。

特に、地方道路整備臨時交付金は、地方の自主性・裁量性により、地域の課題に柔軟かつ効果的に対応できる制度であり、本県においても、これまで1.5車線の道路整備など地域の実情にあった道路整備をこの制度を活用してスピード感を持って進めてきました。また、四国8の字ネットワークにおいては、その整備率が四国の他の三県に比べて大きく遅れていることから、一日も早い併用に向けて、関係機関と共に取組んできた結果、やっと今後の進捗に目処が立ってきました。

よって、衆・参両議院及び政府においては、今後の道路整備のあり方を検討

する際には、道路整備の遅れている本県の実情や脆弱な財政状況を十分認識するとともに、地方の「底力」を発揮できるよう、次の事項について強く要望します。

記

- 1.平成21年度に創設が予定されている「地域活力基盤創造交付金(仮称)」については、道路を中心とした公共事業に幅広く使えるような制度とすること。また、道路は地域活力の向上に資する最も基礎的な社会基盤であることから、その配分については、道路整備の遅れている地方に優先的な配分を行うこと。
- 2.四国8の字ネットワークをはじめとする国直轄事業や高速道路へのアクセス道路等の補助事業など、「命の道」を整備するための道路予算全体が縮小しないようにすること。
- 3.緊急経済対策において、平成21年度に地方へ配分するとされている1兆円については、平成20年度補正である「地域活性化・生活対策臨時交付金(仮称)」と同様に、地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備などを進めるための資金として、財政力が弱く道路整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月16日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
財務大臣	中川昭一殿
国土交通大臣	金子一義殿
環境大臣	斉藤鉄夫殿

香美市議会議長 中澤愛水

平成 20 年 12 月 3 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

総務常任委員会委員長 黒 岩 徹 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1 . 審 査 の 年 月 日 平成 20 年 11 月 10 日 (月)

2 . 審 査 の 議 案 等 及 び 結 果

議 案 号 番 号	議 案 名	審 査 結 果
認 定 1	平成 19 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認 定 2	平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

平成 20 年 1 2 月 3 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

教育厚生常任委員会委員長 比与森 光 俊 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

- 1 . 審 査 の 年 月 日 平成 20 年 1 1 月 1 0 日 (月)
- 2 . 審 査 の 議 案 等 及 び 結 果

議 案 号	議 案 名	審 査 結 果
認 定 7	平成 19 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出 決算の認定について	認 定
認 定 8	平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算 (事業勘定) の認定について	認 定
認 定 9	平成 19 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出 決算 (保険事業勘定) の認定について	認 定
認 定 10	平成 19 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出 決算 (サービス事業勘定) の認定について	認 定

平成 20 年 1 2 月 3 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹 内 俊 夫 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたから会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

- 1 . 審 査 の 年 月 日 平成 20 年 1 1 月 1 0 日 (月)
- 2 . 審 査 の 議 案 等 及 び 結 果

議 案 号	議 案 名	審 査 結 果
認 定 3	平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認 定 4	平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認 定 5	平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
認 定 6	平成 19 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

平成 20 年 12 月 16 日

香美市議会議長 中澤愛水殿

総務常任委員会委員長 黒岩徹 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 20 年 12 月 12 日（金）
2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
97	平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 2 号」	可決
104	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
105	香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
107	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決

平成 20 年 12 月 16 日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 比与森 光 俊 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 20 年 12 月 12 日（金）
2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
102	平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 3 号」(事業勘定)	可決
103	平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 2 号」(保険事業勘定)	可決
106	香美市児童クラブ設置条例の制定について	可決

平成 20 年 12 月 16 日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹内俊夫 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 20 年 12 月 12 日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
98	平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 2 号」	可決
99	平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」	可決
100	平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」	可決
101	平成 20 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第 2 号」	可決
108	香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について	可決

香美市長 門 脇 槇 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

議決した議案等の送付について

平成20年第5回香美市議会定例会において議決した、下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議案 96	平成20年度香美市一般会計補正予算「第4号」	H20.12.3	可決
議案 109	住宅新築資金等貸付事業に係る和解について	〃	〃
認定 1	平成19年度香美市一般会計歳出歳入決算の認定について	〃	認定
認定 2	平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 3	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 4	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 5	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 6	平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 7	平成19年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
認定 8	平成19年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	H20.12.3	認定
認定 9	平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	"	"
認定 10	平成19年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（サービス事業勘定）の認定について	"	"

平成 20 年 12 月 16 日

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

議決した議案等の送付について

平成 20 年第 5 回香美市議会定例会において議決した、下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
97	平成 20 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 2 号」	H 20.12.16	可 決
98	平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 2 号」	〃	〃
99	平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」	〃	〃
100	平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」	〃	〃
101	平成 20 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第 2 号」	〃	〃
102	平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 3 号」(事業勘定)	〃	〃
103	平成 20 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 2 号」(保険事業勘定)	〃	〃
104	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
105	香美市立地域集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
106	香美市児童クラブ設置条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
107	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H 20.12.16	可 決
108	香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について	"	"
110	財産の取得について	"	"
111	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	"	"
諮問 3	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	"	適 任
諮問 4	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	"	"
諮問 5	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	"	"
諮問 6	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	"	"
諮問 7	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	"	"
意見書 14	危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書の提出について	"	可 決
意見書 15	介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める意見書の提出について	"	"
意見書 16	貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書の提出について	"	否 決
意見書 17	地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について	"	可 決

香美市長 門 脇 槇 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成20年第5回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別	定例会			
2. 開会	平成20年12月	3日		
3. 閉会	平成20年12月	16日		
4. 会期	14日間			
5. 議員の出欠	12月	3日	出席 25人	欠席 0人
	12月	9日	出席 25人	欠席 0人
	12月	10日	出席 25人	欠席 0人
	12月	11日	出席 25人	欠席 0人
	12月	12日	出席 25人	欠席 0人
	12月	16日	出席 25人	欠席 0人
	計		150人	0人
6. 議案の提出	市長提出のもの	16件	(議案 16)	
	議員提出のもの	4件	(意見書 4)	

7 . 議決の状況	可 決	1 9 件 (予算 8 ・ 条例 6 ・ その他 2 ・ 意見書 3)
	認 定	1 0 件 (第 4 回 定例会にて継続審査の決算)
	適 任	5 件 (人権擁護委員 5)
	否 決	1 件 (意見書 1)
	合 計	3 5 件

8 . 委員会付託の状況	総務常任委員会	4 件
	教育厚生常任委員会	3 件
	産業建設常任委員会	5 件
	計	1 2 件

9 . 適任とした人権擁護委員

- (1) 住所 香美市物部町神池 1 9 4 7 番地
為 近 初 男
- (2) 住所 香美市土佐山田町加茂 3 3 2 番地 4
村 田 珠 美
- (3) 住所 香美市土佐山田町楠目 1 5 7 番 1 地
前 田 隆 明
- (4) 住所 香美市香北町美良布 7 5 8 番地 1
福 島 勇 二
- (5) 住所 香美市物部町大栃 1 3 5 1 番地
岩 越 美 代

9 . そ の 他 閉会中の所管事務の調査

10 . 議決書の写 別紙のとおり

11 . 会議録の写 作成次第後送